

ICD NEWS

LAW FOR DEVELOPMENT

法務省法務総合研究所国際協力部報

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE
MINISTRY OF JUSTICE

第3号
2002.5

目次

巻頭言 法律家の叢智結集の新たな場 法務省特別顧問 三ヶ月 章 …… 1

研究報告

- ラオス法制度の概要 国際協力部教官 工藤恭裕 ほか …… 5
 ラオス人民民主共和国憲法（英日対訳） …… 61
 ヴィエトナムにおける外国仲裁判断の承認及び執行の実情について …… 99
 ヴィエトナムにおける外国判決の承認及び執行制度について ……109
 JICA長期派遣専門家（ヴィエトナム司法省派遣）竹内 努
 インドネシア司法制度と司法改革の状況 国際協力部教官 山下輝年 ……117
 インドネシア共和国憲法仮訳（第1次ないし第3次改正を含む）
 東邦学園短期大学非常勤講師 島田 弦 ……157

国際研修

- 第16回ヴィエトナム国法整備支援研修 ……173
 カントリーレポート発表会（ヴィエトナム民事訴訟手続の現状と法律制定上の課題）…175

～国際協力の現場から～

- カンボディアに行ってきました 前法務総合研究所教官 山川景逸 ……191
 縁がありまして再び 国際協力専門官 田中正博 ……197

～@閑話～

- …23, 60, 116, 172, 190

～ 卷頭言 ～



法律家の叡智結集の新たな場

法務省

特別顧問 三ヶ月 章

現在の日本は、多くの局面において大きな変動にさらされており、法の分野もまた、その例外ではない。何れの分野でも、こうした新奇な課題に直面すると、これまでは自覚の対象となることが少なかった状況がはっきりした認識と反省の対象になることが多いのであるが、このことは法の分野においてもあてはまる。むしろ、他の様々な分野に比べても、より鮮明な形をとってこうした反省が現れがちである、ということ、60年以上にわたって法というものと付き合ってきた老学者として痛切に感じさせられる昨今である。

大きな歴史的断絶を経験しつつ、現在の日本の法制度を全くの無の状態から極めて短期間に打ち立てていかなければならなかった日本においては、数千年のほぼ一貫した法の歴史をもつ西欧諸国には見られない様々な特有の歪みをこの領域で生み出してきたのは、当然といえばあまりにも当然なことなのであるが、この期間に日本が置かれていたある意味では特殊な、また、ある意味では恵まれた環境の故に、そうした歪みが鋭い反省の対象となることが少なかったというのも事実である。しかし、現在の時点においては、こうした日本の法制度やこれを扱う法律家——学者・実務家双方——も全く新しい時代の中で、法の普遍的な課題を追い求めざるをえない立場におかれるようになってきたことの故に、これまではあまり見えてこなかった己の特異性というか、後進性というか、そうした事態に目を開かせられざるをえない環境になってきた、ということを感じている。

私は、たまたま民事訴訟法というどちらかという実務に近い分野を専攻として選んだこともあって、他の法領域の学者に比べれば、日本の法学者や法律実務家の特異性とか、学問と実務相互の影響・交錯の貧しさといったことについては、感覚が敏感であったとは思っている。最近の目まぐるしい国際的・国内的双面的政治・社会状況の変動の激しさの故にますます上述した法及び法律家の日本の特異性の認識が研ぎ澄まされてくるという実感を禁じえない。こうした日本法の歴史の浅さに基づくある意味での歪みとして、これまで私の立場から指摘し続けてきたことの一部を挙げてみれば、オピニオンリーダーの集団というには程遠い法律家全体の一般社会からの孤立化、在朝・在野の別などという古臭い対立で彩られている実務法律家間の相克、法律学者と法律実務家との交流・接触の度合いの少なさ、法

律学者の間での専門領域の狭隘に基づく隣接分野に対する無関心の体質化等の点があった。更にそれと重なりつつ、法という文化現象がそれを担う人間と不可分の関係にあるという認識が希薄であり、法というものを、主に制度や規範という非人間的・客体的事象としてのみ眺めるという傾向が、上述した日本の歴史の中から生まれてきた、と言うことも指摘し続けてきたつもりである。一口で言えば、法律家それぞれの「蝸壺」の中への安住と、己のプロフェッションとしての責任の磨き上げの足りなさを指摘することが、私の学問活動の一つの大きな眼目であったわけである。

こうした私の営みも比較的最近までは世に認められる事が少なかった故か、自分自身でも、何か空しい空回りを繰り返しているような感じを禁じえなかったというのが率直な告白であるが、最近に至って、俄かに私がこれまで訴え続けてきたことの意味が広く認識されるようになり、法律家の間でも、更にはより広い社会層の間でも、共通の認識と共感が生まれつつあるように感じられる昨今である。己の学問的活動の黄昏を感じ始めている年頃になって、こうした大きな流れの転回を体感することができるようになったということは、幸せなことだと言わなければなるまい。

こうした動きの背後に、大きな世界史的な流れが潜むことは疑いのないところである。一昔前の東と西の対立、南と北の格差といった歴史の座標軸が大きく揺り動かされ、全世界共通の法的思考が求められるようになるという流れが、この極東の島国にもひたひたと押し寄せてきた、ということが上述した日本人の法律家の意識の転回のきっかけであったと私は見ている。それは一面で、日本の法及び法律家の島国的・蝸壺的あり様の変革を促すだけでなしに、他面で、日本以外のそれぞれ違った歴史と社会制度をもつアジアの国々におけるグローバルな世界に通用する法の整備の必要をそうした国々に対しても、厳しく迫るようになったということでもある。前者についていえば、日本の法律家の先に述べた縦割状況を脱却して普遍的なリーガル・プロフェッションのあり方に迫ることが求められることにならざるをえないことになる。目下音を立てて進行中の司法制度改革の流れとは、正にその具象化に他ならない。他方、目をアジアの他の諸国に向けるならば、極めて不幸な歴史を担ってきたアジア諸国がその桎梏を脱して、明治維新当時の日本の状況を彷彿とさせるような急速な法整備の課題に直面して、範をわが日本に求めるようになりつつあるのも、同じ世界史的な流れの異なる発現である、と言わなくてはなるまい。

前の点はともかくとして、後の点、すなわちアジア各国に対する法整備支援・協力ということは、これまで蝸壺の中に閉じこもりがちであった日本の法律家にとっては、全く新しい課題であり、経験である。とは言いながら、上述したアジア諸国の熱気に満ちた視線を浴びつつわが国でもその組織化の努力が、量においても質においても、目覚ましい勢いで広がりつつあるのは事実であり、特にその中であって、昨年暮れから大阪の中心部に立派な拠点をもつに至った「法務総合研究所国際協力部」の新設ということは、この日本の新しい国際的課

題に国を挙げて取り組むということを鮮明にしたものとして特記されなければならない。そして、このような国策に対応しようとするならば、日本の法律家とても、過去の視野の狭さを克服し、相互の壁を意識的に取り払いつつ協力することに迫られざるをえないのであって、上に述べた国内的課題と国際的な課題はそこで見事に結合すると言ふべきである。アジア諸国に先立って、全く独力で、フランス法・ドイツ法・英米法、という世界の法制度の三大潮流を自らの栄養として取り込んだ日本の法律制度と法学は、かくて、漸く外に向かって自らの体験を語りかけるべき時を迎えたのである。

こうした国際協力部の事業の一環として、このICD NEWSは、これまでの様々な形での法律関係の雑誌とは一味違う特色のある刊行物として、将来にわたって大きな役割を果たして行くであろうことは、疑う余地がないばかりでなく、正にそうしたPR活動に協力するということを通じて、日本の法律家の間での理論と実務の協力関係の構築と、理論家の専門的障壁の克服に大きく貢献することが強く期待されるのである。

【研究報告】

ラオス法制度の概要

法務総合研究所

国際協力部教官 工藤 恭裕

国際協力部教官 山下 輝年

前教官 榑原 一夫

国際協力部は、ラオスに対する法整備支援の企画及び立案のため、これまで数次にわたって教官をJICA短期派遣専門家としてラオスに出張させ、必要な調査研究に当たらせている。本報告は、これらの現地調査の結果や、ラオス法律関係者を対象として日本国内で実施した研修などを通じて得られた情報を基に（平成14年3月時点）、ラオスの司法制度及び法体系の概要をとりまとめたものである。



メコン川の夕陽（ラオス）

目 次

第1部	ラオスの統治機構と司法制度	7
第1	統治機構の概要	7
第2	立法—国会	7
第3	行政	11
1	国家主席	11
2	政府	11
3	司法省	13
4	地方行政	14
第4	司法	15
1	概要	15
2	人民裁判所	15
3	人民検察院	19
4	弁護士制度	21
別紙1～9		24
第2部	ラオスの法体系と立法手続	44
第1	法体系の概要	44
第2	立法手続	45
1	法律草案作成過程	46
2	政府発案による立法過程	46
3	所管官庁による草案作成	47
4	司法省における法的審査	47
5	首相府における政治的・法的審査及び大臣会議による承認	49
6	国会での法律草案の審議及び採択	50
7	国家主席による法律の公布	50
8	立法手続における国民参加	51
第3	立法手続における問題点	51

第1部 ラオスの統治機構と司法制度

第1 統治機構の概要

ラオス人民民主共和国（以下「ラオス」という。）は、1975年の建国以来、政治的には人民革命党の一党独裁体制のもとで民主集中制を採用した社会主義体制を継続している。

しかし、1980年代半ば以降の社会主義改革の流れは、ラオスにも影響を及ぼし、1986年、当時のカイソン国家主席が、「チンタナカーン・マイ（新思考）」という政策指針を打ち出して、全方位外交を開始し、また、経済的には、「ラポップ・マイ（新経済メカニズム：New Economic Mechanism）」政策を打ち出し、政府は、以後、市場経済への移行を支持する新しい法制度の構築を推進し、1997年7月にはASEANへの正式加盟を果たした。

ラオスは、1975年の建国以来、憲法を有していなかったが、この新しい法制度構築推進の中で、1991年8月14日、人民最高議会（当時：People's Supreme Assembly、現在の国会：National Assembly）第2期第6通常国会において、現行憲法を採択し、翌15日、公布した。

現行憲法において、人民革命党が政治体制の中核であるとされ（憲法第3条）、統治機構は立法機関である国会、国家元首である国家主席、行政機関である政府、司法機関である人民裁判所及び人民検察院で構成されている。

現行憲法下において、ラオスは、形式的には立法、行政、司法の三権が分けられた体制を採っているが、三権相互のチェック・アンド・バランスの体制にはなく、特に、立法機関である国会が、行政及び司法の各部を監督する権限を有する一方で、その権限を抑制する制度がないことから、国会に権力が集中した体制となっている（統治機構の概要については、別紙1「ラオス人民民主共和国統治機構図」参照）。

したがって、概念的には、本来国会が三権を有しているが、行政作用と司法作用を各機関に分配していると理解すべきで、これを「権限分配の理論」と称している。

なお、2002年2月24日に選挙された国会議員による第5期国会において、憲法改正が審議される予定である。

第2 立法－国会

1 権限及び責務

国会は、一院制で、国家の重要課題を決定する立法機関であり、行政・司法機関の活動を監督・監視する（憲法第39条）。

国会の権限及び責務は

- ① 憲法を制定・承認・改正すること
- ② 法律を審議・承認・改正・廃止すること
- ③ 税と関税を決定・変更・廃止すること
- ④ 国家の社会経済的発展のための戦略的計画と予算を審議・承認すること

- ⑤ 国会常任委員会の提言に基づいて、国家主席と国家副主席を選出又は解任すること
- ⑥ 国家主席の提言に基づいて、大臣の指名又は解任を審議・承認すること
- ⑦ 国会常任委員会の提言に基づいて、最高人民裁判所長官及び検事総長を任命又は解任すること
- ⑧ 首相の提言に基づいて、各省又はこれに相当する機関*1、プロビンス、市の設置と廃止を承認し、又はプロビンスや市の境界を確定すること
- ⑨ 大赦を承認すること
- ⑩ 条約を批准・破棄すること
- ⑪ 戦争又は平和に関する決定を行うこと
- ⑫ 憲法や法律の遵守を監督すること
- ⑬ 法律の定めるその他の事項

である（憲法第40条）。

国会の権限のうち、憲法改正については、会期中の国会のみが憲法改正の権限を有し、改正には国会議員総数の3分の2以上の賛成が必要である（同第80条）とされている。

また、国会に対し、法案を提出する権限を有するのは

- ・ 国家主席
- ・ 国会常任委員会
- ・ 政府
- ・ 最高人民裁判所
- ・ 検事総長
- ・ ラオス婦人同盟、ラオス革命青年同盟、労働組合のような中央レベル大衆組織

とされている（同第46条）。

なお、現行法律は、すべて政府発案によるものである（立法手続については、第2部「ラオスの法体系と立法手続」参照）。

2 組織

(1) 概要

国会は、選出された議員の任期ごとに、期を分けて数えられており、第1期は1975年から1989年まで、第2期は1989年から1993年まで、第3期は1993年から1997年まで、第4期は1997年から2002年までであった。第4期は、2002年11月までが任期の予定であったが、憲法改正を新たな構成の国会によって行うこととするため、第5期国会議員の選挙は2002年2月24日に繰り上げられた。なお、第2期以前は、人民最高議会と呼ばれていた。

現行憲法によると国会は一院制であり

- ・ 議員

*1 国立銀行などがこれに当たる（別紙1「ラオス人民民主共和国統治機構図」参照）。

- ・ 議長
- ・ 1名又は2名の副議長
- ・ 常任委員会
- ・ 委員会
- ・ 事務局

から構成される（国会法第6条）（別紙2「ラオス国会」参照）。

(2) 議員

国会議員は、普通、平等、直接かつ秘密の選挙により選出される（憲法第4条）。選挙権は18歳以上の者に、被選挙権は21歳以上の者にそれぞれ認められる（同第23条）。

国会議員選挙法により、国会議員の定数は5万人当たり1名の議員と定められており（ただし、各選挙区から最低3名は選出される。国会議員選挙法第7条）、第4期国会の定員は99名であったが、第5期国会においては109名である。

国会議員の任期は5年である（同第41条）。

国会が、行政・司法組織の活動を監督することとされている（同第39条）ことから、国会議員は、首相、その他の大臣、最高人民裁判所長官又は検事総長を尋問することができる（同第50条）。

国会議員は、国会（その休会中は国会常任委員会）の承認なく、起訴・勾留されることはない（同第51条）。

各委員会の委員長、副委員長等を務める議員を除き、議員は、国会閉会中、兼務している他の職務を行うか、プロビンスレベルに置かれている地元の国会議員事務所において勤務している。

2002年2月24日の選挙により選出された国会議員の名簿は、別紙3を参照。

(3) 議長及び副議長

国会は、議長及び副議長を選出し（国会法第11条）、議長及び副議長は、それぞれ常任委員会の委員長及び副委員長を兼務する（憲法第42条、国会法第23条）。

(4) 常任委員会

国会は、委員長、副委員長及び所定数の議員で構成される常任委員会を選出する（憲法第42条）。

委員数については、国会法にも、相当数とされ（国会法第26条）、定数の定めはないが、第4期国会においては、委員長以下7名の構成であった。

常任委員会は、

- ・ 国会の招集（憲法第43条第4号）
- ・ 憲法や各法律の規定を解釈・説明（同第2号）

するといった重要な権限に加え、国会休会中においては、国会に代わり

- ・ 行政・司法組織を監督（同条第3号）

する権限を有する上

- ・ 国会に対する，国家主席及び国家副主席並びに最高人民裁判所長官及び検事総長の任免の提案権（憲法第40条）
- ・ 最高人民裁判所長官以外の裁判官（同第67条）及び最高人民検察院*2次長検事（同第73条第2項）の任免権

といった国家の重要ポストの任免提案権又は任免権を有し，国家主席に対しては，国家主席令・布告の提案権（同第53条第2号）を有している。

(5) 委員会

国会には，国会及び同常任委員会の法案等の審議，並びに行政及び司法の監督を補助するため，相当数の委員会が設置される（憲法第49条，国会法第33条）。

現在，常設の委員会は

- ・ 国防委員会（Committee on National Defense）*3
- ・ 法務委員会（Law Committee）
- ・ 経済金融委員会（Economic and Financial Committee）
- ・ 文化社会委員会（Cultural and Social Committee）
- ・ 少数民族委員会（Committee on Ethnic Affairs）
- ・ 外務委員会（Committee on Foreign Affairs）

の6委員会であり（同第36条第1項），このほか，必要がある場合，常任委員会は，特別委員会を設置することができる（同条第2項）。

行政機関等から，常任委員会に提出された法解釈に関する質問に対しては，法務委員会に付託される。同委員会の主要な役割は

- ・ 法律案の起草
- ・ 法律の普及
- ・ 法律の解釈
- ・ 法律の執行の監督
- ・ 司法に対する監督

である。

(6) 会期

国会は，原則として，年2回の通常議会（Ordinary session）を開催し（憲法第44条第1項），1回の会期は20日間である。また，常任委員会は，必要な場合に，臨時議会（Extraordinary session）を開催することができる（同条第2項）。

通常議会の開催時期は，2月と9月とされている（国会法第12条）。

*2 ラオ語では，オンカン・アティット・アンニャカン，英語では，the Office of Public Prosecutor General であるので，直訳すれば，検事総長局となるが，日本の最高検察庁に該当する組織であるので，最高人民検察院の訳語を使用する。

*3 なお，1993年当時の国会法では，国防委員会は存在せず，総務委員会（Secretariat Committee）となっている。これについては，国会法務委員会の下にある法務部長に確認したところ，総務委員会を事務局に改編し，新たに国防委員会を新設したが，これに伴う法改正を行っていないということであった。

このほか、国会法では、国会選挙後最初に招集される招集議会（国会法第9条～11条）、国家の重要・偶発・緊急問題を審議及び決議する特別議会（Special session）を規定している。

国会の定足数は、過半数の議員の出席を要し（憲法第45条第1項）、その議決は、原則として、出席議員の過半数により決せられる（同条第2項）。しかし、国家主席の選出の場合は、出席議員の3分の2以上の賛成を必要（同第54条）とし、憲法改正の場合は、議員総数の3分の2以上の賛成を必要とする（同第80条）。

第3 行政

1 国家主席

国家主席は、国家元首であり、国内外においてラオス国民を代表する（憲法第52条）。

なお、国家主席は、前述のとおり、国会の出席議員の3分の2以上の賛成多数により、任命され、また解任される（同第54条）。

国家主席の権限は、憲法上

- ・ 憲法及び法律を公布すること。
- ・ 国会常任委員会の提言に基づいて、国家主席令及び同布告を發布すること。
- ・ 国会の承認又は不信任決議に基づき、首相及び大臣を任命又は解任すること。
- ・ 首相の提言に基づいて、各プロビンスの知事と各市の市長を任命・転任・解任すること。
- ・ 外国と署名を交わした条約や協定の批准又は破棄を公布すること。
- ・ 外国に対するラオス人民民主共和国の全権代表者を任命したり、外国から全権代表者を召還し、またラオス人民民主共和国に派遣された外国の全権代表者を受け入れること。

などと規定されている（同第53条）。

国家主席は、自己を補佐し、自己の不在時には代理として業務を行う国家副主席を置くことができ、国家副主席は、国会の出席議員の過半数の賛成をもって、選出される（同第55条）。

2 政府

政府は、国家の行政組織として、政治、経済、文化、社会、国防と保安、外交といったあらゆる分野において、国家の義務の遂行を統一管理する（憲法第56条）。

政府の任務と権限は、憲法第57条において

1. 憲法、法律、国会の決議、並びに国家主席令及び国家主席布告を実行すること。
2. 国会に法律案を、また国家主席に国家主席令及び国家主席布告の案を提出すること。
3. 社会経済的発展のための戦略的プランと国の年次予算とを作成し、これらを

国会に提出して審議・承認を受けること。

4. 社会経済・科学・技術の分野における管理と国防・保安，外交問題について命令や決定を下すこと。
5. すべての支部と地方行政組織の管理組織の業務を編成・指導・管理すること。
6. 軍隊及び治安部隊を編成・管理すること。
7. 外国との条約や契約に署名し，その実行を指導すること。
8. 各省及び省に相当する機関，政府付属機関並びに地方行政組織の決定や命令が法に矛盾していた場合に，これらを停止又は取り消すこと。
9. 法の定めに従い，その他の権限を行使し，その他の義務を果たすこと。

と規定されている。

政府は，首相，副首相，大臣及び省に相当する委員会の議長で構成される合議体であり，その任期は5年である（憲法第58条）。

首相は，国会の承認の上，国家主席によって指名され（同第59条），政府の長として，政府の業務を指導・管理し，各省及び省に相当する機関並びにその他の政府付属機関の業務を指導しつつ，政府を代表し，各プロビンスの知事と各市の市長の業務を指導する（同第60条第1項）。

また，首相は，副首相と省に相当する委員会の副委員長，副知事，副市長，地区の長を指名する（同条第2項）。

副首相は，首相の補佐役であり，首相は，特に首相不在時に首相に代わり業務を行う副首相を指名することができる（同条第3項）。

その他の大臣については，国会の承認を受け，国家主席により任免される（同第53条第3号）。

ラオスにおける国会と政府の関係の特色として，憲法第61条により

国会は，国会常任委員会又は国会の議員総数の4分の1以上が，政府又は政府のいずれかの構成員に対する不信任を提起した場合は，その不信任投票を実施することができる。

国家主席は，国会が政府に対する不信任投票を採択後24時間以内に，国会に対しその問題を再審議するよう要請することができ，この再審議は，最初の審議から48時間以内に行わなければならない。

再投票でも不信任が可決された場合，政府は総辞職しなければならない。とされ，政府及びその構成員に対する不信任決議権が国会に認められていることを挙げることができる。

政府の下には，省及びこれと同格の組織が設置されている（別紙1「ラオス人民民主共和国統治機構図」参照）。

3 司法省

(1) 沿革

司法省は、1975年の建国時、中央政府の行政組織として設置され、裁判所及び検察院も司法省の一部局として組織されていた。

なお、最高人民裁判所及び最高人民検察院は、1983年に司法省から独立し、さらに、1990年1月に人民検察院全体が最高人民裁判所から独立した。

その後、ラオス憲法が1991年に制定され、最高人民裁判所と人民検察院が、名実ともに司法省から独立した組織となったが*4、下級裁判所の予算及び人事については、それ以降も、司法省の監督下に置かれている。

司法省は、1992年以降、中央政府における党と政府の政策を法律、規則等に具体化し、ラオス法制度発展のための研究と提言、法律の起草、法律の普及等を主要な任務とする省庁として位置付けられ、その後の社会情勢等の進展に伴い、具体的な任務と権限には変更が加えられてきたが、現在の司法省の所掌事務及び権限並びに組織は、2000年7月31日付け首相布告第110号により規定されている（別紙5参照）。

(2) 所掌事務及び権限並びに組織

前記首相布告第110号は、別紙5のとおり、その第1条で、司法省は、政府部内の中央行政組織であり、法の科学的研究、法及び法制度、法の起草・作成・運用及び普及、司法制度の運営、法の支配の強化、国家の安全及び建設、人民民主制度の建設及び発展、並びに安定的・市民的平等社会の保障に貢献する法の下における国民の平等な権利と義務の管理及び保障に対し責務を有すると規定し、第2条以下に、その所掌事務及び権限並びに組織を規定している。

具体的に、司法省の主要な所掌事務は、法令の起草、他省庁作成の法案の審査、他省庁の実施する事務に対する法的助言、国民の法律に対する認識と遵守意識を高めるための法律の普及、下級人民裁判所の運営（予算・人事面）、判決の執行、公証人役場及び経済仲裁機構の管理・監督などである。

これらの事務を分掌する司法省の現行組織は、別紙6のとおり

1. 大臣官房
2. 組織人事局
3. 法制局
4. 法律普及局
5. 司法行政局
6. 公証人局
7. 判決執行局

の1官房6局、及び局相当の

経済仲裁部

が設けられているほか

*4 最高人民裁判所と人民検察院の独立の経緯及び形態については、なお確認が必要である。

法律研究センター

司法研修所

が設置されている*5。

なお、主要な局等の組織概要及び所掌事務については、別紙7のとおりである。

(3) 問題点

司法省の抱える問題点は、他の司法関連組織と同様に、人材が、質及び量ともに不足していること及び事務用資材・機材の不足により円滑な事務の遂行が困難なことである。

特に、人材面については、1975年の革命後約10年間、国内における法学教育の空白があり、十分な法学教育を受けた人材は、局部長以上の幹部クラスの一部と、開放政策後、欧米に留学した経験を有する一部の若手職員に認められるのみである。

また、ラオスでは、近年のASEAN加盟などの流れの中で、法制度への改革が急務であるという意識の醸成とともに、司法省の職員数を急速に増大させている。

4、5年前、司法省の本省の全職員数は65名程度であったが、現在は130名となっており、増加した人材の供給源の大半が、ラオス国立大学法政治学部の新卒者であることから、実務経験年数が5年以下の若手が、司法省の職員の大半を占めている。

4 地方行政

ラオスにおける現在の地方行政組織は、プロビンス*6、特別市、ディストリクト*7、村*8である（憲法第62条）。

特別市は、プロビンスと同格の組織とされている。

各組織には、知事、市長、ディストリクト長、村長が置かれるが、知事及び市長は、国家主席が任免し（同第53条）、ディストリクト長は、首相が指名する（同第60条）。

地方行政組織は、中央政府の監督下に置かれており（同第57条第5号、第60条第1

*5 ただ、現行組織のうち、法律研究センター（Law Research Center）及び司法研修所（Judicial Training Center）は、最新の前記首相布告第110号では局相当の組織として規定されていない（第5条）が、それ以前の1999年11月2日付け首相布告第194号では局相当の組織として規定されており、詳細については明らかではない。この間に、これら二つの組織の必要性について議論があったようである。

*6 プロビンスのラオス語は、クエン（Khoueng）であり、中国語の「県」が語源であるとされていることから、この地方行政区分について、日本語訳を「県」とするものが多い。

また、「省」とする訳もあるが、これは、中央政府の省（Ministry）と混同を招く。

一方、特別市のラオス語は、カンペン・ナコーン Kampheng nakhon であるが、英語訳を Municipality とするものもあれば、日本の県にあたる Prefecture とするものもある。

そこで、混乱を避けるため、ラオス語のクエン（Khoueng）にあたる地方行政区分は、その英語訳が、すべて Province で統一されているため、そのまま「プロビンス」とし、ラオス語のカンペン・ナコーン（Kampheng nakhon）にあたる地方行政区分には、「特別市」の訳語を当てることとした。

*7 ラオス語 Muang、英語 District

*8 ラオス語 Ban、英語 Village

項)、住民を代表する議会を有していない。

地方行政組織ではないが、ヴィエンチャン特別市の北東約50キロメートルの位置に中央政府直轄のサイソンブン特別区が置かれ、司法組織等については、プロビンス級としての扱いを受けている(別紙8参照)。

なお、2002年2月時点における地方行政単位は、プロビンス16、特別市1(ヴィエンチャン)、特別区1(サイソンブン特別区)、ディストリクト139、村が11,564であるが、ディストリクトと村の新設及び廃止は、頻繁に実施されているようである。

第4 司法

1 概要

前述したとおり、ラオス憲法は、ヴェトナムと同様、司法を人民裁判所と人民検察院の二つの組織から構成されるとしている(憲法第8章)。

また、国会が、行政機関と同様、司法機関をも監督する(同第39条)。

2 人民裁判所

(1) 裁判制度の概要

ラオスの裁判所は、中央に設置された最高人民裁判所、地方の行政区画に対応して設置されたプロビンス級人民裁判所及びディストリクト人民裁判所と、軍事裁判所から構成される(憲法第65条)(別紙9参照)。

ラオスの裁判制度は、三級二審制である。

第一級は、ディストリクト人民裁判所であり、第二級は、プロビンス級人民裁判所である。

これらのディストリクト人民裁判所及びプロビンス級人民裁判所が、原則として、第一審の管轄を有する。

ただし、プロビンス級人民裁判所は、ディストリクト人民裁判所が第一審の判決を下した事件について、控訴審を担当する。

第三級は、ヴィエンチャンに設置された最高人民裁判所であり、原則として、プロビンス級人民裁判所が判決を下した事件について、控訴審を担当する。

人民裁判所は、合議体で審理し判決を下すこととされ、審理や判決を下すに当たり、裁判官は独立の立場にあり、法に従ってのみ行動しなければならないと裁判官の独立が、憲法上保障されている(同第68条)。

裁判手続は、法に定められた場合を除き、公開で行わなければならない(同第69条)。

合議体は、1名を裁判長とし、他に2名を法廷の構成員とする3名の裁判官で構成される(人民裁判所法第8条)^{*9}。

*9 1991年に人民裁判所法及び両訴訟法が改正されるまでは、職業裁判官1名及び参審員2名により合議体が形成されていた。

また、裁判官には、人民裁判所法第32条により

裁判官は、事前に国会常任委員会による承認を得ない限り、逮捕又は刑事告発されることはない。

いかなるレベルの裁判所であれ、人民裁判所の裁判官を緊急に逮捕する必要がある場合、これを国会常任委員会に直ちに報告し、その後の手続について指示を仰がなくてはならない。

下級人民裁判所の裁判官を逮捕した場合、更に、司法省に報告しなくてはならない。

とされ、不逮捕特権の保障がある。

(2) 裁判官の任免

最高人民裁判所（以下「最高裁」という。）長官は、国会常任委員会の提案に基づき、国会が任免し（憲法第40条第7号）、任期は5年である。

その他の最高裁裁判官は、最高裁長官の指名に基づき、国会常任委員会が任免する（同第67条）。

最高裁以外のプロビンス級人民裁判所及びディストリクト人民裁判所の裁判官についても、憲法上、国会常任委員会が任免する（同第67条）こととされているが、実際は、司法大臣が任免しており^{*10}、法律論から言えば、このような下級裁判官に上記身分保障規定が適用されるか否か、疑問なしとしない。

なお、裁判官の任命資格については、人民裁判所法第30条に

裁判官は、資格があり、有能、正直かつ率直な23歳以上のラオス国民で、一定の法律知識を有する者とする。

人民裁判所の所長は、25歳以上でなければならない。

と規定されるのみで、明確な任命基準の定めがない。

(3) ディストリクト人民裁判所

ディストリクト人民裁判所は、現時点では132設置されているのみで^{*11}、設置されていないディストリクトが11ある。

ディストリクト人民裁判所は、1名の所長及び裁判官で構成される（人民裁判所法第18条）が、大都市部を除き、合議体を構成できる3名の裁判官が配置されていない裁判所が多く存在する。

その場合、近隣の裁判所から臨時派遣を受けて合議体を構成し、裁判を行うことになるが、臨時派遣の裁判官も、本来の業務を有しており、いつでも対応できるわけではないことや、交通手段の未発達等と相まって、裁判官不足が、裁判遅延の大きな原因となっている。

ディストリクト人民裁判所には

*10 UNDP作成の「Assessment of The Lao Legal Framework(1997)」では、首相府が任免権限を有するとされている。

*11 数値は口頭ベースであり、正確な数値が必要な場合は、書面による資料入手が必要である。

- ・ 訴訟物の価額が50万キップを超えず、他の人民裁判所の裁判管轄に属しない民事事件
 - ・ 自由に対する制限が2年(法定刑)を超えず、他のいかなる裁判所又は法律で定めた他のいかなる裁判所の管轄権限の対象にもならない刑事事件
- について、第一審の管轄権限がある（人民裁判所法第18条）。

(4) プロビンス級人民裁判所

プロビンス級人民裁判所は、16のプロビンス、ヴィエンチャン特別市及びサイソンブン特別区に各1の合計18設置されている。

また、プロビンス級人民裁判所には、ディストリクト人民裁判所の管轄に属する以外の民事事件及び刑事事件で、他の裁判所の管轄に属さない事件につき第一審管轄権限があり、ディストリクト人民裁判所が判決を下した控訴審の管轄がある（同法第19条）。

各プロビンス級人民裁判所は、1名の所長、1名の副所長及び裁判官で構成される（同法同条）。

各プロビンス級人民裁判所には、民事部及び刑事部が設置されるほか、所長、副所長及び複数の裁判官により構成される裁判所長委員会（Committee of Presidents）が設置される（同法同条）。

裁判所長委員会は、ディストリクト人民裁判所が判決を下した事件の控訴審を担当するほか、裁判所の運営を監督する（同法同条）。プロビンス級の検察官及び司法事務所長は、この裁判所長委員会に参加し、意見を述べるができるが、採決に加わることはできない（同法同条）。

(5) 最高人民裁判所

最高人民裁判所（以下「最高裁」という。）は、国家の最高司法機関として位置付けられ、地方の人民裁判所や軍事裁判所の決定を審議する（憲法第66条）。

なお、最高裁は、首都ヴィエンチャンに置かれている。

最高裁は

- ・ 重要な事件又は特に困難な事件
- ・ プロビンス級人民裁判所又は軍事裁判所が下した第一審判決に対し控訴された事件

について管轄を有するほか、後述する監督審の審理も行う。

審級制は、前記のとおり、原則的に二審制であるが、その例外として、重要な事件又は特に困難な事件については、最高裁が第一審かつ終審となる（人民裁判所法第22条）。過去に1度適用された例がある^{*12}。

*12 ラオスベンチブック英語版（1999年司法省発行）110ページ及びラオス最高裁長官からの聞き取り調査によれば、2002年2月現在でも、最高裁が第一審かつ終審として判決を下した例は、1996年の刑事事件（刑法141条「国税に関する法律違反罪」に関するもの。）1件のみであり、民事事件については例はない。

また、第一審判決で控訴期限を過ぎた判決、又は控訴審の判決のように、通常の手続で不服申立てをすることができなくなった場合であっても、検察院は、その判決が法令に反し、又は不当であると考えられる場合には、異議を申し立てて当該判決の再審理を求めることができ（人民検察院法第15条第4号、第5号）、最高裁において、これを審理することを「監督審」と呼んでいる。

最高裁の組織に関しては、人民裁判所法のほか、国会常任委員会決議により定められている。

最高裁は、1名の長官、1名の副長官及び裁判官で構成され（人民裁判所法第20条）、定員の定めはない。また、最高裁は、民事部、刑事部及び軍事部に分かれているが、軍事部裁判官については、国防省内で勤務し、法廷も国防省内で開くため詳細は不明である。民事部及び刑事部の裁判官は、2002年2月現在、合計8名である（ただし、このうち1名はオーストラリアに留学中である。）。

長官、副長官及び一定の裁判官で構成される最高裁長官委員会が監督審及び死刑判決の審査等を担当する（同法第23条）。

最高裁長官は、通常事件の審理には加わらないが、最高裁長官委員会の議長を務める（同法第24条）。

(6) 全国裁判官会議

最高裁の長官、副長官及びその他の裁判官並びにプロビンス級人民裁判所及び上級軍事裁判所の所長により構成される全国裁判官会議は、裁判官による最高機関である（人民裁判所法第26条）。

全国裁判官会議は、裁判所の業績及び統計を分析し、裁判所の効率を高めるための方針を決定し、最高裁長官委員会の決定を審査するなどの権限を有する（同法第27条）。

全国裁判官会議は、最高裁長官により招集され（同法第24条）、少なくとも年に2回開催される（同法第28条）。

最高裁長官委員会及び全国裁判官会議のいずれについても、司法大臣及び検事総長は出席することができるが、意見を述べることはできるとどまり、採決に参加することはできない（同法第29条）。

(7) 司法行政

1983年以来、裁判所のうち、最高裁のみが司法省の管轄下から独立した機関となったが（憲法に規定されたのは1991年）、その他の下級裁判所は現在も司法省の管轄下にある。

現在、最高裁が司法省の建物の中にあるのは、このような経緯があるためである。

その他の下級裁判所については、司法省が人事配置、昇進、予算等の事項を掌握しているが、最高裁は、下級裁判所に対して、法律の解釈その他の司法に関する事項の指導（instruct）・助言（advise）や事件処理の監督（monitoring cases）を行う権限は有している（人民裁判所法第21条）。

このような制度のため、最高裁の裁判官と下級裁判所の裁判官は、採用も研修も全く別個になされ、その間の人事交流もほとんどないため、最高裁裁判官は下級裁判所での裁判経験がないのが普通である。

(8) 問題点

ラオスの裁判制度には、原則的な二審制に加え、判決の効力発生後、重大な法令違反又は事件の状況に適合しない場合があるとき、当該判決に対して不服申立て可能な監督審があり、また、判決の効力発生後、事実認定の誤りがあれば申立て可能な再審制度が存在する。

不服申立て手段としては、まず通常の上訴（二審制のため、日本の制度に引き直すと「控訴」となる。）があり、民事事件は判決送達から20日以内、刑事事件は判決宣告から15日以内に不服申立てが可能である上、上訴理由に制限はない。

当事者から不服申立てがない場合及び第二審判決が出た場合には、判決が効力を有するに至るという意味で確定するが、これに対して検察院に不服申立て（正確には判決是正申立てと言うべきか）手段が存在し、これが監督権限の行使と言われている。

私人間の民事訴訟においても、検察官は法廷への立会権限、意見陳述権限、監督権限を有することから、当事者が上訴しなくても監督権限に基づく不服申立てが可能である。

この不服申立ては、第二審がプロビンス級人民裁判所である場合でも、最高裁である場合でも、最高人民検察院は、確定裁判に対して行うことが可能であり、その要件は「重大な法律違反」「判断が具体的事件の事情に適していない場合」であるため、法令違反・事実誤認を問わないと解される。

検察院が同権限を行使しない場合でも、当事者は国会に不服申立てを行い、国会は、最高人民検察院に対し、同権限を行使して不服申立てをするよう指示することができる。

さらに、新たな証拠の発見、偽造証拠・偽証等により判決に誤りがある場合、再審制度が存在する^{*13}（刑事事件において、被告人の刑事責任を加重する場合であっても、検察官は確定後1年間は再審請求ができると解されている。）。

以上により、裁判の確定という観点から問題が存在する。

3 人民検察院

(1) 組織

人民検察院は、人民裁判所に対応して、最高人民検察院（以下「最高検」という。）、プロビンス級人民検察院、ディストリクト人民検察院及び軍事検察院から構成される（憲法第72条）（別紙9参照）。検察院の組織については、人民検察院法のほか、国会常任委員会決議が定めている。

最高検は、首都ヴィエンチャンに置かれ、プロビンス級人民検察院は、16のプロビ

*13 形式的要件は日本の制度と同様であるが、証人が後に証言を変更すれば再審が行われるという説明もあり、その適用が緩やかな印象を受けるので、実態調査が更に必要である。

ンス、ヴィエンチャン特別市及びサイソンブン特別区に各1の合計18設置され、ディストリクト人民検察院は、全国のディストリクトに139設置されているが^{*14}、設置されていないディストリクトが4ディストリクト存在する。

最高検事総長は、国会常任委員会の提案に基づき、国会が任免し（憲法第40条第7号）、任期は5年である。

次長検事は、国会常任委員会が任免し（同第73条第2項）、その他の検察官は、検事総長が任免する（同条第3項）。

人民検察院の職員は、検察官のほか、捜査官（Investigator）及びその他の事務官（Assistant）から構成される（人民検察院法第23条）。

検察官の数は、1998年当時の資料で110名とされ、上記の検察院の数に比して、非常に少ない^{*15}。

ラオスの人民検察院の現状を見ると、最高検で、検事総長及び次長検事3名（うち1名は上級軍事検察院長官と兼任）の合計4名のみが検察官であり、他のプロビンス級人民検察院及びディストリクト人民検察院においては、各検察院の長官のみが検察官であるか、あるいは、せいぜい次席の者までが検察官であるといった状況であり、検察官がいない検察院も多数存在する。例えば、北部ルアンナムタプロビンスには、五つのディストリクトがあり、そのいずれにもディストリクト人民検察院が設置されているが、プロビンス内の検察官は、プロビンス人民検察院所長の1名だけであり、いずれのディストリクト検察院にも検察官は勤務していない。

(2) 資格

検察官及び捜査官の任命資格については、人民検察院法第25条に

検察官として任命される者及び捜査官として任命される事務官は、法律の教育または研修を受け、資格があり、能力を有し、正直でかつ25歳以上でなければならない。捜査官である事務官は、21歳以上でなければならない。

と規定されているのみで、裁判官と同様、明確な任命基準の定めがない。

(3) 権限

人民検察院の職務は、人民検察院法第2条に

- ① 国の機関、会社、企業、国の他の団体、公務員及び国民による法律の履行を監督及び検査すること（一般的監督及び検査）。
- ② 捜査・取調機関による法律の履行を監督及び検査すること。
- ③ 裁判所の事件処理及び裁判所の意思決定における法律の履行を監督及び検査すること。
- ④ 逮捕と拘禁の場所、自由が剥奪されている時及び裁判所による他の執行措置が適用されている時の法律の履行を監督及び検査すること。
- ⑤ 犯罪の原因及び犯罪を引き起こしている状況処理及び終了させるために、

*14 数値は口頭ベースであり、正確な数値が必要な場合は、書面による資料入手が必要である。

*15 もっとも、ディストリクト人民検察院は日本の区検察庁相当と考える必要がある。

犯罪及びその他の法律違反を訴追すること。

⑥ 実体に即してすべての刑事事件の完全かつ徹底的な調査と取調べを確保し、また国の機関及び他の団体と調整を行って犯罪を回避するための措置を講じること。

⑦ 犯罪者が法律に従って処罰され、無実の人々が処罰されないようにすること。

⑧ 法律により定められる権限内の事件のすべて又は一部の捜査と取調べを行う。

と規定されており、ヴェトナム人民検察院同様、刑事事件に関する②、④～⑧のほか、①の国家機関及び社会組織の一般的な監督及び検査権限並びに③の裁判手続一般に対する監督及び検査権限を有するところに、我が国検察庁と異なる特色がある。

(4) 問題点

以上のように、ラオス人民検察院は、刑事事件に関する権限のほか、広範な監督及び検査権限を有するが、特に、裁判制度との関係では

- ・ 確定裁判に対し、法令適用の誤りを理由として、監督審の申立て
- ・ 市民間の民事事件にも法廷に立会し、裁判を監督した上、裁判に誤りがあれば監督審の申立て

がそれぞれ可能であり（人民検察院法第15条）、裁判のやり直しが頻発し、裁判の確定を困難にする一因となっている。

また、現状においては、人員の不足及び十分に訓練された職員の不足のために、その権限を十分に行使できておらず、特に、刑事事件については、内務省の監督下にある警察との連絡・調整の不備により、訴追権限を十分に行使できていないという問題を抱えている。

4 弁護士制度

(1) 弁護士会の沿革及び組織

ラオスには、ヴィエンチャン弁護士会が唯一存在し、同会は司法省が所管する民間機関として1991年に設立された。

設立当初、同弁護士会は会員10名で活動を始め、1996年に発布された首相令第94号によって、全国を対象とする弁護士会となったが、2002年2月現在でも会員数は22名である。

うち、ルアンプラバンとサバナケットに各1名ずつ居住しているが、その他はヴィエンチャン在住であり、司法省や裁判所の退官者が弁護士となっていることから、会員の年齢層は58歳から75歳である。

弁護士会は、形式上は独立の組織とされているが、改廃につき司法省の許可が必要な倫理規定に拘束される上、会員になるには司法省の許可が必要である。その資格要件は、司法省監督下にあった法律専門学校か法学部を卒業し、かつ、法律分野、司法

省、裁判官、検察官として5年間の勤務経験を有することである。

しかし、2002年3月、司法省は、弁護士登録の上記要件を緩和した上、退職者を中心にしながらも、米国ロースクールを卒業した公務員未経験者を含む42名に対し、弁護士登録前研修を実施中であり、弁護士数はこれまでに比べれば大幅に増加する予定である。

弁護士会には、執行委員会（3名）及び審査委員会（2名）の常任委員会が設置され、同委員は、会員の選挙で選出される。その任期は3年であるが、委員候補となるには司法省の推薦が必要とされている。

(2) 弁護士会の職務

弁護士会の職務は以下の4種類である。

- ① 民事及び刑事事件等における個人及び法人の権利及び法的利益の擁護
- ② 個人や法人に対する法律問題の助言指導
- ③ 法律改正に関する司法省への意見具申
- ④ 会員に対する研修・教育

しかし、ラオスの司法制度では、職業として裁判で公判活動（調停を含む）ができるのは弁護士会会員のみであるが、当事者や被告人の親族又は組織の上司等が代理人又は弁護人として公判活動ができることになっており^{*16}、弁護士の必要性が重要視されていない。

また、③の法律改正に関する意見具申は、これまで行われたことはない。

(3) 問題点

これまでラオスにおいては、弁護士数が足りず、国民に対し十分な法律サービスが提供されてきたとは言えない。

このような状況が放置されてきた理由としては、職権主義であるため、裁判官が真相究明の役割を担い、検察官が監督しているという訴訟構造、本人訴訟を原則とし、親族等も代理人となることができるという代理人制度、前提として紛争の内容が法律専門性を必要とせず、当事者も報酬を払ってまで弁護士を代理人とする必要性を感じていないという紛争の単純性、さらには、村長を委員長とする村落調停委員会により多数の事件が解決されていることにあつたと思われる。

今後、弁護士数は大幅に増加する見込みとはいえ、どのような弁護士制度が構築されていくのか明確になっておらず、弁護士の役割や弁護士の地位について、注視する必要がある。

5 憲法改正が司法制度に与える影響

第5期国会により2002年中に憲法改正が行われる予定であり、改正内容の詳細については判明していないものの、司法制度については、憲法改正に伴い、以下のような変更が行われる見込みである。

*16 なお、ベトナムと同様、法律相談は弁護士資格を有していなくても可能である。

第一に、裁判所制度について、中間上訴裁判所を設置した上で、ディストリクト人民裁判所を廃止し、下級裁判所については、司法行政権を司法省から最高人民裁判所に移す。つまり、最高人民裁判所を頂点に、高等人民裁判所、プロビンス級人民裁判所が下級裁判所として存在するという裁判所組織に改編し、三級三審制とする。ディストリクト人民裁判所については、訴訟を行う権限を失う代わりに、村落調停委員会によっては解決することができない事件の調停を専門に扱う部署とする。

第二に、検察官の権限につき、すべての国家機関が法令に従って権限を行使しているか否かを監督する一般的監督権限を廃止する。

もともと、憲法改正の内容に沿った、人民裁判所法、人民検察院法、民事訴訟法及び刑事訴訟法等の関連法規の改正準備は2002年3月の時点で進んでおらず、改正憲法による司法制度の運用がいつから行われるか見込みが立たない状況である。

～ @閑話 ～

～ @閑話 ～

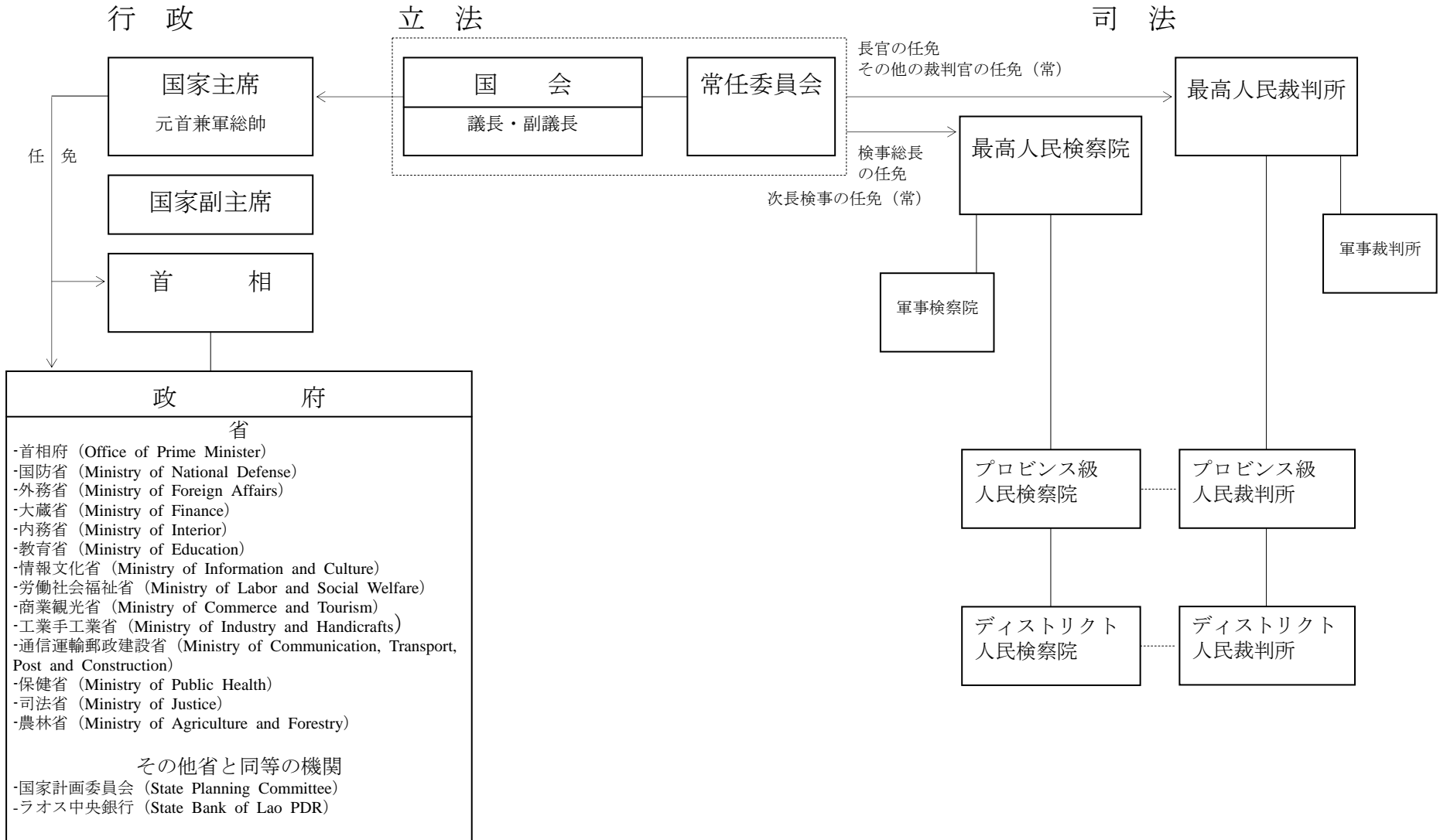
今は昔

「〇〇人の悠長さといったら呆れるくらいだ。修理のために××時に届くように材木を注文してもいっこうに届かない。工場に一度顔を出したきり二度と戻ってこない人がいる。新年の挨拶回りだけで二日を費やす悠長さだ。〇〇人は、やけに丁寧で謙譲であるのに、色々の点で失望させられ、この分では自分の望みの半分も成し遂げないで、ここを去る時がくるのではないかと思ってしまう。」

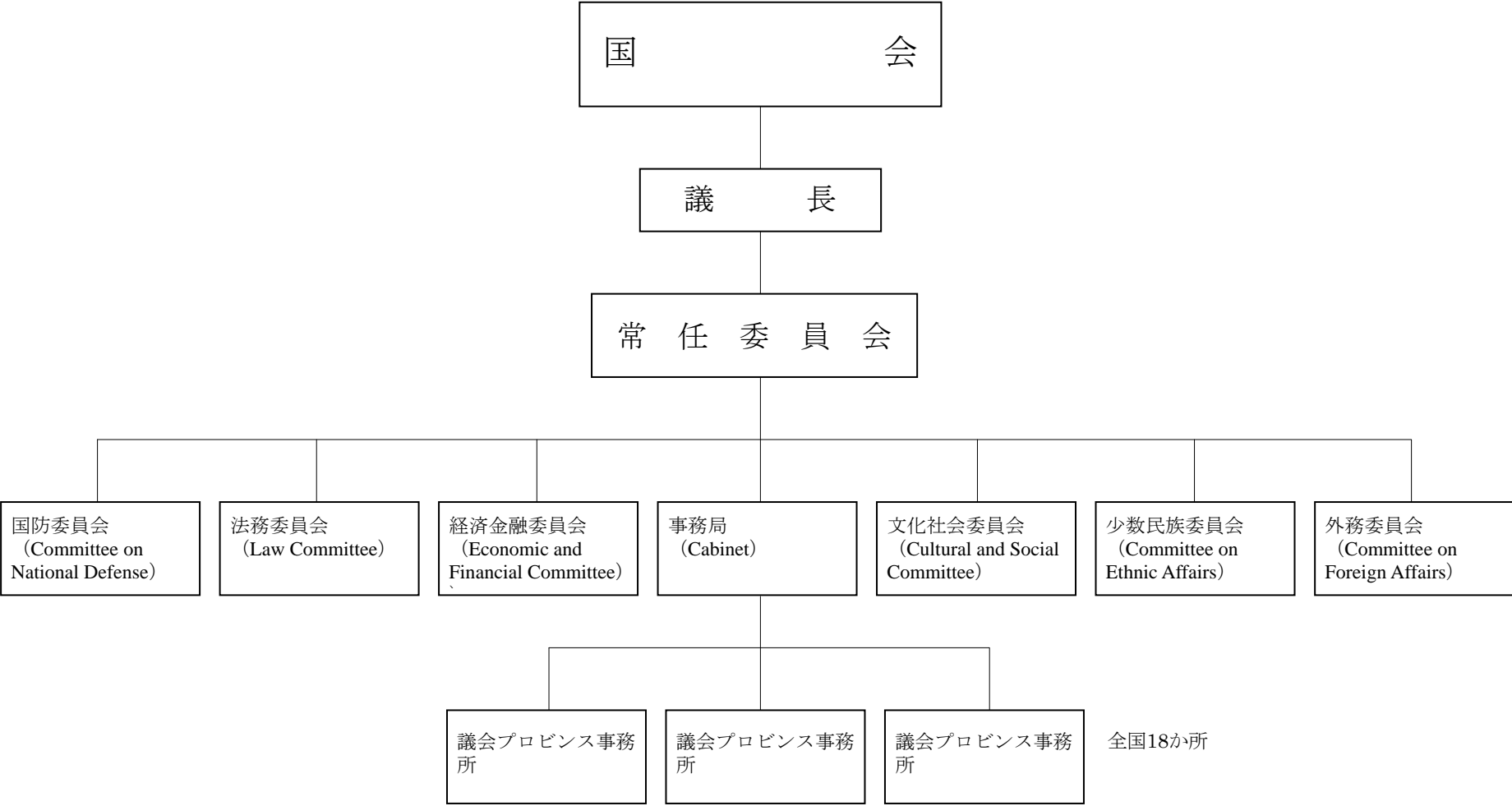
さて、この〇〇人はどこの国か分かりますでしょうか。アジアの国々に行った経験のある人は、ラオスだ、カンボディアだ、タイだ、インドだ、などと言うでしょう。

正解は「日本人」です。1857年ころ日本に滞在したオランダ人ウイレム・カッテンディーケの言葉だそうです（「遅刻の誕生」橋本毅彦・栗山茂久）。長崎海軍伝習所で技術を教えた人です。とすると、時間厳守は日本人の生来の特質ではなかったのです。

ラオス人民民主共和国統治機構図



ラオス国会



MEMBERS OF THE LAO 5TH LEGISLATURE

The result of the election of members to the National Assembly-Fifth Legislature, held February 24, 2002

The new 109 elected members to the Fifth Legislature of the National Assembly are listed as in the Constituencies respectively:

Constituency 1: Vientiane municipality

Mr. Thongloun Sisoulith
Mr. Bountiem Phissamay
Mr. Kham-Ouane Bouppha
Mr. Som-Ok Kingsada
Mr. Saythong Keodouangdy
Mr. Bang-One Xaiyalath
Ms. Dr. Souvanpheng Bouphanouvong
Mr. Thongmy Phomvixay
Dr. Thongdam Xaiyakassa
Ms. Thongvankham Sitthilath
Mr. Viseth Savengsuksa
Mr. Ounheuane Phothirath

Constituency 2: Phongsaly province

Mr. Khamsane Souvong
Ms. Chansouk Silavong
Mr. Afu Laoly

Constituency 3: Luang Namtha province

Ms. Latsamy
Mr. Aloun Lokhamlouy
Mr. Channong Sontaath

Constituency 4: Oudomxay province

Ms. Dr. Thongphan Chanthalanonh

Mr. Bounlom Xaiyavong

Dr. Khamlong Soulivong

Mr. Yaleu Tongneng

Ms. Somchanh Chitvongdeuane

Constituency 5: Bokeo province

Mr. Bounlam Viengsavanh

Ms. Bouasing Silipanya

Mr. Thongsy Viengvankham

Constituency 6: Luangphrabang province

Mr. Vongchanh Phomsavath

Mr. Vongpheth Saikeuyachongtoua

Dr. Douangsavath Souphanouvong

Mr. Bounxou Heuangthonexay

Dr. Khamphay Latsamy

Mr. Khampheng Heuangviseth

Ms. Dr. Amone Sirivong

Ms. vanthong Phommaly

Constituency 7: Sayaboury province

Ms. Onechanh Thammavong

Mr. Mek Phanlack

Ms. Bounphack Inthapanya

Mr. Bounthone Chitvilaphonh

Dr. Somlith Peuakkeo

Mr. Tong Yeutho

Mr. Amexiong Yialeng

Constituency 8: Houaphanh province

Mr. Chaleun Yiapaoheu
Mr. Khamphanh Phimmavong
Mr. Douangdy Outhachack
Mr. Bounmy Singthonphanh
Mr. Bounthanh Bounkhoun

Constituency 9: Xiengkhouang province

Ms. Outhen Masisonxay
Mr. Phimmaha Sengkhamyong
Ms. Pany Yathotou
Mr. Khamdy Onlavong

Constituency 10: Vientiane province

Mr. Venthong Louangvilay
Mr. Khammeung Phongthady
Mr. Khammay Anousone
Mr. Khamsing Sayakone
Mr. Sanith Sangkham
Ms. Inkham Phandara

Constituency 11: Borikhamsay province

Dr. Bouasy Lovansay
Mr. Khamphanh Sitthidampha
Ms. Inta Saymounkham
Mr. Somchai Xonglavang

Constituency 12: Khammouan province

Mr. Thaiyaphone Singthong
Mr. Khamlek Keosomphanh
Mr. Bounpone Boudtanavong
Ms. Phamy Soumaly
Mr. Khammany Inthilath
Mr. Samane Souvannasao

Constituency 13: Savannakhet province

Dr. Saysomphone Phomvihane
Mr. Thongteun Sayasenh
Mr. Keyoun Nhotsayviboun
Dr. Khampheuy Phanthachone
Dr. Akhom Tounalom
Dr. Nam Viyaketh
Dr. Koukeo Ackhamonty
Mr. Somboun Sonthikoummane
Mr. Somchanh Chouangbaykham
Mr. Lamngeun Khampaseutsaya
Ms. Dr. Bounyong Boupfa
Mr. BouaNgoun Xaphouvong
Ms. Dr. Nidthana Phothisane
Mr. Bounkeut Bounphaacksone
Mr. Somphet Itthirath
Ms. Bounmy Khadtivong

Constituency 14: Saravane province

Mr. NouIng Hengsombath
Mr. Phouvieng Saithammavong
Mr. Thongsa Panyasith
Mr. Mongkhon Vilay
Mr. Somxay Pholakhamphi
Mr. Venphet Latdavong

Constituency 15: Champassak province

Mr. Samane Viyaketh
Mr. Sengkham Phomkhe
Mr. Sompone Khagnong-ek
Mr. Phetsamone Vongphouthone
Mr. Sanyahack Phomvihane
Mr. Meksavanh Phomphithak
Mr. Sithong Thongkeo
Dr. Phontheb Pholsena
Mr. Bounkeuth Sangsomsack
Ms. Sisai Lidethmounsone
Mr. Sipaseuth Sensavath
Mr. Sifong Boudta

Constituency 16: Sekong province

Mr. Chanthaboun KeosaNga
Ms. Bounhieng Bouchith
Mr. Sida Souvannasay

Constituency 17: Attapeu province

Mr. Vanthong Viengphachanh
Mr. Let Xayaphone
Ms. Olay Kongbouakham

Constituency 18: Xaysomboun Special Zone

Mr. Vanna Tho Yiatu
Mr. Singxay Vanthongthib
Mr. Bounsouk Soundara

閣僚名簿（第4期国会時点のもの）

シーサワート・ケーオブンパン His Excellency Mr. Sisavath KEOBOUNPHANH	首相 Prime Minister
ブンニャン・ヴォーラチット His Excellency Mr. Bounyang VORACHITH	副首相 Deputy Prime-Minister, Permanent Member to the Cabinet
チュンマリー・サヤソーン His Excellency Mr. Choummaly XAYASONE	副首相兼国防大臣 Deputy Prime-Minister, Minister of National Defence
ソンサワアート・レンサワット His Excellency Mr. Somsavat LENGSAVAD	副首相兼外務大臣 Deputy Prime-Minister, Minister of Foreign Affairs
カンパイ・ケオブラパー His Excellency Mr. Khamphoui KEOBOULAPHA	副首相兼大蔵大臣 Deputy Prime-Minister, Minister of Finance
アサン・ラオリ His Excellency Mr. Axang LAOLY	内務大臣 Minister of Interior
ピンマソーン・ルアンカンマー His Excellency Mr. Phimmasone LEUANGKHAMMA	教育大臣 Minister of Education
シールア・ブンカム His Excellency Mr. Sileua BOUNKHAM	情報文化大臣 Minister of Information and Culture
ブアトーン・ヴォンローカム His Excellency Mr. Bouathong VONGLOKHAM	国家計画委員会委員長 President of the State Planning Committee
ソンパン・ペンカンミー His Excellency Mr. Somphanh PHENGKHAMMY	労働社会福祉大臣 Minister of Labour and Social Welfare
プーミー・ティッパヴォン His Excellency Mr. Phoumy THIPHAVONE	商業観光大臣 Minister of Commerce and Tourism
スリヴォン・ダーラーヴォン His Excellency Mr. Soulivong DALAVONG	工業手工業大臣 Minister of Industry and Handicrafts

<p>パオ・ブンナポール</p> <p>His Excellency</p> <p>Mr. Phao BOUNNAPHOL</p>	<p>通信運輸郵政建設大臣</p> <p>Minister of Communication, Transports, Posts And Construction</p>
<p>ポンメーク・ダラロイ</p> <p>His Excellency</p> <p>Mr. Ponemek DALALOY</p>	<p>保健大臣</p> <p>Minister of Public Health</p>
<p>カムオン・ブッパ</p> <p>His Excellency</p> <p>Mr. Kham-ouane BOUPHA</p>	<p>司法大臣</p> <p>Minister of Justice</p>
<p>シエン・サパントーン</p> <p>His Excellency</p> <p>Mr. Sian SAPHANGTHONG</p>	<p>農林大臣</p> <p>Minister of Agriculture and Forestry</p>
<p>サイソンポーン・ボンヴィハーン</p> <p>His Excellency</p> <p>Mr. Xaysomphone PHOMVIHANE</p>	<p>首相府長官</p> <p>Minister, Head of the Prime-Minister's Office</p>
<p>チュアン・ソンブンカン</p> <p>His Excellency</p> <p>Mr. Cheuang SOMBOUNKHAN</p>	<p>ラオス国立銀行総裁</p> <p>Governor of the Bank</p>
<p>カムサイ・スパヌヴォン</p> <p>His Excellency</p> <p>Mr. Khamxay SOUPHANOUVONG</p>	<p>首相府付き大臣（国有企業担当）</p> <p>Minister to the Prime-Minister's Office</p>
<p>ブンティエム・ピッサマイ</p> <p>His Excellency</p> <p>Mr. Bountiem PHITSAMAY</p>	<p>首相府付き大臣（外資委員会担当）</p> <p>Minister to the Prime-Minister's Office</p>
<p>スリー・ナンタヴォン</p> <p>His Excellency</p> <p>Mr. Souly NANTHAVONG</p>	<p>首相府付き大臣（科学技術・環境研究所担当）</p> <p>Minister to the Prime-Minister's Office</p>
<p>サイセンリー・テンビアリユ</p> <p>His Excellency</p> <p>Mr. Xayxengly TENGBIARVU</p>	<p>首相府付き大臣（地方開発委員会担当）</p> <p>Minister to the Prime-Minister's Office</p>
<p>ソンパバン・インタヴォン</p> <p>His Excellency</p> <p>Mr. Somphavanh INTHAVONG</p>	<p>首相府付き大臣（監査院担当）</p> <p>Minister to the Prime-Minister's Office</p>

ラオス人民民主共和国
平和・独立・民主主義・統一・繁栄

首相

第110号／首相府

司法省の組織に関する布告

ラオス人民民主共和国憲法

ラオス人民民主共和国国家行政組織法

行政改革委員会及び司法省司法強化委員会間の1999年5月12日付合意

に基づき、首相は、下記の布告を發布する。

第1章 地位と役割

第1条 司法省は、政府部内の中央行政組織であり、法の科学的研究、法及び法制度、法の起草・作成・運用及び普及、司法制度の運営、法の支配の強化、国家の安全及び建設、人民民主制度の建設及び発展、並びに安定的・市民的平等社会の保障に貢献する法の下における国民の平等な権利と義務の管理及び保障に対し責務を有する。

第2章 責務

第2条 司法省は、次に掲げる事務を所掌する。

1. 命令、施策、決定、規則、法律及び法的活動の原則に対し、党の政策及び政府の方針を反映させること
2. ラオス人民民主共和国（以下「ラオス」という。）の法制度の確立、強化及び発展に関し、研究し、政府に対する提言を行うこと
3. 政府から委託された司法関連法規、その他の法、契約、条約及び法律文書の研究及び起草、各省庁及び社会組織に対する法律問題及び法律作成手続に関する助言、他省庁から提出された法案作成に対する関与、並びに法律の解釈文書作成に対する関与を行うこと
4. 法律を普及させ、国民の法律に対する認識と遵守意識を高めるための法律の普及の手続及び手段に関し、他省庁及び組織に対し助言すること
5. 法律制定のために法律及び法律関連文書の収集、法律制定の提案及び官報の発行を行うこと
6. 司法省の監督下にある地方司法事務所、地方人民裁判所、公証人事務所、経済仲裁部の地方支所、弁護士会、判決執行部門及びその他の司法省関連組織を管理すること
7. 裁判統計（民事統計、刑事統計、起訴件数、判決件数及びその他の統計）、犯歴及び国民からの請願記録の確立、調査、分析及び管理
8. 国籍に関する研究及び政府に対する提言
9. 中央及び地方の職員の思想、資質、倫理、業務方法及び専門性の開発、訓練並びに

強化

10. 中央及び地方の職員の採用，調整，管理，活用及び監督
11. 予算及び資産に関する企画，管理及び運用
12. 国内外の法人及び個人により提起された経済紛争の受理及び審議
13. 国際機関及び外国政府との間における法律及び司法制度に関する協力，参加，経験の交換

第3条 司法省は，次に掲げる権限を有する。

1. 政府による審議のため，法律その他の規則制定に関する計画を提案すること
2. 政府による審議のため，司法に関する法律その他の規則に関する草案を提案すること
3. 政府による審議のため，不相当と思料される法律その他の規則に関する改善，改正について提案すること
4. 司法省の所掌事務を遂行するため，決定，規則，命令及び通達を発すること
5. 監督下にある司法組織及び専門部署の設立及び廃止を提案すること
6. 監督下にある職員の任命，異動，表彰その他の褒賞の実施及び懲戒すること並びに地方裁判所裁判官の任命及び罷免について，国会常任委員会に提案すること
7. 省内の組織及び地方出先機関の職員の活動，並びに監督下にある地方人民裁判所その他の司法組織の紛争解決判断について検査すること
8. 所掌事務を遂行するため，他省庁，社会組織，地方行政組織その他の組織と調整，協力すること
9. 監督下にある機関の下した決定及び命令の差止め，司法省の所掌事務と権限の範囲内において，他の組織，プロビンス，ビエンチャン特別市，特別区の決定，規則，命令について，改定又は廃止を要請すること
10. 司法省の任務及び権限，並びに政府の委任に基づき，外国政府と協力及び協調すること
11. 政府の特別の委任に基づく，又はその他の法律及び規則に基づく，任務と権限を実行すること

第3章 司法省の組織と補助機関

第4条 省の幹部

1. 司法省には，首相の助言と国会の承認に基づき，ラオス国家主席により任免される大臣1名を置く。
2. 大臣は，法律及び本布告第1条及び第2条に定める司法省の所掌事務を遂行することについて，政府に対し責任を負う。
3. 大臣は，その事故のとき又は欠けたるとき，一時，次官に対し，書面により，代理を委任することができる。大臣が復帰した場合，代理を務めた次官は，大臣に対し，

その間の活動につき報告する義務を負う。

4. 司法大臣は、党中央組織人事委員会の助言に基づき、首相により任免される複数の次官を置くことができる。次官は、省の一般的な活動を指導し、大臣から特に委任を受けた事項を遂行することにより、大臣を補佐する。
5. 大臣及び次官に加え、党中央組織人事委員会の助言に基づき首相により任免される官房長及び局長を置くことができる。
6. 官房次長及び局次長は、組織人事局の助言に基づき、大臣が任免する。
7. 司法省は、必要に応じ、専門職及び行政職の職員を置く。

第5条 司法省の組織は、次の機関からなる。

- a. 次に掲げる大臣を補佐する行政組織を置く。
 1. 大臣官房
 2. 組織人事局
 3. 法制局
 4. 法律普及局
 5. 司法行政局
 6. 公証人局
 7. 判決執行局
- b. 次に掲げる専門組織を置く。

経済仲裁部
- c. 地方司法組織
 1. プロビンス、特別市及び特別区司法事務所
 2. プロビンス、特別市、特別区及びディストリクト人民裁判所
 3. 村落調停委員会

第6条 司法大臣は、所掌事務の効率的な遂行のため、党中央組織人事委員会の参加を得て、前記第5条に定める官房、局及び組織の所掌事務と権限に関する細則を制定することができる。

第4章 職務遂行方法

第7条 司法省は、次に掲げる方法に基づき、職務を遂行する。

1. 中央集権民主制，集団指導体制，分権的組織及び個人指導制に即した個人責任の分配の原則
2. 日常的な管理，評価の下に，計画，集中，実験，省内各部局，外部組織及び地方行政機関との協調に基づく職務の遂行
3. すべての職員に対し知識，能力を獲得し，創造性，法的倫理的意識を涵養し，自己の行動に対する個人責任を維持する機会を与えるため，実践教育，訓練及び条件形成

をしつつ職務を遂行すること

4. 草の根活動の強化及び充実した活動の実施
5. 政府に対する定期的な報告

第5章 補則

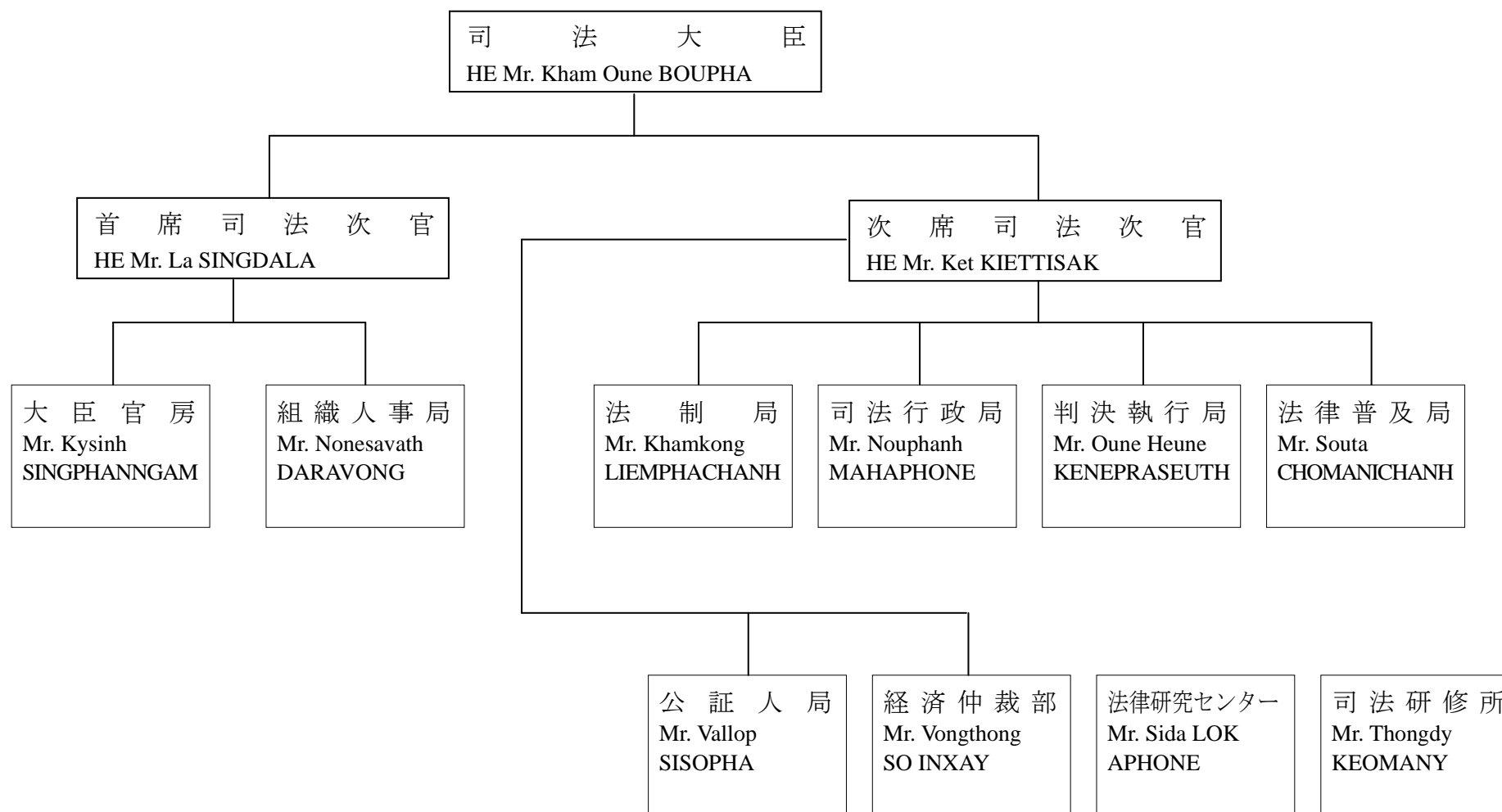
第8条 司法省は、公印を有する。

第9条 司法省、その他省庁、プロビンス、特別市及び特別区は、本布告を認知し執行しなければならない。

第10条 本布告が署名された日から、1999年11月2日付首相布告第194号は廃止する。
以前に発布された決定又は規則のうち、本布告に反するものは廃止する。

2000年7月31日 ビエンチャン
ラオス人民民主共和国首相
シサバット ケオブンパン

ラオス司法省組織図(仮訳)



ラオス司法省の主要部局の組織概要及びその所掌事務

1 組織人事局

(1) 組織

組織人事局は

- ア 組織人事課
- イ 管理課
- ウ 統計課
- エ 監査課（司法省のみが対象）

の4課からなり、職員数は、局長以下10名である。

(2) 所掌事務

組織人事局の主要な所掌事務は、人事に関するもののほか、組織の存廃や改編である。

また、管理課において、職員教育及び司法省所管の青年同盟及び女性同盟などの大衆組織の監督を行っている。

2 法制局

(1) 組織

法制局は、刑事法課、民事法課、行政・国際法課及び経済・環境法課の4課と秘書課から構成されている。

職員数は、局長以下15名である。

(2) 所掌事務

法制局の主要な所掌事務は

- ・ 既存の法律、改正対象となる法律の研究・調査
- ・ 法律の起草及び審査
- ・ 法律の起草技術の研究
- ・ 法律の改正に関する提案
- ・ 他省庁及び大衆組織が起草する命令の法的審査への参加
- ・ 条約に関する法的審査への参加

などである。

なお、法制局の職員についても、司法省全体の傾向と同様、人材が不足している。

そのため、法制局が担当する他省庁が起草した法案の審査については、実際には、司法大臣が非公式に設置した法案審査委員会が実施している（報告書「ラオスの法体系と立法手続」参照）。

3 法律普及局

(1) 組織

法律普及局は、法律出版課と法律普及課の2課を有し、局長以下、職員16名で構成される。

(2) 所掌事務

法律普及局の主要な所掌事務は、法律の出版及び法律の普及である。

法律の出版は、官報の発行及び法律に関する書籍の出版である。

また、法律の普及については、具体的には

ア 法律の解説記事を新聞・雑誌（journal）に掲載

イ ラジオ放送

ウ テレビ放送

を通じて、法律の普及を図っている。

4 司法行政局

(1) 組織

司法行政局は、司法省が設立された1975年当時から存在する最も古い局の一つで、局長及び副局長の下、下級裁判所管理課（3名）、司法統計課（4名）及び国籍課（2名）の3課から構成され、職員数は、局長以下12名（秘書1名を含む）である。

(2) 所掌事務

下級裁判所管理課は

- ・ プロビンス級裁判所の管理
- ・ 弁護士会の監督
- ・ 各法律事務所の監督

を、司法統計課は

- ・ プロビンス級裁判所の判決の審査
- ・ 下級裁判所からの法解釈の問合せへの回答
- ・ 裁判事件統計

を、国籍課は、国籍に関する事務をそれぞれ所掌している。

5 公証人局

(1) 組織

公証人局設置の根拠となる公証人法は、国会において、1991年12月30日採択され、翌1992年4月3日公布されたが、同法は、その後、約7年間施行されないまま放置されていた。

1999年9月22日首相布告21号によって、司法省内に公証人局を設立する規定が設けられたが、同布告は、2000年5月3日になって、ようやく施行となり、同日、司法省内に公証人局が設立され、暫定的に、司法省公証人局において、公証人業務が開始された。

その後、司法省決定392号（2000年9月20日）により、公証人1名が任命されるとともに、ビエンチャン特別市に、公証人事務所（司法省内の別棟に所在）が開設され、事務員2名とともに、業務が開始された。

ところで、公証人局の職員数は、局長以下13名である。

公証人局は、司法省決定に基づいて設置された「契約・文書課」及び「庶務・会計課」の2課から構成されている。

(2) 所掌事務

契約・文書課は、公証人事務所で使用する契約書や文書の書式の作成、並びに公証人の業務の監督を、庶務・会計課は、当局の庶務・会計事務のほか、公証人事務所における会計や資産の管理をそれぞれ所掌している。

6 判決執行局

(1) 組織

判決執行局は、2000年5月4日に設置された新しい部署である。

同局の職員数は、局長・次長を含め9名である。

判決執行局には

- ・ 刑事判決執行課
- ・ 民事判決執行課
- ・ 管理課

の3課が置かれている。

(2) 所掌事務

判決執行局の主要な所掌事務は、第一に、当事者から、当局に対してなされた執行における不服申立てに対して、どのように執行すべきかという意見を付した上で、当該申立てを裁判所の執行部へ回送することであり、第二に、各地方裁判所の執行部門を監督することである。

なお、各地方裁判所には1名の執行官が配置されている。

7 経済仲裁部

(1) 組織

経済仲裁部の前身は、前カイソン国家主席時代に始まった市場経済政策の導入によって、国営企業の民営化が始まり、国営企業と民間企業との間で、経済紛争が多数発生したことを契機として、1989年、大蔵省令により、経済仲裁所が設立され、その所管部局として、大蔵省内に設置された。

その後、この経済仲裁所は、外国投資の拡大による経済紛争件数の増大に対処し、中立性を確保するため、1994年7月15日、首相布告によって、経済仲裁所の所管部局も司法省に移管され、経済仲裁部が設置された。

なお、現在、経済仲裁部には、部長のほか、次長を含め7人の職員が配置されている。

中央のビエンチャンのほか、ルアンプラバンとサバナケットに支所を置いている。

(2) 所掌事務

経済仲裁部の業務は、経済紛争事案の仲裁申請を受理し、内容を審査の上、仲裁人の紹介と仲裁場所の提供を行うことである。

仲裁申請件数は、大蔵省所管であった時には、年間200件前後の申請を受理し、うち7～8割が解決した。

司法省の所管後は100～130件程度であり、解決率は同程度である。

なお、仲裁申請件数は、2000年は、6月から9月までで、47件であった。上記のような件数の減少は市場経済化の進行とともに、国営企業と民間企業との間に発生する経済紛争の件数が減少したためである。

また、ラオスは、ニューヨーク条約に加盟しているため、海外における仲裁決定を審査し、ラオス国内で執行することが一つの業務であり、国内執行可能と判断されたものは、裁判所の執行部に回付する。

その他、経済仲裁に関する法令の企画・立案作業を担当している。

8 司法研修所

(1) 組織

司法研修所は、1998年に、司法省本省内に組織が設置され、1999年1月に、ビエンチャン郊外のラオス国立大学法政治学部近くの現在の地に建物が完成し、同地で業務を実施するようになった。

司法研修所の組織は、所長以下、副所長1名の下に、総務課と研修課が置かれ、所長は、総務課長を兼任し、同課には、3名の職員が、研修課の課長は副所長が兼任し、同課には、2名の職員がそれぞれ配置されている。

司法研修所には、専任講師は配置されておらず、所長・副所長が、講師を兼務しているほか、司法省の職員等外部講師を、各研修に招へいして、研修を実施している。

(2) 研修実績

これまで

- ・ プロビンス裁判所裁判官（1年間、29名受講）
- ・ 裁判所書記官（clerk）（3か月間、29名受講）
- ・ 公証人（notary）（1か月間、35名受講）
- ・ 経済仲裁（1か月間、22名受講）
- ・ ディストリクト裁判所所長（1か月間、29名受講）
- ・ プロビンス裁判所判決執行官（3か月間、45名受講）

などの研修を実施している。

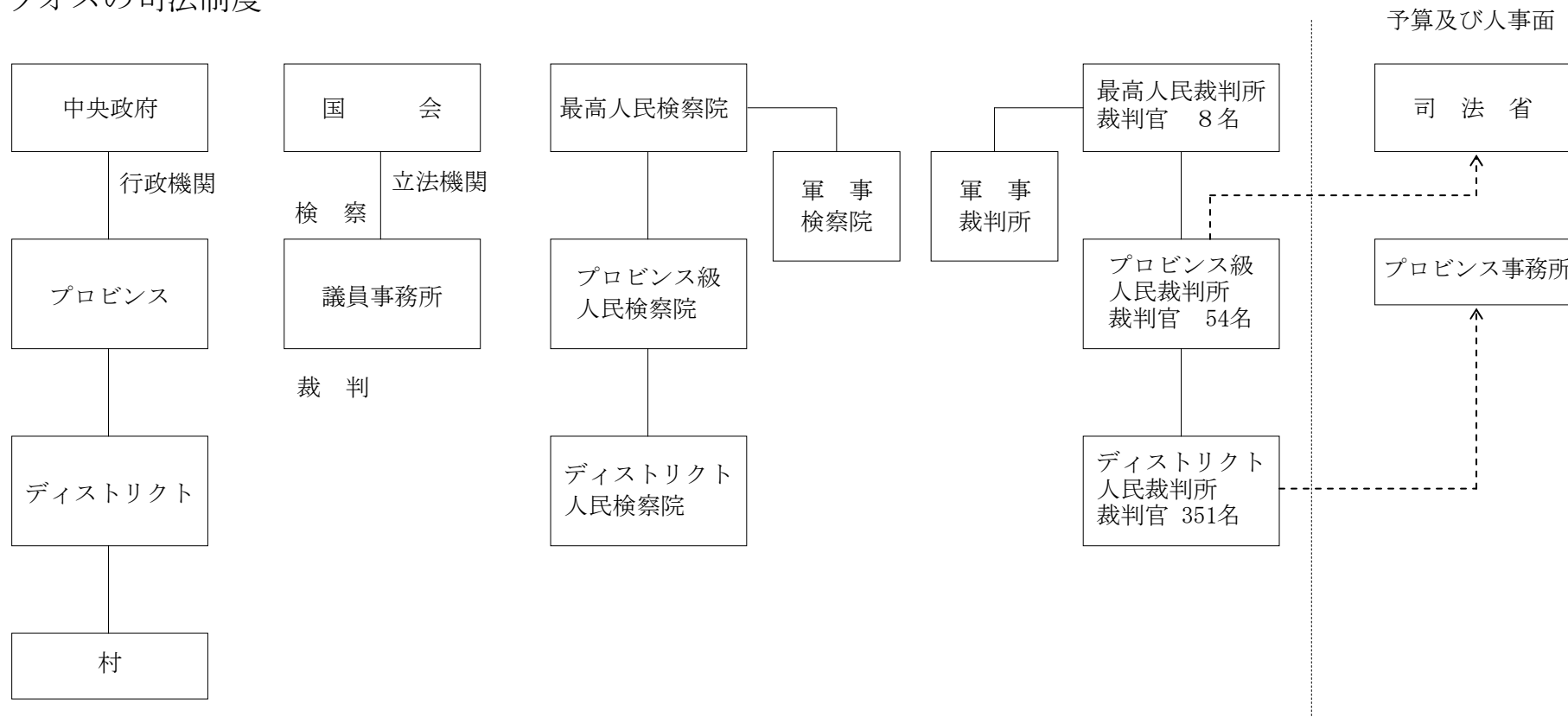
別紙8

ラオスの地方行政区分



1	ポンサーリー	Phongsaly	10	ビエンチャン特別市	VIENTIANE
2	ルアンナムター	Luang Namtha	11	ボリカムサイ	Bolikhamxay
3	ウドムサイ	Oudonxay	12	カムアン	Khammouane
4	サイニャブリー	Sainyabouri	13	サバナケット	Savannakhet
5	ボケオ	Bokeo	14	チャンパスック	Champasak
6	ルアンパバーン	Luang Pabang	15	サラワン	Saravane
7	フアパン	Houaphan	16	セコン	Sekong
8	シェンクアン	Xiang Khouang	17	アタプー	Attapeu
9	ビエンチャン	Vientiane	18	サイソンブン	Saisombun

ラオスの司法制度



第2部 ラオスの法体系と立法手続^{*17}

第1 法体系の概要

ラオスの法令は、下記の①～⑧に階層的に分類され、原則として、高位の法令は、低位の法令に優先し、同一レベルの2個の法令があり、内容が齟齬している場合、新しい法令が優先するとされている。なお、条約が法体系上どのような位置付けにあるかについては、ラオスにおいては定説がない。

- ① 憲法
- ② 法律
- ③ 国家主席令
- ④ 国家主席布告
- ⑤ 首相布告
- ⑥ 政令
- ⑦ 省令
- ⑧ 知事通達

(1) 憲法 (Constitution: Ladthathamnoon)

憲法は、国家の政策及び国民の目標を規定するラオスの最高法規である。

また、憲法は、国会によって制定される。すなわち、憲法の第40条第1号は、国会が憲法を起草し、採択し、改正することができることと規定している。

憲法第80条は、憲法の改正又は修正には、全議員の3分の2以上の賛成を必要とすると規定している。

憲法は、国の政治、社会、経済的構造、及び国民の権利及び義務を規定する。さらに、憲法は、立法、行政、司法のような国家の統治制度を規定する。

(2) 法律 (Law: Kodmai)

法律は、国会の決議による法令である。

法律は、国民及び法人の社会生活上の権利及び義務、あるいは、社会における国民と法人の関係について規定する。

憲法 第40条第2号は、国会のみが、法律を採択し、改正し、廃止することができることと規定している。

*17 特に第2部は、司法省からの事情聴取を中心として得た情報に基づきとりまとめたものであり、現段階では、事情聴取による情報が中心であるため、多少事実と異なる部分が混在している可能性は否定できないことから、本情報をそのまま使用するのではなく、自ら確認した上で活用するなど慎重な取扱いをお願いしたい。

また、司法省や司法省以外の省庁に対する批判的な記述も含まれている。これらは、当方を信頼して関係者各個人が提供してくれた情報を総合して本報告執筆者において判断を加え、記述したものである。したがって、その責任は執筆者にある。これらの部分については、この点を踏まえて上記と同様に慎重な取扱いをお願いしたい。

(3) 国家主席令 (Presidential Ordinance: Ladthabanyad)

国家主席令は、国会常任委員会の提言に基づき、国家主席が発する法令である（憲法第53条第2号）。

国家主席令には二つのタイプがあり、第一のタイプは、その分野を規制する法律が欠けている場合、社会や経済を規制するために発令されるもの、第二のタイプは、法律間に矛盾などがあり、調整が必要であるが、国会を開催するまでに調整しなければならない、緊急かつ重要な事態が生じた場合に、法律を調整するために発令されるものである。

(4) 国家主席布告 (Presidential Decree: Ladthadamlad)

国家主席布告も、国家主席令と同様、国会常任委員会の提言に基づいて発せられ、法律の公布、恩赦の公布、並びに軍隊の将官、ビエンチャン市の市長、あるいはプロビンスの知事の任命又は解任の際に用いられる。

(5) 首相布告 (Prime Minister's Decree: Damlad)

首相布告は、政府機関の提言に基づき、首相が発する法令であり、大きく、特別布告と立法的布告とに分けることができる。

特別布告は、政府部門の長官の指名、公務員の表彰等の行政上の目的で発せられる。

立法的布告は、更に一般立法的布告と実施布告の2つに分類することができる。一般立法的布告は、国家主席令の上記第一のタイプと同様に、その分野を規制する法律がない場合に、発せられるものであり、施行布告は、既に効力を有する法律の効果的な実施を確保するための細則である。

(6) 政令 (Resolution of the government: Mathitoklong-Ladthaban)

政府は、社会経済・科学技術の分野における管理並びに国防・治安及び外交問題につき決定・命令を下すことができるとされる（憲法第57条第4号）。

(7) 省令 (Ministrial Order: Kokamnot Kon Kasuwan)

各省の大臣、省相当機関の長官又は首相に直属する機関の長官が、上位の機関による法令を実施することを目的として、それぞれの部門の活動を定めるために発せられる。

(8) 知事通達 (Governor Instruction: Kokamnot kon Kuen)

知事通達は、知事の責任と義務に基づいて、所掌事務を執行するため、その下部組織に対し指示をし、又は公務員の指名、解任のために用いられる。

※ このほか、ラオスの英字紙「Vientiane Times」や各種資料を見ると、Notificationが多数発布されているようであり、ラオス司法省担当者の説明によれば、これは、実施細則や解釈指針を示すものであるということであるので、日本の通達に当たるものと思料される。

第2 立法手続

ラオスには、これまで、立法手続全般を規定する法令は存しない。立法手続について規定するものは、法律草案作成過程の改善に関する首相府通達1994年5月26日第662号 (Notification of the Prime Minister's Office, No. 662/PM, dated 26 May 1994) 及び法律草案の政府に対する作成及び提出手続に関する同1996年7月19日第5号 (Notification of the

Prime Minister's Office, No. 05/PM, dated 19 July 1996) のみである。

しかしながら、これらの通達は、曖昧で、かつ、関係官庁が法律草案を提出する手続及びその政府内の採択手続が明確に規定されていないため、司法省において、新たに法規起草に関する法令を作成中である。

1 法律草案作成過程

1991年ラオス憲法の下では、以下の者が、国会に対し、法案を提出する権限を有する（憲法第46条）。

- ・ 国家主席
- ・ 国会常任委員会
- ・ 政府
- ・ 最高人民裁判所
- ・ 検事総長
- ・ ラオス婦人同盟、ラオス革命青年同盟、労働組合のような中央レベル大衆組織

しかしながら、現実には、現行法律は、すべて政府発案によるものである（現行法律のリストは、別添資料参照）。

また、国会法第53条第1項には、「憲法第46条の規定に従い、法案を提出する権利を有する機関及び組織は、法案を作成する前に、国会常任委員会に対し、当該法案を作成する目的及び理由を記載した提案書を提出しなければならない。」とされ、同条第2項には、「国会常任委員会は、当該提案を受理した日から15日以内に提案に対して回答しなければならない。」と規定されている。

したがって、政府が法案を発案する場合も、法案作成前に、国会常任委員会に対し、法案作成の承認を求め、その承認を得た後、以下の手続に沿って、法案を作成することとなる。

2 政府発案による立法過程

現在、国会に提出される法案のほとんどが政府提案によるものである。この立法過程で主要なものは、以下の5点である。

- ① 最初の草案は、所管官庁（Line Ministry）によって起草される。
- ② 所管官庁が起草した草案は、司法省に提出され、法的な審査が行われる。
- ③ 司法省の法的審査を経た後、草案は、政治的及び法的審査のため、首相府の法制課に提出される。首相府での審査が実施されている際、草案は、同時に、政治的な審査を受けるため、共産党の中央委員会に提出される。
- ④ その後、政府大臣会議の承認を経て、草案は、最終審査及びこれに続く採択のため、国会に提出される。
- ⑤ 最後に、国家主席は、法律を公布するために布告を出し、これにより、法律は施行される。

3 所管官庁による草案作成

前記首相府通達1994年5月26日第662号によると、所管官庁及び関係官庁は、法案作成を開始する責務がある。当該通達は、所管官庁に対し、法案及び他の法的文書、例えば、布告、規則の第一草案を準備し、その後、司法省に対し、これらの草案の法的審査のために提出することを求めている。また、当該通達は、関係官庁に対し、法案作成を支援するため、法務部を設置するように求めている。

しかしながら、現実には、ほとんどの所管官庁は、法律的素養のある職員を有していない。

また、法案作成のためのマニュアルもない状況で、所管官庁は、法案の作成をせざるを得ない状況にある。

そのため、各官庁が法案を起草するに当たり、しばしば、外国人専門家がこれを支援している。

しかし、それらの外国人専門家は、ラオスの社会経済的状況及び政治システムに適合した草案を作成することができない。

一方、草案起草に携わるラオス政府の職員は、外国人専門家に対し、草案によって規制される問題に関係するラオスの慣習や政策に関する十分な情報を与えることができない。これは、ラオス政府職員の専門知識及び法律的知識の不足、並びに言葉の障害に基づくものである。

その結果として、所管官庁から提出された多くの草案は、ラオスの社会経済情勢に適合したものではなく、規制しようとする分野に関する政府の要請にもこたえたものとはなっていない。

さらに、所管官庁から提出された草案は、しばしば、ラオスで用いられる法的な形式にも則っていない。

そのため、ほとんどの場合、司法省は、草案を作成し直すことを余儀なくされている。また、関係官庁は、ほとんどの場合、草案の説明文書及び関係資料を添付せずに、司法省に対し草案を提出してくるので、司法省は、草案の十分な法的審査をするのに困難を強いられている。

さらに、ラオスにおいては、法律以外の法令について、公布の方法が定められておらず、特に省令以下の法令については、情報を網羅的に集積する体制が構築されていないため、司法省は、すべての法令を把握していない状況で、法案の審査を実施しなければならない。

したがって、司法省は、多くの場合、簡単な法的審査のみしか実施できない。

4 司法省における法的審査

所管官庁から送られた法律草案は、司法省の法制局に提出される。

提出を受けた司法省法制局では、当該法案を審査し大臣に提出する法的意見の作成を担当する法律専門家を、関係部署から指名する。

最終的に、司法省は、首相府に対し、法的意見とともに、草案に関する簡単な説明文書を作成する責務を負っている。

ところで、司法省の法案審査手続について、他の官庁から、非常に手続が遅いという批判を受けている。

しかし、この批判は事実であり、法制局には、経験のある法律専門家は、3人しかおらず、他の17人の職員は、ラオス国立大学法政治学部を卒業したばかりである。これらの若い職員は、法制局で仕事をするために必要な法律情報の調査、法的な思考及び法律文書作成の技術の研修を受けたことがない。

また、ラオスには、法律を起草するために必要な情報検索のための方法や、参考文献がない。そのため、司法省法制局は、これらの困難な業務を効果的かつ必要とされる時期に果たすことができない。

そこで、司法省では、外部からの要請にこたえ、内部的な人材不足を補うため、他の国家機関からも専門家を招聘して構成した法案審査委員会と呼ばれる専門家グループに法律草案の審査につき援助を仰いでいる。

これらの専門家は、最高人民裁判所副長官、最高人民検察院次長検事、国会法務委員会委員長並びに司法省次官、官房長及び法制局長である^{*18}。

これらの専門家は、司法省における法的審査について重要な役割を果たしているが、専門家自身、本来の業務を抱えており、法律草案の法的審査にかけられる時間は十分ではなく、法律草案の法的審査を実施する場合、夜間又は週末に実施しているのが実情である。

この法案審査委員会は、法律上に規定に基づき設置されたものではなく、公的な機関ではないため、これに関与する専門家が実施している法律草案の法的審査業務については、膨大な時間を要する作業であるにもかかわらず、国家からの行政的な補助もなければ、施設及び資金等の提供もない。しかしながら、これらの専門家は、献身的な人物であり、自ら進んで、ラオスの司法制度改革に取り組んでいる。

また、一方、これらの専門家は、才能があり、ラオスにおいて最も優れた法的素養を有する者たちであり、一般的に法律に規定しなければならない事項や、これまでに制定された法律が規定している事項についてはよくわかっているが、すべての法律分野にわたって、専門的知識及び実務的経験を有しているわけではなく、特定の分野について

*18 現在のメンバーは、以下のとおりである。

- ① 最高人民裁判所副長官－ダボン・ヴァングヴィチット (Mr. Daovone Vangvichith)
- ② 最高人民検察院次長検事－ソムリット・チャンタチャック (Mr. Somlith CHANTHACHAK)
- ③ 国民議会法務委員会委員長－ケヨン・ノツアイヴィボン (Mr. Keyoun Nhotsayvibon)
- ④ 司法省次官－ケット・キエットサク (Mr. Ket KIETTISAK)
- ⑤ 司法省官房長－キシシ・シンパンガム (Mr. Kysinh SINGPHANNAM)
- ⑥ 司法省法制局長－カムコン・リエムパチャン (Mr. Khamkong LIEMPHACHANH)

※ なお、このうち、①～③の3名が、第3回ラオス国別特設法整備支援研修に参加しているほか、⑤が第1回、⑥が第2回の国別特設法整備支援研修に参加している。

は、所管官庁の方が熟知している。

そこで、これらの専門家の専門的知識及び実務経験を補うために、当該法案の所管官庁担当者が、審査に協力して、法的審査を実施している。

しかしながら、この法案審査委員会は、法的に認められた機関ではないので、ここでも、所管官庁の担当者が、審査に協力する義務はないということで、自らの業務が忙しいと協力を渋ることが多い。

しかも、これらの専門家は、いずれも、古い体制下で法学教育を受け、その後、旧ソ連に留学し法学を学んだ者などであるため、彼らは、市場経済体制における法学教育を受けていない。

一方、この法案審査委員会は、法律草案の法的審査を実施するため、多くの外国法の調査及び研究を実施する必要がある。例えば、同委員会は、ラオス憲法を起草した際、37か国の憲法を研究した。

しかし、ラオスには、十分な法律図書やインターネットのような高度に発達した情報収集手段がないため、同委員会独自では、法律情報に対して、系統的、計画的に情報収集する手段がない。

こういった状況にあるにも関わらず、関係官庁は、外国から法律専門家を招聘し、起草にかかる法律の基本概念に関するワークショップを開催する際、法案起草委員会のメンバーを招待しなかったり、あるいは、これらのメンバーが出席できない日程が組まれたりして、これらの専門家が、十分な知識を得ることができないため、的確な法案審査の実施が困難となっている。

5 首相府における政治的・法的審査及び大臣会議による承認

司法省における法律草案の審査が終了すると、法律草案は、首相府の法制課に送付される。理論上、首相府法制課は、大臣会議の前における法律草案の最終審査を実施する責務を負っている。

しかしながら、実際には、首相府法制課に、ここ数年、法学教育を受けた人材がいないため、草案は、直接、党の中央委員会に政治的な審査のために送付され、その後、法律草案は、大臣会議に提出される。

大臣会議には、全大臣が招集され、法律草案を修正するため、草案に対する意見及び助言を求められる。実際には、前述の法案審査委員会が、了解した法律草案については、政府においてもそのまま承認されるのが実情である。

大臣会議において、法律草案が承認されなければ、当該草案は、法律草案が承認されなかった理由を付して、関係官庁に差し戻される。政府は、関係官庁に対し、草案を修正する方向性について指示し、次回の大臣会議までに、草案を再提出するように依頼する。

その後、政府は、大臣会議により草案が承認されれば、人民革命党中央委員の意見を添えた上で、国会会期の遅くとも30日前に国会常任委員会に提出しなければならない。

6 国会での法律草案の審議及び採択

国会常任委員会は、法律草案を受理すると、法律草案を国会の他の6委員会^{*19}に配布する。

これらの委員会は、草案を検討及び審査し、意見を常任委員会及び国家主席に提出する。この段階において、法律草案は各委員会の意見により修正が施される。

このようにして、常任委員会が、提案された法律草案について異議がなければ、法律草案は、審議のため、通常国会の議事に付される。

常任委員会が法律草案を承認しない場合、法律草案は、再検討のため政府に差し戻される。

常任委員会は、通常、関係大臣、国会法務委員会委員長及び司法大臣で構成される小委員会を組織し、通常国会の議事において、これに、法律草案の説明をさせる。これを第一読会と呼んでいる。

その後、法律草案は、国会議員に配布され、各議員は、法律草案をそれぞれの選挙区の議員事務所を通じて、国民に対して提示する。

この段階で、各地区の国民は、その代表者か、国会議員を通じて、国会に対し、法律草案に関する意見を述べることができる。

その後、次の国会の議事において、小委員会は、法律草案を逐条に説明していく第二読会を実施する。

この説明を受け、国会議員は、法律草案を審議するが、その審議において法律草案に対し寄せられた意見及び助言は記録される。

記録されたこれらの意見等に基づいて、常任委員会及び小委員会は、法律草案を修正した上、修正された法律草案が、再び、通常議会の議事に付される。

草案に関し、更に審議する必要がなければ、国会議員による採決が行われる。

ラオスは一党支配の政府であること、国会議員が早い段階から関与し、十分な審議が行われることから、法律草案の採択は、しばしば全会一致で採択される。

7 国家主席による法律の公布

国会による法律の採択の後、国家主席は、30日以内に、法律を公布しなければならない。

-
- *19 ① 法務委員会 (Law Committee)
② 経済金融委員会 (Economic and Financial Committee)
③ 国防委員会 (Committee on National Defense)
④ 文化社会委員会 (Cultural and Social Committee)
⑤ 少数民族委員会 (Committee on Ethnic Affairs)
⑥ 外務委員会 (Committee on Foreign Affairs)

※ なお、1993年当時の国会法では、国防委員会は存在せず、総務委員会 (Secretariat Committee) となっている。これについては、国会法務委員会の下にある法務部長に確認したところ、総務委員会を事務局に改編し、新たに、国防委員会を新設したが、これに伴う法改正を行っていないということであった。

この期間中であれば、国家主席は、国会に対し法律案の再審議を要求する拒否権を有する。

しかし、再審議の結果、国会が、再度当該法律案を採択すれば、国家主席は、15日以内に法律を公布しなければならない（以上、憲法第47条）。

採択された法律は、通常、公布後90日で施行される。

この期間内に、政府は、国民に対し新法を広報し、また、関係官庁は、法律施行の準備を行うことができる。

8 立法手続における国民参加

国民は、二つの段階において、立法手続に関与することができる。

まず第一に、関係官庁が最初の草案を準備する際、関係官庁は、草案作成チームを地方に派遣して、一般国民の意見を聴取する。

このとき、各種団体の代表が、プロビンス政庁で開催する会合に招待され、その会合において、草案作成チームは、法律草案の基本的な法律上の原則を説明し、各種団体の代表からの草案に対する意見を求める。

草案作成チームは、通常、アンケート及び論点を準備し、事前に、これらに関係団体に送付している。

また、草案作成チームは、当該法案に利害関係を有する関係者から事情を聴取しており、こういった機会に、国内外の非政府団体の代表者は、草案に対する意見を述べることができる。例えば、科学・テクノロジー・環境庁が、環境保護法を起草したとき、多くの非政府団体が法案起草に参加し、同法律は、修正を繰り返し、第7案まで改訂された。

立法手続に対する国民の関与が認められる第二の場合は、国会の議員が法律草案を選挙区で、議員事務所を通じ、一般国民に提示するときである。

その際、国民は、法律草案に対し、その勧告、提案及び意見を述べることを奨励されている。そして、国会の議員は、国会常任委員会に対し、その国民の意見等を報告する。

しかしながら、国民から法律草案に対する意見を聞くための手続に対する財政的な補助が十分ではないことから、ラオスにおける立法手続への国民参加は非常に限定的なものとなっている。

第3 立法手続における問題点

立法手続における問題点については、既に、手続の流れの中でも、いくつか触れているが、それら以外にも、指摘すべき問題点としては、以下のような問題点が挙げられる。

1 立法手続過程の記録の欠如

立法手続過程について、そのほとんどの過程につき、議論の内容が口頭で行われるのみで、記録としても文書が残されていない。

そのため、法案作成者相互の間、法案作成者と法案審査委員会関係者の間、これらの

者と外国人専門家の間、さらには、これらの者と国会との間など、各関係者間の連絡及び他の関係者の議論の内容についての情報の共有がほとんど行われていない。

そのため、立法手続過程での議論が、法律制定時に、国会での討議の参考にされないばかりか、法律成立後において、法律を実際に適用する場合の指針、解釈指針、又は改正上の指針等としてほとんど利用することができない。

2 立法手続過程の終局過程における所管官庁の関与の欠如

立法手続過程において、所管官庁担当者の関与は、第一次草案の作成及びその後の法案審査委員会での審査段階程度までは認められるが、その後の関与はほとんど認められず、起草された法案に関係する分野における所管官庁担当者の専門的知識及び実務経験は、立法手続過程の終局段階に行くにしたがって、ほとんど生かされなくなっている。

また、上記立法手続過程の議論の記録が残されないことと相まって、当該法律を運用する所管官庁担当者において、最終的に採択された法律の理解が十分でない状況が生まれ、これが、的確な法律執行を困難にしている。

3 関係官庁との意見調整の欠如

法案が首相府に送付された後の大臣会議で審議されるため、すべての関係官庁が法案に関する意見を述べる機会が一応あるといえるが、司法省での審査段階においては、利害関係を有する関係官庁との、実務者レベルでの意見調整手続が確立されていない。さらに、司法省において法令の集積が十分に行われていないことから、法案とこれまでの法令との調整が不十分なまま立法されてしまう。

4 外国からの専門知識の継受の問題

外国人専門家が、法案作成に対し支援する場合、法案の特定の規定とラオスの実情との関係について何らの説明もなく、洗練された法案を作成したり、また、自らの任期中の法案完成を急ぐあまり、ラオスの実情に対し全く配慮せず、自らが知っている法案の内容にしてしまう傾向があり、法案完成後には任期終了に伴って、ラオスを出国することも多く、結局、その後の法案審議過程において、外国からの専門知識を生かすことができない状況にある。

5 立法手続過程における法執行に対する配慮の欠如

立法手続過程において、法を執行するための配慮に欠け、施行細則等を合わせて起草することが行われていない。

施行細則等に基づく運用指針の欠如は、しばしば政府職員が法律を運用しないための口実に使われている。

そのため、既に制定された法律の中には、施行されないまま放置されているものがある。

一例として、公証人法が挙げられる。公証人法は、国会において、1991年12月30日採択され、翌1992年4月3日公布された。

ただ、公証人法制定段階から、公証人事務所等の設立や公証人の育成などは全く前提とされておらず、そのため、同法は、その後、約7年間施行されないまま放置されていた^{*20}。

こうしたことから、公証人法は、ラオスの実情において、制定する必要のあった法律であったかという問題を提起しており、また、必要性に基づいた優先順位に基づく立法が行われていない例として挙げられている。

*20 公証人制度については、ようやく、1999年9月22日首相布告21号によって、司法省内に公証人局を設立する規定が設けられた。

ただ、同布告も、2000年5月3日になって、ようやく施行され、同日、司法省内に公証人局が実際に設立され、暫定的に、司法省公証人局において、公証人業務が開始された。

この業務開始に当たっても、直前に、3か月間、公証人局長になる職員をフランスに派遣して、研修を受けさせたのみであり、十分な準備がなされたものとは言えない。

その後、2000年9月20日、公証人1名が任命され、ビエンチャン特別市に、公証人事務所が開設され、事務員2名とともに、業務が開始された。

この段階においても、前記公証人局長が、公証人を指導しているのみで、事務所開設ための十分に準備している形跡はない。

こうして、ようやく、法律の意図した体制が実現したが、それでも、公証人事務所は、未だ、全国で1か所にすぎない。

別添資料
(体系別)

No.	法律名	Names	Law no.	Adopted	Promulgated
公法 1					
15	憲法	Constitution of the Lao PDR		1991/8/14	1991/8/15
19	国会法	Law on National Assembly		1993/2/25	1993/3/23
38	国会議員選挙法	Law on Election of Members of the National Assembly	5/97/NA	1997/4/12	1997/5/31
4	人民裁判所法	Law on People Court	32/PSA	1989/11/23	1990/1/9
8	訴訟費用法	Law on Court Fees	5/90/PSA	1990/6/27	1990/7/27
3	人民検察院法	Law on People Prosecutor's Office	P31/PSA	1989/11/23	1990/1/9
17	公証人法	Law on Notary	4/PSA	1991/12/30	1992/4/6
27	国家組織法	Law on Government of the Lao People's Democratic Republic	1/95	1995/3/8	1995/3/30
公法 2					
24	国家予算法	Law on State Budget	5/94	1994/7/18	1994/8/13
30	租税法	Tax Law	4/95/NA	1995/10/14	1995/10/26
23	関税法	Custom Law	4/94	1994/7/18	1994/8/13
公法 3					
28	国防義務に関する法律	Law on National Defense Obligations	2/95	1995/3/8	1995/3/30

41 環境保護法	Law on Environmental Protection	2/99/NA	1999/4/3	1999/4/26
42 都市計画法	Law on Urban Planning	3/99/NA	1999/4/3	1999/4/26
43 道路法	Law on Roads	4/99/NA	1999/4/3	1999/4/26
44 教育法	Law on Education	3/NA	2000/4/8	2000/4/26
46 道路交通法	Law on Road Traffic	2/NA	2000/4/8	2000/5/22

民法

5 財産法	Property Law	1/90/PSA	1990/6/27	1990/7/27
26 担保法	Law on Security	7/94	1994/10/14	1994/11/5
34 土地法	Land Law	1/97/NA	1997/4/12	1997/5/31
6 契約法	Law on Contract	2/90/PSA	1990/6/27	1990/7/27
9 国籍法	Law on Lao Nationality	6/90/PSA	1990/11/29	1990/12/24
11 不法行為法	Torts Law	8/90/PSA	1990/11/29	1990/12/24
10 家族法	Family Law	7/90/PSA	1990/11/29	1990/12/24
16 戸籍法	Law on Family Registration	3/PSA	1991/12/30	1991/4/6
7 相続法	Inheritance Law	3/90/PSA	1990/6/27	1990/7/27

商法

22 事業法	Law on Business	3/94	1994/7/18	1994/8/13
--------	-----------------	------	-----------	-----------

民事訴訟法

12 民事訴訟法	Law on Civil Procedure	9/90/PSA	1990/11/29	1990/12/24
25 破産法	Law on Bankruptcy	6/94	1994/10/14	1994/11/5

刑法

1 刑法	Penal Law	29/PSA	1989/11/23	1990/1/9
------	-----------	--------	------------	----------

刑事訴訟法

2 刑事訴訟法	Criminal Procedure	30/PSA	1989/11/23	1990/1/9
---------	--------------------	--------	------------	----------

社会法

21 労働法	Labour Law	2/94	1994/3/14	1994/4/21
--------	------------	------	-----------	-----------

経済法

金融・証券

31 国立銀行法	Law on the Bank of Lao PDR	5/95/NA	1995/10/14	1995/10/26
14 企業会計法	Enterprise Accounting Law	12/90/PSA	1990/11/29	1990/12/24
13 保険法	Insurance Law	11/90/PSA	1990/11/29	1990/12/24

貿易・投資

20 外国投資促進管理法	Law on Promotion and Management of Foreign Investment in the Lao People's Democratic Republic	1/94	1994/3/14	1994/4/21
29 国内投資促進法	Law on Promotion of Domestic Investment	3/95/NA	1995/10/14	1995/10/26

農水

32 森林法	Forestry Law	1/96	1996/10/11	1996/11/2
39 農業法	Law on Agriculture	1/98/NA	1998/10/10	1998/11/6

工業

40 工業生産法	Law on Industrial Manufacturing	1/99/NA	1999/4/3	1999/4/26
----------	---------------------------------------	---------	----------	-----------

資源・エネルギー

33 水及び水資源法	Law on Water and Water Resources	2/96	1996/10/11	1996/11/2
35 電力法	Electricity Law	2/97/NA	1997/4/12	1997/5/31
37 鉱業法	Mining Law	4/97/NA	1997/4/12	1997/5/31

運輸

36 陸上輸送法	Law on Land Transportation	3/97/NA	1997/4/12	1997/5/31
----------	-------------------------------	---------	-----------	-----------

その他

18 法律改正に関する法律	Law on Amendment of Laws	5/PSA	1991/12/30	1992/4/6
45 薬物に関する法律	Law on Drugs and Pharmaceutical Products	1/NA	2000/4/8	2000/5/22

(成立順)

ラオス現行法律リスト

No.	法律名	Names	Law no.	Adopted	Promulgated
1	刑法	Penal Law	29/PSA	1989/11/23	1990/1/9
2	刑事訴訟法	Criminal Procedure	30/PSA	1989/11/23	1990/1/9
3	人民検察院法	Law on People Prosecutor's Office	31/PSA	1989/11/23	1990/1/9
4	人民裁判所法	Law on People Court	32/PSA	1989/11/23	1990/1/9
5	財産法	Property Law	1/90/PSA	1990/6/27	1990/7/27
6	契約法	Law on Contract	2/90/PSA	1990/6/27	1990/7/27
7	相続法	Inheritance Law	3/90/PSA	1990/6/27	1990/7/27
8	訴訟費用法	Law on Court Fees	5/90/PSA	1990/6/27	1990/7/27
9	国籍法	Law on Lao Nationality	6/90/PSA	1990/11/29	1990/12/24
10	家族法	Family Law	7/90/PSA	1990/11/29	1990/12/24
11	不法行為法	Torts Law	8/90/PSA	1990/11/29	1990/12/24
12	民事訴訟法	Law on Civil Procedure	9/90/PSA	1990/11/29	1990/12/24
13	保険法	Insurance Law	11/90/PSA	1990/11/29	1990/12/24
14	企業会計法	Enterprise Accounting Law	12/90/PSA	1990/11/29	1990/12/24
15	憲法	Constitution of the Lao PDR		1991/8/14	1991/8/15
16	戸籍法	Law on Family Registration	3/PSA	1991/12/30	1992/4/6
17	公証人法	Law on Notary	4/PSA	1991/12/30	1992/4/6
18	法律改正に関する法律	Law on Amendment of Laws	5/PSA	1991/12/30	1992/4/6
19	国会法	Law on National Assembly		1993/2/25	1993/3/23
20	外国投資促進管理法	Law on Promotion and Management of Foreign Investment in the Lao People's Democratic Republic	1/94	1994/3/14	1994/4/21
21	労働法	Labour Law	2/94	1994/3/14	1994/4/21
22	事業法	Law on Business	3/94	1994/7/18	1994/8/13
23	関税法	Custom Law	4/94	1994/7/18	1994/8/13
24	国家予算法	Law on State Budget	5/94	1994/7/18	1994/8/13
25	破産法	Law on Bankruptcy	6/94	1994/10/14	1994/11/5

26	担保法	Law on Security	7/94	1994/10/14	1994/11/5
27	国家組織法	Law on Government of the Lao People's Democratic Republic	1/95	1995/3/8	1995/3/30
28	国防義務に関する法律	Law on National Defense Obligations	2/95	1995/3/8	1995/3/30
29	国内投資促進法	Law on Promotion of Domestic Investment	3/95/NA	1995/10/14	1995/10/26
30	租税法	Tax Law	4/95/NA	1995/10/14	1995/10/26
31	国立銀行法	Law on the Bank of Lao PDR	5/95/NA	1995/10/14	1995/10/26
32	森林法	Forestry Law	1/96	1996/10/11	1996/11/2
33	水及び水資源法	Law on Water and Water Resources	2/96	1996/10/11	1996/11/2
34	土地法	Land Law	1/97/NA	1997/4/12	1997/5/31
35	電力法	Electricity Law	2/97/NA	1997/4/12	1997/5/31
36	陸上輸送法	Law on Land Transportation	3/97/NA	1997/4/12	1997/5/31
37	鉱業法	Mining Law	4/97/NA	1997/4/12	1997/5/31
38	国会議員選挙法	Law on Election of Members of the National Assembly	5/97/NA	1997/4/12	1997/5/31
39	農業法	Law on Agriculture	1/98/NA	1998/10/10	1998/11/6
40	工業生産法	Law on Industrial Manufacturing	1/99/NA	1999/4/3	1999/4/26
41	環境保護法	Law on Environmental Protection	2/99/NA	1999/4/3	1999/4/26
42	都市計画法	Law on Urban Planning	3/99/NA	1999/4/3	1999/4/26
43	道路法	Law on Roads	4/99/NA	1999/4/3	1999/4/26
44	教育法	Law on Education	3/00/NA	2000/4/8	2000/4/26
45	薬物に関する法律	Law on Drugs and Pharmaceutical Products	1/00/NA	2000/4/8	2000/5/22
46	道路交通法	Law on Road Traffic	2/00/NA	2000/4/8	2000/5/22
47	衛生、予防及び健康増進に関する法律	Hygiene, Prevention and Health Promotion Law	1/01/NA	2001/4/10	2001/4/25
48	通信法	Transmission Law	2/01/NA	2001/4/10	2001/4/25

～ @閑話 ～

～ @閑話 ～

昼寝の習慣

日本で行う国際研修では、昼休みの時間を1時間30分取ってあります。異国の地で、毎日講義の連続という環境を考えてのことです。すると、研修生が昼寝している場面によく出会います。一人二人ならともかく、ほぼ全員で机に突っ伏して寝ていたり、ソファの上や椅子を並べて横になって寝ているのです。聞けば、昼寝をする習慣があるということなのです。

しかし、このことを何の気なしにエピソードとして、出身国の最高幹部クラスの人に話すと、「そんな習慣があるわけではない」と否定する人がいます。これは憶測ですが、日本で自国の研修員が昼寝していると言われて、勤勉ではないと受け取られると誤解しての反応ではないでしょうか。昼寝の習慣があるのかないのか藪の中ですが、「公式には昼寝はないが、昼寝はリフレッシュに役立つ」と理解することになっています。

ラオス人民民主共和国憲法（英日対訳）

CONSTITUTION

OF

THE LAO PEOPLE'S DEMOCRATIC REPUBLIC

Adopted by

The 6th
of the People's
Supreme Assembly

(2nd Legislature)

Vientiane, 13 - 15 August 1991

※ 英訳文は、ラオス政府により配布されている公式のものである。和訳文は、この英訳文を基に国際協力部において翻訳したものである。

PREAMBLE	
CHAPTER I	THE POLITICAL REGIME
CHAPTER II	THE SOCIO - ECONOMIC SYSTEM
CHAPTER III	FUNDAMENTAL RIGHTS AND OBLIGATIONS OF THE CITIZEN
CHAPTER IV	THE NATIONAL ASSEMBLY
CHAPTER V	THE PRESIDENT OF STATE
CHAPTER VI	THE GOVERNMENT
CHAPTER VII	THE LOCAL ADMINISTRATION
CHAPTER VIII	THE JUDICIARY ORGANISATIONS
	A. THE PEOPLE'S COURTS
	B. THE OFFICE OF PUBLIC PROSECUTION
CHAPTER IX	LANGUAGE, SCRIPT, NATIONAL EMBLEM, NATIONAL FLAG, NATIONAL ANTHEM AND CAPITAL CITY
CHAPTER X	THE LAST PROVISION

前文	
第 I 章	政治制度
第 II 章	社会経済システム
第 III 章	国民の基本的権利と義務
第 IV 章	国会
第 V 章	国家主席
第 VI 章	政府
第 VII 章	地方行政
第 VIII 章	司法組織
	A. 人民裁判所
	B. 検察院
第 IX 章	言語, 文字表記, 国家の紋章, 国旗, 国歌, 首都
第 X 章	末尾規定

PREAMBLE

The multi-ethnic Lao people have existed and developed on this beloved land for thousands of years. More than six centuries ago, during the time of Chao Fa Ngum, our ancestors, founded the unified Lane Xang country and built it into a prosperous land. Since the 18th century, the Lao land had been repeatedly threatened and invaded by outside powers. Our people had enhanced the heroic and unyielding traditions of their ancestors and continually and persistently fought to gain independence and freedom.

Over the past 60 years, under the correct leadership of the former Indochinese Communist Party and the present Lao People's Revolutionary Party, the multi-ethnic Lao people have carried out difficult and arduous struggles full of great sacrifices until they managed to crush the yokes of domination and oppression of the colonialists and feudalist regime, completely liberated the country and established the Lao People's Democratic Republic on 2 December 1975; thus opening a new era ; an era of genuine independence for the country and freedom for the people.

During the past years, our people have been together implementing the two strategic tasks of defending and building the country, thereby achieving satisfactory results in the initial stage.

Now, at this new period, the social life requires that the state must have a Constitution. This Constitution is the Constitution of the People's Democratic Regime in our country. It recognises the great achievements gained by our people in the cause of struggles for national liberation and construction and defines the political regime, the socio-economic system, the rights and obligations of citizens and the system of organisation of state apparatuses in the new period. This is the first time in the history of our nation the rights to mastery of the people have been defined in the fundamental law of the country.

This Constitution is the fruit of the process of the people's discussions throughout the country. It reflects the long-standing aspirations and strong determination of the national community to strive together to fulfill the objective of building Laos a country of peace, independence, democracy, unity and prosperity.

前文

多民族からなるラオス国民は、数千年もの間、この愛する土地に住み、発展してきた。今から6世紀以上遡るカオ・ファ・ナムの時代に、我々の祖先は統一国家であるランサン王国を建国し、これを繁栄させた。

18世紀以降、ラオスの土地は、再三にわたり外圧に脅かされ、侵略されたが、ラオス国民は、団結してその祖先の勇壮で強健な伝統を守り、絶えず一貫して再び独立と自由とを勝ち取るために戦った。

60年以上前、前インドシナ共産党である現ラオス人民革命党の正しい主導の下、多民族からなるラオス人民は、困難で、多大な犠牲を伴う厳しい試練を乗り越え、植民者や封建主義制度による支配及び抑圧という束縛を打破し、国を完全に解放し、1975年12月2日にラオス人民民主共和国を樹立した。このようにして、ラオスという国としての完全な独立と、真の意味でのラオス人民の自由を獲得した新しい時代が開かれた。

これまで、ラオス国民は、国を防衛・発展させるための二つ戦略構想を実施し、所期の成果を十分に達成した。

現在、この新しい時代にあって、社会は国に憲法の制定を求めている。この憲法は我が国の人民民主主義制度の憲法である。この憲法は、我が国の解放と発展を目指した闘いの中でわが国民が獲得した偉業を認めるものである。この憲法では、新しい時代における政治制度、社会経済体制、国民の基本的権利及び義務並びに国家機構を定めるものである。我が国の歴史の中で、国家の基本法で国民主権が定義されたのはこれが初めてである。

この憲法は、全国民の討議を経た成果であり、ラオス国を平和・独立・民主主義・統一・繁栄の国にするという目的を達成するため、国家共同体が共同して邁進するという未来永劫にわたる情熱と強固な決意を反映しているものである。

CHAPTER I

THE POLITICAL REGIME

Article 1.

The Lao People's Democratic Republic is an independent country with sovereignty and territorial integrity covering both territorial waters and airspace. It is a unified country belonging to all multi-ethnic people and is indivisible.

Article 2.

The state of the Lao People's Democratic Republic is a People's Democratic State. All powers are of the people, by the people and for the interests of the multi-ethnic people of all strata in society with the workers, farmers and intellectuals as key components.

Article 3.

The rights of the multi-ethnic people to be the masters of the country are exercised and ensured through the functioning of the political system with the Lao People's Revolutionary Party as its leading nucleus.

Article 4.

The National Assembly is the organisation of the people's representatives. The election of members of the National Assembly shall be carried out through the principles of universal, equal and direct suffrage, and secret balloting.

Voters have the right to propose the dismissal of their own representatives if they are found to behave unfit to their honour and to lose the people's confidence.

Article 5.

The National Assembly and all other state organisations are established and function in accordance with the principle of democratic centralism.

Article 6.

The state protects the freedom and democratic rights of the people which cannot be violated by anyone. All state organisations and functionaries must popularise and propagate all policies, regulations and laws among the people and, together with the people, organise their implementations in order to guarantee the legitimate rights and interests of the people. All acts of bureaucratism and harassment that can be physically harmful to the people and detrimental to their honour, lives, consciences and property are prohibited.

第 I 章 政治制度

第 1 条

ラオス人民民主共和国は、領海及び領空を含む統一領土を有する、独立した主権国家であり、すべての民族グループが所有する、統一された不可分一体の国家である。

第 2 条

ラオス人民民主共和国は、人民民主共和国である。すべての権限は人民に帰属し、人民がこれを行使し、労働者・農家・知識人を中核とする社会のあらゆる層の多民族からなる国民の利益のためのものである。

第 3 条

多民族からなる国民の主権者としての権利は、ラオス人民革命党を主軸とする政治制度の機能を通して行使され、保障される。

第 4 条

国会は国民の代表組織である。国会議員の選出は、普通・平等・直接・秘密投票により行う。

有権者は、選挙された代表者がその職に値せず、国民の信頼を失ったと判断されたときは、その代表者の免職を提案する権利を有する。

第 5 条

国会その他のすべての国家組織は、民主的中央集権制度に従い、設立され、かつ、機能する。

第 6 条

国は、侵すことのできない国民の権利と民主的自由を保護する。すべての国家組織及び公務員は、国民に対し、政策、規制及び法律について周知させ、教育しなければならず、また、国民の正当な権利及び利益を保障するため、これらを国民と共に実行しなければならない。国民の名誉、生命、身体、良心及び財産を侵害するおそれのある官僚主義的行為又は妨害的行為は一切禁止される。

Article 7.

The Lao Front for National Constitution, the Lao Federation of Trade Union, the Lao People's Revolutionary Youth Union, the Lao Women's Union and other social organisations are the organs to unite and mobilise all strata of the multi-ethnic people for taking part in the tasks of national defence and construction; develop the rights to mastership of the people and protect the legitimate rights and interests of members of their respective organisations.

Article 8.

The state pursues the policy of promoting unity and equality among all ethnic groups. All ethnic groups have the rights to protect, preserve, and promote the fine customs and cultures of their own tribes and of the nation. All acts of creating division and discrimination among ethnic groups are prohibited. The state implements every measure to gradually develop and upgrade the levels of socio-economy of all ethnic groups.

Article 9.

The state respects and protects all lawful activities of the Buddhists and of other religious followers, mobilises and encourages the Buddhist monks and novices as well as the priests of other religions to participate in the activities which are beneficial to the country and people. All acts of creating division of religions and classes of people are prohibited.

Article 10.

The state manages the society by the provisions of the Constitution and laws. All party and state organisations, mass organisations, social organisations and all citizens must function within the bounds of the Constitution and laws.

Article 11.

The state implements the policy of national defence and security with the participation of all people in all aspects. The national defence and security forces must enhance their loyalty to the country and people; carry out the duty to protect the gains of the revolution, the lives, property and labour of the people; and contribute to the tasks of national development.

第7条

ラオス建国戦線，ラオス労働組合連盟，ラオス人民革命青年連合，ラオス女性連合及びその他の社会組織は，国防と国家発展に寄与し，国民主権を発展させ，各組織の構成員の正当な権利及び利益を保護するため，すべての民族グループのあらゆる層を統一し，動員する機関である。

第8条

国家は，すべての民族グループの統一・平等政策を追求する。すべての民族は，国家の慣習や文化のみならず，それぞれの優れた慣習や文化を保護，保存，促進する権利を有する。民族間の分断・差別行為は一切禁止する。

国家は，すべての民族グループの社会経済的発展を促進するためのあらゆる措置を講じる。

第9条

国家は，仏教徒その他の宗教の信者によるすべての合法的な活動を尊重・保護し，仏教徒，僧，新信者その他の宗教の聖職者がラオスとその国民の利益となる活動に参加するよう奨励する。宗教間や国民の間の分断を扇動する行為は一切禁止する。

第10条

国家は，憲法及び法律の規定に従って社会を管理・運営する。すべての政党，国家組織，大衆組織，社会組織及び全国民は，憲法及び法律を遵守しなければならない。

第11条

国家は，全国民の参加を得てあらゆる面において，国防及び保安政策を実施する。国防・保安軍は，国と国民に対する忠誠心を高揚させ，革命による成果と国民の生命，財産，労働力を保護するためにその義務を果たし，国家発展のための業務に貢献しなければならない。

Article 12.

The Lao People's Democratic Republic pursues the foreign policy of peace, independence, friendship and cooperation; and promotes the relations and cooperation with all countries on the basis of the principles of peaceful coexistence ; respect for - each other's independence, sovereignty and territorial integrity; non-interference in each other's internal affairs ; equality and mutual interests. The Lao People's Democratic Republic supports the struggle of the world people for peace, national independence, democracy, and social progress.

**CHAPTER II
THE SOCIO - ECONOMIC SYSTEM**

Article 13.

The economic system of the Lao People's Democratic Republic relies on the multi-sectoral economy with the objective of expanding production and broadening the circulation of goods, and transforming the natural economy into a market economy in order to increasingly develop the bases of national economy and improve the material and spiritual living conditions of the multi- ethnic people.

Article 14.

The state protects and expands all forms of state, collective and individual ownership, as well as private ownership of domestic capitalists and foreigners who make investments in the Lao People's Democratic Republic. The state encourages all economic sectors to compete and cooperate with one another in expanding their production and business. All economic sectors are equal before law.

Article 15.

The state protects the right to ownership (rights to governing, rights to using to transferring) and the rights to inherit property of organisations and individuals. As for the land which is under the ownership of the national community, the state ensures the rights to using, transferring, and inheriting it in accordance with the law.

Article 16.

The economic management is carried out in line with the mechanism of market economy with the adjustment by the state, implementing the principle of promoting the centralised, unified management of the central branches in combination with the division of managerial responsibility for localities.

第12条

ラオス人民民主共和国は、平和、独立、友好及び協力という対外政策を追求し、平和共存、相互独立、主権及び領土の尊厳、内政不干涉、平等並びに相互利益を尊重するという原則に基づいて、すべての国との協力関係を促進する。

ラオス人民民主共和国は、全世界の人々による平和、国家独立、民主主義、社会的発展を目指した努力を支持する。

第Ⅱ章 社会経済システム

第13条

ラオス人民民主共和国の経済制度は、商品の生産を拡大し、その循環を促進し、国家経済を市場経済に移行させて国の経済の基礎を発展させ、多民族からなる国民の物質的・精神的な生活条件を改善させることを目的とする多種多様な経済に基礎を置くものである。

第14条

国家は、ラオス人民民主共和国に投資する国内投資家と海外投資家の私的所有権だけでなく、国家所有、集団所有又は個人所有を問わず、あらゆる形態の所有権を保護し、これを促進する。国家は、製造及び事業活動を拡大するに当たり、すべての経済部門が相互に競争し、かつ、協力することを奨励する。すべての経済部門は、法の下に平等である。

第15条

国家は、所有権（管理権、利用権、譲渡権）と、組織や個人の所有物の相続権を保護する。国家共同体が所有する土地については、国家は法律に従い、その土地を使用、譲渡及び相続する権利を保護する。

第16条

経済管理は、国が調整を行った上で市場原理に従って行われ、地方に対して責任を負う管理当局と協調しつつ、中央レベルにある各部局が中央集権的に統一して管理するという原則により、実施される。

Article 17.

All organisations and citizens must protect the environment and natural resources: land, underground, forests, fauna, water sources and atmosphere

Article 18.

The state promotes and gives advice on the development of economic relations, under many forms, with foreign countries on the basis of the principle of respect for each other's independence, sovereignty, equality, and mutual benefits.

Article 19.

The state pays attention to developing education in combination with the building of the new generation to be good citizens. The objectives of the educational, cultural and scientific activities are to raise the level of knowledge, the patriotic spirit, the spirit of cherishing the People's Democratic Regime, the spirit of maintaining unity and harmony among the people of various ethnic groups ; enhance the sense of being masters of the country. The state implements the compulsory education system at primary levels. The state authorises the operation of private schools which function under the curricula of the state. The state together with the people build schools at all levels to turn education into a comprehensive system ; and pay attention to developing education in the areas where the ethnic minority people reside.

The state develops and expands the fine, traditional culture of the nation in combination with adopting the progressive culture of the world ; eliminates all negative phenomena in the ideological and cultural spheres. The state promotes culture, art, literature and information activities, including in mountainous areas ; and protects the antiques and shrines of the nation.

Article 20.

The state pays attention to expanding the public health service, allows private individuals to operate medical services in accordance with state regulations. The state promotes the expansion of sports, gymnastics, and tourism ; pays attention to taking cares of disabled combatants, families of those who have sacrificed their lives and who have committed good deeds for the nation, and pensioners.

The State pays attention to pursuing the policy toward mothers and children.

第17条

すべての組織及び国民は、土地、地下、森林、動物相、水資源、大気などの環境や天然資源を保護しなければならない。

第18条

国家は、他国との間における相互独立、国家主権、平等及び相互利益を尊重するという原則に基づいて、様々な形で外国との経済関係の発展を促進し、助言する。

第19条

国家は、新しい世代の国民を善導するとともに、教育の発展に努力する。教育活動、文化活動及び科学活動の目的は、知識の向上、愛国心の高揚、人民民主制度の尊重、様々な民族グループに属する人々の間における統一及び調和を維持する精神並びに国民の国家主権者としての意識を涵養することにある。国家は、初等教育において義務教育制度を実施する。国家は、国家のカリキュラムを使用する私立学校の運営を認める。国家は、国民と協力して包括的な教育制度を確立し、少数民族の居住地域における教育促進にも関心が向けられるよう、あらゆるレベルにおいて学校を建設する。

国家は、世界の進歩的な文化を促進し、イデオロギーや文化の分野における退廃現象を排除するとともに、国家の優れた伝統的文化を発展させるものとする。国家は、山岳地域も含め、文化、芸術、文学及び情報に関する活動を促進する。国家は、国家の遺跡及び聖堂を保護する。

第20条

国家は、公衆衛生サービスの拡大に努め、民間部門が国家規制に従い医療サービスを提供することを認める。国家は、スポーツ、運動教育及び、観光事業の拡大を促進し、障害を有する高齢者、国家に貢献し生命を犠牲にした者の家族、年金受給者に対するサービスを提供する。

国家は母子を支援する政策を追求する。

CHAPTER III
FUNDAMENTAL RIGHTS AND OBLIGATIONS OF THE CITIZEN

Article 21.

Lao citizens are the persons who hold Lao nationality as prescribed by law.

Article 22.

Lao citizens irrespective of their sex, social status, education, faith and ethnic groups are all equal before the law.

Article 23.

Lao citizens 18 years of age and over have the right to vote and the right to be elected at the age of 21 and over except insane persons and the persons whose rights to vote and to be elected have been revoked by a court.

Article 24.

Citizens of both sexes enjoy equal rights in the political, economic, cultural and social fields and family affairs.

Article 25.

Lao citizens have the right to receive education.

Article 26.

Lao citizens have the right to work and engage in occupations which are not against the law. Working people have the right to rest, to receive medical treatment in time of ailment to receive assistance in case of incapacity and disability, in old age, and other cases as prescribed by law.

Article 27.

Lao citizens have the freedom of settlement and movement as prescribed by law.

Article 28.

Lao citizens have the right to lodge complaints and petitions and to propose ideas with state organisations concerned in connection with issues pertaining to the right and interests of both collectives and individuals. Complaints, petitions and ideas of citizens must be considered for solution as prescribed by law.

第Ⅲ章 国民の基本的権利と義務

第21条

ラオス国民とは、法律の定めに従い、ラオス国籍を有する者をいう。

第22条

ラオス国民は、性別、社会的地位、学歴、宗教及び民族にかかわらず、すべて法の下に平等である。

第23条

精神障害者及び裁判所において選挙権又は被選挙権を否定された者を除き、ラオス国民の18歳以上の者は選挙権を有し、21歳以上の者は被選挙権を有する。

第24条

ラオス国民は、性別にかかわらず、政治、経済、文化、社会及び家族に関する問題において、同等の権利を有する。

第25条

ラオス国民は教育を受ける権利を有する。

第26条

ラオス国民は、労働し、法で禁止されていない職業に従事する権利を有する。労働者は、休息し、疾病時に医療処置を受け、就労不能、障害を受けた場合、高齢その他法で定めるその他の場合には扶助を受ける権利を有する。

第27条

ラオス国民は、法の定めに従い、居住又は移転の自由を有する。

第28条

ラオス国民は、集団又は個人の権利及び利益に関する問題に関して、所管の国家組織に対し、苦情及び請願を申し立て、提案を行う権利を有する。

国民による苦情、請願及び提案は、法の定めに従い、解決のために検討しなければならない。

Article 29.

The right of Lao citizens in their bodies and houses are inviolable. Lao citizens cannot be arrested or searched without warrant or approval of the authorized organisations, except in the cases as prescribed by law.

Article 30.

Lao citizens have the right and freedom to believe or not to believe in religions.

Article 31.

Lao citizens have the right and freedom of speech, press and assembly; and have the right to set up associations and to stage demonstrations which are not contrary to the law.

Article 32.

Lao citizens have the right and freedom to conduct study and to apply advanced sciences, techniques and technologies; to create artistic and literary works and to engage in cultural activities which are not contrary to the law.

Article 33.

The state protects the legitimate rights and interests of Lao citizens residing abroad.

Article 34.

Lao citizens have the obligations to respect the Constitution and laws, and to observe labour discipline, the regulations in carrying out livelihood in society, and the regulations and order of the country.

Article 35.

Lao citizens have the obligations to pay taxes and duties in accordance with the law.

Article 36.

Lao citizens have the obligations to defend the country, to maintain the people's security and to fulfill military obligations as prescribed by law.

第29条

ラオス国民の身体的自由及び住居の平穩に関する権利は、これを侵してはならない。ラオス国民は、法で定められた場合を除いて、権限ある組織の令状又は承認なくして逮捕又は捜索されることはない。

第30条

ラオス国民は、宗教を信仰し、又は信仰しない権利及び自由を有する。

第31条

ラオス国民は、言論、出版及び集会の権利及び自由を有し、法に反しない限度で結社及びデモの権利を有する。

第32条

ラオス国民は、法に反しない限度で、研究を行い、現代科学、技術及びテクノロジーを応用し、芸術・文学作品を創作し、文化活動に従事する自由を有する。

第33条

国家は、海外に居住するラオス国民の正当な権利及び利益を保護する。

第34条

ラオス国民は、憲法及び法律を遵守し、労働規律、社会における正しい行動規則及び公共の秩序に従って行動する義務を有する。

第35条

ラオス国民は、法律に従い納税義務を負う。

第36条

ラオス国民は、法律の定めに従い、国防の義務、安全確保及び兵役の義務を果たさなければならない。

Article 37.

The aliens and persons having no nationality have the right to enjoy their rights and freedom protected by the provisions of laws of the Lao People's Democratic Republic. They have the right to lodge petitions with courts and other organisations concerned of the Lao People's Democratic Republic and the obligations to respect the Constitution and laws of the Lao People's Democratic Republic.

Article 38.

The Lao People's Democratic Republic grants asylum to foreigners who are persecuted for their struggle for freedom, justice, peace and scientific causes.

**CHAPTER IV
THE NATIONAL ASSEMBLY**

Article 39.

The National Assembly is the legislative organisation. It has the right to make decisions on the fundamental issues of the country. At the same time, it is the organisation which supervises and oversees the activities of the administrative and judicial organisations:

Article 40.

The National Assembly has the following rights and duties:

1. To establish, endorse or amend the Constitution;
2. To consider, endorse, amend, or abrogate laws;
3. To determine, change, or abolish taxes and duties;
4. To consider and approve the strategic plans of socio-economic development and budget of the state;
5. To elect or remove the President of state and the Vice- President of state on the recommendation of the National Assembly Standing Committee;
6. To consider and approve the appointment or removal of the members of the government on the recommendation of the President of State;
7. To elect or remove the President of the People's Supreme Court and the Public Prosecutor-General on the recommendation of the National Assembly Standing Committee;
8. To decide on the establishment or dissolution of the ministries, ministry-equivalent organisations, provinces and municipalities and to determine the boundaries of provinces and municipalities on the recommendation of the Prime Minister;
9. To decide on granting general amnesties;

第37条

外国人及び無国籍者は、ラオス人民民主共和国の法律で保護されている権利及び自由を享受する権利を有する。これらの者も、ラオス人民民主共和国の裁判所その他の関連組織に対して請願を提出する権利を有する。これらの者も、ラオス人民民主共和国の憲法及び法律を遵守する義務を負う。

第38条

ラオス人民民主共和国は、自由、正義、平和及び科学的原因を追求したために迫害されている外国人を保護する。

第IV章 国会

第39条

国会は、立法機関であり、国家の重要問題に関し決定する権限を有するとともに、行政及び司法機関の活動を監督及び監視する機関である。

第40条

国会は次の権限及び責務を有する。

1. 憲法の制定、承認又は改正
2. 法律の審議、承認、改正又は廃止
3. 税及び関税の決定、変更又は廃止
4. 社会経済的発展のための戦略的計画と国家予算の審議及び承認
5. 国会常任委員会の提言に基づく国家主席及び国家副主席の選任又は解任
6. 国家主席の提言に基づく大臣の指名又は解任の審議及び承認
7. 国会の常任委員会の提言に基づく最高人民裁判所長官及び最高人民検察院長官の選任又は解任
8. 首相の提言に基づく内閣、内閣に相当する組織、プロビンス、市の設置及び廃止の承認並びにプロビンス及び市の境界に関する決定
9. 大赦の承認

10. To decide on the ratification or abolition of treaties and agreements signed with foreign countries in accordance with international law and regulations;
11. To decide on matters of war or peace;
12. To supervise the observance of the Constitution and laws;
13. To exercise other rights and execute other duties as prescribed by law.

Article 41.

Members of the National Assembly are elected by the Lao citizens in accordance with the provisions stipulated in the law.

The term of office the National Assembly is five years.

The election of the new National Assembly must be held not later than sixty days prior to the expiration of the term of office of the incumbent National Assembly.

In the case of war or any other circumstances that obstructs the election, the National Assembly may extend its term of office but it must carry out the election of the new National Assembly not later than six months after the situation returns to normal.

Article 42.

The National Assembly elects its own Standing Committee which consists of the President, Vice-President and a number of members. The President and Vice-President of the National Assembly are also President and Vice-President of the National Assembly Standing Committee.

Article 43.

The National Assembly Standing Committee has the following rights and duties:

1. To prepare for the National Assembly sessions and to ensure the implementation by the National Assembly of the program of activity it has set forth;
2. To interpret and explain the provisions of the constitution and laws;
3. To supervise and oversee the activities of the administrative and judicial organisations during the recess of the National Assembly;
4. To summon the National Assembly into sessions;
5. To exercise other rights and execute other duties as prescribed by law.

Article 44.

The National Assembly convenes its ordinary session twice a year at the summoning of the National Assembly Standing Committee. The National Assembly Standing Committee may convene an extraordinary session of the National Assembly if it deems necessary.

10. 国際法及び国際規則に従い、外国との間で署名した条約や契約の批准又は破棄に関する決定
11. 戦争又は平和に関する問題の決定
12. 憲法及び法律の遵守を監督すること
13. 法の定めるその他の権利及び義務の行使

第41条

国会の議員は法の定めに従い、ラオス国民が選出する。

国会の1期は5年間とする。

新国会議員の選挙は、遅くとも現国会議員の任期が満了する60日前までに行わなければならない。

戦争その他選挙を妨げる状態にあるときは、国会は、その任期を延長することができるが、その状態が正常に復帰したときは、その後遅くとも6か月以内に新しい国会を構成すべく国会議員を選出しなければならない。

第42条

国会は、委員長、副委員長及び所定数の議員からなる常任委員会を選出する。国会の議長及び副議長は、それぞれ国会常任委員会の委員長及び副委員長を兼務する。

第43条

国会常任委員会は、次の権限及び責務を有する。

1. 国会の各会期に備え、国会が定めた活動プログラムが確実に実施されるよう準備すること。
2. 憲法及び法律の規定を解釈及び説明すること。
3. 国会休会中は、行政及び司法機関の活動を監督・監視すること。
4. 国会を召集すること。
5. 法の定めに従い、その他の権限及び責務を行使すること。

第44条

国会は、国会常任委員会の召集により、年2回、通常国会を開催する。

国会常任委員会は、必要と認めたときは、臨時国会を召集することができる。

Article 45.

The National Assembly session shall be convened only with the presence of more than one-half of the total number of the National Assembly members. The resolutions of the National Assembly shall be valid only when they are voted for by more than one-half of the total number of the National Assembly members present at the session, except in the cases prescribed in Article 54 and Article 80 of the Constitution.

Article 46.

The organisations and persons that have the rights to propose draft laws are as follows:

1. The President of state;
2. The National Assembly Standing Committee;
3. The Government;
4. The People's Supreme Court;
5. The Public Prosecutor-General;
6. The mass organisations at the central level.

Article 47.

Laws already adopted by the National Assembly must be promulgated by the President of state not later than thirty days after their endorsement. During this period, the President of state has the right to request the National Assembly to reconsider such laws. If the National Assembly affirms to adhere to its previous decision in reconsidering such laws, the President of state must promulgate them within fifteen days.

Article 48.

The questions related to the destiny of the country and the vital interests of the people must be submitted for approval of the National Assembly or the National Assembly Standing Committee during the two sessions of the National Assembly.

Article 49.

The National Assembly establishes its own committees to consider draft laws, draft state decrees and state acts submitted to the National Assembly Standing Committee and the President of state ; and to assist the National Assembly and the National Assembly Standing Committee in exercising the rights of supervision of the functioning of the administrative and judicial organisations.

第45条

国会の会議の定足数は、全国会議員の過半数の出席を要する。

国会の議決は、憲法第54条及び第80条に定められた場合を除き、その会議に出席した国会議員総数の過半数により決する。

第46条

法律案を提案する権利を有するのは、次に掲げる者である。

1. 国家主席
2. 国会常任委員会
3. 政府
4. 最高人民裁判所
5. 最高人民検察院長官
6. 中央レベルにある大衆組織

第47条

国会が採択したすべての法律は、採択後30日以内に国家主席が公布しなければならない。同期間中は、国家主席は、国会に対し、法律の再審議を求めることができる。国会が従前の議決を維持したときは、国家主席は15日以内にその法律を公布しなければならない。

第48条

国家の命運及び国民の重要な利害に関わる問題は、国会、又は国会が休会中のときは国会の常任委員会に提出し、その承認を得なければならない。

第49条

国会は、国会常任委員会及び国家主席に提出される法律案、政令案等を審議するための独自の委員会を設立する。これらの委員会は、国会や国会常任委員会が行政・司法機関の機能に対する監督権の行使を補佐する。

Article 50.

Members of the National Assembly have the right to interpellate the members of the government, the President of the People's Supreme Court and the Public Prosecutor-General. Organisations or persons interpellated must give verbal or written answers at the National Assembly session.

Article 51.

Members of the National Assembly shall not be prosecuted in court or detained without the approval of the National Assembly or the National Assembly Standing Committee during the two sessions of the National Assembly. In cases involving gross and urgent offenses, the organisations detaining members of the National Assembly must immediately report to the National Assembly or to the National Assembly Standing Committee during the two sessions of the National Assembly for consideration and decisions concerning them. Inquiries and interrogations shall not cause the absence of prosecuted members from the National Assembly session.

**CHAPTER V
THE PRESIDENT OF STATE**

Article 52.

The President of state is the Head of state of the Lao People's Democratic Republic and the representative of the multi-ethnic Lao people both at home and abroad.

Article 53.

The President of state has the following rights and duties

1. To promulgate the Constitution and laws already endorsed by the National Assembly;
2. To issue state decrees and state acts on the recommendation of the National Assembly Standing Committee;
3. To appoint or remove the Prime Minister and the members of the government with the approval or resolution of no confidence of the National Assembly.
4. To appoint, transfer or remove the governors of provinces and the mayors of municipalities on the recommendation of the Prime Minister;
5. To decide to promote or demote the ranks of the Generals in the national defence and security forces on the recommendation of the Prime Minister;
6. To be the Head of the people's armed forces;
7. To preside over a meeting of the government when necessary;
8. To decide on the conferment of the national gold medals, orders of Merit, medals of victory and highest honorific titles of the state;

第50条

国会議員は、首相、その他の大臣、最高人民裁判所長官又は最高人民検察院長官に対し、説明を求めることができる。

説明を求められた機関又は個人は、国会において、口頭又は書面で回答しなければならない。

第51条

国会議員は、国会又は休会中のときは国会常任委員会の承認なく、訴追又は身柄拘束を受けることはない。

重大かつ緊急の犯罪行為があったときは、国会議員の身柄を拘束する機関は、直ちに国会又は休会中のときは国会常任委員会に対してこれを報告し、その審議と決定を求めるものとする。調査及び取調により、被疑者・被告人である国会議員が国会の会議を欠席することがあってはならない。

第V章 国家主席

第52条

国家主席は、ラオス人民民主共和国の国家元首であり、国内外において、多民族からなるラオス国民の代表者である。

第53条

国家主席は、次に掲げる権限及び義務を有する。

1. 国会が正当に議決した憲法及び法律を公布すること。
2. 国会常任委員会の提言に基づき、国家主席令及び国家主席布告を發布すること。
3. 国会の承認又は不信任決議に基づき、首相及び大臣を任命又は解任すること。
4. 首相の提言に基づき、各プロビンスの知事及び各市の市長を任命、転任又は解任すること。
5. 首相の提言に基づき、国防軍及び治安部隊の長の昇格又は降格を決定すること。
6. 人民国軍の長となること。
7. 必要に応じて政府会議の議長を務めること。
8. 国家金メダル、功績勲位、メダル及び国家的に高い荣誉称号の授与に関する決定を行うこと。

9. To decide on granting pardons;
10. To decide on general or partial military conscription and to declare the state of emergency all over the country or in any particular locality;
11. To declare on the ratification or abolition of all treaties and agreements signed with foreign countries;
12. To appoint and recall plenipotentiary representatives of the Lao People's Democratic Republic to or from foreign countries, and accept the plenipotentiary representatives of foreign countries accredited to the Lao People's Democratic Republic;
13. To exercise other rights and execute other duties as stipulated in the laws.

Article 54.

The President of state is elected by the National Assembly with two-thirds of the votes of all members of the National Assembly attending the session. The term of office of the President of state is five years.

Article 55.

The President of state may have a Vice-President as an assistant to act on behalf of the President during his absence. The Vice-President of state is elected by the National Assembly with the votes of more than one-half of the total number of the National Assembly members attending the session.

CHAPTER VI THE GOVERNMENT

Article 56.

The government is the administrative organisation of the state. The government manages in a unified manner the implementation of duties of state in all fields: political, economic, cultural, social, national defence and security, and foreign affairs.

Article 57.

The government has the following rights and duties

1. To implement the Constitution, laws and resolutions of the National Assembly as well as state decrees and acts of the President of state;
2. To submit draft laws to the National Assembly ; draft decrees and acts to the President of state;
3. To map out the strategic plans on the socio-economic development and annual state budgets and submit them to the National Assembly for consideration and approval;

9. 恩赦を与えること。
10. 全体徴兵又は部分徴兵を発令し、国全体又は一部の地域に非常事態を宣言すること。
11. 外国と署名を交わした条約及び協定の批准又は破棄を公布すること。
12. 外国に対するラオス人民民主共和国の全権代表者を任命し、外国から全権代表者を召還し、ラオス人民民主共和国に派遣された外国の全権代表者を受け入れること。
13. 法の定めに従い、その他の権利を行使し、義務を果たすこと。

第54条

国家主席は、国会に出席した議員の3分の2以上の賛成をもって、選出する。

国家主席の任期は5年間とする。

第55条

国家主席は、自己を補佐し、国家主席不在時にその代理を行う国家副主席を置くことができる。

国家副主席は、国会に出席した議員の過半数の賛成をもって、選出する。

第VI章

政府

第56条

政府は、国家の行政を行う。

政府は、政治、経済、文化、社会、国防・保安、外交などのあらゆる分野において、国家の義務を統一的に遂行する。

第57条

政府は、以下に掲げる権限と責務を有する。

1. 憲法、法律、国会の議決、国家主席令及び国家主席布告を実行すること。
2. 国会に法律案、国家主席令案及び国家主席布告案を提出すること。
3. 社会経済的発展のための戦略的計画及び国家年次予算を作成し、これらを国会に提出して審議及び承認を受けること。

4. To issue decrees and decisions on the management of socio-economic, scientific and technical fields national defence and security ; and foreign affairs;
5. To organise, guide and supervise the functioning of the managerial organisations of all branches and of local administrative organisations;
6. To organise and supervise the activities of the national defence and security forces;
7. To sign treaties and agreements with foreign countries and guide their implementation;
8. To suspend or revoke decisions, instructions of the ministries, the ministry-equivalent organisations, organisations attached to the government, and local administrative organisations if they run counter to laws;
9. To exercise other rights and execute other duties as stipulated by law.

Article 58.

The government consists of the Prime Minister, Deputy Prime Ministers, ministers and chairmen of the ministry- equivalent committees. The term of office of the government is five years.

Article 59.

The Prime Minister is appointed by the President of state with the approval of the National Assembly.

Article 60.

The Prime Minister is the Head of the government; guides and supervises the work of the government; represents the government in guiding the work of ministries, the Ministry-equivalent organisations and other organisations attached to the government ; and guides the work of the governors of provinces and the mayors of municipalities.

The Prime Minister appoints deputy ministers and deputy Chairman of the ministry-equivalent committees, deputy governors, deputy mayors and district chiefs.

The Deputy Prime Ministers are the assistants of the Prime Minister. The Prime Minister may assign a particular Deputy Prime Minister to carry out work on his behalf in case he is engaged.

4. 社会経済及び科学技術分野における管理並びに国防・保安及び外交問題に関し命令及び決定を下すこと。
5. すべての支部と地方行政組織の管理業務を編成，指導及び管理すること。
6. 軍隊及び治安部隊の業務を編成及び管理すること。
7. 外国との条約や契約に署名し，その実行を指導すること。
8. 各省，省に相当する機関，政府付属機関及び地方行政組織の決定及び命令が法に矛盾する場合に，これらを停止又は取り消すこと。
9. 法の定めに従い，その他の権限を行使し，義務を果たすこと。

第58条

政府は，首相，副首相，大臣及び省に相当する委員会の委員長で構成される。
政府の任期は5年間とする。

第59条

首相は，国会の承認を得て国家主席により指名される。

第60条

首相は，政府の長である。首相は，政府の行政を指導・管理し，各省，省に相当する組織及びその他の政府付属機関の業務を指導しつつ政府を代表し，各プロビンスの知事と各市の市長の行政を指導する。

首相は，副首相，省に相当する委員会の副議長，副知事，副市長及びディストリクトの長を指名する。

副首相は，首相を補佐する。首相は，首相不在時に首相に代わり業務を行う特定の副首相を指名することができる。

Article 61.

The National Assembly may pass a vote of no confidence in the government or any member of the government if the National Assembly Standing Committee or one-fourth of the total number of the National Assembly members raise the question.

Within twenty-four hours after the vote of no confidence in the government by the National Assembly, the President of state has the right to bring the no confidence question to the National Assembly for reconsideration. The second consideration must be held within the forty-eight hours interval from the first consideration. If the new vote of no confidence in the government is passed the government must resign.

**CHAPTER VII
THE LOCAL ADMINISTRATION**

Article 62.

In the Lao People's Democratic Republic, there are provinces, municipalities, districts and villages. Provinces and municipalities have governors and mayors respectively. Districts have district chiefs and village have village heads. Governors and mayors have deputy governors and deputy mayors respectively. District chiefs have Deputy district chiefs as assistants. In densely populous villages, village heads have deputy village heads as assistants.

Article 63.

The governors, the mayors and the district chiefs have the following rights and duties:

1. To ensure the implementation of the Constitution and laws, and to organise the strict implementation of decisions and instructions issued by the higher levels;
2. To guide and supervise the functioning of all branches of work at all levels under the scope of their responsibility;
3. To suspend the implementation or abolish the decisions of all branches of work at their own or lower levels, which contradict the regulations and laws;
4. To consider and resolve the complaints, petitions and proposals of the people under the scope of their rights and power as stipulated by law.

Article 64.

The village heads have the responsibility in organizing the implementation of the state's laws, decisions and instructions, maintaining peace and security of the village ; and developing the villages to become firm in all fields.

第61条

国会は、国会常任委員会又は国会議員総数の4分の1以上が、政府又は政府構成員に対する不信任を提起した場合は、その不信任投票を実施することができる。

国家主席は、国会が政府に対する不信任投票を採択後24時間以内に、国会に対し、同決議の再審議を求めることができる。この再審議は、先の審議から48時間以内に行わなければならない。再投票においても不信任が可決されたときは、政府は辞職しなければならない。

第VII章 地方行政

第62条

ラオス人民民主共和国は、プロビンス、市、ディストリクト、村から構成される。

プロヴィンスには知事が、市には市長が置かれる。ディストリクトには長が、また村には村長が置かれる。知事及び市長には、それぞれ副知事と副市長を置く。ディストリクトの長には補佐役として副長を置く。人口密度の高い村においては、村長には補佐役として副村長を置く。

第63条

知事、市長及びディストリクト長は、以下に掲げる権限及び責務を有する。

1. 憲法及び法律を確実に実行し、上級レベルの決定及び命令の厳密な実行を統括すること。
2. 自己の権限内にあるすべての機関の業務遂行を指導及び監督すること。
3. 自己又は自己の権限内にあるすべての機関の業務に関する決定が、法律や規則に反するときは、これらの実施を停止又は破棄すること。
4. 法の定めに従い、自己の所掌する事務に関し、国民の苦情、請願及び提案を検討し、解決すること。

第64条

村長は、村の平和及び安全を維持し、あらゆる面において村の発展のために、国家の法律、決定及び命令を実行する責任を負う。

CHAPTER VIII
THE JUDICIARY ORGANISATIONS
A. THE PEOPLE'S COURTS

Article 65.

The People's Courts are the judiciary organisations of the state comprising the People's Supreme Court, People's Provincial and Municipal Courts, People's District Courts and Military Courts.

Article 66.

The People's Supreme Court is the highest judiciary organisation of the state. The People's Supreme Court scrutinizes the sentences reached by the people's local courts and the military courts.

Article 67.

The Vice-President of the People's Supreme Court and the judges of the people's courts at all levels are appointed or removed by the National Assembly Standing Committee.

Article 68.

The People's Courts make trials and pass sentence collectively. During the trials and sentence, judges are to be independent and subject only to the law.

Article 69.

Trials of cases at courts proceedings must be openly conducted except in cases as stipulated by law. The defendants have the right to defend themselves in the cases they are accused. The board of legal counselors have the right to in providing legal assistance to the defendants.

Article 70.

Representatives of social organisations have the right to take part in court proceedings as provided by law.

Article 71.

The sentences reached by the people's courts, which have become legally effective, must be respected by the party, state and social organisations and all citizens. the persons and organisations concerned must strictly implement them.

第Ⅷ章
司法組織
A. 人民裁判所

第65条

人民裁判所は、最高人民裁判所、プロビンス、市及びディストリクトの人民裁判所並びに軍事裁判所から構成される司法機関である。

第66条

最高人民裁判所は、国家の最高司法機関である。

最高人民裁判所は、下級人民裁判所及び軍事裁判所の判決を審議する。

第67条

最高人民裁判所副長官及びその他の人民裁判所の裁判官は、国会常任委員会が任命又は解任する。

第68条

人民裁判所は、合議体で審理し、判決を下す。審理及び判決をなすに当たり、裁判官は独立し、法に従ってのみ行動しなければならない。

第69条

裁判手続は、法で定めた場合を除き、公開で行わなければならない。被告人は、訴えられた事件につき、防御する権利を有する。

弁護士会は、被告人を弁護するサービスを提供することができる。

第70条

社会的組織の代表者は、法の定めに従い、裁判手続に参加する権利を有する。

第71条

すべての当事者、国、社会組織及び全国民は、人民裁判所がなした法的効力を有する判決を尊重しなければならない。関係者や関係組織は、これらを厳密に執行しなければならない。

B. THE OFFICE OF PUBLIC PROSECUTION

Article 72.

The Office of Public Prosecution consist of the Public Prosecutor-General Institute, the Offices of Public Prosecution of provinces, municipalities, and districts, and the Office of military prosecution.

The Public Prosecution Institutes have the following rights and duties:

1. To control the unified and correct observance of laws by all ministries, organisations attached to the government, social organisations, local administrative organisations, enterprises, state employees and all citizens;
2. To exercise the right of public prosecution.

Article 73.

The Public Prosecutor-General directs the activities of all Offices of Public Prosecution in the Lao People's Democratic Republic.

The Deputy Public Prosecutor-General is appointed or removed by the National Assembly Standing Committee.

Public Prosecutors and Deputy Public Prosecutors of provinces, municipalities and districts and the military prosecutors are appointed or removed by the public Prosecutor-General.

Article 74

In carrying out their duties, the Offices of Public Prosecution are subject only to the law and the instructions of the Public Prosecutor-General.

CHAPTER IX

LANGUAGE, SCRIPT, NATIONAL EMBLEM, NATIONAL FLAG, NATIONAL ANTHEM AND CAPITAL CITY

Article 75.

The Lao language and Lao script are the language and script officially used.

Article 76.

The National Emblem of the Lao People's Democratic Republic is a circle depicting in the bottom part one- half of a cog wheel and red ribbon with the inscription "Lao People's Democratic Republic", and decorated with crescent-shaped ears of rice on the two sides and red ribbon stretched between the middle of the rice ears with the inscription "Peace, Independence, Democracy, Unity and Prosperity". A picture of that Luang Pagoda is located between the tips of the rice ears. A road, a paddy field a forest, and a hydroelectric dam are depicted in the middle of the circle.

B. 検察院

第72条

検察院は、最高人民検察院、プロビンス級検察院、市検察院、ディストリクト級検察院及び軍事検察院で構成される。

検察院は、以下に掲げる権限及び責務を有する。

1. すべての省、政府付属機関、大衆組織、社会組織、地方行政組織、企業、国家公務員及び全国民が、正当に、かつ、統一的に法律を遵守するよう管理すること。
2. 公訴権を行うこと。

第73条

最高人民検察院長官は、ラオス人民民主共和国国内におけるすべての検察院の業務を指揮及び監督する。

最高人民検察院副長官は、国会常任委員会が任命又は解任する。

プロビンス、市、ディストリクト及び軍事検察院の長官及び副長官は、最高人民検察院長官が任命又は解任する。

第74条

検察院は、その職務を遂行するに当たり、法律及び最高人民検察院長官の指示のみに従う。

第IX章

言語、文字表記、国家の紋章、国旗、国歌、首都

第75条

ラオス語とラオス文字を公用語及び公用文字とする。

第76条

ラオス人民民主共和国の国家紋章は、円形で、その下方部分に半分の「はめば歯車」の図柄及び「ラオス人民民主共和国」の文字が書かれた赤いリボンが描かれ、その両脇には熟した稲の三日月型をした穂を配し、「平和、独立、民主主義、統一、繁栄」と書かれた赤いリボンがその稲穂の中央部分同士を結び、「タートルアン」の絵がこの稲穂の先端と先端の間に描かれ、また円形の中心部には1本の道路と水田、森、水力発電用ダムが描かれる。

Article 77.

The National Flag of the Lao People's Democratic Republic is dark blue with red edges and a white moon. The width of the flag is two-thirds of its length. The area of the red edges on each side is one-half of the dark blue area. The area of the white moon is equal to four-fifths of the dark blue area.

Article 78.

The national anthem of the Lao People's Democratic Republic is "Xat Lao" song.

Article 79.

The Capital city of the Lao People's Democratic Republic is Vientiane.

**CHAPTER X
THE LAST PROVISION**

Article 80.

Only the National Assembly of the Lao People's Democratic Republic has the right to amend the Constitution.

The amendment to the Constitution requires the votes of approval cast by at least two-thirds of the total number of the National Assembly members.

第77条

ラオス人民民主共和国の国旗は、背景が濃い青色に、赤い横線と白い月が描かれる。旗の幅は長さの3分の2とする。各側にある赤い横線のそれぞれの面積は、濃い青色部分の面積の半分とする。白い月の面積は、濃い青色部分の面積の5分の4とする。

第78条

ラオス人民民主共和国の国歌は「サット・ラオ」とする。

第79条

ラオス人民民主共和国の首都はビエンチャンとする。

第X章 末尾規定

第80条

ラオス人民民主共和国国会のみが、憲法を改正することができる。
憲法の改正には、国会議員総数の3分の2以上の賛成を必要とする。

【研究報告】

本論考及びその次の「ヴェトナムにおける外国判決の承認及び執行制度について」は、いずれもヴェトナムにJICA長期派遣専門家として派遣されている竹内努専門家（裁判官から派遣）によるものである。

同専門家は、ハノイ市に在住し、法整備支援に関する企画・調整や、ヴェトナムの法律関係者に対する助言などの活動に従事しており、特に法曹養成学校における裁判実務マニュアルや教科書作成の支援で成果を上げている。

掲載した各論文は、いずれも、丹念な調査に基づくものであり、貴重な情報を多く含んでいるので、御活用願いたい。

ヴェトナムにおける外国仲裁判断の承認及び執行の実情について

(平成13年12月17日時点)

ヴェトナム司法省派遣長期専門家 竹 内 努

第1 概観

外国仲裁判断のヴェトナムにおける承認及び執行に関する根拠法規としては、国際条約である「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（いわゆる「ニューヨーク条約」）、及び右条約を国内法化した「外国仲裁判断の承認及び執行に関する法令」がある。右法令に基づき、外国仲裁判断の承認及び執行は、司法省に申立書を提出し、省級人民裁判所において執行決定を得なければならない。ハノイ人民裁判所においては、右法令の施行以来5件の執行決定申立事件を処理したが、うち4件は執行が否認された。ヴェトナムにおいては、承認及び執行の対象となる「商事」紛争の概念が非常に狭いこと、実際の執行決定手続においては、仲裁合意の当事者の代表権限が非常に厳しく審査されることが特徴となっている。

第2 外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約とヴェトナム

外国仲裁判断の承認及び執行に関しては、多国間条約の一つとして「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」、いわゆるニューヨーク条約が締結されており、2001年9月現在、126か国が加入している。ヴェトナムは、1995年9月12日に本条約に対する加入書を寄託し、同年12月11日より効力を生じた（我が国は1961年6月20日に加入書を寄託し、同年9月18日から効力を生じている。）。

ニューヨーク条約は、加入国に対して、①相互主義の留保及び②商事性の留保を付することを認めているところ、ヴェトナムは、加入に際し、このいずれの留保も宣言している。すなわち、「①ヴェトナム社会主義共和国は、他の締約国においてなされた仲裁判断の承認及び執行について本条約を適用する。非締約国においてなされた仲裁判

断については、相互主義に基づいて本条約を適用する。②本条約は、ヴェトナム法により商事性を有すると解される法律関係から生じた紛争についてのみ適用される。」とされている。

(*) ニューヨーク条約は、以上二つ以外の留保を認めないが、ヴェトナムは、三つ目の留保を付しており、「③ヴェトナム裁判所ないし権限ある当局における本条約の解釈は、ヴェトナム憲法及びヴェトナム法に従ってなされなければならない。」としている。本条約がヴェトナム憲法に反する場合には、憲法が優先するという意味であれば、憲法と条約との関係（我が国では憲法98条2項）からしても当然のことであり、宣言をするまでもないと思われるが、条約の解釈を国内法に基づいて全く独自に行うという宣言であるとする、条約の解釈上問題が生じる場合も予想される。条約上認められない留保であるから、国際法上は、ヴェトナムが一方向的に宣言したものとして扱われ、締約国が拘束されることはないものと思われるが、ヴェトナムの裁判所が外国仲裁判断の承認及び執行事件を扱う際には、この宣言に沿って運用するものと思われる。その解釈がヴェトナム法に基づいて行われる以上、ヴェトナムの裁判所に上訴してこれを争うことは事実上難しいであろう。

以上から、ヴェトナムにおける外国仲裁判断の承認及び執行については、締約国との間では同条約が適用されることとなるが、ヴェトナムは、1995年9月14日に、右条約の国内法として、「外国仲裁判断の承認及び執行に関する法令」（以下「本件法令」ともいう。）を制定し、同法令は1996年1月1日より施行されているため、実際上は同法令が適用されることとなる（なお、本件法令とニューヨーク条約に齟齬があった場合には、ニューヨーク条約が優先する。（22条））。そこで以下、本件法令に沿って、手続を概観することとする。

第3 外国仲裁判断の承認及び執行手続

1 承認及び執行の対象となる仲裁判断

本件法令に基づいて承認及び執行の対象となるのは、「外国」仲裁判断であって、「商事上の法律関係」から生じた紛争に関する判断である。

(1) 外国仲裁判断

外国仲裁判断とは、ヴェトナムの領域外で、当事者の選定した仲裁人によりなされた仲裁判断であるか、ヴェトナム国内でなされた仲裁判断であって、ヴェトナム人でない仲裁人によりなされた仲裁判断をいう（1条）。

「外国」は、ヴェトナムとの間で仲裁判断の承認及び執行に関する二国間条約を締結しているか、ヴェトナムの加入する多国間条約に加入している国をいう。これら以外の国については、相互主義に基づいて承認・執行の可否を決めることとなる（2条1項）。

(2) 商事仲裁

承認及び執行の対象となるのは、商事上の法律関係から生じた紛争でなければならない（1条）。ヴェトナムは、ニューヨーク条約の加入にあたって商事性の留保を付しているため、「商事」に当たるか否かはヴェトナム法にしたがって解釈されることとなる。この点、ヴェトナム商法45条は、14種類の行為についてのみ商行為性

を認めているため、実務上は、右規定が商事か否かの基準となっている。商法45条は、事業者（個人、法人、団体及び世帯であって、独立及び継続して営業をするものとして営業登録を有するもの）が、その営業として行う行為であって、①物品（流通性のある動産及び賃貸ないし売買用の建物）の売買行為、②事業者の代理行為、③仲立営業行為、④問屋営業行為、⑤代理売買行為、⑥商事加工行為、⑦競売行為、⑧入札行為、⑨物品運送行為、⑩物品鑑査行為、⑪販売促進行為、⑫商事宣伝行為、⑬物品の展示行為及び⑭トレード・フェアないし展示会開催行為であるものについて商行為性を認める。ベトナム商法には、日本商法503条のような付属的商行為の規定（承認が営業のためにする行為を商行為とし、商人の行為は営業のためにするものと推定するもの）がないため、事業者が営業として行う行為であっても、商法45条の掲げる14種類の行為でないものについては、商行為とは認められない。

したがって、外国仲裁判断として承認及び執行の対象となるためには、契約主体がベトナム法に基づく事業者（**Business Entity**）であって、契約内容がベトナム商法45条の要件を満たすものでなければならないということになる。

2 承認及び執行決定手続

ベトナム国内において外国仲裁判断を執行するためには、ベトナムの裁判所においてこれを承認し、執行する決定を得なければならない（2条2項）。執行決定を得た仲裁判断は、ベトナム国内においてなされた判決と同一の効力を有する（6条1項）。右決定に基づく執行手続自体は、民事判決の執行手続に従って行われる。

(1) 管轄裁判所

ベトナム国内における外国仲裁判断の承認及び執行は、被告が、申立ての時点において、ベトナム国内に、主たる営業所を有するとき、住所ないし勤務地を有するとき、あるいは、関連財産を有するときに行うことができる（3条）。

右申立てについては、省級人民裁判所（経済裁判所。一方、外国判決の承認及び執行については民事裁判所となる。）が第一審裁判所として事物管轄を有し、被告の主たる営業所、住所地ないし勤務地、関連財産の所在地を管轄する裁判所が土地管轄を有する（4条）。第一審裁判所の決定に対しては、当事者及び検察院は、最高人民裁判所に上訴することができる（5条）。

(2) 申立手続

外国仲裁判断の執行決定を得ようとする者は、司法省に対し、原告の氏名及び住所（主たる営業所）並びに被告の氏名及び住所（主たる営業所。被告がベトナム国内に住所等を有しない場合には関連財産の所在地）、執行決定の要請文言を記載した申立書を送付しなければならない（10条）。外国語の申立書については、ベトナム語の翻訳が必要である。申立書には、仲裁判断の原本ないし認証謄本及び仲裁合意の原本ないし認証謄本を添付しなければならない（11条）。提出書類は、ニューヨーク条約4条1項の定めるものと同一である。司法省（国際協力局が担当部署となって

おり、次長及び1名の職員がこれを処理している。)に提出された申立書は、7日以内に管轄裁判所に送付される(12条)。

(3) 審理手続

司法省から事件記録を受領した裁判所は、被告及び検察院に対して事件の係属を通知するとともに、2か月以内に以下のいずれかの決定をしなければならない(13条、14条1項aないしe)。①司法省から当該仲裁判断が破棄されるか、停止される可能性がある旨の通知を受け取ったときは、事件審理の暫定的停止決定、及び②申立ての取下げ、被告による任意弁済、被告の解散、破産ないし死亡のとき、③司法省から、当該仲裁判断が撤回されるか停止された旨の通知を受け取ったときは、いずれも事件審理の停止決定、④裁判権ないし管轄の欠缺のときは、いずれも事件審理の停止及び司法省への差戻決定、⑤事件審理開始決定。

裁判所は、審理開始決定から15日以内に審理を行わなければならない、7日以内に事件記録を検察院に送付しなければならない(14条2項)。審理は、3名の裁判官の合議により行われる(15条1項)。審理には、検察官、被告ないしその代理人が立ち会わなければならない、検察官欠席のときは延期される(15条2項、3項)。

審理において審理委員会は、仲裁判断の再審理は行わず、当該外国仲裁判断と本件法令、ヴェトナム関連法規及び条約との整合性を審査するものである(再審査の禁止。15条4項)。裁判所は、既述①ないし⑤の決定をした場合、及び事件審理開始決定に基づいて仲裁判断の承認及び執行について決定をした場合には、直ちに検察院に事件記録の写しを送付しなければならない(17条)。

(4) 否認事由

審理の結果、審理委員会は、当該外国仲裁判断の承認及び執行を許可するか否かを決定する(15条)が、以下の事由がある場合には、執行は否認される(16条)。以下の否認事項は、「公序」が「ヴェトナム法の基本原則」とされている以外は、ニューヨーク条約5条の定める否認事由とほぼ同一である。なお、ヴェトナム人の仲裁人がなした仲裁判断ないしヴェトナム人の提起した仲裁判断の執行請求の訴えにおいて、被請求国が差別的見地からその執行を否認する決定を下した場合には、ヴェトナム裁判所は、報復措置として、当該被請求国(ないしその国民)からの執行決定の申立てを拒否することができる(22条)。

- ① 仲裁合意の当事者が、同当事者の本国法により無能力者であった、あるいは、仲裁合意の準拠法、準拠法の指定のない場合には仲裁地法により無効であった場合
- ② 被告が、仲裁人の選定、仲裁手続について適切な時期に適切な通知をされなかった場合その他の事由により被告が手続上の権利を行使できなかった場合
- ③ 当該仲裁判断が、仲裁合意されていない事項、もしくは仲裁合意された事項を越える事項についてなされた場合
- ④ 仲裁人の構成及び手続が、仲裁合意あるいは仲裁地法と異なっていた場合
- ⑤ 仲裁判断が最終のものでなかった場合

- ⑥ 当該仲裁判断が、合意地国の当局により破棄あるいは停止された場合
- ⑦ 当該紛争が、ヴェトナム法では仲裁適格を欠く場合
- ⑧ 当該仲裁判断の承認及び執行が、ヴェトナム法の基本原則に反する場合

(5) 上訴手続

当事者、代理人及び検察院は、14条1項aないしdの決定（暫定的停止及び停止決定）及び15条5項の決定（承認及び執行の可否に関する決定）に対しては、裁判所の決定の日から15日以内（最高検察院の場合は30日以内）に、最高人民裁判所に対して上訴する権利を有する（18条）。最高人民裁判所は、上訴を受けた日から1か月以内に審理を行わなければならない。上訴審審理は、3名の裁判官により行われる（19条）。

3 執行決定に基づく執行手続

執行決定が出された場合には、裁判所は15日以内に記録の写しを執行当局に送付しなければならない。執行当局は、通常の民事判決執行手続により、当該決定を執行することとなる（20条1項）。したがって、この後の手続は「民事判決執行令」（1993年4月21日）によることとなる。同法令によれば、執行を求める当事者は、決定後3年以内に（法人の場合1年以内に）、省級司法部の管轄する執行当局に対して執行決定の申立てをし、右決定を経て執行することとなる（*）。

（*）ただし、外国仲裁判断の執行を認める決定を執行する際にも、民事判決執行令に基づく執行決定を得なければならないのかについては、後述のように争いのあるところである（執行令に基づく執行決定を経なくともよいとの解釈が成り立つのであれば、当事者にとっては一回決定手続を免れるだけ便利であろう。しかし、民事執行令3条1項eにおいて、執行の対象となる判決ないし決定として、「ヴェトナム裁判所による外国判決の執行決定」とされていることからして、外国仲裁判断の執行決定の場合にも、民事判決執行令による執行決定の対象となると解釈する方が自然であろう。）。

第4 外国仲裁判断の承認及び執行の実情と問題点

1 概観

この点に関しては、全国的な統計は公表されていないものの、ハノイ経済裁判所の作成した資料により概観することができる。右資料によれば、本法令が施行された1996年1月1日以降、ハノイ市経済裁判所では4件の外国仲裁判断執行決定の申立てを受理した（ちなみに、「外国判決の承認及び執行に関する法令」が施行された1993年7月1日以降、ハノイ市民事裁判所は5件の外国判決の執行決定申立てを受理している。）。右4件中、3件はその執行が否認された。否認の理由は、2件については、ヴェトナム側の契約当事会社を代表して仲裁合意をした人物に代表権がなく、かつ委任もされていなかったというものであり、他の1件については、仲裁において証拠調手続に違法があったことを理由としている。そしてさらに、新聞情報によれば、2001年10月下旬に、最高人民裁判所ハノイ上訴部において、更に1件の執行が否認された（2(4)事件）。

やはり、ベトナム側の契約当事者に代表権がなかったことを理由としている。以下、各事件の概要と、ハノイ経済裁判所のレポートの内容をそれぞれ紹介したい。

2 事件の概要

(1) エナーゴ・ノーヴァス vs ベトナム・テキスタイル&ソーイング・コーポレーション (1997)

ソヴィエト連邦商工会議所国際仲裁センターにおいてなされた仲裁判断の執行決定を求めた事件である。2件があり、両事件とも、原告はエナーゴ・ノーヴァス・ジョイント・ストック・カンパニー (Energ Novus Joint Stock Company)、被告は、ベトナム・テキスタイル・アンド・ソーイング・コーポレーション (Vietnam Textile and Sewing Corporation) である。この2件について、ハノイ市経済裁判所は、いずれも原告の申立てを棄却した。うち1件については、①被告を代表して仲裁合意をした人物には、代表権がなく、かつそのような委任もされていなかったこと (法令16条1項 (a) 違反) を理由とし、他の1件については、②ソヴィエト国際仲裁センターは、被告から提出された証拠 (認証済みの謄本) を採用せず、手続規定に違背していたこと (法令16条1項 (b) 違反) を理由としている。

(2) エナーゴ・マチェックスポート vs ベトナム・テキスタイル&ソーイング・コーポレーション (1998)

仲裁地はロシアとされている。この事件においても、原告の申立ては棄却された。理由は、先の事件同様、ベトナム会社である被告を代表して仲裁合意をした人物には、代表権がなく、かつそのような委任もされていなかったこと (法令16条1項 (a) 違反。ただし、資料は1項 (c) の違反としている。) である。

(3) クリハラ工業 vs ハノイ・ホテル (2000)

仲裁地は香港国際仲裁センターである。原告は、クリハラ工業という日系企業のシンガポール支店である。この事件が唯一執行決定された事件である。審理手続においては、仲裁地が中国の一部である香港特別行政区であることが問題となり、裁判所から司法省に執行決定の可否につき照会をしたようである (仲裁地が一つの国ではなく、国の一部にすぎない特別行政区であったということが問題となったのであろうか。) が、問題なしとの回答であったようである。また、被告からも、否認事由を証明する証拠は提出されず、一審決定は、執行を許可した。被告は上訴し、事件は現在最高人民裁判所上訴部で審理中とのことである。上訴審の審理においては、再度仲裁地が問題となり、上訴審は、「外国判決の承認及び執行に関する法令」を施行するための共同通達4号、すなわち「ベトナム裁判所は、外国判決の承認及び執行については、ベトナムとの間で共助条約を締結した国の判決につき考慮する」とした通達に触れている。(結論はまだ出ていないようである。)

(4) サニメックス vs レコフィ (2001)

仲裁地は、パリ国際仲裁廷 (Paris international arbitration tribunal) である。1996年、

サニメックス（ヴェトナム法人）は、レコフィ（Recofi SA of Paris, フランス法人）との間で、小麦粉の輸入契約を締結し、取引銀行から代金31万ドルについて信用状の開設を受けた。右契約には、同契約に基づく紛争は、パリの仲裁廷で仲裁する旨の条項があった（準拠法は不明）。小麦粉はホーチミン市に向けて出荷され、必要書類は信用状開設銀行に送付されたが、サニメックスが履行の遅滞を理由にこの受領を拒否したため、銀行も支払を拒絶した。そこで、1999年、レコフィは損害賠償を求めてパリ仲裁廷に仲裁の申立てをし、7万2500ドル及び12万フランの支払を命じる判断を得て、ハノイ人民裁判所に右仲裁判断の執行を求めた。

最高人民裁判所ハノイ上訴部は、契約に調印した副社長（deputy general director）には、ヴェトナム法（経済契約法令9条1項「経済契約の締結は、法人の代表者又は登録された事業者によりなされなければならない。」）に照らし、代表権限がなかったとして、仲裁合意を無効とし、執行を拒否した。

3 外国仲裁判断の承認及び執行についてのヴェトナム裁判所の考え方

(1) 現状（ハノイ経済裁判所のレポートより）

「外国仲裁判断のヴェトナムにおける承認及び執行に関しては、ヴェトナム裁判所が、本法令を始め関係するヴェトナム法に照らして当該外国仲裁判断をどのようにチェックするかにかかっている。この点、法令15条が規定するように、裁判所は、ヴェトナム法、特に経済契約法令に照らして仲裁契約の形式面のみを審査し、かつ、紛争が仲裁手続に則り適正に解決されたか、あるいは仲裁合意が商法上の法律関係から発生したものか、などを審査するものである。決定を出すためには、裁判所は外国仲裁判断の承認及び執行に関する法令、経済契約法令、政令17号、商法、そして外国投資法に基づかなければならない。「外国仲裁判断の承認及び執行に関する法令」は、1996年1月1日から施行されているが、現在に至るまで右法令のガイドラインは制定されておらず、一方、実体法については、経済契約法令、商法あるいは外国投資法など、様々な関連法規が同時に適用されている。例えば、仲裁合意の有効性については経済契約法令が適用され、仲裁適合性については商法が適用されている。

「外国仲裁判断の承認及び執行に関する法令」によれば、裁判所は、商事上の法律関係から生じた紛争に関する仲裁判断を執行するとされている。しかし一方、商法は14種類の行為についてのみ商行為と定義している。現実には、建築請負契約に関する国際入札の際に、契約当事国ないし第三国を仲裁地と定める仲裁合意がされる例は多いものの、商法が建築請負行為を商行為と定めていないため、右仲裁の執行については、ヴェトナムの裁判所は管轄を有せず、右仲裁判断の執行ができないこととなっている。

執行決定の申立ての際に提出される書類についても、申立人は法令10条及び11条に規定された書類しか提出しないため、仲裁手続がどのように進められ、どのように申立人に対して判断を下したのかが裁判所に伝わっていない。より具体的な証拠が提出

される必要がある。」

(2) 課題（ハノイ経済裁判所のレポートより）

「本件法令の適正な執行を図るため、共同通達が制定される必要がある。本件法令2条1項(b)は、ベトナムとの間で条約等を締結していない国についても、「相互主義」に基づく仲裁判断の執行の可能性を定めるが、司法省と最高人民裁判所により、この「相互主義」の定義がされる必要がある。裁判所が外国仲裁判断の執行決定をした場合、申立人（債権者）は、更に右決定の執行決定申立て（民事執行法令により、民事判決の強制執行をする場合には、執行当局に執行決定の申立てをする必要がある。）をする必要があるかが問題となっている。ハノイ経済裁判所としては、外国仲裁判断の執行決定自体が「執行決定」であるから、改めて右決定について執行決定の申立てをする必要はないものと考えている。仲裁判断の執行費用について、ガイドラインが制定されていない。金銭執行の場合には、当該金額から執行費用を控除すればよいが、物の引渡執行の場合には、右引渡しにかかる費用をどのように計算するか、どちらの当事者が右費用を負担すべきか不明確である。」

(3) 問題点

① 裁判官の意識

仲裁合意は、国際取引では通常見られる紛争解決の形態であって、専門性、迅速性等の点において裁判所による紛争解決に勝るといわれており、ベトナムが外国投資の誘致ないし輸出入の拡大を図るにあたって、外国仲裁判断の承認・執行制度の整備は喫緊の課題のはずである。この点、ベトナムは、ニューヨーク条約に加入し、国内法令も整備しており、ある程度の手続は整えているものの、裁判所でも事例が少ないため経験も乏しく、また、裁判官の意識も低いと言わざるを得ない。ある政府幹部は、「ベトナムの裁判官は、外国判決ないし外国仲裁判断の承認および執行については、できるだけ執行を避ける方向で、すなわち仲裁判断の欠陥を探す方向で審査をしている。」とも発言しており、早急な運用及び意識の改善が必要であろう。

② 法人の代表権限

ハノイの人民裁判所で執行が否認された4件中、3件は代表権限を問題にし、1件は仲裁手続を問題としている。通常、法人の代表権限については設立地の法が準拠法となるものと思われるので、ベトナムの裁判所が、同国法人の代表権限について同国法を適用して判断することは正しいものと思われるが、外国仲裁判断の承認及び執行の場面では、裁判所はことさらに法人の代表権限を厳格にとらえているようにも見える。この実務を前提にすると、ベトナム法人と取引をする外国法人は、相手方の代表権限について慎重に調査しないと、2001年のサニメックスvsレコフィ事件のように、契約後5年も経過してから契約自体の有効性を否定されるという、取り返しのつかない事態にもなりかねない。

③ 仲裁合意の有効性

ハノイ人民裁判所は、仲裁合意について経済契約法令を、仲裁適合性について商法を適用している旨報告している。仲裁適合性は、要するに仲裁判断が執行されるベトナムにおいて「商事」であるか否かの判断であり、ベトナム法に基づいて行われるべきものであろう。しかしながら、仲裁合意の有効性については、その準拠法によるべき判断であり、ベトナム法が準拠法として指定されない以上、ベトナム経済契約法令を適用すべきではないのではなかろうか。

④ 「相互主義」

「相互主義」（法令2条1項）については、原則としては、ベトナムと二国間条約を締結しているか、もしくは、ベトナムの加入している多国間条約に加入しているかが問題となる（ただし、法令2項2項は、条約の締結がなくとも相互保証による承認及び執行の可能性を認めている。）。ベトナムはニューヨーク条約に加入しているため、この点は仲裁判断についてはあまり問題とならないかもしれないが、外国判決の承認及び執行の場面では、かなり問題となり得る。ベトナムと日本の間では二国間条約の締結がなく、したがって、ベトナム国内で日本の判決を執行することはできない。したがって我が国においても相互保証（民訴法118条4号）を欠くこととなり、日本国内でもベトナムの判決の執行は認められないであろう。

⑤ 「ベトナム法の基本原則」要件

「ベトナム法の基本原則」要件（法令16条2項b）については、実際には問題となった事例はないようである。日本法の「公序」要件に対応するものであるが、「基本原則」の運用の仕方によっては、困難な要件となり得る。「ベトナム法の基本原則」が、ベトナム法の根幹をなす基本原理を指すものとして解釈されれば問題はないものと思われるが、単にベトナム法上、仲裁判断で示されたような制度がないということのみで、基本原則に反すると解釈されるとすれば、問題であろう。適切な例か否かは分からないが、土地の私有を認めないことは、社会主義ベトナム法の根幹にかかわる原則と考えられるから、これを前提とした仲裁判断の執行はベトナム法の基本原則に反するものと思われるが、表見代理を認めないベトナムにおいても、これを前提として本人に責任を負わせる仲裁判断を執行することは、ベトナムの財産秩序全体にまで影響を与えるものではなく、「基本原則」に反するものとはいえないように思われる。そうとすると、ベトナムの裁判所が、ベトナムに表見代理の制度がないという理由のみで当該仲裁判断は「ベトナム法の基本原則」に反すると考えるとすれば、ことさらに同要件を狭く解釈するものではなかろうか。

⑥ ガイドラインの必要性

人民裁判所は、「相互主義」等の盛んにガイドライン制定の必要性を挙げるが、これは法令解釈権限を持たないベトナム裁判所に特有の現象であろう。自分で

解釈ができない以上、当局に解釈の確定を求めるのは当然ともいえるが、クリハラ工業事件でも見られるように、例えば仲裁地の適否や相互主義の有無について裁判所と司法省との間で議論が繰り返されるなど、迅速な紛争解決が妨げられるおそれがある。

⑦ 原告の提出すべき証拠

裁判所が、原告に仲裁手続が適正に行われたことを示す資料ないし証拠の提出を求めていることは、ニューヨーク条約が、仲裁合意の存在と仲裁判断のみを請求原因事実とし、当事者の無能力や適正手続違背等の否認要件を抗弁事実としている（5条）ことと矛盾する。ニューヨーク条約5条によれば、仲裁における適正手続の欠缺事実は、被告が抗弁として主張し、その証拠を提出するべきと思われるが、ベトナム訴訟法においては、弁論主義の考え方もまた立証責任の考え方も採用されていないため、結局、原告側に全ての資料ないし証拠の提出を求めることとなるのであろう。この点、クリハラ工業事件では、被告から手続の不適正を示す証拠が提出されなかったことを理由として、仲裁判断の執行を許可しており、その意味では正しい方向と思われる。

【研究報告】

ヴェトナムにおける外国判決の承認及び執行制度について

(平成14年3月22日時点)

ヴェトナム司法省派遣長期専門家 竹内 努

第1 はじめに

本報告書は、ヴェトナムにおける「外国民事判決及び決定の承認及び執行に関する法令」（1993年4月17日。以下「法令」。本文中の条文は、特に法規名を示さない限り、本件法令のものである。）及びその実施細則である「『外国民事判決及び決定の承認及び執行に関する法令』の規定を施行するための司法省、最高人民検察院及び最高人民裁判所の共同通達4号」（1993年7月24日。以下「通達」。）について、その内容を紹介し、分析することを目的とするものである。市場経済化を推進し、外国投資を積極的に誘致しているヴェトナムにとって、外国企業とのスムーズな紛争解決手続の構築は喫緊の課題となっている。先日（平成13年12月17日付）、ヴェトナムにおける外国仲裁判断の承認及び執行制度とその実情について紹介したところであるが、外国でなされた仲裁判断のみならず、外国裁判所の判決ないし決定がヴェトナム国内でどのような効力を持つのか、あるいはどのような手続をとれば執行できるのかは、投資企業にとっても興味あるところと思われる。しかしこれまで、外国判決の承認及び執行制度については、既述根拠法規が英訳されていなかったこともあってあまり紹介されてこなかった。今回、プロジェクト内で既述法規の英訳が完成したので、その内容を紹介したい。なお、外国判決の承認及び執行手続については、現在起草中の民事訴訟法第7編（408条から430条）に「外国判決及び外国仲裁判断の承認及び執行手続」として条文化されている。

第2 外国判決の承認及び執行制度

1 概要

外国判決は、ヴェトナム裁判所によって承認及び執行決定がされたものに限り、ヴェトナム国内で効力を有し、執行することができる。ヴェトナム国内で外国判決の承認及び執行を求めようとする当事者は、まず司法省に対して申立てをし、省級民事裁判所の審理を受けることとなるが、一定の否認事由のあるときは、承認及び執行請求は棄却される。執行決定を得たときは、執行は民事判決執行法令に基づいて行われる。また、ヴェトナムには、外国判決の不承認決定手続（「ヴェトナム国内において執行を求めない外国判決ないし決定の不承認を求める手続」という。何らかの理由で、債権者がヴェトナム国内での執行をしない場合に、債務者が当該判決の不承認を求める手続であると思われるが、実体ははっきりしない。）も存在している。

2 承認及び執行の対象となる外国判決

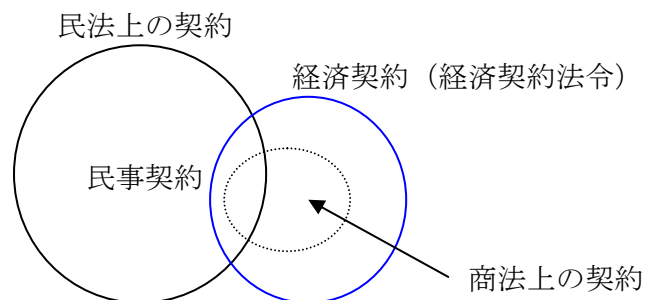
承認及び執行の対象となる外国判決（決定も含む。以下同じ。）は、①ベトナムが判決の承認及び執行について条約を締結した国においてなされた判決であって（2条1項a）、②ベトナム法により「民事」判決と考えられるものでなければならない（1条）。

① ベトナムが判決の承認及び執行について条約を締結した国においてなされた判決でなければならない。相互主義の要求であるが、二国間（ないし多国間）条約を締結している国に限定している点で特徴的である（通達第I章1条b項。外国仲裁判断の承認及び執行の場合には、条約締約国以外の国が仲裁地であっても承認する余地を残している。）。現在のところ、ベトナムは、キューバ（1984年）、ハンガリー（1985年）、ブルガリア（1986年）、ポーランド（1993年）、ラオス（1998年。未発効）、中国（1998年。未発効）、ロシア（1998年。未発効）、チェコ（1982年）、スロヴァキア（1982年）、フランス（1999年）、ウクライナ（2000年。未発効）、モンゴル（2000年。未発効）及びベラルーシ（2000年。未発効）と判決の承認及び執行条項を含む司法共助に関する条約ないし協定を締結している。例えば、中国との「中越民事及び刑事に関する司法共助条約」には、15条から21条までが相互の裁判所においてなされた判決及び仲裁判断の承認及び執行手続についての規定となっている。日本とベトナムは現在のところ判決の承認及び執行に関する条約を締結しておらず、したがって、日本でなされた判決はベトナム国内において承認及び執行を求めることはできず、したがって、相互主義を欠くため、ベトナム裁判所の判決も日本国内で承認及び執行を求めることはできないこととなる（日本民訴法118条4号）。

② ベトナム法により「民事」と考えられる判決でなければならない。これには、民事判決（私人間の法的紛争に対する裁判所の判断）の外、婚姻、家族等の家事事件判決や、労働事件の判決、刑事判決中の財産に関する判決（附帯私訴部分の判決）その他を含む（1条）が、経済事件を含むものか否かは明確でない。むしろ、民事事件と経済事件とを実体法的にも手続法的にも分離するベトナム法の下にあっては（「民事」判決という以上、経済事件に関する判決は含まれないと考えるのが自然であろう（ただ、一方、現在起草中の「国際司法共助に関する法令」案では、「民事」に関する司法共助としているものの、注において、「広義では、『民事』は私的法律関係を意味し、婚姻、家族、労働、相続、経済・商事、サービス、保険等を含む。」としている。本件法令の場合も同様の用法であるとすれば、経済・商事関係も含むこととなる。しかしその場合、管轄を民事にするか経済にするか議論になりそうである。））。

いずれにしても、経済事件とは何かの検討は必要であろう。経済事件解決法令によれば、経済事件とは、①経済契約から生じた紛争、及び②企業（Company）とその構成員、ないし構成員同士の企業の設立、運営及び解散に関わる紛争、③証券取引に関する紛争、④その他法で定める紛争とされている（12条）。このうち、①の経済契約

とは、法人間ないし法人と営業登録した個人との間の契約であって、生産、商品の売買、サービスの提供等商事の本質を有する契約と定義されている（経済契約法令1条及び2条）。この経済契約と、商法に基づく商事契約、民法に基づく民事契約との関係は、非常に複雑で理解が困難である。一応の理解としては、①商法に基づく契約（商法45条に規定される14種類の商事行為^{*1}に関する契約）は、法人、個人等で営業登録した者のなす契約であるとされている（商法5条1項、6項）から、原則として商法に基づく契約は経済契約と考えられる、②民法に基づく契約であっても、当事者の一方又は双方が法人（ないし営業登録した個人）であるため商事性を帯びるものについては、経済契約に含まれるものと考えられる（その他、商法にも民法にも該当しないが、経済契約とみられる契約も存在する可能性がある。以上の一応の理解を図に示すと下図のとおりである。更に検証が必要であることを御理解願いたい。）。以上要するに、これらの事件に関する判決は、ヴェトナム法では「経済」判決であって「民事」判決とはいえないため、承認及び執行の対象とはならない可能性があることに注意すべきである。この前提が正しいとすれば、承認及び執行の対象となる「外国判決」の範囲は非常に狭くなる（實際上、婚姻・家事事件が主となろう。ある資料は、ハノイ民事裁判所では法令施行以来5件の事件を受理し、うち1件はチェコの裁判所でなされた子供の養育費支払を命じる判決であったと紹介している。）。商事については、外国仲裁判断が承認及び執行の対象となる（「外国仲裁判断の承認及び執行に関する法令」1条）ので、民事については外国判決、商事については外国仲裁判断、と承認及び執行の対象を住み分けしようとしたのかもしれない、かえって紛争解決の機動性を奪ってしまう可能性もある。



3 承認及び執行決定手続

(1) 管轄裁判所

外国判決の承認及び執行は、省級裁判所（民事裁判所）の管轄に属し、被告の住所地（勤務地）、主たる営業所の所在地あるいは係争物件の所在地を管轄する裁判所が土地管轄を有する（4条1項）。上訴審は最高人民裁判所が管轄する（5条3項）。

*1 同条によれば、商事行為と認められるのは、①物品（流通性のある動産及び賃貸ないし売買用の建物）の売買行為、②事業者の代理行為、③仲立営業行為、④問屋営業行為、⑤代理売買行為、⑥商事加工行為、⑦競売行為、⑧入札行為、⑨物品運送行為、⑩物品鑑査行為、⑪販売促進行為、⑫商事宣伝行為、⑬物品の展示行為及び⑭トレード・フェアないし展示会開催行為である。

(2) 申立手続

外国判決の債権者は、債務者がベトナム国内に住所地（勤務地）ないし主たる営業所を有するとき、もしくは執行対象となる物件がベトナム国内に所在するときは、ベトナムの裁判所に対し、当該外国判決の承認及び執行を求める訴えを提起することができる（3条1項）。右申立ては、司法省に対し（10条1項）、原告の氏名及び住所（被告がベトナム国内に住所ないし営業所を有しないときは、執行対象物件の所在地を明確に記載しなければならない。）、並びに承認及び執行を求める旨を記載した申立書を提出してする（同条2項）。外国語で記載された申立書は、ベトナム語に翻訳の上、認証を経なければならない（同条3項）。右申立書には、①承認及び執行を求める外国判決の写し、②当該外国判決が効力を有し、かつ、ベトナム国内において執行が必要であることを証する文書、③被告に当該判決が送達されたことを証する文書、④被告ないしその代理人が審理期日に欠席していた場合には、適式に呼出しがなされたことを証する文書を添付しなければならない（11条1項）。なお、申立費用は、申立人が負担しなければならない（9条1項）。

司法省は、申立書及び添付書類を受領後15日以内に、管轄裁判所にそれらの書類（以下、便宜「事件記録」という。）を送付しなければならない（12条）。一方、司法省は、原告の提出した申立書等に翻訳の不備があるときは、原告に対し、右不備の是正を指示して申立書を返却しなければならない（通達Ⅲ章1条）。

(3) 審理手続

管轄裁判所は、事件記録受領後、省級検察院に通知するとともに、それらを検査しなければならない（13条1項）、もし、記録中に不明確な箇所を発見したときは、原告ないし当該判決をした外国裁判所に対して、釈明を求めることができる（同条2項）。右求釈明は、司法省を通じて行う。事件記録受領から4か月以内に、裁判所は以下のいずれかの決定をしなければならない（14条1項）。①原告が申立てを取り下げたとき、被告が当該外国判決を任意に履行したとき、被告が死亡し、当該債務が相続されないときは、事件を停止する決定。②当該申立てが裁判所の管轄に属さないとき、被告がベトナム国内に住所（勤務地）ないし主たる営業所のいずれも有せず、執行対象物件もベトナム国内に発見できないときは、事件の停止とともに事件記録を司法省へ返却する決定。③事件審理開始決定（裁判所による求釈明の場合、期限は更に2か月延長することができる。）。裁判所は、事件審理開始決定から1か月以内に審理期日を開かなければならず、審理期日の15日以前に、省級検察院に対して事件記録を送付しなければならない。

審理は、3名の裁判官により行われ（15条1項）、結論は多数決により決する（同条5項）。審理には、検察官及び被告本人もしくはその代理人が立ち会わなければならない。検察官が欠席の場合には審理期日は延期され（同条2項）、被告本人もしくはその代理人が欠席しても、欠席審理を要求するか、2度の呼出にもかかわらず理由なく欠席した場合には、審理は継続される（同条3項）。

審理に際して、審理委員会は外国判決中の判断について再審査（retry）することはせず、当該外国判決と、ヴェトナムの締結している条約、関連法規及び本法令との比較検討を行う（同条4項）。

判決（14条及び15条の場合）は、当事者及び省級検察院に対して送達されなければならない（17条）。当事者が外国に居住している場合には、司法省が右送達を行う。

(4) 否認事由

外国判決は、以下の場合には承認されない（16条）。否認事由は、規定の仕方からすれば、抗弁事由であると考えられる。①当該外国判決が、所在地法によれば法的に有効でない場合、②当該外国判決の被告本人もしくはその代理人が、適式に呼出を受けなかったため審理期日に出席していなかった場合、③当該事件について、ヴェトナム裁判所が直接に管轄を有する場合、④同一の事件について、既にヴェトナム裁判所の判決が存在するか、ヴェトナムにおいて承認された外国判決が存在する場合、もしくは、外国裁判所が事件を受審する以前にヴェトナム裁判所に同一事件が係属していた場合、⑤法廷地法ないしヴェトナム法に基づく執行のための時効期間が満了していた場合、⑥当該外国判決の承認及び執行が、ヴェトナム法の基本原則に反する場合。

③については、間接国際裁判管轄として、外国裁判所の管轄が認められる場合には、承認の対象とする法制が多いものと思われる（日本民訴法118条1号）が、ヴェトナムの場合には、外国裁判所の管轄よりも、自国裁判所の管轄を問題にしている点が特徴的である。④について、貸金請求事件と同一債権についての債務不存在確認や、前訴では法人を被告とし、後訴ではその代表者を被告とする場合のように、「同一の事件」かどうか、ヴェトナムの裁判所が実務上どのように判断するのか予測が難しい事件も存在するであろう。⑤については、日本法であれば請求異議事由となるところであろう。ヴェトナム法に基づいて時効が満了していることも考慮されるのであれば、「民事判決執行法令」は、民事判決確定の日から3年間執行手続を行わないときは、当該判決は失効するとしている（21条1項）ので、注意が必要である。⑥について、日本法の「公序」要件に対応するものであるが、「基本原則」の運用の仕方によっては、困難な要件となり得る。「ヴェトナム法の基本原則」が、ヴェトナム法の根幹をなす基本原理を指すものとして解釈されれば問題はないものと思われるが、単にヴェトナム法上、外国判決で示されたような制度がないということのみで、基本原則に反すると解釈されるとすれば、問題であろう。

(5) 上訴手続

当事者及びその代理人は、一審裁判所の執行決定から15日以内に上訴する権利を有する（18条1項）。右期間について障碍のある場合には、右期間は、障碍が除去された時点から起算される。省級検察院は、一審裁判所の執行決定から15日以内に上訴する権利を有し、最高人民検察院は、同日から30日以内に上訴ができる（同条2項）。

上訴審は、最高人民裁判所が管轄し（5条3項）、上訴された日から1か月以内に

審理期日を開催しなければならない（19条1項）。最高人民裁判所の審理委員会は、3名の裁判官で構成され、うち1名を最高人民裁判所長官が裁判長に指名する（同条2項）。審理委員会は、一審決定の維持、変更及び破棄をすることができ、当事者ないし検察院が上訴を取り下げたときは、上訴審手続を停止する（同条3項）。

(6) 執行決定に基づく執行手続

執行決定に基づく執行手続は、「民事判決執行法令」に基づいて行われる。すなわち、執行決定から15日以内に、裁判所は決定の写し及び外国判決の写しを執行当局に送付しなければならない（20条1項）。「民事判決執行法令」3条1項eは、執行対象となる判決ないし決定として、「ヴィエトナム裁判所において承認された外国裁判所の判決及び決定」を挙げているので、この規定に基づいて執行を行うこととなる。執行手続を完了して、債権を回収した場合には、為替管理等の規定に基づいた外国送金を行うこととなる（8条）。

ただし、外国判決の執行決定を執行する際にも、更に民事判決執行令に基づく執行決定を得なければならないのかについては、実務上争いがある。外国仲裁判断の場合であるが、ハノイ経済裁判所では、外国仲裁判断の執行決定自体が「執行決定」であるとして、改めて右決定について執行決定の申立てをする必要はないものと考えているようである。民事判決執行法令に基づく執行決定を経なくともよいとの解釈が成り立つのであれば、当事者にとっては一回決定手続を免れるだけ便利であろう。しかし、外国判決の承認・執行決定は、ヴィエトナム国内において、外国裁判所の判決にヴィエトナム裁判所の判決と同一の効力を認める趣旨の制度であって、それ以上のものではないはずであるし、同法令も、承認された外国判決をヴィエトナム裁判所と判決と同列に扱っていることからして、外国判決の執行決定の場合にも、ヴィエトナム裁判所の判決と同様に、民事判決執行法令による執行決定の対象となると解釈する方が自然であろう。

4 不承認決定手続

(1) 意義

不承認決定手続は、外国判決の債権者がヴィエトナム国内において執行を求めない場合に、債務者等が当該外国判決の不承認を裁判所に求める手続である（2条4項）。日本の法律家にはなじみのない制度であり、実体は把握し難いが、外国判決について、債権者が何らかの理由によりヴィエトナム国内での執行を求めない場合に、債務者ないし利害関係人の側から、当該外国判決がヴィエトナム国内で効力を持たないことを確認することができる制度ではないかと考える。しかし、外国判決の効力については、それを前提問題とする訴訟で被告側から争えるはずであるから、わざわざ先に不承認決定を得ておく必要性に疑問があるし、承認決定請求が認容されない限り、当該外国判決がヴィエトナム国内で効力を持つことはないのであるから、債権者からの執行決定請求が提起され、それが棄却されることにより債務者の目的も達成できるのではな

かろうか。さらに、不承認請求に対して承認請求の反訴が起こせるのかなど、解決すべき手続上の問題は多いように思う。その意味では、不承認決定手続とその必要性についてどのように理解すべきか、難しいところである。

(2) 手続

外国判決の当事者ないし利害関係人は、ヴェトナム裁判所に対し、執行を求めない外国判決の不承認決定を請求することができる（3条2項）。この場合も、申立ては司法省に対してなし、司法省から管轄裁判所に事件記録が送付される（22条4項）。管轄裁判所は、原告の住所地（勤務地）ないし主たる営業所の所在地を管轄する省級裁判所（民事裁判所）の管轄に属する（同条2項）。申請書には、原告（執行債務者）の氏名及び住所、ないし主たる営業所の所在地並びに不承認を求める旨を記載し、当該外国判決の認証謄本と不承認を証する証拠を添付しなければならない（同条1項、2項）。

司法省から事件書類の送付後、裁判所は記録を検討し、承認決定請求の場合と同様の手続を経た上、審理期日を開始した場合には、①外国判決を承認しない旨の認容判決、②不承認申立てを棄却する判決のいずれかを言い渡す（23条2項）。不承認判決（請求認容判決）は、16条に規定する否認事由（①当該外国判決が、所在地法によれば法的に有効でない場合、②当該外国判決の被告本人もしくはその代理人が、適式に呼出しを受けなかったため審理期日に出席していなかった場合、③当該事件について、ヴェトナム裁判所が直接に管轄を有する場合、④同一の事件について、既にヴェトナム裁判所の判決が存在するか、ヴェトナムにおいて承認された外国判決が存在する場合、もしくは、外国裁判所が事件を受理する以前にヴェトナム裁判所に同一事件が係属していた場合、⑤法廷地法ないしヴェトナム法に基づく執行のための時効期間が満了していた場合、⑥当該外国判決の承認及び執行が、ヴェトナム法の基本原則に反する場合）がある場合になされる（23条3項）。上訴手続は、承認決定請求の場合と同様である（24条）。

～ @閑話 ～

～ @閑話 ～

ヴェトナムにはスカートがない

もちろん、これは誇張した表現です。ヴェトナム女性といえば「アオザイ」です。アオは服、ザイは長い、という意味ですから、端的に長い服という意味です。しかし、道路にたたずんで2時間ほど人々の行動を見ていると、ハタと気付きました。ヴェトナムではスカートをはいている女性が極端に少ないのです。皆、ズボンをはいています。2時間のうちに見た人の数というのは大変なものです。それでも、2時間のうちにスカートをはいた女性を見たのは、わずか3人でした。

主要な交通手段がオートバイであることも影響していますが、道端の行商の女性も皆ズボンです。まあ、日本でも「もんぺ」がありましたので、要するに、人間の行動様式に合うものを身につけるわけで、ヴェトナムでは伝統的にも、近代交通事情からも、女性の社会進出という意味でも、ズボンがマッチしたと言えるかもしれません。

【研究報告】

インドネシアの司法制度と司法改革の状況

国際協力部教官 山下輝年

本稿は、平成14年1月6日から19日までインドネシア共和国に出張し、同国の司法制度を調査した結果に基づく研究報告である。

インドネシアに関する情報は、本稿の最後に参考文献として掲げたように多数存在するが、司法制度に関する情報は散在しており、一覧できるものは、私の知る限り存在していない。そこで、最新情報を加味した上で、今回の調査・研究報告として私なりに同国の司法制度、問題点及び司法改革の状況をまとめることとした。

また、インドネシア憲法（第3次改正を含む）につき、東邦学園短期大学非常勤講師島田弦氏に日本語訳を依頼し、山下において一部編集した上で掲載することとした。

インドネシアは、1945年以来、50年以上にわたり、スカルノ大統領とスハルト大統領という、たった二人の政権下で発展してきたが、1998年以来、一転してわずか3年間で3人の大統領を経験している。このことからだけでも、インドネシアは、現在、激変の時期にあるということが分かる。その背景には、もちろん、1997年のアジア通貨危機による影響がある。

この激変は、各種改革にも現れており、司法改革もその例外ではない。その状況は、良く言えば「開発独裁から真の民主社会確立への移行期」と言えるが、端的に言えば「グローバル化による混乱期」と言うことができる。もちろん、わずか2週間の調査に基づくものであるから正鵠を射ているか疑問ではあるが、私の率直な感想ということでお許し願いたい。

インドネシアは、経済的にも外交的にも日本にとって重要な国であり、インドネシアからは我が国に対して法整備支援を要請しており、日本の政府レベルでもこの要請にこたえていく方針を打ち出している。本稿が、その基礎資料になれば幸いである。なお、本稿中の意見は、もとより私見である。

本稿に先立って、まず、理解の手助けとして、インドネシアの一般情報を摘示しておく。

一般情報（1999年時点）

インドネシア共和国	（1945年8月17日独立，国連加盟は1950年9月）	
首都	ジャカルタ	（日本との時差2時間）
面積	1,905,000km ²	（日本378,000km ² ， 1：5）
人口	2億744万人	（日本1億2,651万人， 1：1.7）
GNP（一人当たり）	600米ドル	（日本32,030米ドル， 53：1）
通貨	ルピア	（1米ドル=9,800ルピア=130円）
言語	インドネシア語（その他の地方言語多数）	
宗教	イスラム教が約9割	
その他	東西が約5,000kmに及び，国内で時差がある（東・中・西）	

第1 インドネシアの司法制度

1 序（一般情報）

(1) 憲法の概要

インドネシアは、1512年にポルトガルの植民地、1605年にオランダ植民地となり、1942年3月8日まではオランダ法の影響を受けた民法、商法、刑法など各種法典を制定し、これが適用されていたが、インドネシア固有の慣習法であるアダット法^{*1}も残存していた。

1942年に日本が侵攻し、法律第1号により軍政統治を布告したものの、この布告に矛盾しないものは効力を有するとされた。

その後、独立の翌日である1945年8月18日に現行憲法が制定（前文、本文37条、経過規定）されているが、その草案者は、慣習法の専門家スポモ氏などが草案者と言われている（日本軍が作成したと唱えるものもある）。

その内容は、オランダ植民地への反発からか、欧米の個人主義を排斥しインドネシア流民主主義観が現れているとされている。前文、全37条及び経過規定があっただけで、三権分立や基本的人権の保障という概念については、不十分かつ曖昧な内容の憲法と言われている^{*2}。

パンチャシラ（建国5原則）

インドネシアの建国精神が表すもので、1945年6月1日にスカルノが独立準備委員会で発表した演説における基本精神であり、憲法前文にも規定されている。

- ① 唯一最高神への信仰^{*3}
- ② 公正かつ高邁な民主主義
- ③ インドネシアの統一
- ④ 合議制と代議制により指導される民主主義

*1 アダット法の父と呼ばれるVan Vollenhovenによれば、最低17の慣習法があり、その内容はそれぞれ異なるとされている。しかし、いずれにも共通する四つの特徴（下記のとおり）があると言われているが、近代法導入以前又は直後の日本とほぼ同様の慣習法又は社会規範であろう。

- ① 物権と債権の区別がない
- ② 動産と不動産の区別がない
- ③ 公法と私法の区別がない
- ④ 民事責任と刑事責任の区別がない

出典「Contract Law」 by Sudarugo Gautama [“Current Development of Laws in Indonesia” pp. 33-64, published by the Insitute of Developing Economies of the Japan External Trade Organization (IDE-JETRO)]

*2 しかし、これが民族解放の理念に基づいて独立し、社会主義や共産主義へつながるものと解すれば、さしたる疑問はなく、制度としては、中国、ラオス、ロシア、ヴェトナムなどと類似していることも納得できる（もちろんインドネシアの政治体制は社会主義や共産主義ではない）。要するに、欧米型の三権分立を採用せず、国民協議会を国権の最高機関とし、これが有する統治権のうち、立法権を国会に、行政権を大統領に、司法権を裁判所に分配したものと解することになる（いわゆる「権限分配の論理」）。

*3 アラーやイスラム教を意味するものではない。

⑤ 全インドネシア人のための社会正義の実現

これを3原則にすると「社会民族主義」，「社会民主主義」，「神への信仰」となり，1原則にするとゴトンロヨン（相互扶助主義，家族主義）になると説明されている*4。

(2) 憲法の誕生から現在までの変遷

- ① 1945年8月18日～1949年1月27日 (1945年憲法)
- ② 1949年12月27日～1950年8月17日 (連邦共和国暫定憲法)
- ③ 1950年8月17日～1959年7月5日 (1950年暫定憲法)
- ④ 1959年7月5日～現在 (1945年憲法へ復帰)

ただし，近年，現行憲法は3回にわたり改正されている。

1999年10月19日（第1次改正）→主として大統領の権限を制限

2000年8月18日（第2次改正）→主として基本的人権と地方自治規定を追加

2001年11月9日（第3次改正）→主として大統領の権限制限と地方自治規定の詳細化，憲法裁判所と司法委員会の設置

(3) 独立後の政権の変遷

1945年～1965年	スカルノ大統領統治時代 (政治ナショナリズムで国家運営，軍とインドネシア共産党のバランスの上で成り立っていた)
1965年9月30日	9・30事件（将軍6人暗殺事件）発生 陸軍戦略予備司令官スハルトが鎮圧 後のスハルトの説明では共産党が背後にいたとされており，共産党（党員300万人）は壊滅した。
1967年3月12日	スカルノ大統領解任（国民協議会による解任決議）
1967年	スハルトが大統領代行となる。
1968年～1998年	スハルト大統領統治時代 (経済の建直しを優先する開発主義国家へと転換)
1998年5月21日	スハルト政権退陣→ハビビ大統領
1999年6月7日	総選挙（44年ぶりの自由選挙）
1999年10月	アブドゥルラフマン・ワヒド大統領誕生
2001年7月23日～現在	メガワティ・スカルノプトゥリ大統領

(4) 統治の仕組み

ア 実態的観点

インドネシアの政治を語る際には，ジャワ・イスラム・軍の3要素を考慮に入れる必要がある。

- ・ジャワ 国土の7%だが，全人口（約2億人）の約60%が居住
- ・イスラム 全人口の約90%を占める

*4 「アジア諸国の憲法制度」（P157～P183）作本直行（アジア経済研究所）

- ・軍 オランダとの独立戦争の主役であり、かつ、スハルト政権で国防治安のほか、政治社会統治にも責任があるとされた（いわゆる「軍の二重機能」）。

インドネシアの行政制度（中央→省→県↔市→郡→村）において、各レベルの長が重要な役割を担っているが、憲法改正前においては省知事は大統領任命であり、功労者である退役軍人が各レベルの長に任命されることが多かった。

イ 法的観点（スハルト政権時代）

実態は、以上のとおりであっても、法的あるいは形式的には大統領選出の経緯は次のとおりであり、民主的政府の体裁を採っていた。

国会議員選挙（直接選挙）と大統領選挙（間接選挙）においては、ゴルカル^{*5}（「職能団体」と訳される）が存在し、各種団体の連合組織としてスハルト大統領を支える与党として参加し、他方で野党の規制を強化していたため、常に圧勝していた。

統治機構上、国会の上に「国民協議会」（MPR）が存在し、これが最高意志決定機関であり、大統領を選任する（任期は5年）。国民協議会は1,000名からなり（現在は変更され700名）、内訳は国会議員425名、総選挙議席数に基づき配分された政党議員251名、軍代表75名（大統領任命）、地域代表など249名であった（現行制度については後述）。

したがって、与党ゴルカルの優勢と大統領任命による国軍などにより、スハルトが大統領に任命される仕組みとなっており、スハルトの大統領7選が可能となっていた。

(5) 憲法改正の内容

1945年憲法では、大統領の権限が強すぎることで、基本的人権条項があいまいであることから、アブドゥルラフマン・ワヒド大統領時代に憲法が改正されることとなった。

第1次改正（1999年10月19日）は、主として、大統領の権限を制限する内容の規定であり、内容は次のとおりである。

- ・第5条（大統領の立法権を剥奪し、国会への法案提出権に改正）
- ・第7条（大統領の任期5年、再選1回のみ）
- ・第9条（正副大統領の国民協議会及び国会における宣誓規定）
- ・第13条（大統領による大使任命は国会の助言を考慮）
- ・第15条（大統領による恩赦等は国会の助言を考慮）
- ・第17条（大統領による大臣任命）
- ・第20条（国会及び大統領の協議に基づく法案審査）
- ・第21条（国会議員の法案提出権）

第2次改正（2000年8月18日）では、主として基本的人権に関する規定と地方自治規定が追加され、その主な内容は次のとおりである。

- ・18条、18A条、18B条（地方自治に関する規定、省・県・市の首長は公選制）

*5 正式には「Golongan Karya」というが、インドネシア語でもゴルカルと略称される。

- ・ 19条（国会議員の直接選挙制）
- ・ 20条（国会と大統領の協議による法案は、その後大統領の同意が30日以内に得られない場合でも、効力を有する）
- ・ 20A条（国会の立法権，監督権）
- ・ 22A条（立法手続は法律で定める）
- ・ 22B条（国会議員の解任手続は法律で定める）
- ・ 26条（国民の定義）
- ・ 27条（市民による国防の権利・義務）
- ・ 28A～28J条
 - 平等権と自由権（法の下での平等，思想・良心の自由，信教の自由，集会結社の自由，表現の自由）
 - 人身の自由（子供の保護，法による保護，脅迫・拷問の禁止，奴隷的拘束の禁止，遡及罰の禁止）
 - 経済活動の自由（職業選択の自由，居住移転の自由，勤労の権利）
 - 社会保障関係（生存権，教育を受ける権利，科学技術や文化の恩恵を享受する権利，情報伝達・獲得の権利）
- ・ 30条（軍と警察の関係の明確化*6）
- ・ その他，国家や国旗に関する規定

第3次改正（2001年11月9日）は、主として大統領の権限制限と地方自治に関する規定を更に詳細にし、憲法裁判所や司法委員会の設置を規定しており、その主な内容は次のとおりである。

- ・ 3条（国民協議会の憲法制定・改正権限及び大統領等の任免権限）
- ・ 6条，6A条（大統領の資格要件，直接選挙制）
- ・ 7A～7C条（大統領の罷免事由，手続など）
- ・ 11条（国際条約締結の手続）
- ・ 22C条，22D条（地方議会の構成と権限）
- ・ 22E条（総選挙に関する手続）
- ・ 23条～23F条（財政及び会計監査院の権限）
- ・ 24条（司法権の独立と司法行政権）
- ・ 24A条（最高裁判所の権限，最高裁判所判事の資格及び任免方法）
- ・ 24B条（司法委員会の設置及び権限）
- ・ 24C条（憲法裁判所の設置，構成及び権限）

2 法体系

*6 軍は国防のほか国内の治安も担当し、警察は軍の一部であるが、1999年4月に軍が警察業務から手を引き、現在は軍と警察の分離が進んでいる。

インドネシアの法形式及び法体系は次のとおりであるが、()内はインドネシア語による省略表記である。

法形式*7	決定機関など
(1) 憲法	国民協議会
(2) 国民協議会決定 (TAP MPR: Decree of the MPR)	国民協議会
(3) 法律 (UU : 法律 (UU:Undang-Undang))	国会承認, 大統領公布
(4) 法律に代わる緊急政令 (Prp: Peraturan Pemerintah Pengganti Undang-Undang)	事後国会承認, 大統領
(5) 政令 (PP: Peraturan Pemerintah)	政令相当 大統領
(6) 大統領令 (KepPres: Keputusan Presiden)	政令相当 大統領
(7) 大統領告示 (InPres: Instruksi Presiden)	通達相当 (対外効あり)
(8) 大臣令 (KepMen: Keputusan Menteri Negara)	省令相当 所管大臣
(9) 大臣告示 (InMen: Instruksi Menteri)	通達相当 (対外効あり)
(10) 地方規則 (PerDa: Peraturan Daerah)	条例相当

なお、(4)は国会の議決なくして政府が公布でき、直ちに効力を有するが、1年以内に国会の議決を得なければならず、議決を得れば法律となるが、得られなければ効力を失う。

上位法規は下位法規に優先し、後法は前法に優先するという法原則は存在するが、一方で各法律間、上位法規と下位法規の整合性がなく矛盾があるという情報があるが、具体的な内容には接していない。

また、法律については、法務人権省の法制局が所管省庁起草に係る法案の整合性をチェックすることになっているが、その他の法規については関与しない。

なお、改正点が反映された一つの法律集 (いわゆる六法全書のようなもの) はない。

3 統治機構

(1) 概観

インドネシアの統治機構は、国権の最高機関として国民協議会 (MPR) *8が存在し、1999年以前は5年に1回開催されていたが、その後は毎年のように開催されている。

その国民協議会 (MPR) の下に、

- ① 国会 (DPR) *9 (一院制である)
- ② 大統領
- ③ 最高裁判所
- ④ 最高諮問会議 (DPA : 国会へ答申・勧告する)

*7 JICAがまとめた資料によれば、本文に記載した8種類であるが、世銀の報告書「Law Reform in Indonesia」(1997年発行, published by CYBER CONSULT) p.2によればこの10種類が記載されている。

*8 MPRはインドネシア語による略記であり、英語表記は「People's Consultative Assembly」。

*9 DPRも同様であり、英語表記は「House of the People's Representatives」。

⑤ 会計検査院（国会へ報告する）

がある。

統治機構の概要については別添の図参照。

これについて、理論的な説明を試みれば、「国民協議会が国家統治権の全部を掌握し、その実施機関として、他の機関にそれぞれの権限を分配している（立法権＝国会，行政権＝大統領，司法権＝裁判所）制度」と考える方が妥当であり，近代欧米型の三権分立制度ではない。インドネシア自体が意識しているかどうかは別として，社会主義国家などで採用されている「権限分配の論理」に基づいていると考える方が理解しやすい。

もっとも，社会主義国家では，憲法等で国家権力は共産党や革命党の方針に従うとなっているものの，党自身は国家の統治機構の枠外に存在するのに対し，インドネシアでは，最高意志決定機関を「国民評議会」として統治機構の枠組みに取り込んでいる点で特徴的であると言える。

(2) 選挙制度

以前は，選挙に参加できる政党が制限されており，ゴルカル，開発統一党（PPP），民主党（PDI）の3団体であった。しかし，1999年の法改正により，完全自由化されるに至った。

選挙制度は，省単位の比例代表制であるが，各党の名簿搭載者（立候補者）は，省の1級下の行政単位である県・市から立候補し投票が1位（小選挙区制）になることが条件となっている。

- ・国会（DPR）の議席は現在500

うち軍への割当て議席38（1999年法第4号で75議席から削減^{*10}）

- ・国民協議会（MPR）の議席は現在700

国会議員500のほか，省議会選出・社会大衆組織の議席200を加えたもの
（1999年法第4号で1,000から削減）

4 司法制度概観

インドネシア司法制度を担う機関の主たるものは，最高裁判所，下級裁判所（高等裁判所及び地方裁判所），検察庁（AGO）^{*11}及び法務人権省^{*12}であり，弁護士会も存在する。

日本や他国の制度との異同を意識して，その特徴を列記すると，次のとおりとなる。

*10 軍の議席数は，先に実施された削減に引き続き，2009年には議席がなくなることが決まっている。

*11 Attorney General's Officeは，日本の検察庁と法務省の一部（訟務関係）の機能を併せ持つ組織である。

*12 日本では，第2次世界大戦後の裁判所の独立に伴い，司法省から法務省へ名称変更していることと平仄を合わせると，司法人権省というべきであるが，2004年には権限を失うので，「法務人権省」と訳すことにした。また，1993年に独立行政委員会たる人権委員会ができ，それとは別に1999年に人権担当国務大臣が設置された。しかし，この大臣の機能は，その後法務大臣が引き継ぎ，局の一つとなったため，現在は「法務人権省」という名称になっている。

- ① 裁判所の種類として、通常裁判所、行政裁判所、宗教裁判所、軍事裁判所の4種類がある。
- ② 下級裁判所の司法行政権は最高裁判所にはない。
- ③ 検察庁は、独立・統一的な組織であり、法務人権省とは組織的關係はない。
- ④ 統一的な法曹資格試験、法曹養成制度はなく、各機関が独自別個に採用する。
- ⑤ 裁判所、検察庁、法務人権省の相互間に人事交流はない。
- ⑥ 法務人権省は、日本の内閣法制局の機能を有するほか、知的財産権局を有する（他の国と異なり、日本と同様、矯正局、入国管理局は法務人権省にある）。
- ⑦ 弁護士には法廷立会する弁護士と法律相談業務のみを行う弁護士が存在する。

5 裁判所制度

(1) 裁判所の種類及び管轄

司法権は裁判所に属するが、事件の種類により管轄が異なり、4種類の裁判所に振り分けられる。

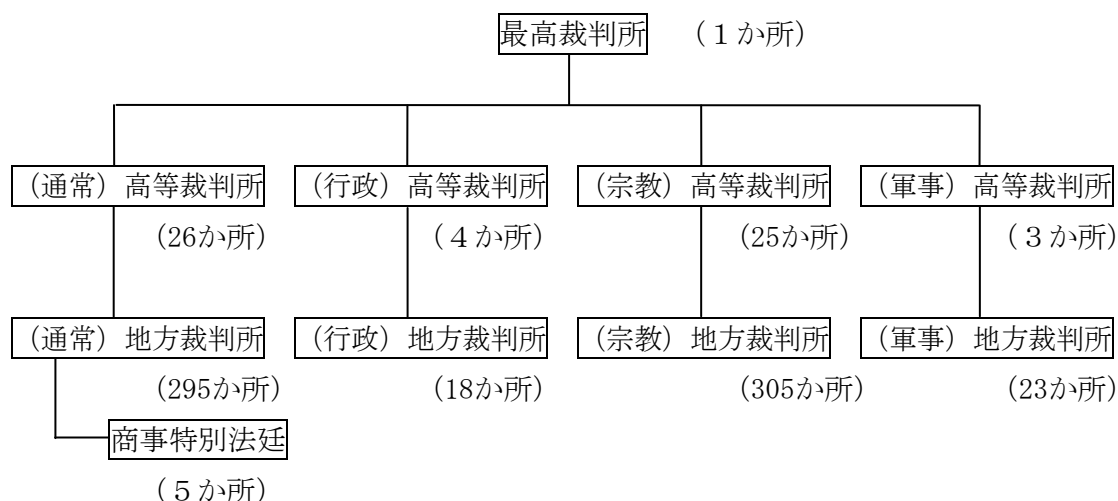
- ①通常裁判所 民事事件及び刑事事件の一般事件を管轄する
- ②行政裁判所 行政訴訟を管轄する
- ③宗教裁判所 当事者がイスラム教徒であり、イスラム法・教義により裁判する婚姻等関係の民事事件を管轄する
- ④軍事裁判所 軍人及び軍の規律に関する事件を管轄する（軍人による通常犯罪についても軍事裁判所が管轄を有する点で特徴的である）

各種裁判所ごとに、地方裁判所と高等裁判所が存在し（ただし、軍事裁判所は被告人の階級により若干異なる）、全事件に関する上告を最高裁判所が審理する。司法権の機能だけを見れば最高裁判所の下に統一されている制度であるため、いわゆる最高裁判所の系列にない「特別裁判所」を設置しているとは言えない。

下級裁判所は、省単位で存在する高等裁判所、その下の県単位で存在する地方裁判所で構成されている。

さらに、1998年から一部の地方裁判所に「商事特別法廷^{*13}」が設置されている。

*13 英語で「Commercial Court」と呼ばれており、管轄の違う4種類と同じ様な表記になっているため、商事特別裁判所と訳すべきかもしれないが、破産事件と知的財産権の紛争を担当することから、日本で言えば破産部や商事部であるため、「商事特別法廷」と訳すことにした。



(2) 司法行政権について

裁判官等の人事行政，裁判所の予算や管理など司法行政については，最高裁判所は，最高裁判所の司法行政権しか有しておらず，その他の裁判所については

- ・ 通常裁判所と行政裁判所 — 法務人権省
- ・ 宗教裁判所 — 宗教省
- ・ 軍事裁判所 — 国防省

にそれぞれ属している。

しかし，改正裁判所基本法（1999年法第35号）で2か条^{*14}を追加し，全裁判所の司法行政権が最高裁判所に移行することとなり，2004年から実施される予定となっており，現在はその準備期間である（ただし，宗教裁判所の司法行政の移転時期については決まっていない）。

以下では，特に断らない限り，裁判所とは通常裁判所のことを指す。

(3) 裁判官の人数

- ア 全裁判官数（通常，行政，宗教，軍事） 約5,300名
- 最高裁判所 39名（定員51名）
- 通常裁判所 高等裁判所判事約300名，地方裁判所判事約2,900名
- 行政・宗教・軍事裁判所（人数未確認）

- イ 最高裁判所裁判官の内訳

*14 裁判所基本法の改正

第11条

- 1項 第10条に定める裁判所に関する組織上，管轄上及び財政上の権限は最高裁判所に属する。
- 2項 各裁判所の組織，管理及び財政に関する規定は，別の法律で定める。

第11A条

- 1項 第11条1項に定める組織，管理及び財政の権限移転は，本法施行から5年以内実施する。
- 2項 宗教裁判所の権限の移転時期については，前項を適用しない。
- 3項 本条1項の権限移行手続に関する規定は大統領令で定める。

最高裁判所判事の定員は51名であり^{*15}、大法廷も裁判官席が51席設けられている。

最高裁判所長官 (1名)

副長官 (1名)

準副長官 (6名)

判事 (43名)

ただし、現在は39名であり、最高裁判事12名分が空席となっている^{*16}。

なお、日本の最高裁判所調査官に相当するものとして、約100名の地方裁判所判事がおり、最高裁判所判事の職務を補佐している^{*17}。

(4) 裁判官の任命、資格、定年など

全裁判官に共通する資格要件として、まず法学士の資格を有することが必要である^{*18}。

そして、法務人権省が行う選抜試験に合格した者が1年間の試用期間を経て、6～8か月間の研修を受ける。

その後、実習生となり、書記官等として2年以上の経験を経た者が、その後地方裁判所裁判官として推薦を受ける資格を有する。

研修内容については、最高裁判所が実質的に決定しているということである。

また、裁判官については、次表のとおり、キャリア制度が確立されている^{*19}。

*15 戦前の日本の大審院も、最も多いときで裁判官が50名いたことに照らすと、奇妙な一致がある。

*16 その理由は定かではないが、司法の汚職が問題となっていることから、最高裁判所長官が判事任命に慎重を期しているという噂がある。

*17 このような調査官の年齢は35～40歳が多いということである。

*18 その他の要件として、インドネシア国民であること、全能の神への信心、パンチャシラ及び1945年憲法の尊重順守、非共産党員で9/30事件に直接間接に関与していないこと、責任感・正直・公平な性格であることなどが挙げられている。

*19 最高裁判所法（1985年法14号）第7条、通常裁判所法（1986年法2号）第14～16条

裁判官の種類	年 齢 () は定年	経 験 年 数	任 命 等
地方裁判所裁判官全員	25歳以上 (60歳)		最高裁長官の同意を得て法務人権大臣が推薦し、大統領が任免
同副長官		地裁判事経験10年以上	最高裁長官の同意に基づき法務人権大臣が任免
同長官		同上	同上
高等裁判所裁判官全員	40歳以上 (63歳)	地裁長官・副長官経験5年又は地裁判事15年以上	最高裁長官の同意を得て法務人権大臣が推薦し、大統領が任免
同副長官		高裁判事経験8年以上又は地裁長官経験3年以上	最高裁長官の同意に基づき法務人権大臣が任免
同長官		高裁判事経験10年以上又は地裁長官経験5年以上	同上
最高裁判所裁判官全員	50歳以上 (65歳)	高裁長官経験5年以上又は高裁判事経験10年以上(キャリア裁判官ではない場合*20には法律分野で15年以上の経験が必要)	最高裁の意見を聞き国会提案に基づき大統領が任命
同準副長官			最高裁長官提案に基づき最高裁判事の中から大統領が任命
同副長官			国会提案に基づき最高裁判事の中から大統領が任命
同長官			同上

なお、通常裁判所の裁判官と行政裁判所の裁判官の資格は同一であるが、相互間における転任はなく、最初にどちらの裁判官になるかによって、その後の進路が確定するという運用である。

(5) 最高裁判所における審理

ア 裁判体

審理及び判決は最低限3名の合議体*21で行われる。

したがって、本来は17裁判体が構成できるが、現時点では13裁判体となっている。

なお、大法廷(51名)で審理する事件は、国民的な関心事となる超大型事件である。

イ 審理事件

最高裁判所は、上告審として法律問題(法適用)のみ判断し、事実認定には関与せず(最高裁判所法28条)、事実問題に関しては高等裁判所の判断が最終となる。

- ・裁判所の管轄(通常裁判所かその他の特別裁判所か)に関する最終判断

*20 この種の裁判官は現時点(2002年1月時点)では数名程度であるという。

*21 「最低限3人」というのは法律の表現であるが、現実には3人で審理しているということである。

- ・民事仲裁判断に関する不服申立ての審理
- ・確定判決に対する再審査
- ・法令審査権（法律より下位の法規について）

（注）最高裁判所が審理・判断する事件につき、最高裁判所法28条1項a号で法律審（cassation）への申立てとなっており、同法29条でも、高等裁判所やその他すべての裁判所の判断に関して法律審（cassation）への申立てに関して判断するとなっている。

ウ 司法審査について

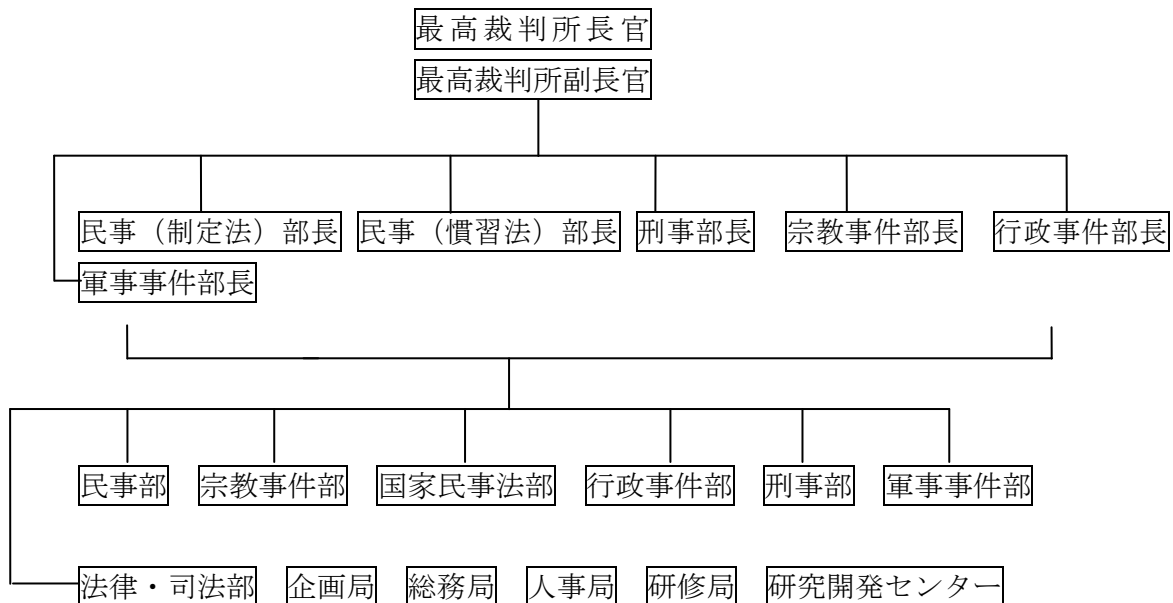
最高裁判所には違憲立法審査権はない。

裁判所基本法26条、最高裁判所法31条で最高裁判所の法令審査を規定しているが、「法律よりも下位法規につき司法審査が及ぶ」旨を明記している。

なお、2000年8月18日に国民協議会（MPR）法III/2000を發布しているが、これにより違憲立法審査権という概念が登場し、結局、同5条により国民協議会（MPR）に違憲立法審査権を認め、最高裁判所に法令審査権を認める制度になっている。

この国民協議会決定を受けて憲法が改正され、憲法裁判の設置を規定するに至ったという状態にある。

(6) 最高裁判所の機構図



(7) 下級裁判所における審理

ア 高等裁判所 3人の合議体で控訴事件を取り扱う

イ 地方裁判所 3人の合議体による第1審の審理が原則（単独体審理もある）

民事裁判手続については、現時点で詳細は判明していないが、オランダ法の影響を受けた大陸法系であり、基本的に日本の手続と大差はないと思われるが、裁判の長期化が問題となっているということである。

なお、上訴期限は、事件の種類によって異なっており、代表的なものは

民事事件	判決宣告から7日以内
商事特別法廷の事件	判決宣告から8日以内
刑事事件	判決宣告から14日以内

となっている。

(8) 商事特別法廷について

ア 設置根拠及びその経緯^{*22}

破産法改正に関する1998年法第1号に代わり、1998年4月22日に政令が制定され（120日後の同年8月20日施行）、同年9月9日に国会に提出され、同年11月4日に法律として公布された^{*23}。

同法では通常裁判所の一部として破産事件の第1審裁判所として商事特別法廷の設置に関する規定を置いている。

1998年6月、商事特別法廷の運営準備に関する委員会が設置され、同年8月に中央ジャカルタ地方裁判所に商事特別法廷を設置し、その後、2000年5月に、スラバヤ、メダン、マカッサル及びスマランに商事特別法廷が設置された。

2000年8月に新運営委員会が設置されており、そのメンバーは次のとおりである。

委員長	Purwoto S. Gandasubrata
次長	Diani Sadiawati, SH, LLM
委員	Soeharto, SH
	Prof. Dr. Paulus Effendi Lotulung, SH
	Prof. Dr. Erman Rajagukguk, SH, LLM
	Dr. Eddy Djunaedi Kamasudirdja, SH, MCJ
	Sukarata, SH
	Prof. HAS Natabaya, SH, LLM
	Prof. Mardjono Reksodiputro, SH, MA
	Subardi, SH
	Suyatno, SH

この委員会が行動計画を策定しているが、それによれば、商事特別法廷の裁判官又は職員に対して、「破産（支払不能）及び負債の回収」、「商事仲裁」、「国際商事取引」、「クレジット取引」、「知的財産権（TRIPsを含む）」、「商法」を中心とする法律文献の提供、研修、再研修、セミナー、ワークショップなどにより能力向上が必要であるとしている。

また、破産法に関する知識の向上のみならず、実務における商事問題の理解、債務者・管財人・裁判官の役割に対する理解、コンピュータ等の技術研修、コンピュータ機器等の援助が必要とされている。

*22 JICAが入手した英文資料「COMMERCIAL COURT DEVELOPMENT」に基づいた。

*23 1945年憲法第22条に従い、同政令は、国会で議決を得て法律となる。

法律の改正点としては、

- ・ 事件不受理の指針の策定
- ・ 監督裁判官の権限と責務の明確化
- ・ 破産事件と民事事件の区別の明確化
- ・ 事件受理手続の規則の制定
- ・ 手続及び決定の迅速化
- ・ 商事特別法廷から最高裁判所への事件記録送付の迅速化

などを掲げている。

今後の目標として、①商事特別法廷の管轄事件増加、②人材育成、③機構改革、④設備機器の改良、⑤適正な能力評価を掲げている。

イ 参考事項

商事特別法廷の裁判官は、一定の研修を受けて英語ができる者が任命されている^{*24}。通常の審級手続とは異なり、不服申立ては直接最高裁判所に対してなされ、高等裁判所は関与しない。

一方で、キャリア制度により、法律上、高等裁判所裁判官を経ないと最高裁判所裁判官になれないため、商事特別法廷の判事になって経験を積んでも、制度上昇進に反映されないという矛盾が生じている。

破産事件数も、当初のころよりは減少しているということであり、その後、知的財産権訴訟、独占禁止法に関する争訟を専属管轄とするなど、商事特別法廷を生かす方向での議論がなされている。

他の国際機関のドナーは、この商事特別法廷に関する支援を積極的に行っている。

6 検察制度

(1) 歴史的経緯

検察は、歴史的には、当初、中央の検察は内務省に属し地方の検察は知事の下に置かれていたが、1951年に中央及び地方の検察とも法務省へ移管された。そして、1961年7月22日に法務省から独立し、最高検察庁長官^{*25}（Attorney General）を頂点とする独立機関となり、大統領により任命されている。

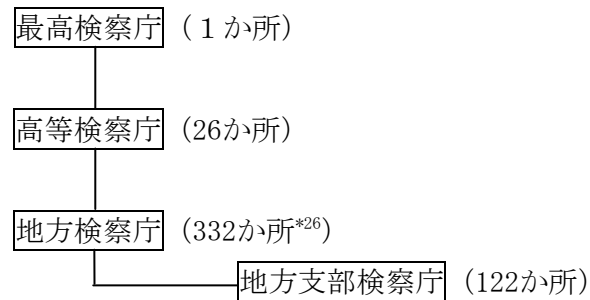
ここでいう独立機関というのは、法務省という行政機関から独立した「非省庁政府機関」という意味であり、行政機関のトップである大統領の直轄機関として置かれていることになる。

(2) 組織

*24 商事特別法廷の裁判官の給与を高く設定したり、居住条件を優遇しているという話があるが、法務人権省や商事特別法廷の裁判官は、これを否定していた。聴取の際の質問方法による差かもしれない、更に調査が必要であろう。

*25 Attorney General を「司法長官」と訳す文献もあるが、司法（法務）大臣と混同を招くので、最高検察庁長官と訳すことにした。

検察庁の組織は、下図のとおり、全国的に統一されたピラミッド型組織である。

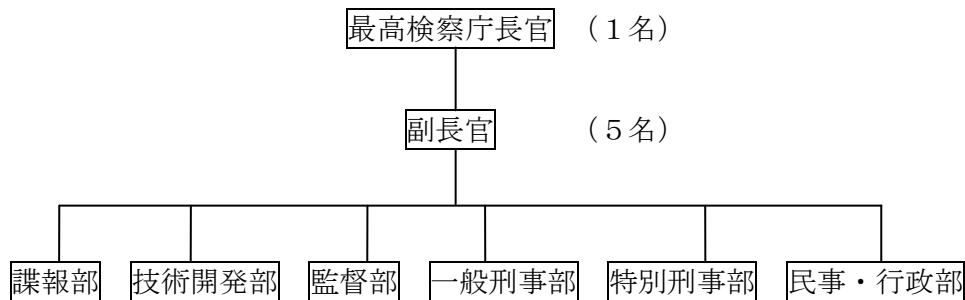


検察官の人数

全国の検察官数は約5,500名で、うち約500名が最高検察庁にいる。

その他の職員の総数は、全国で約13,000名である。

最高検察庁の組織



検察官の権限

日本と同様、公訴権の独占、判決の執行などの権限を有する。

一般刑事部 一般犯罪につき、警察などの捜査に基づいて公訴の提起を行う。

特別刑事部 汚職、密輸、内乱及び人道犯罪^{*27}につき捜査権限を有する。

ただし、検察官が捜査権限を有する「汚職」とは、公務員の犯罪により国家財産に損失を与えた罪のことを指すので、通常の贈収賄は警察捜査となる。

民事・行政部 民事訴訟における国の代理人、汚職事件による国家財産損失回復のための訴訟及び判決執行^{*28}を行う。

(3) 検察官の資格要件

法律に規定されている形式的要件は裁判官と同じであるが、検察庁独自に採用・研修を行う。

*26 地方裁判所の数と地方検察庁の数に対応していないが、その理由は未聴取である。

*27 人道犯罪というのは、軍による人権侵害事件（東ティモールなどにおける事件）を意図したものであるが、現時点ではまだ実働していない。

*28 スハルト元大統領の不正により国内外に流失した資産の回収を狙って、民事・行政部門における検察官の役割とその強化に着目しているようである。

つまり、法学士を有する者が、検察庁職員としての採用試験に合格した後、3～4年間の検察庁職員として勤務し、検察官研修所で4～6か月の研修を受けて、検察官となる。

なお、現在の最高検察庁長官は、検事のキャリアであるが、軍部出身の長官も存在する。

(4) 刑事手続の概要

基本的に、捜査段階、公訴提起のための期間、公判段階、刑執行段階の4段階に分かれ、それぞれの手続が分離独立している。

以下は、身柄捜査事件について、その手続の流れを概観する^{*29}。

- ア 警察捜査段階 警察で捜査開始決定をなし、これを地方検察庁に通知する。
警察自らが逮捕状を発付し、20日間勾留
勾留延長1回目40日間（地方検察庁長の許可必要）
勾留延長2回目30日間（例外的場合^{*30}で、地裁所長の許可必要）
勾留延長3回目30日間（例外的場合で、地裁所長の許可必要）
- イ 公訴提起期間 公訴のための判断期間20日勾留（検察庁自らが勾留状発付）
勾留延長1回目30日間（地裁所長の許可必要）
勾留延長2回目30日間（例外的場合で、地裁所長の許可必要）
勾留延長3回目30日間（例外的場合で、地裁所長の許可必要）
- ウ 公判段階 第1審
勾留期間30日間（担当の裁判長が発付）
勾留更新1回目60日間（地裁所長の許可必要）
勾留更新2回目30日間（例外的場合で、高裁所長の許可必要）
勾留更新3回目30日間（例外的場合で、高裁所長の許可必要）
第2審
勾留期間30日間（担当の裁判長が発付）
勾留更新1回目60日間（高裁所長官の許可必要）
勾留更新2回目30日間（例外的場合で、最高裁判事の許可必要）
勾留更新2回目30日間（例外的場合で、最高裁判事の許可必要）
最高裁
勾留期間50日間（担当裁判長が発付）
勾留更新1回目60日間（最高裁長官の許可必要）

*29 ここに記載したのは、法律上可能な勾留期間であり、実際には、延長するにしても1回だけであるのが通常であるという。したがって、最短40日間の勾留で起訴され、各段階で1回延長したとして110日間で起訴される。公判は第1審判決が出るまで30日又は90日であるから、身柄拘束後最短で70日、各段階で1回延長ずつ延長されたとして200日以内に第1審判決が出ることになる。

*30 例外的場合というのは、短期懲役7年以上の重罪の場合である（ただし、聞き取り調査のみで条文未確認）。

勾留更新 2 回目 30 日間（例外的場合で、最高裁長官の許可必要）
勾留更新 3 回目 30 日間（例外的場合で、最高裁長官の許可必要）
（この期間内に審理終了するか、釈放しなければならない）

なお、検察庁が捜査する場合（特別刑事事件）においても、検察官による捜査段階と検察官による公訴のための判断期間は上記と同様である。

(5) 公訴提起のための判断資料

以下の証拠 4 種類のうち、最低 2 種類があれば起訴できる。

- ア 被害者の供述
- イ 目撃者の供述
- ウ 捜査書類
- エ 鑑識・鑑定などの証拠
- （オ 被疑者の自白）

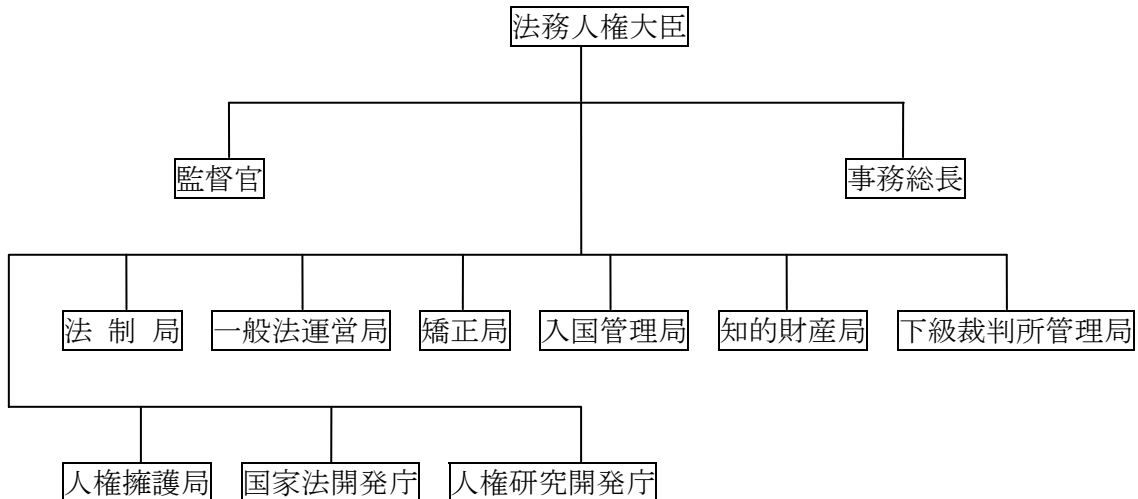
ただし、被疑者の自白には重きを置いていないという説明であった。

7 法務人権省

法務人権省は、民事法、刑事法、司法制度に関する法律などの所管法令を起草、他省庁が起草する法律案の審査を行っているほか、日本と同様、矯正局、入国管理局が法務人権省に属している。

日本の制度と異なり、知的財産権局が法務人権省に属している。

その機構図を示すと次のとおりである。（人員構成については別添一覧表のとおり）。



この中で、法制局が法案の起草や審査を担当し、国家法開発庁が法案の最初の大綱（academic draftと呼ばれるもの）を作成している。

また、国家法開発庁は、法令や商事特別法廷の第 1 審判決をコンピュータに入力しているが、ランニングコストがないためか、インターネットで外部からアクセスできない状況になっている。

8 弁護士制度

インドネシアでは、弁護士^{*31}は基本的に次の3種類に分かれる。

(1) 法廷立会弁護士 (Litigator)

これは更に二つに分かれる。

ア 法学士を有する者で、全国の法廷に立会できる弁護士（法務人権省の許可必要）
英語で「Advocate」と呼んでいる。

イ 法学士を有する者で、一定の地域の法廷に立会できる弁護士（高等裁判所の許可必要）

インドネシア語でpengacaraだが、英語に直訳すると「Legal Advisor」となるそうであるが、これでは誤解を生じさせるとのことで、適当な語句はないということである。

(2) 法学士を有する者で、法廷に立会せず、法律相談業務に従事する弁護士（許可は不要）

英語で「Legal Consultant」又は「Legal Advisor」と呼んでいる。

法務省の法律職、検察官、裁判官は、退任後に弁護士となることができるが、通常(2)のリーガル・コンサルタントになるということである。

インドネシアに弁護士会は5～6存在するが、弁護士業務を行うにあたって、弁護士会に登録する必要はない。最大のインドネシア弁護士会で約2,000人が会員となっているということである。

このような制度であることから、弁護士業務を行う者の総人口は正確には把握されていない。

9 公証人

公証人は、法学士の資格を有する者で、更に2年間の公証人教育を受けて公証人となる。大多数の公証人は、契約書の作成やその認証業務を行っている。

*31 弁護士のことを総称して「practicing lawyer」と言う者もいれば、(2)の法律相談業務を行う弁護士を「practicing lawyer」と表現する者もいるので、話し相手によってその定義を確かめる必要がある。本文に記載した3種類の弁護士を総称するインドネシア語「penasehat hukum」も最近使われているということである。

第2 インドネシア司法制度における問題点

1 総論

- (1) インドネシア司法の問題点については、アジア経済危機以前の国策大綱（1993－1998年）においても、「更なる経済発展のためには司法制度の改革に重大な関心を払わなければならない」旨宣言されており、遅くとも1990年代初頭から問題となっていたと思われる。

当時の問題意識の基づいて、

1995年初め	世界銀行が「インドネシアの法制度診断 ^{*32} 」を支援 ^{*33}
1996年1月30日	国家開発計画庁とコンサルタントの間で正式契約
1997年3月12日	最終報告

という経過をたどって、「インドネシアにおける法改革^{*34}」（以下「世銀報告書」という）が公表されている。

世銀報告書が指摘する問題点や対策を要約すると、次のとおりとなる^{*35 *36}。

ア 基本的に19世紀オランダ法に依存しており、経済発展、経済活動の国際化、新型取引などに対応する法整備が必要である。

イ 最高裁の未済事件が約16,000件に上り、紛争を迅速かつ適正に解決する司法制度が存在するとはいえず、特に、破産事件、知的財産権、その他の経済事件に関する紛争を解決する司法制度が不十分であり、商事特別法廷の設置やADR（裁判外紛争処理）の充実が必要である。

ウ 司法が政治や行政の影響を受け、法律家など司法関係者の汚職が蔓延しており、法支配、司法権の独立という基本的事項が確立されていない上、判決や判例集の入手が困難であり透明性に問題があるため、司法に対する国民の信頼は極めて低い。

エ 司法分野に対する財政が極めて不十分である。

オ インドネシアの法律家は英語能力で劣り、経済の国際化に対応できていない。

*32 「Diagnostic Assessment of Legal Development in Indonesia (IDF Grant No. 28557)」

*33 国家開発計画庁（BAPPENAS）の要請・主導で進められた形にはなっているが、おそらく世銀主導と思われる。

*34 「Law Reform in Indonesia」という書籍名で出版されている。

*35 これら問題点のほとんどは、外形的には日本の状況にも当てはまるが、実態としてはインドネシアでは法律家の汚職が顕著であるため、この意味では日本の状況とは全く異なる可言えよう。

*36 最終的な提言は9項目であり、①司法制度に対する市民の要望に応えること、②司法分野に対する資金投入の必要性、③司法へのアクセスを促進する方策の必要性、④司法機関自身を通じた法改革の必要性、⑤法律家に対する教育の必要性、⑥法理論及び法社会学的見地からする研究開発の必要性、⑦法律に関する記録と情報を充実させることの重要性、⑧ADR（裁判外紛争処理）充実の必要性、⑨法曹倫理違反に対する厳正処置の必要性、となっている。

(2) インドネシア司法の現状は、「絶望的だが希望がないわけではない」(Desperate but not hopeless)^{*37}という言葉に象徴的に表されている。その前提にインドネシア司法の問題点が存在しているが、すべては「司法における汚職の蔓延」に原因があると言える。

この点、日本は、司法の汚職とはほぼ無縁の状況にあり、インドネシアの状況とは根本的に異なることを念頭に置いておく必要がある。その証拠に、昨今の司法改革論議で様々な問題点が指摘されているにもかかわらず、司法の汚職がないことは当然とされており（むしろ、裁判官の社会からの隔絶が問題とされるような状況である）、したがって、その対策も話題に上らない。

(3) インドネシアは、基本的にオランダ法の影響を受け、大陸法系に属しているところ、その内容が経済のグローバル化に対応しているかどうかはともかくとして、基本的な法律自体は整備されている。この点で、市場経済への移行や国造りから始めているインドシナ諸国とは異なる。

しかし、「法律や法制度は存在しても執行・運用がなされていない」、「法律や法制度を運用する法律家の人材に問題がある」という点に問題が存在する。具体例で言えば

- ・法律のほかに下位法規が多数発布され、その整合性に問題がある
- ・法律やその下位法規の入手が困難である
- ・判例集の入手が困難である
- ・法曹資格の統一制度がなく、各機関が独自に養成している

などの状況が認められる。

これらの問題は、インドシナ諸国に代表される市場経済移行国に見られる状況とほぼ同じである。異なる点があるとすれば、一応、法律がそろい、不十分とはいえ判例集を作成、発行しているという点くらいであろう。

2 具体的問題点

(1) 司法の汚職に関する現状について

ア 最初に指摘したように、インドネシア司法における最大の問題点は、「司法の汚職」である。今回の調査において、面談する人（直接の司法関係機関を除く）の全員が、この点に言及している。

彼らの言葉を引用すれば、以下のように次々と出てくる。

- ① インドネシアに司法の汚職があることは衆目の一致するところである。
- ② 裁判官や検察官は賄賂を受け取る。
- ③ 最高裁判所裁判官になると、突然高級車を乗り回すようになる。
- ④ 裁判は金で買われており、正義は金を多く積んだ者の手にある（裁判・正義は競り落とされる）。
- ⑤ 裁判所で事件を審理してもらうためには、事件受理係などの裁判所職員、書記

*37 Prof. Mochtar Kusmaatmadja, SH, LL.M（世銀報告書の主コンサルタントを務めた）による表現

官，裁判官などに，手続を進めるたびに金が必要となり，金を渡さないと事件は放置される。

- ⑥ 判決書には結論のみ書いてあり，理由の記載がない（誇張であろう）。
- ⑦ 判決宣告があっても判決書が当事者になかなか送達されないが，裁判官に金を渡せば判決書が3日で入手できる。
- ⑧ 特定の判決書のコピーを入手するには裁判官に対する金が必要である。
- ⑨ 法廷で宣告された判決内容と判決書の内容が異なることがある。
- ⑩ 判例集が発行されていない。不十分ながら最高裁判所判例集が発行されているが，これを入手するには金が必要となる。
- ⑪ 弁護士は，依頼者に裁判官に渡す賄賂を要求し，その一部を裁判官に渡しており，共同して当事者を食い物にしているような状況である。
- ⑫ 法廷に立会する弁護士となるためには，高等裁判所の試験や許可が必要であったが，まともに実施されたことはなく，賄賂を贈れば誰でもなれた。
- ⑬ 弁護士の9割は汚職にまみれている。
- ⑭ インドネシアで有能な弁護士というのは，法律知識を有している弁護士ではなく，裁判官や政府機関に人脈がある弁護士のことを指す。
- ⑮ 政府機関に務めた者で法学士を有する者は，退官後は法律コンサルタントとなり，人脈を利用して金儲けをしている。
- ⑯ 弁護士になったばかりのころ，雇用者である先輩弁護士から現金入り封筒を渡されて「裁判官に渡してこい」という指示を受けて渡したことがある。
- ⑰ 警察や検察官も，裁判官や政府職員との不透明な取引により事件を解決している。

イ 各種調査の結果

- ① 世銀の近時のレポート^{*38}によれば，裁判を利用した個人及び企業に対し，司法の汚職に関するアンケート調査を実施し，その結果を次のとおり公表している。

・裁判官への贈賄の経験	3分の1
・検察官への贈賄の経験	3分の2
・検察庁（組織）への贈賄の経験	5分の3
・裁判官に対する賄賂額	企業100～500米ドル，個人100米ドル
・500米ドル以上の賄賂額	企業20%，個人11%
- ② インドネシア汚職監視団^{*39}の統計
最高裁判所判事41名^{*40}のうち5名のみが金で判断を買うことができなかった。
最高裁判所で事件の審理を受けた103名のうち，90%が裁判所から事件に関連

*38 「INDONESIA The Imperative for Reform」：これはコピーの一部入手のため，時期や詳細な母数は判明していない。

*39 英語表記はIndonesian Corruption Watch (ICW)，出典「Building Reliable Judiciary」(p. 54) by Mr. Budiman Soedarsono

して「報酬」を要求されたという結果が出ている（インドネシア法律扶助団体^{*41}との共同調査）。

ウ 調査期間中に実施した日本の法制度に関するセミナーにおいても、質問では司法の独立や司法の汚職に関する発言が多く、司法関係者の前でこの件を話題にしても、司法関係者が特に反論しないという状況^{*42}に接したことにかんがみると、インドネシアの司法の汚職は、事実であろう（もちろん、裁判官や検察官が直接自認しているわけではない）。

したがって、正義実現の最後の砦である司法（裁判所）が国民から信頼されていないことが認められる（もっとも、この状況は司法機関に限ったことではなく、他の政府機関も同様と思われる）。

(2) 司法の独立が実質的にない

ア 政治、行政府、その他の機関による司法への干渉があり、最高裁判所も司法権の独立を守っているとは言えない。この関係で象徴的に引用されているのが、元大統領スハルトファミリー関連の事件処理である。

（事案の概要）

スハルト元大統領の3男フトモ・マンダラ・プトラ（通称トミー・スハルト）は、1997年2月7日、自己が経営する店の土地と食糧調達庁の土地の交換契約（食糧調達庁の倉庫建築が等価交換の条件）を締結したが、倉庫を建築せず、かつ、食料調達庁の土地を事業に使用したとして起訴された（民事事件のようであるが、おそらく国家の財産に損害を与えており、何らかの特別法違反と考えられる）。

（裁判所の判断の変遷）

第1審は、1999年10月、民事事件であるとして無罪としたが、最高裁判所は、2000年9月に懲役1年6月、罰金1000万ルピア（1,000米ドル）、損害賠償命令306億ルピア（306万米ドル）の有罪判決を下した。そのため、トミーは、2000年10月、恩赦申請したが認められず、収監を恐れて逃走するとともに、トミーの弁護士は同時に再審申請していた。その結果、2001年10月に至り、最高裁判所は一転して無罪判決を宣告した。

つまり、新証拠があるとは言えないのに再審無罪となったとして最高裁判所の判断が疑われている。

なお、再審無罪判決の前の2001年7月26日に最高裁判事（スハルト政権の不正事件を担当）が射殺される事件が発生しており、トミーの関与が疑われている。

*40 出典「Building Reliable Judiciary」(p. 54) by Mr. Budiman Soedarsono。現在の最高裁判所判事の数より多いが、いつの時点の統計か記載はない。

*41 英語表記はIndonesian Legal Aid Institute

*42 日本には「裁判官は弁解せず」という職務以外で反論しない風習があるが、インドネシアの法曹が汚職について反論しないことが、そのような慣習によるものとは感じられなかった。

この事件に関しては、国民協議会や大統領が最高裁に説明を求めるとか、最高検察庁が再度の再審申立てをするなどと言われている。しかし、不利益再審を認める制度はないはずであるし、他機関が最高裁に説明を求めるとか自体が「司法の独立」という概念が確立されていないことを物語っている。

もっとも、不利益再審の禁止などに代表される司法制度の基本原則は、司法機関が外部に影響されず、法と良心に従い、証拠に基づいて判断するという前提があり、かつ、国民もこれを信頼しているという前提があつて初めて有効に機能するものである。肝心の司法判断が濫用され、信用されていないのであれば、前記のような動きになることは、法律論としてではなく、心情としては理解できないではない。

イ その他のケース

① 最高裁判所が無罪判決^{*43}した刑事事件において、最高検察庁長官の再審請求に基づいて、他の最高裁判所裁判体が先の判決を無効とした事件があり、そもそも再審請求は被告側にしか認められていないので、後者の判決は違法判決である旨指摘されている。

事実関係が判明しないので何とも言えないが、*cassation*であれば法律適用違反により検察庁も不服申立てできるという可能性もあり、民事事件を刑事事件の手続で行う附帯私訴に関する不服申立ての場合もあり得る。

しかし、通常は、無罪判決がいったん確定したのであれば、*cassation*でも有罪に変更することはできないであろうから、疑問が残ることに変わりはない。

② ケドゥン・オンボダム事件

世銀が資金を拠出したダム計画において、水没予定の住民の一部が補償金（1 m² 300～700ルピア）に納得せず、1 m²当たり1万ルピア（当時3米ドル）の補償を政府に求めて1990年に訴えを提起した事件で、第1審・控訴審とも敗訴したが、1993年7月28日に最高裁が覆し、1 m²当たり3万～5万ルピア（当時9～15米ドル）の補償を命じた。

ところが、最高検察庁長官が国の代表として最高裁長官に再審を求め、1994年11月、最高裁は、「前回判断の基礎となった1975年第15号の内務大臣令は1993年第55号の大統領令により効力を失った^{*44}」という理由で、前回の最高裁判決を覆して住民敗訴とした。

③ ガンジー記念学校事件^{*45}

*43 releaseとあるのみだが、前後の文脈から無罪判決と解釈した。出典「Building Reliable Judiciary」(p. 56) by Mr. Budiman Soedarsono

*44 この大統領令は最初の最高裁判断の1か月前に公布されたものである。第1回目の最高裁判断の是非（特に請求額以上の補償を命じた点）はともかく、再審判決は、事件後に公布された大統領令を遡及適用したように思える。出典「Building Reliable Judiciary」(pp. 63-66) by Mr. Budiman Soedarsono

*45 出典「Building Reliable Judiciary」(pp. 69-71) by Mr. Budiman Soedarsono

学校の経営に関する事件で、設立証書の偽造や横領が問題となり、被告人は、偽造のみで第一審と控訴審で有罪となったが、1995年5月11日に最高裁で無罪となった。ところが、被害者が、最高裁判決の明白な誤りが4か所あるとして、最高裁の準副長官に手紙で訴え、同準副長官は、最高裁長官に再審を申し立てるよう個人的に手紙で依頼した。

この準副長官は、裁判を担当した最高裁刑事部長判事が、被告人の弁護人である退役最高裁判事から依頼を受けた旨告白した手紙を有していた。なお、この弁護人は、当該事件を自己がコントロールできる裁判体に配点されるように工作したと伝えられている。

最高裁内部に調査委員会が設置され、準副長官が最高裁の威信を失墜させたとして解任を提案され、長官及び他の準副長官が賛成、副長官が反対となり、結局、この準副長官は65歳の定年を迎えたという理由で退官した。

(3) 裁判所の透明性がない

ア 判決・判例集の公開が不十分である

裁判所の透明性の問題で指摘されることは、判決及び判例が一般社会に公開されていないという点である。

これに関連して、調査当初の関係者は「判例集がない」「判決が当事者にも交付されない」「判決は結論のみで、理由が記載されていない」という極端な内容であった。

しかし、最高裁判所、法務人権省など関係機関を訪問したところ

- ・判例集は発行されていること
- ・判決は法律で当事者に交付するようになっていること（現実に遅滞なく交付されているかどうかは疑問である）
- ・判決書には理由や法令の適用が記載されていること（もともと、インドネシア語であるので、その内容が十分かどうかは検証していない）

が判明した。

特に、最高裁判所では

- ・判決は全部ではないが、最高裁で選別した判例につき解説を付して発行していること
- ・判決は当事者に交付すれば足りるものであり、他の第三者に公開する必要はないこと

などを説明していた。

にもかかわらず、前記のような批判がなされるということは、その公開の仕方の問題があるか、あるいは、司法が信頼されていないため、公開する判例を最高裁が選別すること自体に何らかの恣意が働き、正当に公開していないのではないかという疑問を抱かれるという悪循環に陥っているものと思われる。

最高裁判所も、この点は理解しており、判決を全部公開する方向で法改正を考えているが、予算面で問題があることに言及していた。

イ 訴訟費用等が公開されていない

裁判に必要な費用が公開されていないため、手続の各段階で裁判所職員から根拠のない金を要求されても反論できない状況にあり、汚職を助長させることになっている。

ただ、これも訴訟費用などの手続に必要な費用が定められていても公開が不十分なだけかもしれないので、更なる調査が必要である。

(4) 裁判官，検察官，その他の職員の給与が低い

裁判官の給与について個別に聞き取り調査したところ、十数年の経験を有する裁判官（現在商事特別法廷の裁判官）で、月収3,000,000ルピア（300米ドル）ということであった。もちろん、これ以外の諸手当があるはずであり、公務員の兼業が禁止されているわけではないので、実収入は更に多いと思われる。同裁判官の配偶者の弁護士収入があるので、個人的には生活に支障はないということであった。

なお、国家法制度委員会の次長Mardjono氏は、法曹界の公務員として最高級ランクと同一ということであり、その給与月額は17,000,000ルピア（1,700米ドル）であるが、大学やその他の講義等の収入があるということであった。

(5) 事件処理能力に欠けている

最高裁判所における未済事件は約16,000件もあり、この状況は少なくとも1990年代前半から継続しており、最近では最高裁判事に空席があることから増加傾向にあって、18,000件になろうとしている。

結局のところ、法曹としてのプロ意識・倫理が欠如していることの現れでもあろう。

(6) その他

世銀報告書によれば、法務人権省その他の政府機関の立法能力と国会の立法能力が不十分であること、裁判外紛争処理（ADR）の機能が不十分であることなどが挙げられているが、その詳細については、1997年以降の改革を含め、今後更に調査する必要がある。

3 日系企業から見た問題点

(1) インドネシアの日系企業に関する情報

日本・インドネシア関係

対インドネシア輸出	54億米ドル（2000年）
対日本輸出	144億米ドル（2000年）
日系企業数	約1000社（企業と駐在員事務所を含む）
JJC ^{*46} 会員数	中核的企業367社
投資総額	373億米ドル（1967～2000年末の対イ海外投資の15.5%）
現地雇用創出	20万人超
主要産業分野	自動車，二輪車，家電，板ガラス，繊維など

*46 The Jakarta Japan Club Foundation（ジャカルタ・ジャパン・クラブ）の略称

(インドネシア総生産額の5～9割を占める)

(2) JJCによるメガワティ大統領に対する提言

2001年9月、JJCはメガワティ大統領に対して、以下のような要望事項と提言を書面にて提出している。

①治安の維持と司法の確立

- ・信頼できる警察と裁判所の確立
- ・司法関係者のモラル向上と判決の情報公開
- ・工場周辺における近隣住民の違法な営業活動取締

②課税（賦課金）及び課税事務の適正化

- ・税の捕捉の不徹底による不公平感あり
- ・地方分権化により無秩序な課税や賦課が助長されている
- ・課税事務における法律・規則の不合理的な解釈適用（謝礼金の要求）
- ・税制の解釈や実施要領に関する苦情相談を行う中立的機関の設置

③通関、関税手続の迅速化と法律・運用規程の情報公開の義務付け

- ・税関担当者の見解の不一致や不当な理由による通関の停滞
- ・経済関連法全般を含めた運用規程の未整備（統一原則の整備と情報公開）
- ・規程変更時における周知期間の設定と迅速な情報公開（地方自治体を含む）

④労働問題の解決

- ・労使紛争の円満かつ迅速な解決のための制度確立
- ・労働関係法規制定の際にはグローバルスタンダードとの調和必要
- ・行政側の専門知識の習得と一貫した政策、労働者側の労使協調への理解のための機会提供

⑤海外直接投資を奨励する各種優遇制度や促進の充実

- ・戦略産業への重点的優遇制度や既存企業の再投資に対する十分な優遇制度の不存在（他のアセアン諸国や中国と比較しても不十分なため、その創設）
- ・企業活動や雇用に関する許認可手続の一元的処理及び迅速化（ワン・ストップ・エージェンシー機能が望まれる）

⑥サポーターディングインダストリー（SI）の振興

- ・2002年のAFTAによる域内関税引下げに伴う競争環境に耐える産業活力の維持
- ・産業基盤の部品や部材産業の裾野拡大
- ・機会、電気・電子部品、部材を供給する中小企業のSI振興

⑦電力等エネルギーの安定供給

- ・2004年以降の電力需要を見据えた新規電源の開発促進
- ・新規電源とマッチした電力流通設備の計画推進
- ・電力流通設備の信頼性向上に基づく電気の質の向上による安定供給

⑧産業インフラの整備

- ・物資輸送の遅延など産業活動を阻害する要因の除去

- ・ 空港，港湾と生産拠点とのアクセス道路や容量の不足改善
 - ・ 各港湾の高価な手数料により競争力弱体化（他のアセアン諸国と比較して）是正
- ⑨ 4 大投資案件の円満な早期解決
- ・ 日本からの大型投資案件の解決遅延がもたらす新規投資の更なる遅延
 - ・ 国際的な約束・合意の最大限の尊重

⑩ 国の発展を支える人材の育成

以上の要望・提言に関して，インドネシア政府側の窓口として Drs. Frans Seda 氏が大統領より指定された。

JJC では，今後，提言書の項目ごとに小委員会を設けて対応していき，窓口を通じて関係大臣と調整を行っていくこととしている。

(3) 日系企業から見た司法関係諸問題

2001年9月に実施したJJC会員企業に対するアンケート調査結果をまとめている。

- ア 判決の公開がない，又は判決入手が困難である
- イ 判決の内容が不合理又は裁判官の質が低い（破産事件，経済法に関する知識なし）
- ウ 裁判官が容易に買収される
- エ 裁判が遅い（放置される）
- オ 警察に取締を要請しても放置されたり，金員を要求される

4 インドネシア司法制度の問題の根源

- (1) 以上，様々な問題点があるが，要するに，「第2の1(3)」で指摘したように，すべては「法律はあっても法律に従った執行・運用がなされていない」，「法律を運用する人材に問題がある」ということに尽きると言える。

行政機関の課税事務や通関業務などにおける不統一な執行・運用は，開発途上国にはよく見られる現象ではあるが，インドネシアでは，司法の独立が憲法や法律に規定されていても実質的な独立がないのであるから，これもその一例と言える。正義実現の最後の砦である司法がこのような状態であるから，他の執行機関の実態については推して知るべしであろう。

しかし，より根本的にはインドネシアの統治機構から派生してくる問題であり，換言すれば憲法に由来していると言えるであろう。

すなわち，国民協議会が名実共に国権の最高機関として存在し，その下に立法機関，行政機関，司法機関があるという統治構造の下では，権力の抑制と均衡（チェックアンドバランス）の観念が発達するのは困難であろう。あらゆる国家機関が少なくとも国民協議会の干渉を受けるという意味において，行政の中立性や司法の独立性は二次的な存在になっていると評価されても仕方がない（なお，国会の構成は国民協議会と近似しているので，この意味では国会の影響も受けると言ってもよい）。

想像するに，これまで，インドネシアの1945年憲法には，立法・司法・行政の三権に分ける旨の規定があることや，共産党を排除してきたことなどから，他の自由主義諸国

と同様に近代欧米型三権分立の制度を採用しているが、それが不十分であったという認識にあったのではないかと思われる。

しかし、既に指摘したように、インドネシアの1945年憲法つまり統治機構は、社会主義諸国で採用されている「権限分配の論理」と同様のものであると理解するならば、インドネシアの現状は容易に理解できる。というのは、この論理の下では、司法といえども最高意志決定機関の政策を執行する機関にすぎず、単に裁判における法適用を通して当該政策を実現する役割を担っているからである^{*47}。

なお、スカルノ政権時代や開発独裁のスハルト政権時代には、立法機関・行政機関・国軍が同一体化していたため、大統領によって物事が決まり、司法は（国民協議会や国会の干渉ではなく）行政の干渉を受けることが当然のようになり、この時代が50年以上も続いたため、時代が変化した現在においても、その考え方から抜けきれないのではないかと思われる。

したがって、今回の第3次憲法改正で司法権の独立に関する規定がなされたが、権限分配の論理には変更がない。インドネシアが抜本的な司法制度改革を行う意思があるなら、最終的には真の意味での三権分立を採用するのか、現行の憲法制度を継続するのかの選択が迫られるときがくるであろう。

- (2) 一方で、インドネシアにはゴトンロヨン（相互扶助、家族主義）という概念があるが、これは本来、国民全員がその精神の下で国家と国民の発展に寄与するものとして意味があると思われる。しかし、現状は、むしろ矮小化して実践され、各国家機関、各部局、各共同体のゴトンロヨンとなり、汚職問題に真剣に取り組まない原因になっている可能性がある。

*47 最高裁判所は、大統領や他の行政機関から法律問題に関する意見を求められた場合には、これに応じて法律的見解を述べるものとされている（最高裁判所法35・36条）。最高裁判所の違憲立法審査権は意識的に採用しなかったとされていることから、この条文はそのような判断まで認められたものではないと理解すべきであり、そうすると、司法が国家機関の法律顧問的な立場にあることを認めていることになる。

第3 インドネシアにおける法整備及び司法改革の状況

1 インドネシアにおける司法改革の方針

(1) 国策大綱 (GBHN) 及び国家開発計画 (PROPENAS)

インドネシアにおいては、国民協議会 (MPR) が「国策大綱 (GBHN)」で5か年計画概要を作成し、これに基づいて国家開発計画庁 (BAPPENAS) が「国家開発計画 (PROPENAS)」において5か年計画を具体化し、さらに、各省庁で具体的活動を起こすという基本構造になっている。

1999年10月の国策大綱 (1999-2004年) では、基本12項目のうち、司法制度改革に関連するものとして、次の2項目を掲げている。

- ① 国家法制度整備を通じた正義と真実に基づく法の支配の確立と基本的人権の尊重
- ② プロ意識を有し、効率的かつ建設的、透明性かつ廉潔性の高い行政機構の整備

この方針を踏まえ

- ア 法の支配の確立
- イ 法制度の整備
- ウ 司法制度及びその機能の強化
- エ 基本的人権の尊重

などの点を重要課題として掲げている。

これを受けて、2000-2004年の国家開発計画 (PROPENAS) では、次のような方針を掲げている。

- ① 法制度整備
 - ・オランダ植民地時代の法令及び現行法の改正、立法手続の法令改正
 - ・経済活動、地方分権、環境問題などを支える法令の制定又は改正
- ② 司法機関及び法執行機関の能力開発
 - ・裁判官、その他の法執行機関職員の採用、養成、昇進などに関する制度整備
 - ・司法の独立及び迅速かつ適正な法執行の確立
- ③ 癒着・汚職・縁故主義及び人権侵害の排除
 - ・法及び人権の確立に対する信用回復
 - ・癒着、汚職、縁故主義、人権侵害に関する未解決事件の解決と国家資産の回復
- ④ 遵法精神の向上
 - ・適正な法令と手続に基づく対話を重視した法執行
 - ・地方独特の文化や価値観の尊重
 - ・法意識向上のための活動推進

この国家開発計画には、多数の法律改正や新法の計画が網羅的に列挙されているが、これら全部を5年間で遂行できるとは思えず、本当に実現できるか疑問である。

仮に、2004年までに列挙されたすべての法律を制定したとしても、単に法律はできても、実際に執行可能な法律となるかという点で疑問が残るであろう。

(2) インドネシア司法制度改革の端緒及び方向性

前記の「第2の1(1)」に記載したとおり、インドネシアの司法改革については、アジア経済危機以前の国策大綱（1993－1998年）においても、「更なる経済発展のためには司法制度の改革に重大な関心を払わなければならない」旨宣言されており、遅くとも1990年代初頭から問題となっていた。

1998年以降のインドネシアの司法制度改革や議論の方向を見ると、この世銀報告書を前提又は参考にしていることが明白である。

すなわち、主なものだけでも

- ① 破産法の改正（1998年）
 - ② 商事特別裁判所の設置（1998年）
 - ③ 憲法改正による大統領の権限抑制と人権保障規定の明確化（1999年，2000年）
 - ④ 独占禁止法の制定（1999年）
 - ⑤ 裁判所基本法の改正（1999年，下級裁判所の司法行政権を2004年に法務人権省から高等裁判所へ移行する内容）
 - ⑥ 国家機関の行動を監視する国家オンブズマン委員会（NOC^{*48}）の設置（2001年）
 - ⑦ マネーロンダリング法案の作成（現在国会上程中）
- などの法整備を行っている^{*49}。

2 インドネシア司法改革の推進を担う関連機関

(1) 国家法制度委員会（National Law Commission : NLC^{*50}）の設立及び活動^{*51}

司法改革を推進する機関として設置されたものである。

設立時期	2000年2月24日設立
設立根拠	大統領令2000年15号（2000年2月18日発布）
設立目的	① 大統領の要求に基づき法政策に関する意見を提供 ② 司法改革に関する総合計画策定に当たって運営委員会として大統領を補佐
組織・人員	委員6名，職員17名
	委員長 JE Sahetapy
	副委員長 Mardjono Reksodiputro
	委員 Frans Hendra Winarta
	Mohammad Fajrul Falaakh
	Harkristuti Harkrisnowo
	Suhadibroto

*48 National Ombudsman Commission, インドネシア語の略号表記ではKONとなる。

*49 1998年から1999年にかけて、40を超える新しい法律が制定されたということである。

*50 インドネシア語の略号表記ではKHNとなる。

*51 この項の情報は、国家法制度委員会のAnnual Report, Year 2000を参照した。

出資機関 アジア財団 (AF^{*52}) , 社会開明機構 (OSI^{*53}) , 市民社会援助強化計画 (CSSP^{*54}) , 政府 (IBRAの補助^{*55}) , 国家予算 (APBN, 2000年12月に受領)

活動状況

小委員会の設置 (この下にそれぞれ複数の作業部会が設置されている)

A小委員会 (司法制度運営の改善)

公聴会の結果 (2000年5月30日開催)

ア 汚職事件専門法廷の設置

イ 汚職事件担当裁判官の研修

ウ 裁判官の採用・昇進制度の改善

(統一司法修習制度採用の検討, 司法委員会の設置)

エ 最高裁判所の改革 (司法行政権の統一化など)

オ 裁判所の透明性強化

B小委員会 (良い統治及び行政法改革)

公聴会の結果 (2000年9月12日開催)

ア 行政の透明性, 説明責任の重要性

イ 行政法の改善 (差別禁止, 平易な表現の条文, 下位法規への安易な委任の制限)

C小委員会 (立法能力の向上)

公聴会の結果 (2000年9月6日開催)

ア 憲法改正条項に関する問題

イ 国会の立法能力が著しく低く, 内容にも問題あり (大半が政府提出法案である)

D小委員会 (法律分野の研修・試験・規律)

公聴会の結果 (2000年9月13日)

ア 法曹資格の必要性 (採用, 評価, 研修, 法曹倫理の条文化など)

イ 法曹倫理の確立

ウ 専門研修の必要性

エ 法曹資格試験制度の確立

E小委員会 (法と経済復興)

公聴会の結果 (2000年9月7日開催)

*52 Asian Foundation : AFは, 事務所, 設備, 電話, 職員の給与などを負担している。

*53 Open Society Institute : OSIは, 2000年5月の公聴会 (セミナー) 2回の費用負担, 同年9月の公聴会 (セミナー) 4回の費用をCSSPと共同負担している。

*54 Civil Society Support and Strengthening Program : CSSPは, 2000年9月の公聴会 (セミナー) 4回の費用をOSIと共同負担している。

*55 IBRA : Indonesian Bank Restructuring Agencyは, 事務所, 電話, 電気, 水, 警備費用を負担している。

- ア 信頼のある法制度は経済回復に不可欠
- イ 破産法，会社更正法，知的財産権法，市場投資法，銀行法の改正や，IT法・eコマース法制定の必要あり

F小委員会（刑事司法制度の改善と統合）

公聴会の結果（2000年5月31日開催）

- ア 司法の信頼回復が重要（特に，刑事裁判では真実発見のため積極的活動が必要）
- イ 検察の独立の重要性（大統領直轄であることへの不信感）
- ウ 警察の職務は公共の秩序と治安の維持（捜査権の行使に問題はないか）
- エ 矯正制度の拘禁中心主義の問題点

(2) インドネシア統治改革パートナーシップ（Partnership for Governance Reform in Indonesia）

設置	2000年2月の第9回支援国会合（CGI）での合意に基づき設置
目的	ガバナンス改革の推進と，ドナー・政府・NGO間相互の調整 <各ドナーの既存案件は，対象から外するのが原則であり，パートナーシップの方針には拘束されず，二国間協力の支援に対する制限はない（ただし，重複回避による資金の効率的活用のため，ドナー会議において援助方針や活動計画に関する情報提供を求められる）。>
活動資金	UNDPに創設された「パートナーシップガバナンス信託基金」（UNDP，世銀，ADB，その他のドナーが拠出している*56。）
手続	インドネシア政府やNGO等が案件ごとにパートナーシップ事務局に申請 パートナーシップ執行委員会*57（Governing Board）が，その申請に基づき，活動方針の決定，基金による支援承認等を行っている。 前記の国家法制度委員会（NLC）や国家オンブズマン委員会などの政府関連機関も，パートナーシップから活動資金の一部を得ている。

活動状況*58

- ① 幾度もの政府機構の改変や職員の変更により，さほど進展しているとは言えないが，2001年末までの活動は，次のとおりである。
 - ・法関係機関相互の交流

*56 日本は，2001年11月のCGI会合で400万米ドルの拠出を表明している。

*57 執行委員会の構成は，インドネシア側からは政府関係者（ただし，個人の資格）及び市民社会（NGO，有識者等），ドナー側からはUNDP，世銀，ADBの代表，主要ドナー国大使等（議長は，エルナ・ウィトラール前居住・地域開発大臣）。

なお，執行委員会の審議状況や活動報告のため，パートナーシップのドナー会議が定期的（数か月に1回）に開催されている。

*58 この項の情報は，パートナーシップ事務局作成のペーパーStrategy For Legal/Judicial Reformを参照した。

- ・司法改革の前提となる憲法改正に関する協議
 - ・国家法制度委員会（NLC）の計画実施
 - ・国家オンブズマン委員会（NOC）に対する資金援助
 - ・司法改革推進計画への資金援助（例：メダンにおける司法監視団体の活動支援）
- ② 2002年の活動目標（予算は約127,600米ドル^{*59}）
- ・運営委員会の設置（政府，民間，法律家，パートナーシップ会員により構成）
 - ・司法コミュニケーション・フォーラム（政府機関，民間等の参加による拡大会議のようなもの）への援助
 - ・国家法制度委員会（NLC）と政府機関との対話推進による同委員会の提案採用
 - ・統合的な司法制度に関する北スマトラ地域ワークショップを開催し，関係機関相互協力の推進の手本となる試験的プロジェクトの運営を目指す
 - ・司法機関の監査，提案の実施及びその監査に対する市民参加への支援
 - ・司法改革の国際比較に関する情報の入手及び共有への支援
 - ・毎月開催のドナー会議への支援

これらの司法改革計画を真に実効あらしめるためには，改革を推進するという政府の強固な意思と司法関係機関の関与が必要であるとしている。その手始めとして，2002年1月28日に警察長官，最高検察庁長官，最高裁長官，法務人権大臣，国家法制度委員会（NLC）長をメンバーとする会合（通称Law Summit）が開催されたばかりである。

3 その他の司法改革の動向

前述したインドネシア司法制度の問題点や司法改革の方針から明らかなように，1998年以降において，前記「第3の1(2)」の①～⑦に記載した改革を実施してきている。

以下に掲げるものは，(1)及び(2)は前記と重複するが，その他に様々な計画がなされている状況にある。

(1) 商事特別法廷の設置

前記「第1の5(6)」に記載したとおり，1998年に設置されたものである。

これは，世銀報告書に基づいて，破産事件を中心とする司法制度を充実させなければ，国内企業はもとより外国資本の企業も，インドネシアで企業活動ができず，ひいてはインドネシアの利益にならないという観点から，これらの事件を特別に扱うために設置されたものである。

現在は，ジャカルタなど合計5か所の地方裁判所に設置されている。

事件の迅速処理や汚職による機能不全を改善するため，裁判官の待遇改善を念頭に置きつつ設置したようである。

*59 パートナーシップはガバナンス全般を取り扱っており，その中の一分野にすぎない司法分野に関する予算である。

(2) 下級裁判所の司法行政権の最高裁判所への移行

これは、司法の独立に問題があることから、その理由の一つとして司法行政権が法務人権省にあり、裁判官の任免が実質的に法務人権大臣にあることに着目し、これにつき、日本のように最高裁判所に司法行政権を統一的に与え、裁判官の独立を制度的に確保しようとする改革であり、2004年から実施されることになっている。

日本が第二次世界大戦後に英米法の影響を受けて、裁判所が司法省から独立した経緯と同じである。

しかし、司法行政権を最高裁判所に統一する制度を構築したからといって、当然のように司法の独立、裁判官の独立が達成されるものではなく、これを運用する裁判官が自己の独立を守ると同時に、他の裁判官の独立を害さないという意識がなければ、むしろ、司法の独善に陥ることになる。

(3) 司法委員会 (Judicial Commission^{*60}) の設置計画

これも司法の独立を確保するという方策の一つとして、タイなどのように現職裁判官及び退職裁判官による司法委員会なる合議体を作り、裁判官の任免に関する事項を取り扱わせることによって、国会、行政府、その他の機関による影響力を排除するというシステムを作ろうとするものであり、第3次憲法改正により、司法委員会の設置が規定されている。

しかし、既に汚職にまみれている現職裁判官や退役裁判官が司法委員会の委員になるのであれば、事態は何ら改善されないため、要するに、人選が重要になるであろうし、(2)と同様の問題がある。

(4) 法曹の統一養成制度の検討

現在、インドネシアの法曹は、各機関が独自に採用、養成しているが、その質の向上及び統一化を図るために、将来的には日本の統一司法試験制度及び統一修習制度を採用すべきではないかという考えが出てきている。

(5) 反汚職委員会 (Anti Corruption Commission) の設置計画

これは、現存組織である警察、検察にも汚職があり、法が適正に執行されていないという考えから、シンガポールや香港のように、汚職事件につき特別の委員会を設け、ここに捜査権や訴追権限を認めることを考えているものと思われる。

(6) 憲法裁判所の設置

これも第3次憲法改正において規定されているが、その実態は、未だ本格的に議論されておらず、これから中身をどのようにするかを検討しているような状況である。違憲立法審査権に関する問題につき、司法の独立と三権分立の調和を図るという意味で、大

*60 これと似た用語で、Judicial Commissionerの設置を提言するものもある。それによれば、裁判官の任用に関する問題ではなく、シンガポールやマレーシアのように現存する多数の未済事件を解決する専門機関として最高裁判所内に設置し、最高裁判所判事の事件負担を軽減するという提言である。全く別個の提言なのか、混同があるのか調査の必要がある。出典「Building Reliable Judiciary」(p. 81) by Mr. Budiman Soedarsono

陸法的発想から、将来の一つの選択肢として一部の者の間で考えられたのであろう。なぜなら、英米法の考え方では、違憲立法審査権は最高裁判所を頂点とする裁判所にあるので、憲法裁判所の設置という発想にはならない。しかし、インドネシアでは、裁判所が違憲立法審査権を有することは立法機関の上に立つと考えられているためか、そのような制度では三権分立に反するという考えがあるのではないかと思われる。

4 司法改革の動向に対する若干の疑問

世銀報告書の指摘する問題点と提言は的を射ているが、これを実行に移す段階になると、あるいは上記に掲げた動向を見ると、比較法的視野あるいは他国の経験に学ぶという方針の下に、パッチワークのような改革や改革案になっているという感じが否めない。

その例を挙げれば次のとおりとなる。

ア 商事特別法廷の設置について

破産事件等を専門に扱う特別裁判所の創設による紛争解決の迅速化を図ったものと思われるが（特定事件への集中と最高裁への不服申立てなど）、おそらく法曹一元という英米法系の発想では問題がなかったのであろう。

しかし、大陸法系の裁判官はキャリア制度であり、特にインドネシアでは、法律で最高裁判事になる要件として地裁判事、高裁判事の経験を要求している。そのため、商事特別法廷の裁判官は、その専門性が継続的に活かすことができないか、あるいは最高裁判事への昇進をあきらめなければならないという事態に陥っており、これは、一部だけの制度改革を遂行した結果であると思われる。

イ 司法の独立確保に関する方向性

下級裁判所に対する司法行政権は最高裁判所へ移行されるが、大陸法系では、司法行政権は法務省が有していることにかんがみると、これは明らかに英米法系の発想に基づく改革であって、日本が第2次世界大戦後に行った改革と同様であり、司法の独立を確立するための制度改革として法改正がなされたものである。

一方で、同じく司法の独立を確保する方策として、司法委員会（**Judicial Commission**）を設置することになった。英米法系にも大陸法系にも同様の名前の委員会が存在するが、その人的構成は異なっている（モデルとされているタイのような大陸法系だと委員は法律家であるが、英米法系では議員も委員のメンバーとなる）。

今後は、どの法体系の法律家がインドネシア司法委員会の設置に関する支援を行うかによって機能が左右され、抑制と均衡（チェックアンドバランス）に問題が生じる可能性がある。

参考までに、ADBの司法改革担当はスウェーデンの法律家であるが、司法委員会の設置には賛意を表しているものの、司法行政権の最高裁への移行（英米法の発想）については賢明な改革とは言えない旨の発言をしていた。このことからだけで

も、同じく司法の独立の確立といっても、その方向性が異なることが分かる^{*61}。

ウ その他

法曹養成制度については日本の制度に着目し、反汚職委員会については香港やシンガポールの制度に着目するなど、他国で比較的機能している制度の採用を考えているようであるが、国情や制度の背景を考慮しているかについては疑問なしとしない。

例えば、日本の法曹養成制度は、戦前は判事と検事が同一資格と同一研修であり（高等試験司法科試験の後に司法官試補となる）、弁護士は研修が別であったが（弁護士試補、いわばフランス型とドイツ型の中間形態）、戦後に現在の統一養成制度となった。これは、英米法による影響により法曹一元制度（経験のある法律実務家から裁判官に任用する）を採用するかどうかの論議があり、結局、すぐには法曹一元制度を採用しないが、将来における法曹一元の採用に備えて、資格だけ統一する現行制度になった^{*62}。

このような事情はインドネシアの現状は全く異なると思うが、インドネシアが日本の制度を採用しても、資格が統一されるという形式的な点以外にどのような利点があるかについて、十分な検討が必要であろう。

以上

*61 そもそも三権分立自体、英米法とフランス法では歴史的に考え方と背景が異なる。英米法では、司法の独立が最重要課題であり、違憲立法審査権が認められ、司法に対する立法や行政からの影響排除という形で議論される。これに対して、フランス法では、歴史的に司法裁判所の権限が強すぎて、司法が立法や行政の権限を侵害していたことから、三権分立は司法権の抑制（行政権や立法権を守る）という形で現れている。したがって、行政裁判所は、司法裁判所とは全く異なる系列の特別裁判所として設けられている。このような影響もあって、違憲立法審査権も司法裁判所とは別の憲法裁判所を設けるのが通常である。

*62 なお、司法試験の実施は法務省の所管、修習は最高裁判所の所管となっており、事実上、予算や司法研修所の収容能力を前提に合格者の人数が左右されるなど、純粹の資格試験とは言えないと批判されることもある。

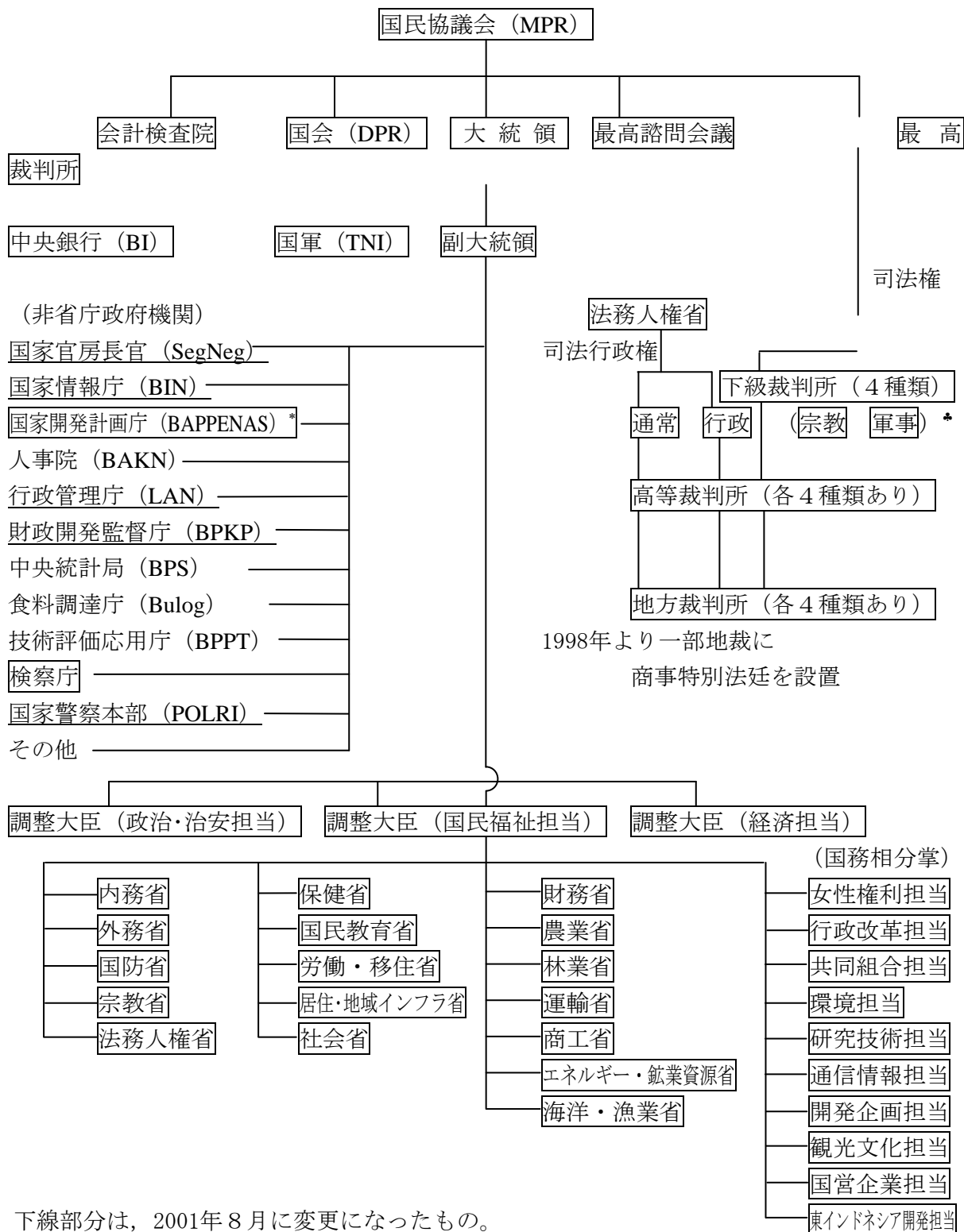
参 考 文 献

- 1 アジア政治を見る眼 ～開発独裁から市民社会へ～ 岩崎育夫著 中央公論新社（中公新書1582）
- 2 総選挙とアブドゥルラフマン・ワヒド政権の誕生（アジア動向年報2000年版） 川村晃一著 日本貿易振興会アジア経済研究所
- 3 ポスト民主化時代の苦悩の始まり（アジア動向年報2001年版） 川村晃一・佐藤百合著 日本貿易振興会アジア経済研究所
- 4 インドネシアの憲法制度（「アジア諸国の憲法制度」，1997年版） 作本直行著 日本貿易振興会アジア経済研究所
- 5 東南アジア法・インドネシア 安田信之著 日本評論社
- 6 アジアの地方制度（インドネシア部分，1998年版） 森田朗編 東京大学出版会
- 7 インドネシア社会的市場システムの発展に関する諸相（「アジア諸国の市場経済化と社会法」，2001年版） スナイヤティ・ハルトノ／ウリヤストゥティ・スナリオ（佐藤創訳） 日本貿易振興会アジア経済研究所
- 8 インドネシアの民主化と法 ～パンチャシラと1945年憲法への復帰を中心に～（「アジア諸国の民主化と法」，1998年版） 作本直行著 日本貿易振興会アジア経済研究所
- 9 アジア諸国の倒産法・動産担保法（インドネシア部分） 鈴木康二著 中央経済社
- 10 アジア諸国における知的財産保護（インドネシア部分） 岡田義信著（東レ株式会社知的財産部主幹） 財団法人知的財産研究所
- 11 インドネシア刑事司法における検察官の管轄権の発展（「アジア諸国の検察制度」1999年版） アントニウス・スジャータ（赤根智子訳） 国連アジア極東犯罪防止研修所
- 12 アジアの刑事司法 ～インドネシア共和国～（1988年版） 西川正和著 国連アジア極東犯罪防止研修所
- 13 アジア諸国が直面するいくつかの問題（1998年版） シンギー（インドネシア検事総長） 財団法人アジア刑政財団
- 14 インドネシアの政治危機：憲法上から見た諸問題 バクティアル・アラム（インドネシア大学日本研究センター所長）
- 15 在ジャカルタJICAガバナンス専門家作成（又は入手）資料
 - (1) インドネシア国家開発計画（PROPENAS）2000-2004の第3章「司法分野の開発」（日本語訳と英語版）
 - (2) 法制度整備，司法と題する報告書 執筆担当：奥山明（援助調整／国家開発企画庁）
 - (3) “Strengthening Governance and Fighting Corruption Reforming the Justice Sector”（Session III）Justice Sector Working Group Position Paper for the meeting of the CONSULTATIVE GROUP ON INDONESIA（7-8 November 2001）日本語要約添付（JICAアジア第1部東南アジア課作成）
 - (4) INDONESIA, The Imperative for Reform（抄）日本語要約添付（同上）
 - (5) First and Second Amendments, The Constitution of 1945 of the Republic of Indonesia（英訳したもの）
 - (6) 憲法改正に関する文献の目次英訳（インドネシア語の本体添付）
 - (7) INDONESIAN LEAGA AND JUDICIAL REFORM PROJECTS, A PROVISIONAL SUMMARY OF DONOR ASSISTED PROJECTS
 - (8) BAPPENASの組織と現状（概要） 2001. 9 / 1 奥山作成

- (9) JICAのインドネシアに対する援助重点分野と開発課題 2001. 10/9 奥山作成
- (10) ガバナンスに関するJICAベースの協力(概要) 2001. 12. 28奥山作成
- (11) インドネシアはどこへ行くのか ～試行錯誤の「国のかたち」 2001年6月奥山随想
- (12) インドネシアウォッチング4部
 ア 2001. 9月第1週号
 新検事総長は旧政権の汚職摘発を行えるのか～久々のキャリア検事総長誕生の裏表～
 イ 2001. 9月第4週号
 始まった憲法改正への動き ～憲法改正委員会の設置をめぐる意見対立の裏表～
 ウ 2001. 10/22号
 [検証]トミー・スハルト, 無罪確定 ～波紋を呼んだ最高裁の再審判決～
 エ 2001. 12/10号
 [検証]どこまで進んだのか, 旧勢力の不正疑惑の迫及 ～進展がほとんどなかった
 2001年の現状
- (13) JJC作成の「大統領JJC提言書の件」と題する書面
- (14) 「日系企業から見た治安, 司法関係の諸問題」と題する書面 (JJC担当者作成)
- 16 ガバナンス改革に関するパートナーシップ概要 (日本大使館経済班, 平成13年7月6日付)
- 17 インドネシア共和国憲法(和訳及び英訳) 奥村三智治訳 (ホームページより)
- 18 English Translation on Laws Concerning Judiciary (インドネシア最高裁判所から入手した2000年版)
- 19 THE JUDICIAL SYSTEM IN INDONESIA (GENERAL VIEW) by the Supreme Court of the Republic of Indonesia
- 20 THE GUIDELINES OF THE STATE POLICY (国家大綱英語版)
- 21 “Law Reform in Indonesia” Diagnostic Assessment of Legal Development in Indonesia (IDF Grant No. 28557) Volume I, Result of a research study undertaken for the World Bank
- 22 BUILDING RELIABLE JUDICIARY by Mr. Budiman Soedarsono
- 23 STRATEGY FOR LEGAL/JUDICIAL REFORM by the World Bank
- 24 「Contract Law」 by Sudarugo Gautama [“Current Development of Laws in Indonesia” pp. 33-64, published by the Insitute of Developing Economies of the Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) in 1999]
- 25 「Indonesian Contract Law」 by Sunaryati Hartono, S.H.,Setiawan S.H. and Taryana, S.H. (“Law, Development and Socio-Economic Changes in Asia” pp.136-162, published by the IDE-JETRO in March 2001)
- 26 Competition Law and Policy in Indonesia and Japan, published by the IDE-JETRO in March 2001 (添付省略)
- 27 ANNUAL REPORT Year 2000, NATINAL LAW COMMISSION
- 28 LAW REFORM PROGRAMS AND ACTION PLANS, NATIONAL LAW COMMISSION, August 2000
- 29 インドネシア破産法英語訳
- 30 COMMERCIAL COURT DEVELOPMENT by BAPPENAS
- 31 THE ROLE AND FUNCTION OF INDONESIAN PROSECUTORS IN CRIMINAL JUSTICE by Ersyiwo Zaimaru (1997年9月のUNAFEI研修用カントリーレポート)
- 32 質問表に対する検察庁の回答(英文)

以上

インドネシアの国家統治機構図 (2001年8月現在)



下線部分は、2001年8月に変更になったもの。

* インドネシアの援助受入窓口機関である。

* 宗教裁判所の司法行政権は宗教省に、軍事裁判所の司法行政権については国防省にそれぞれ属している。

**OUTLINE OF ORGANIZATION UNIT AND ECHELON
MINISTRY OF JUSTICE AND HUMAN RIGHTS**

(As of 25 January 2001)

NO	ORGANIZATION UNIT	TOTAL No. of ECHELON			
		I	II	III	IV
1	Secretariat General	1	6	27	95
2	Directorate General for Law and Legislation	1	4	15	26
3	Directorate General for Legal Administrative Affairs	1	6	21	62
4	Directorate General for Correction	1	6	25	78
5	Directorate General for Immigration	1	6	22	63
6	Directorate General for Intellectual Property Rights	1	6	24	47
7	Directorate General for General Court and State Administrative Court	1	4	13	37
8	Directorate General for Human Rights Protection	1	6	24	64
9	Inspectorate General	1	7	5	20
10	National Legal Development Agency	1	5	16	35
11	Research and Development Center for Human Rights	1	5	17	34
12	Expert Staff for Minister	5	0	0	0
13	Training and Education Center for Officials	-	1	4	13
14	Research and Development Center	-	1	3	8
	TOTAL	16	63	216	582

(注1) 行政管理担当国務大臣府 (MenegPAN) の通知第24/M.PAN/1/2001号による。

(注2) Echelon I : 本省の次官、総局長相当職以上。Echelon II : 本省の局長相当職。

Echelon III : 本省の課長相当職。Echelon IV : 本省の課長補佐相当職。

このインドネシア共和国憲法和訳（仮訳）は、東邦学園短期大学非常勤講師（国際関係論）の島田弦氏にお願いし、インドネシア語から日本語に翻訳していただいたものです。

島田氏は、金沢大学法学部を卒業後、名古屋大学大学院国際開発研究科で国際協力を専攻し、学術博士を取得される一方、インドネシア国立ガジャマダ大学社会政治学部に留学し、アジア経済研究所国内客員研究員として活躍され、特にインドネシアの政治・経済・法律分野で豊富な経験を有しておられます。

この憲法和訳は、1999年10月19日の第1次改正、2000年8月18日の第2次改正及び2001年11月9日の第3次改正を反映したものです。インドネシアにおける法改正は、改正内容を記した改正法を發布する形式をとっています。新旧対照表に類する資料がありませんでしたが、この和訳は、改正新条項、改正日及び旧条項を組み込んで、現行憲法の姿を示したものであり、その意味でも貴重なものです。

島田氏の御協力に深く感謝し、厚く御礼を申し上げます。

インドネシア共和国1945年憲法（仮訳）

（第1次ないし第3次改正¹を含む）

翻訳 東邦学園短期大学非常勤講師
島田 弦（しまだ ゆづる）

前文

独立はあらゆる民族の権利であるべきであり、故に、世界に存在する植民地は、人道及び正義に反するものであり、すべて排除されなければならない。

インドネシアの独立を目指す闘争は、インドネシア人民を、自由で統一され、主権を有し、公正で、かつ、繁栄するインドネシア国家独立への扉の前に導く、平穏で幸福な瞬間に到達した。

インドネシア人民は、全能なる神の恩恵を受け、また、自由な民族としての栄光ある希望に支えられ、ここに独立を宣言する。

今後、すべてのインドネシア民族及びインドネシアの全国土を保護するインドネシア国政府を築き、また、公共の福祉を進め、民族の生活を向上させ、そして、自決、恒久平和及び社会正義を基礎とする国際秩序の実現に参画することを目的として、人民が主権を有する、一つのインドネシア共和国として構成される、インドネシアの自決及び民族性を、以下に掲げる原則に基づき、インドネシア国憲法に定める。すなわち、唯一神への信仰、公正で品位ある人道主義、インドネシアの統一及び代表制と協議における英知により導かれる民主主義、並びに全インドネシア人民のための社会正義の実現である。

1 第1次改正（1999年10月19日）、第2次改正（2000年8月18日）、第3次改正（2001年11月9日）。なお、一部の語句については国際協力部教官山下輝年において修正・編集している。

第1章 国家形態及び主権

第1条

第1項

インドネシア国は、共和政体をとる単一国家である。

第2項（3次改正2001. 11/ 9）

主権は、人民にあり、憲法に基づき行使される。

（旧第2項 主権は人民にあり、国民協議会がこれを完全に行使する。）

第3項（3次改正2001. 11/ 9）

インドネシアは法治国家である。

第2章 国民協議会

第2条

第1項

国民協議会は、法律の定めるところに基づき、国会議員並びに地方及び諸集団の代表により構成する。

第2項

国民協議会は首都において少なくとも5年に1回召集する。

第3項

国民協議会のすべての決定は多数決による。

第3条

第1項

国民協議会は憲法及び国策大綱を定める。

第2項（3次改正2001. 11/ 9）

国民協議会は、憲法を改正し、及びこれを制定する権限を有する。

第3項（3次改正2001. 11/ 9）

国民協議会は、大統領及び副大統領を任命する。

第4項（3次改正2001.11/9）

国民協議会は、憲法に基づいてのみ、その任期中に大統領及び副大統領を罷免することができる。

第3章 国家の統治権

第4条

第1項

インドネシア共和国大統領は、憲法に基づく統治権を有する。

第2項

大統領は、その職務の執行に当たり、副大統領1名による補佐を受ける。

第5条

第1項（1次改正1999.10/19）

大統領は国会に法案を提出する権利を有する。

（旧第1項 大統領は国会の同意を得て法律を制定する権限を有する。）

第2項

大統領は法律を適切に執行するために政令を定める。

第6条

第1項（3次改正2001.11/9）

大統領候補及び副大統領候補は、出生時においてインドネシア国籍を有した者でなければならず、自己の意思により他の国籍を取得したこと及び国家を裏切ったことがなく、かつ、大統領及び副大統領としての職務及び義務を執行するために心身共に健康でなければならない。

（旧第1項 大統領は先住のインドネシア人である。）

第2項（3次改正2001.11/9）

大統領及び副大統領の資格要件は、法律により更にこれを定める。

（旧第2項 国民協議会は多数決により大統領及び副大統領を選出する。）

第6A条（3次改正2001.11/9）

第1項

大統領及び副大統領は、これを一組として、人民が直接選出する。

第2項

総選挙に参加する政党又は政党グループは、総選挙の実施前に、一組の大統領及び副大統領を提案する。

第3項

一組の大統領及び副大統領候補は、総選挙において50パーセント以上の票を獲得し、かつ、インドネシアにおける全州の少なくとも半分以上の州において最低20パーセントの票

を得た場合に、大統領及び副大統領に任命される。

第4項

大統領及び副大統領の選出に関する方法は、法律により更にこれを定める。

第7条（1次改正1999.10/19）

大統領及び副大統領の任期は5年とし、その後、1回に限り同一の任期において再選することができる。

（旧第7条 大統領及び副大統領は5年の任期を有し、再選されることができる。）

第7A条（3次改正2001.11/9）

国民協議会は、国家に対する裏切り、汚職、贈収賄、その他の重大な犯罪となる法律違反若しくは破廉恥な行為が証明されたとき、又は大統領若しくは副大統領たる資格要件を既に具備していないことが証明されたときは、国会の提案に基づき、大統領又は副大統領を任期中に罷免することができる。

第7B条（3次改正2001.11/9）

第1項

国会は、事前に憲法裁判所に対して、大統領若しくは副大統領が国家に対する裏切り、汚職、贈収賄、その他の重大な犯罪となる法律違反若しくは破廉恥な行為に及んだとする国会の意見、又は大統領若しくは副大統領が大統領若しくは副大統領たる資格要件を既に具備していないとする国会の意見につき審査、判断及び決定を行うことを求めた場合にのみ、国民協議会に対し、大統領又は副大統領の罷免提案を提出することができる。

第2項

大統領若しくは副大統領が当該の法律違反を行ったとする国会の意見又は大統領若しくは副大統領たる資格要件を具備していないとする国会の意見は、国会の国政監督機能の発現である。

第3項

憲法裁判所に対する国会の要請は、全国会議員の3分の2以上が出席する本会議において、出席した国会議員の3分の2以上の賛成によつてのみ行うことができる。

第4項

憲法裁判所は、国会の要請を受理してから90日以内に、当該国会の意見につき、可能な限り公正に審理、判断及び決定を行う義務を負う。

第5項

憲法裁判所が、大統領若しくは副大統領が国家に対する裏切り、汚職、贈収賄、その他の重大な犯罪となる法律違反若しくは破廉恥

な行為に及んだと決定した場合、又は大統領若しくは副大統領が大統領若しくは副大統領たる資格要件を既に具備していないと決定した場合、国会は、国民協議会に対する大統領又は副大統領の罷免提案を採択するために本会議を召集する。

第6項

国民協議会は、前項の国会の提案を受理してから30日以内に、同提案を採決するための会合を召集しなくてはならない。

第7項

大統領又は副大統領の罷免提案に関し、国民協議会が行う罷免の決定は、国民協議会本会議において説明を行う機会を大統領又は副大統領に与えた後、全国民協議会議員の4分の3以上が出席する国民協議会本会議において、出席した国民協議会議員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

第7C条（3次改正2001.11/9）

大統領は、国会を停止又は解散することはできない。

第8条

第1項（3次改正2001.11/9）

大統領が任期中に、死亡、辞任、罷免又はその義務を遂行することができなくなった場合、副大統領が任期の満了までその職務を代行する。

第2項（3次改正2001.11/9）

副大統領が欠員となった場合、60日以内に、国民協議会は大統領の提案する2名の候補者から副大統領を選出するための会合を召集する。

（旧第8条 その任期中に、大統領が死亡、辞任、又はその義務を遂行することのできなくなった場合、副大統領が任期終了まで大統領を代行する。）

第9条

第1項（1次改正1999.10/19）

大統領及び副大統領は、その職務に就く前に、国民協議会又は国会において、以下の次第で、その宗教に基づき宣誓し、又は誠実に誓約する。

大統領（副大統領）宣誓

「神の名において、私は、最大限適切かつ公正にインドネシア共和国大統領（インドネシア共和国副大統領）の義務を果たし、憲法を遵守し、かつ、すべての法律及び規則を最大限、忠実に実行し、国土と民族に奉仕する。」

大統領（副大統領）誓約

「私は、最大限適切かつ公正にインドネシ

ア共和国大統領（インドネシア共和国副大統領）の義務を果たし、憲法を遵守し、かつ、すべての法律及び規則を最大限、忠実に実行し、国土と民族に奉仕することを誓約する。」

第2項（1次改正1999.10/19）

国民協議会又は国会が会議を開催できない場合、大統領及び副大統領は、最高裁判所長官が証人を務める国民協議会議長の面前で宣誓を行う。

（旧第9条

大統領及び副大統領は、その職務に就任する前に、国民協議会の面前において、以下の次第で、その宗教に基づき宣誓し、又は誠実に誓約する。

大統領（副大統領）宣誓

「神の名において、私は、インドネシア共和国大統領（インドネシア共和国副大統領）の義務を最大限適切に、最大限公正に果たし、かつ、憲法に従い、最大限完全に法律及び規則を実行し、国土と民族に奉仕することを誓う。」

大統領（副大統領）誓約

「私は、誠実に、インドネシア共和国大統領（インドネシア共和国副大統領）の義務を最大限適切に、最大限公正に果たし、かつ、憲法に従い、最大限完全に法律及び規則を実行し、国土と民族に奉仕することを誓約する。」

第10条

大統領は、陸軍、海軍及び空軍の最高司令権を有する。

第11条

第1項（項番のみ3次改正2001.11/9）

大統領は、国会の同意を得て、宣戦、講和及び他国との条約締結を行う。

第2項（3次改正2001.11/9）

大統領は、国家財政の負担に関連して、人民の生活に広範かつ根本的な結果をもたらす国際条約、又は法律の改正若しくは制定を義務づけるその他の国際条約を締結する場合、国会の承認を得なければならない。

第3項（3次改正2001.11/9）

国際条約に関する規定は、法律により更にこれを定める。

第12条

大統領は非常事態を宣言する。非常事態の条件及びその効果は法律によりこれを定める。

第13条

第1項（1次改正1999.10/19）

大使の任命については、大統領は国会の判

断に留意する。

(旧第1項 大統領は大使及び領事を任命する。)

第2項 (1次改正1999.10/19)

大統領は、国会の判断に留意し、他の国からの大使を接受する。

(旧第2項 大統領は他国の大使を接受する。)

第14条

第1項 (1次改正1999.10/19)

大統領は、最高裁判所の判断に留意し、特赦及び復権を与える。

第2項 (1次改正1999.10/19)

大統領は、国会の判断に留意し、恩赦及び免訴を与える。

(旧第14条 大統領は、特赦、恩赦、免訴及び復権を行う。)

第15条 (1次改正1999.10/19)

大統領は法律の定めるところに従い、褒章、勲章又はその他の栄典を付与する。

(旧第15条 大統領は、褒章、勲章、又はその他の栄典を付与する。)

第4章 最高顧問評議会

第16条

第1項

最高顧問評議会の構成は、法律によりこれを定める。

第2項

本評議会は、大統領の諮問に対し返答する義務を負い、かつ、大統領に提案を行う権利を有する。

第5章 国務大臣

第17条

第1項

大統領は、国務大臣の補佐を受ける。

第2項 (1次改正1999.10/19)

大統領は大臣を任命及び罷免する。

(旧第2項 国務大臣は、大統領により任命及び罷免される。)

第3項 (1次改正1999.10/19)

すべての大臣は統治における特定の事項を担当する。

(旧第3項 大臣は、それぞれ、統治に関わる省を指揮する。)

第4項 (3次改正2001.11/9)

省の設置、変更及び廃止は、法律によりこれを定める。

第6章 地方の統治

第18条

第1項 (第2次改正2000.8/18)

単一のインドネシア共和国は州[provinsi]の領域に分割され、州の領域は県[kabupaten]及び市[kota]に分割される。それぞれの州、県及び市は、法律の定めるところに基づき地方政府を有する。

第2項 (第2次改正2000.8/18)

州、県及び市の政府は、自治の原則及び補助職務に基づき統治事項を独自に定め、これを運営する。

第3項 (第2次改正2000.8/18)

州、県及び市の政府は、選挙により選出される議員で構成される地方議会を有する。

第4項 (第2次改正2000.8/18)

州、県及び市の政府の長である州知事、県長及び市長は民主的に選出される。

第5項 (第2次改正2000.8/18)

地方政府は、法律により中央政府の事項であると定める統治事項を除き、できるだけ広い自治を行う。

第6項 (第2次改正2000.8/18)

地方政府は、自治及び補助職務を行うため、条例又はその他の規則を定める権利を有する。

第7項 (第2次改正2000.8/18)

地方政府の構成及び運営方法は、法律によりこれを定める。

(旧第18条

大小の地方へのインドネシアの地域の分割及びその統治の形態は、国家統治システムにおける協議原則及び特別な性格を有する諸地方における伝統的諸権利を認識し、かつ、留意して、法律によりこれを定める。)

第18A条 (第2次改正2000.8/18)

第1項

中央政府と州、県及び市の政府との権限の関係、並びに州と県及び市との権限の関係は、地域の特殊性及び多様性に留意し、法律によりこれを定める。

第2項

中央政府と地方政府との間の財政、公共サービス、天然資源及びその他の資源の利用に関する関係は、法律に基づき公正かつ協調的にこれを定め、実行する。

第18B条 (第2次改正2000.8/18)

第1項

国は、法律の定める特別の性格又は特殊な性格を有する地方政府の単位を承認し、かつ、尊重する。

第2項

国は、慣習法に基づく社会単位及びその伝

統的権利につき、これが依然として存在し、かつ、社会の発展及び単一のインドネシア共和国の原則に適合する限りにおいて、法律に基づき承認し、かつ、尊重する。

第19条

- 第1項（第2次改正2000. 8/18）
国会議員は選挙によりこれを選出する。
（旧第1項 国会の構成は、法律によりこれを定める。）
- 第2項（第2次改正2000. 8/18）
国会の構成は、法律によりこれを定める。
（旧第2項 国会は、少なくとも1年に1回召集する。）
- 第3項（第2次改正2000. 8/18）
国会は、少なくとも1年に1回召集する。

第20条

- 第1項（1次改正1999. 10/19）
国会は法律を制定する権限を有する。
（旧第1項 すべての法律は、国会の同意を必要とする。）
- 第2項（1次改正1999. 10/19）
すべての法案は、国会と大統領において、共同の合意を得るために討議される。
（旧第2項 一つの法案が国会の同意を得ることのできない場合、当該法案を、同一会期中に、再度国会へ上程することはできない。）
- 第3項（1次改正1999. 10/19）
共同の合意が得られない法案は、同一会期中に再度提出することはできない。
- 第4項（1次改正1999. 10/19）
大統領は、法律として制定することを共同で合意した法案を承認する。
- 第5項（第2次改正2000. 8/18）
大統領が、既に共同で合意された法案に関し、その合意後30日以内に承認しない場合においても、同法案は法律となり、かつ、施行されなければならない。

第20A条（第2次改正2000. 8/18）

- 第1項
国会は、立法、予算制定及び監督の各機能を有する。
- 第2項
国会は、前項の各機能の実行にあたり、本憲法が他の条項で定める権限に加え、大統領に対する説明請求権、調査権及び意見表明権を有する。
- 第3項
国会議員は、本憲法が他の条項で定める権限に加え、質問を行う権利、提案及び意見を述べる権利並びに免責特権を有する。

第4項

国会の権限及び国会議員の権利は、法律により更にこれを定める。

第21条（1次改正1999. 10/19）

- 国会議員は法案を提出する権利を有する。
（旧第21条
- 第1項 国会議員は法案を提出する権利を有する。
- 第2項 国会の同意を得たにもかかわらず、当該法案が大統領の承認を受けられない場合、当該法案を同一会期中に再び国会に上程することはできない。）

第22条

- 第1項
緊急の特別な事情があるときは、大統領は、法律に代行する政令を定める権限を有する。
- 第2項
当該政令は、直後の会期において国会の同意を得なくてはならない。
- 第3項
国会の同意を得ることができないときは、当該政令は廃止されなければならない。

第22A条（第2次改正2000. 8/18）

法律の制定方法に関する規定は、法律により更にこれを定める。

第22B条（第2次改正2000. 8/18）

国会議員は、法律の定める条件及び手続に基づき、罷免される。

第7A章 地方代表議会（3次改正2001. 11/9）

第22C条

- 第1項
地方代表議会議員は、総選挙により各州より選出される。
- 第2項
各州より選出される地方代表議会議員の数は同数であり、かつ、地方代表議会議員の総定数は、国会議員定数の3分の2を超えないものとする。
- 第3項
地方代表議会は、少なくとも1年に1回召集する。
- 第4項
地方代表議会の構成及び地位は、法律によりこれを定める。

第22D条

第1項

地方代表議会は、国会に対し、地方自治、中央と地方の関係、地方自治体の設置、拡大及び合併、天然資源及びその他の経済的資源の管理に関連する法案並びに中央と地方の間の財政配分に関連する法案を提出することができる。

第2項

地方代表議会は、地方自治、中央と地方の関係、地方自治体の設置、拡大及び合併、天然資源及びその他の経済的資源の管理に関連する法案並びに中央と地方の間の財政配分に関連する法案の審議に参加し、かつ、国家予算並びに租税、教育及び宗教に関連する法案について、国会に意見を述べる。

第3項

地方代表議会は、地方自治、中央と地方の関係、地方自治体の設置、拡大及び合併、天然資源及びその他の経済的資源の管理、国家予算並びに租税、教育及び宗教の問題に関連する法律の執行を監視し、かつ、引き続き今後も措置が採られるべき参考資料として国会にその監視結果を提出する。

第4項

地方代表議会議員は、法律によって定める条件及び方法により、職務を罷免される。

第7B章 総選挙（3次改正2001.11/9）

第22E条

第1項

総選挙は、直接、普通、自由、秘密、誠実かつ公正に5年ごとに行う。

第2項

総選挙は、国会議員、地方代表議会議員、大統領及び副大統領並びに地方議会議員を選挙するために行う。

第3項

国会議員及び地方議会議員を選挙するための総選挙へ参加するのは、政党である。

第4項

地方代表議会議員を選挙するための総選挙には、個人が立候補する。

第5項

総選挙は、全国において、常設かつ独立した一つの総選挙委員会が運営する。

第6項

総選挙に関しては、法律により更にこれを定める。

第8章 財政

第23条（3次改正2001.11/9）

第1項

国家の財政運営を具体化する国家予算は、毎年法律により定め、人民の最大限の繁栄のために、公開され、かつ、責任を持って執行されるものとする。

第2項

国家予算案は、地方代表議会の意見に留意しながら、国会と共同で討議するため、大統領がこれを提出する。

第3項

国会が大統領提出に係る国家予算案に同意しないときは、政府は前年の国家予算を執行する。

（旧第23条

第1項 予算は、毎年、法律により定める。国会が政府提案に係る予算に同意しないときは、政府は前年の予算を執行する。

第2項 国家に必要なすべての課税は、法律によりこれを定める。

第3項 通貨の種類及び額は、法律によりこれを定める。

第4項 国家財政の事項は、法律により更にこれを定める。

第5項 国家財政に関する責任を監査するために、会計監査院を設置する。その規則は、法律によりこれを定める。監査結果は、国会に通告する。）

第23A条（3次改正2001.11/9）

租税及び国家の必要に充てるための強制的なその他の賦課は、法律によりこれを定める。

第23C²条（3次改正2001.11/9）

国家財政に関するその他の事項は、法律によりこれを定める。

第8A章 会計監査院（3次改正2001.11/9）

第23E条

第1項

国家財政の管理及び責任を監査するため、自由かつ独立した会計監査院を設置する。

第2項

国家財政の監査結果は、その権限に基づき、国会、地方代表議会及び地方議会に提出する。

2 23B条及び23D条は、2002年4月23日の編集作業時点において、未だ国民協議会の決議を経ていないため、本来の憲法第3次改正条文も当該条文が抜けた形となっている。

第3項
前項の監査結果について、代表体又は機関は法律に基づき取り扱う。

第23F条

第1項
国会は、地方代表議会の意見に留意して会計監査院の構成員を選出し、大統領がこれを承認する。

第2項
会計監査院の長は、構成員の互選により選出する。

第23G条

第1項
会計監査院は、国の首都に所在し、各州に代表部を置く。

第2項
会計監査院に関する規則は、法律により更にこれを定める。

第9章 司法権

第24条

第1項（3次改正2001.11/9）
司法権は、法と正義の実現のために裁判を行う独立した権力である。

（旧第1項 最高裁判所及びその他の司法機関は、法律に基づき、司法権を行使する。）

第2項（3次改正2001.11/9）
司法権は、一つの最高裁判所、その管轄下にある通常裁判所、宗教裁判所、軍事裁判所及び行政裁判所並びに一つの憲法裁判所がこれを行行使する。

（旧第2項 司法機関の編成及び権限は、法律によりこれを定める。）

第24A条（3次改正2001.11/9）

第1項
最高裁判所は、破毀審の裁判を行い、法律より下位にある法令の法律に対する審査を行う権限を有し、かつ、法律の付与するその他の権限を有する。

第2項
最高裁判所判事は、法分野における専門性及び経験を有し、高潔無私かつ公正な人格を有するものでなければならない。

第3項
最高裁判所判事候補は、国会の同意を得るために、司法委員会が国会に提案した後、大統領が最高裁判所判事として任命する。

第4項
最高裁判所長官及び副長官は、最高裁判所判事の中から、最高裁判所判事の互選により

選出する。

第5項
最高裁判所及びその管轄下の裁判体の構成、地位、資格及び手続は法律によりこれを定める。

第24B条（3次改正2001.11/9）

第1項
司法委員会は、独立機関として、最高裁判所判事の任命を提案する権限並びに裁判官の名誉、尊厳及び行為を擁護し、かつ実現するためのその他の権限を有する。

第2項
司法委員会委員は、法分野における知識及び経験を有し、高潔無私な人格を有するものでなければならない。

第3項
大統領は、国会の同意に基づき司法委員会委員を任命及び罷免する。

第4項
司法委員会の構成、地位及び委員の資格は、法律によりこれを定める。

第24C条（3次改正2001.11/9）

第1項
憲法裁判所は、初審かつ最終審として裁判を行い、その決定は、憲法に対して法律を審査し、憲法に基づきその権限を付与された国家機関の権限に関する紛争、政党の解散及び総選挙の結果に関する紛争につき決定をなし、同決定は終局的なものとなる。

第2項
憲法裁判所は、憲法に基づき、大統領又は副大統領の違反行為への疑いに関する国会の意見について決定を行う義務を負う。

第3項
憲法裁判所は、最高裁判所、国会及び大統領がそれぞれ3人の憲法裁判所判事を提案し、大統領が決定する9人の判事で構成される。

第4項
憲法裁判所の長官及び副長官は、憲法裁判所判事の互選により選出する。

第5項
憲法裁判所判事は、憲法及び国制に精通し、高潔無私かつ公正で、愛国的な人格を有するものでなければならない。かつ、国家上級公務員を兼任してはならない。

第6項
憲法裁判所判事の任命及び罷免、その手続法並びに憲法裁判所に関するその他の規定は、法律によりこれを定める。

第25条

裁判官の任命及び罷免の条件は、法律によりこれを定める。

第9A章 国家領域 (第2次改正2000. 8/18)

第25A条

単一のインドネシア共和国は、法律の定める境界及び権限を持つ領域をともなう「群島」としての特徴を具備する一つの島嶼群である。

第10章 国民及び住民 (第2次改正2000. 8/18) (旧第10章 国民)

第26条

第1項

国民とは、生来のインドネシア民族の者及び国民に関する法律により承認された他の民族の者である。

第2項 (第2次改正2000. 8/18)

住民とは、インドネシアに居住するインドネシア国民及び外国人である。
(旧第2項 国籍に関する条件は、法律によりこれを定める。)

第3項 (第2次改正2000. 8/18)

国民及び住民に関する規定は、法律によりこれを定める。

第27条

第1項

すべての国民は、法及び統治において平等な地位を有し、例外なく法及び統治を遵守する義務を負う。

第2項

すべての国民は、人間として適切な労働及び生活への権利を有する。

第3項

すべての国民は国家防衛の活動に参加する権利を有し、かつ、義務を負う。

第28条

結社及び集会の自由並びに口頭又は文書により思想を表明する自由などは、法律によりこれを規定する。

第10A章 基本的人権 (第2次改正2000. 8/18)

第28A条

何人も、生存する権利を有し、その生存及び生活を維持する権利を有する。

第28B条

第1項

何人も、家族を形成し、正当な婚姻を通じて子孫を残す権利を有する。

第2項

すべての子供は生存、生育かつ成長する権

利を有し、暴力及び差別から保護される権利を有する。

第28C条

第1項

何人も、基本的需要を満たすことにより自己を発展させる権利を有し、その生活の質を向上させるため、及び人間共同体の福祉のため、教育を受け、科学、技術、芸術及び文化の利益を享受する権利を有する。

第2項

何人も、社会、民族及び国を発展させるため、集団的権利を闘い取ることにより自己を進歩させる権利を有する。

第28D条

第1項

何人も、公正な法による承認、保障、保護及び確実性を求め、かつ、法の前での平等な取扱いを求める権利を有する。

第2項

何人も、労働し、報酬を得、労働関係における公正かつ適切な取扱いを求める権利を有する。

第3項

すべての国民は統治において平等の機会を得る権利を有する。

第4項

何人も、国籍を求める権利を有する。

第28E条

第1項

何人も、自由に宗教を持ち、その宗教に基づき礼拝を行い、教育、職業及び国籍を選択し、及び国内で住所を選択し、そこを離れ、そこに戻る権利を有する。

第2項

何人も、その良心に従い、信条を有し、思想及び態度を表明する自由を有する。

第3項

何人も、結社、集会及び意見表明の自由を有する。

第28F条

何人も、個人及び社会を発展させるために、他人と意志疎通し、情報を得る権利を有し、存在するすべての種類の方法を利用して情報を探索、獲得、所持、保存、加工及び伝達する権利を有する。

第28G条

第1項

何人も、自己、家族、名誉、尊厳及びその権限のもとにある財産への保護を求める権利を有し、並びに基本的権利を行使し、又は行

使しないことについての恐れからの安全及び保護への権利を有する。

第2項

何人も、虐待又は人間の尊厳を損なう取扱いを受けない権利及び他の国に対して政治的庇護を求める権利を有する。

第28H条

第1項

何人も、内心及び外面の繁栄を保持して生存し、居住し、適正かつ健康な環境を得る権利を有するとともに、保健サービスを受ける権利を有する。

第2項

何人も、平等及び正義を達成するため、同一の機会及び利益を得るよう特別の便宜又は取扱いを得る権利を有する。

第3項

何人も、尊厳を有する人間として完全な自己の発展を可能とする社会保障を求める権利を有する。

第4項

何人も、私的所有権を有し、この所有権は何人によっても恣意的に奪われない。

第28I条

第1項

生存権、虐待を受けない権利、思想及び良心の自由、宗教を持つ権利、奴隷とされない権利、法の前において個人として認められる権利及び遡及効を有する法に基づき訴追されない権利は、いかなる状況においても侵害されることのない基本的権利である。

第2項

何人も、いかなる理由による差別的取扱いも受けない権利及び差別的取扱いに対する保護を得る権利を有する。

第3項

文化の固有性及び伝統的共同体の権利は、時代及び文明の発展に調和して尊重されるものとする。

第4項

基本的人権の保護、拡大、実行及び実現は、国家、とりわけ政府の責任である。

第5項

民主的法治国家の原則に基づき、基本的人権を実行し、これを保護するため、基本的人権は法令により、保障、規定かつ確定される。

第28J条

第1項

何人も、社会、民族及び国家の生活秩序において、他人の基本的人権を尊重する義務を負う。

第2項

権利及び自由の行使に当たり、何人も、他人の権利及び自由を承認かつ尊重することを保障し、民主的社会における道徳、宗教的価値、安全及び公共の秩序に対する考慮に合致する公正な要求を実現することを目的とする法律の定める制限に従う義務を負う。

第11章 宗教

第29条

第1項

国家は唯一神への信仰に基づく。

第2項

国家は、すべての国民がそれぞれの宗教を有し、その宗教及び信仰に従って礼拝を行う自由を保障する。

第12章 国家の防衛及び安全（第2次改正 2000. 8/18）

（旧第12章 国家の防衛）

第30条

第1項

すべての国民は、国家の防衛及び安全のための活動に参加する権利を有し、及び義務を負う。

（旧第1項 すべての国民は国家防衛の活動に参加する権利を有し、かつ義務を負う。）

第2項

国家の防衛及び安全のための活動は、主たる力としてのインドネシア国軍及びインドネシア共和国警察、補助的な力としての人民による全人民防衛安全システムを通じて行う。

（旧第2項 防衛に関する条件は、法律によりこれを定める。）

第3項

インドネシア国軍は、国家の一体性及び主権を防衛し、保護し、かつ、防御することを職務とする国家機関として、陸軍、海軍及び空軍からなる。

第4項

インドネシア共和国警察は、社会の治安及び秩序を守る国家機関として、国民を守り、保護し、また、国民に奉仕し、法を執行する職務を有する。

第5項

インドネシア国軍及びインドネシア共和国警察の構成及び地位、職務実行におけるインドネシア国軍とインドネシア共和国警察の権限の関係、国家の防衛及び安全のための活動への国民の参加の条件、並びに防衛及び安全に関連する事項については、法律によりこれを定める。

第13章 教育

第31条

第1項

すべての国民は、教育を受ける権利を有する。

第2項

政府は、法律により定める国家教育システムを運営し、かつ、管理する。

第32条

政府は、インドネシアの国民文化を発展させるものとする。

第14章 社会福祉

第33条

第1項

経済体制は、家族主義に基づき、共同事業としてこれを編成する。

第2項

国家のために重要であり、かつ、多数の人の生活に影響を与える生産部門は、国家がこれを管理する。

第3項

土地、水及びこれらの中に含まれる天然の富は、国家がこれを管理し、人民を最大限繁栄させるためにこれを利用する。

第34条

貧困者及び孤児は、国家がこれを保護する。

第15章 国旗、国語、国章及び民族歌（第2次改正2000. 8/18） （旧第15章 国旗及び国語）

第35条

インドネシア国旗はサン・メラ・プティ旗である。

第36条

国語はインドネシア語である。

第36A条（第2次改正2000. 8/18）

国章は、多様性における統一のスローガンを持つガルダ・パンチャシラである。

第36B条（第2次改正2000. 8/18）

民族歌はインドネシア・ラヤである。

第36C条（第2次改正2000. 8/18）

国旗、国語、国章及び民族歌に関する規定は、法律により更にこれを定める。

第16章 憲法改正

第37条

第1項

憲法を改正するためには、国民協議会の総定数の3分の2以上が出席しなければならない。

第2項

憲法改正の決定は、出席議員の3分の2以上の多数をもって採択される。

経過規定

第I条

インドネシア独立準備委員会は、インドネシア政府に対する統治の移管を規定し、かつ、運営する。

第II条

既存のすべての国家機関及び規則は、本憲法に基づき新たに設置のあるまでは、引き続き有効とする。

第III条

第1回の大統領及び副大統領は、インドネシア独立準備委員会が選出する。

第IV条

本憲法に基づき、国民協議会、国会及び最高顧問評議会が設置されるまでは、すべてこれらの権限は、国民の協議会の補佐を得て、大統領が行使する。

追加規定

第1項

大東亜戦争の終了後6か月以内に、インドネシア大統領は、本憲法に定めるすべての事項を規定し、かつ、運営する。

第2項

国民協議会設置後6か月以内に、協議会は憲法を制定するために会合を開く。

一般

I 基本法の一部としての憲法

一国における憲法とは、その国の基本法の一部にすぎない。憲法とは、成文の基本法であるが、その憲法のほかに、不文の基本法が有効であり、それは、不文であるにしても、国家運営の実際において発生し、また、保持されてきた基本的諸規則である。

当然のことながら、ある国の基本法 (*droit constitutionnelle*) を調べるためには、その憲法 (*loi constitutionnelle*) の条項のみを調べるだけでは不十分であり、その実際はどうであるか、また、その憲法から生じる内面的環境 (*geistlichen Hintergrund*) はどのようなものであるかを調べなければならない。

いずれの国の憲法も、その文面を読むだけでは理解することはできない。ある国の憲法の意味するところを真に理解するためには、我々は、その文面がどのように発生したのかを学習せねばならず、その説明するところも知らなければならず、そして、その文面が作られたのはどのような環境においてであったかを知らなければならない。

そのようにして、我々は、我々が学ぼうとする法律の意図するところは何か、その法律の基礎となった思想は何かを理解することができる。

II 「前文」における思想の諸原則

憲法の前文に含まれている諸原則は何か。

1 「国家」は文字通り、すべてのインドネシア人民のための社会正義を実現しつつ、統合を原則とし、すべてのインドネシア民族及びインドネシアの全国土を守るものである。

その「前文」において、統一国家という理解が受け入れられており、国家はすべての民族を全体として保護し、また、それに及ぶものである。したがって、国家は、すべての集団の思想を克服するものであり、すべての個人の思想を克服するものである。国家は、その「前文」の理解によると、統合を望むものであり、すべてのインドネシア民族に全体として及ぶものである。これこそが、忘れてはならない国家の第一の原則である。

2 国家は、すべての人民に対して社会正義を実現することを望んでいる。

3 「前文」において含まれている第三の原則は、人民が主権を有し、民主主義、及び代表の協議に基づく国家である。したがって、憲法において形成される国家システムは、人民主権に基づ

3 憲法注釈については、憲法公布とともに官報に記載され、少なくともスハルト体制以降、憲法と不可分一体で、同等の効力を有する文書として扱われてきている。

き、かつ、代表の協議に基づいていなくてはならない。当然のことながら、この思潮はインドネシア社会の性格に合致するものである。

4 「前文」に含まれる第四の思想的原則は、公正で、品位ある人道主義原則に従った唯一全能の神への信仰に基づく国家である。したがって、憲法は、政府及びその他の国家運営者に対し、卓越した人道主義の美德を維持し、かつ、卓越した人民の道徳的理想を強く保持することを義務づける内容を含まなければならない。

III 憲法は、各条項において、「前文」において含まれる思想の諸原則を創造する。

これらの思想の諸原則は、インドネシア国の憲法の内面的状況を覆うものである。これらの思想の諸原則は、成文法（憲法）と不文法の両方である、国家の基本法を支配する法的理想 (*Rechtidee*) を実現するものである。

憲法は、これらの思想の諸原則を、各条項において創造する。

IV 簡潔かつ柔軟な性格の憲法

憲法は、わずか37か条を定めるのみである。その他の諸条項は、経過規定及び追加規定を定めるにすぎない。したがって、例えば、フィリピンの憲法に比較すると、その法文は非常に短いものである。

したがって、仮に憲法が、中央政府及びその他の国家運営者らに対し、国家の存在及び社会の福祉を運営するために、基本的な諸規則のみを規定し、指針として大枠のみを規定していれば、それで十分である。特に、新しい国家及び若い国家にとっては、その成文基本法は基本的諸規則のみを規定しているほうがより良いものである。そして、その基本的規則を運営する諸規則は、より簡単な方法で、制定、改正及び廃止することができる法律に任せるのである。

それが憲法のシステムである。

我々は、常にインドネシアの社会及び国家の存在の躍動性に注意を払っていなければならない。インドネシアの社会及び国家は成長し、時代は変化する。現在の精神の外内及び内面における革命の時代においてはなおさらである。

したがって、我々は、躍動的に生きなければならない。インドネシアの国家及び社会のすべての動きを見なければならず、それと関連して、硬直化を急いでではない、依然として変わりやすい思想に形 (*Gestaltung*) を与えてはいけない。

当然のことながら、その成文の規則の性格は拘束するものである。したがって、その規則がより「柔軟」な性格であることは、より良いものである。したがって、我々は、憲法システムが、時代遅れとならないよう注意しなければならない。我々は、早く枯れ果ててしまう法律を

作ってはならない。統治において、また、国家の存在において最も重要なのは、精神であり、国家運営者らの精神、統治の指導者らの精神である。たとえ、その文言は家族主義的な性格を有する憲法が作られたとしても、国家運営者らの、その政府の指導者らの精神が個人主義的であれば、先ほどの憲法は、当然実際には意味がない。逆に、その憲法が完全ではないとしても、しかしなお、仮に政府の運営者たちの精神がよいものであったならば、その憲法は当然に、国家の歩みを妨げることはないであろう。したがって、最も重要なのは精神である。であるから、その精神は生きていて、言葉を換えて言えば、躍動的である。それに関連して、基本的な諸規定のみが、憲法に定められなくてはならず、一方で、その基本的諸規則を運営するために必要な事項は法律に任せられなくてはならない。

国家統治のシステム

憲法において明らかにされている国家統治システムとは：

I インドネシアは法に基づく国家 (Rechtsstaat) である。

1 インドネシア国家は、法に基づくものであり (Rechtsstaat) , 権威にのみ基づく (Machtsstaat) ではない。

II 憲法システム

2 統治は憲法システムに基づくのであり、絶対主義的 (制限のない権力) なものではない。

III 国家の最高権力は、国民協議会にある (Die gesamte Staatsgewalt liegt allein bei der Majelis) 。

3 人民の主権は、すべてのインドネシア人民を代表するものとしての「国民協議会」という名称の機関によって行使される。この協議会は、憲法を制定し、国策大綱を決定する。この協議会は、国家元首 (大統領) 及び副国家元首 (副大統領) を任命する。この協議会こそが、最高の国家権力を有しているものであり、一方、大統領は、協議会の決定した大綱に従って、国策を実行しなければならない。大統領は協議会に任命され、協議会に服従し、かつ、協議会に責任を負う。大統領は、協議会の受任者であり、協議会の諸決定を実行する義務を負う。大統領は、協議会と「同等」ではなく、「下位」にある。

IV 大統領は、協議会の下にあり最高の国家統治担当者である。

国民協議会の下において、大統領は、最高の国家統治担当者である。

国家統治を行うに当たり、権力及び責任は大統領の手にある (大統領への権力と責任の集中) 。

V 大統領は、国会に責任を負わない。

大統領のほかには、国会がある。大統領は、法律を制定し、国家予算を決定するために、国会の同意を得なくてはならない。

したがって、大統領は国会と共同で働かなくてはならないが、大統領は国会に対して責任を負うものではなく、すなわち、大統領の地位は国会に依拠していない。

VI 国務大臣は大統領の補佐である。国務大臣は国会に責任を負わない。

大統領は、国務大臣を任命及び罷免する。大臣は国会に対して責任を負わない。その地位は、国会に依拠するものではなく、大統領に依拠している。大臣は、大統領の補佐である。

VII 国家元首の権力は無制限ではない。

国家元首は、国会に対して責任を負っていないとしても、「独裁者」ではなく、すなわち、権力は無制限ではない。

上述したように、国家元首は、国民協議会に責任を負っているが、そのほかにも確かに国会の意見に注意を払わなくてはならない。

VIII 国会の地位

国会の地位は強力である。この議会は、大統領によって解散させられることはできない (議会制とは異なる)。そのほかにも、国会議員は、すべて国民協議会議員を兼任する。したがって、国会は、常に大統領の行為を監督することができ、そして、仮に国会が、大統領が真に憲法及び国民協議会により決定された国策大綱に違反していると認める場合には、その協議会は、大統領の責任を問うことを求めるために特別会を召集することができる。

IX 国務大臣は通常の上級公務員ではない。

国務大臣の地位は大統領に依拠しているとしても、国務大臣は通常の上級公務員ではない。なぜなら、第一に国務大臣こそが、實際上、政府の権力を実行するからである。

省の指導者として、大臣は、その業務範囲に関する事項を内外において知っている。

それに関連して、大臣は、その省の関連する国家政策の決定においては、大統領に対する大きな影響力を有している。当然のことながら、その意味するところは、各大臣は国家の指導者であるということである。

国家統治において政府の政策を決定し、かつ、調整するために、各大臣は共同して、相互に、大統領の指導の下で、できるだけ協力する。

逐条注釈

第1章 国家の形態及び主権

第1条 単一であり、共和制の国家形態を定めており、人民主権の思想原則の内容を含んでいる。

国民協議会は最高の国家運営者である。この協議会は、国家主権を行使する人民と同一体とみなされる。

第2章 国民協議会

第2条 意味するところは、すべての人民、すべての集団、すべての地方は、協議会において代表を有し、その結果として、その協議会は真に人民と同一体とみなすことができる。

「諸集団」と言われるのは、協同組合、労働組合及びその他の集団的組織のような組織である。このような規定は当然のことながら時代の潮流に合致している。経済において協同組合システムを置こうとする提案により、この項は経済諸組織の中に、諸集団があることを指摘する。

第2項

定数が多いこの巨大な機関は、少なくとも5年に一回召集する。少なくともであるから、仮に必要ななら、5年間の間に、特別会を召集することで、一回以上召集することもできる。

第3条 国民協議会は、国家主権を行使しているのであるから、その権力は制限されない。社会の躍動性については、5年に一回、協議会は、発生したすべてにつき、また、そのときのすべての思潮に注意を払い、そして、その後において利用されるべき国策は何かを決定する。

第3章 国家統治の権力

第4条及び第5条第2項

大統領は、国家の執行権の長であり、法律を執行するために、政令を定める権限を有する。

第5条第1項

執行権以外に、大統領は、国会と共同して、国家における立法権を実行する。

第6, 7, 8, 9及び10条

この諸条項における大統領の諸権力は、国家元首としての大統領の地位の帰結である。

第4章 最高顧問評議会

この評議会は、大統領に意見を付与する義務を負う一つの国家委員会である。これは単に諮問機関である。

第5章 国務大臣

第17条 上を参照

第6章 地方政府

第18条

I インドネシアは一つの「単一国家」(eenheistaat)であるから、その領域内において「国家」的な地方を有することはない。

インドネシア領域は、州に分けられ、州の領域は、より小さな地域に分けられる。

自治的な諸地方又は単に行政地域的な諸地方も、すべて、法律に定められる規定に基づく。

自治的な諸地方においては、地方議会が設置される。なぜなら、地方においても、統治は協議の原則に基づくからである。

II インドネシア領土においては、ジャワやバリにおけるデサ、ミナンカバウにおけるネグリ、パレンバンにおけるドゥスンやマルガなどの、250前後の「自治的地域」及び「民族共同体」が見られる。それらの諸地域は、原初的な構成を有しており、したがって、特別な性格の地域としてみなすことができる。

インドネシア共和国は、この特別な諸地域の地位を尊重し、そして、その地域に関係するすべての国家の規則は、その地域の伝統的諸権利に留意する。

第7章 国会

第19, 20, 21及び23条

一般注釈の第VIIを参照。

国会は、政府からの各法案に同意を与えなければならない。また、国会は法律を定めるための発議権も有する。

III 国会は第23条の予算権を有している。

これにより、国会は政府をコントロールする。すべての国会議員は、国民協議会議員を兼任することにも、注意しなければならない。

第22条 この条項は、大統領の「緊急立法」を定めている。こうした規定は、当然のことながら、緊急で、政府が迅速かつ正確に行動することを強制する状況において、国家の安全が政府により保障されることができるようにするために置かれる必要がある。

そうだとしても、政府は国会の監視から自由なわけではない。したがって、この条項の法律と同じ効力を有する政令は、国会によって承認されなければならない。

第8章 財政

第23条第1, 2, 3, 4項

第1項は国会の予算権を定める。

予算の決定方法は、国家統治の性格を決めつける一つの基準である。ファシズムに基づく国家においては、予算は政府によって決定されるだけである。しかし、インド

ネシアのような民主主義国家又は人民の主権に基づく国家においては、その予算は法律により定める。つまり、国会の同意による。

民族としての人民が生きる方法はどのようなものであるか、そして、生きるためにどこから調達するかは、その人民自身によって、国会を媒介にして、決定されなければならない。

第23条は、予算を決定する場合、国会の地位は、政府の地位より強力であることを明らかにしている。これは、人民主権の証拠である。

予算の決定は、自身の運命を決定する人民の権利に関連する。したがって、課税などによって、人民に負担を科すあらゆる行為は、法律すなわち国会の同意によって定めなければならない。

同様に、通貨の額及び種類についても法律で定める。通貨の地位は、人民に対する影響が大きいと、重要である。通貨は、交換及び価値を計る手段である。社会において交換、売買を容易にするための交換手段である。

それと関連して、交換されるそれぞれの物品の価値を決定する根拠のための価値基準として、人民が必要とする通貨の種類及び形態が存在する必要がある。その価値の基準となるものは、通貨の状況が規則的でなくなるため、上下に価値が変動してはならない。したがって、その通貨の状態は、法律により定めなければならない。

それに関連して、紙幣を発行し、流通を管理するインドネシア銀行の地位を法律で定める。

第5項

国会が既に同意した予算を政府が利用する方法は、この決定に合致しなくてはならない。政府の責任を審査するために、政府の影響及び権力から自由な機関が存在する必要がある。政府に服従する機関は、そのように重大な義務を実行することはできない。しかし、その機関は政府の上に立つ機関でもない。

したがって、その機関の権限及び義務は法律により定める。

第9章 司法権

第24及び25条

司法権は独立した、すなわち、政府権力の影響から離れた権力である。これに関連して、裁判官の地位に関する法律において保障を置かなければならない。

第10章 国民

第26条第1項

インドネシアに住み、インドネシアを母国と認め、かつ、インドネシア共和国に忠誠を誓う他の民族の人々、例えば、オランダ系の人、中国系の人及びアラブ系の人らは国民となることができる。

第2項

既に明らかである。

第27条、第30条及び第31条第1項

既に明らかである。これらの諸条項は国民の権利に関係する。

第28条、第29条第1項及び第34条

これらの諸条項は、住民の地位に関する。

国民にのみ関係するものも、また、すべての住民に関連するものも、諸条項は、民主主義的で、かつ、社会正義と人道主義を実行する国家の建設へのインドネシア民族の希望を定めている。

第11章 宗教

第29条第1項

この項は、インドネシア民族の唯一全能の神への信仰を明らかにしている。

第12章 国家防衛

第30条 既に明らかである。

第13章 教育

第31条第2項

既に明らかである。

第32条 民族の文化は、インドネシア民族全体の懸命な努力の果実として生じた。

全インドネシアの諸地方における文化の頂点として見られる古く原初的な文化は、民族の文化に数えられる。文化的活動は、自己の文化を発展させ、又は豊かにさせることのできる外来の文化の新しい素材を拒否することなく、また、インドネシアにおける人道主義のレベルを向上させることにより、礼儀、文化及び統一の発展の方向を目指さなければならない。

第14章 社会福祉

第33条には、社会の成員の指導又は監督の下におけるすべての者のための、経済民主主義原則、すべての者によって行われる生産が定められている。優先されるのは、社会の繁栄であり、個人の繁栄ではない。したがって、経済制度は家族主義的努力に基づく共同事業として組織される。これに合致する企業の形は協同組合である。

経済体制は、経済民主主義すなわちすべての人々の繁栄に基づいている。したがっ

て、国家にとって重要で、また、多くの人々の生活を支配する産業部門は国家が管理しなければならない。そうでなければ、生産の主導権は権力を有する個人の手落ち、そして多くの人民はそれに抑圧される。

多くの人々の生活を支配しない企業のみが、個人の手にあることができる。

土地、水及び土地に含まれる天然の富は、人民の繁栄の根幹である。したがって、国家が管理し、人民を最大限に繁栄させるために利用しなければならない。

第34条 既に十分に明らかである。上記を参照。

第15章 国旗及び国語

第35条 既に明らかである。

第36条 既に明らかである。

その人民によって良く維持されている独自の言語（例えば、ジャワ語、スダ語、マドゥラ語など）を有する地域においては、それらの言語は尊重され、そして国家により保護される。

それらの言語も、生きているインドネシア文化の一部となっている。

第16章 憲法の改正

第37条 既に明らかである。

～ @閑話 ～

～ @閑話 ～

ゴトンロヨンの入管

ゴトンロヨンはインドネシア語で、家族主義・相互扶助というような意味です。ここではジャカルタの国際空港で遭遇した入管での出来事を御紹介します。

ただでさえ気温が高いジャカルタですが、入国審査前の長い列のため、人いさいで暑さが増していました。列の後ろの方で1～2歳くらいの子供がぐずついて大声で泣き始め、母親はあやすのに苦労していたのです。そろそろ周りの人が更にいらつくと思ったその瞬間、インドネシアの入管職員が声をかけ、母親を手招きしたのです。この母子を先に入国審査させてやろうというのです。もちろん、母親は何度も頭を下げながら通っていき、子供の泣き声も次第に小さくなって消えていきました。

実に微笑ましい光景であり、暑さが吹き飛ぶ出来事でした。その後の滞在が楽しくなったことは間違いありませんが、その入管職員に拍手しなかったことが悔やまれました。

～ 国際研修 ～

ヴェトナム国法整備支援研修の概要

本号では、平成13年度に実施した第16回ヴェトナム国法整備支援研修（最高人民裁判所及び下級裁判所の裁判官等を対象）の結果概要を御紹介いたします。

1 第16回ヴェトナム国法整備支援研修

(1) 平成13年9月17日から同年10月12日までの4週間にわたり、ヴェトナム社会主義共和国（以下「ヴェトナム」という。）最高人民裁判所民事部副部長判事ズオン・ヴァン・ビン氏ほか9名の裁判官などを研修員に迎え、「第16回ヴェトナム国法整備支援研修」を実施しました。この研修は、開発途上国に対する技術協力の一環として、国際協力事業団（JICA）の委託を受けた財団法人国際民商事法センターと協力して法務総合研究所が実施したものです。

(2) ヴェトナム政府は、経済・社会の急速な発展に伴い、各種法律の整備、特に、市場経済の導入及び促進に対応した法体系を整備する必要に迫られています。

本研修は、大陸法と英米法を調和させた我が国の法体系の概要・特徴、立法技術、法執行、裁判制度等の運用状況を紹介することにより、ヴェトナムの法整備を支援する目的で実施されました。

(3) 法務総合研究所では、平成6年度から、アジア諸国の法整備に協力するため、民商事に関するテーマを取り上げ、研修を実施してきましたが、今回の研修は、「民事訴訟手続」を主題としました。

ヴェトナムでは、現在、民事訴訟法は存在しておらず、民事事件解決手続に関する法令（国会議決ではなく、常務委員会決議による法形式）に基づいて民事訴訟を行っています。ヴェトナムでは、民事訴訟法案を起草するのは最高人民裁判所の責務となっており、現在、その起草作業を進めていますが、その起草に当たって日本における民事訴訟手続を参考にしたいという要望があり、本研修を実施しました。

もともと、起草案を完成させるのは平成14年末になるということであり、本研修では日本の民事訴訟手続概要に関する説明をするとともに、ヴェトナム側の抱える問題点の把握に務め、今後の支援に活用する予定となっています。

(4) この研修期間中に、ヴェトナム研修員によるカンントリーレポートの発表会を「ヴェトナム民事訴訟手続の現状と法律制定上の問題点」と題して実施しましたが、そこにヴェトナム側が有する問題意識が端的に表れていますので、その発表会の記録を掲載いたします。

また、理解の手助けとして、前記記録の本文中に引用されている条文並びに現行の「民事事件解決手続に関する法令」及び「経済事件解決手続に関する法令」の目次仮訳を末尾に掲載しました。

(5) 本研修を通じて判明したことは、ヴェトナムの現行制度では、上訴が頻発して最高裁の事件負担が著しく、これを緩和すべく、全件合議体による審理の変更、上訴理由の制限、管轄の在り方に関心があることに加え、大陸法的な職権主義的手続を採っているため、裁判官の証拠収集の負担が大きく、当事者主義的要素を取り入れる方向で検討中であり、証拠の収集方法やその評価方法について、裁判官の役割をどうすべきかについて模索中であるということです。

一方で、一般人が訴訟を回避したがる傾向にあるため、地域の長老格の人物や町役場等における和解的紛争解決も行われていますが、裁判所が提供する公正な調停手続は存在せず、訴訟以外の紛争解決制度（ADR）をも整備しようとしているということです。

(6) 10月12日の研修最終日、研修員からは、研修内容が自国の法整備活動に役立つものであったが、民事訴訟法という大きなテーマを1か月で理解することはできないため、次年度も引き続き同じ主題につき、角度を変えたり、論点を絞るなどして理解を深めるための研修を実施して欲しい旨の要望が出されるとともに、日本という異国の地で受けた親切に対し感謝の意が表されました。

(国際協力部教官 山下輝年)



カンントリーレポート発表会 (H13. 9. 26)

[資料]

第16回ベトナム国法整備支援研修カンントリーレポート発表会

ベトナム民事訴訟手続の現状と法律制定上の課題

発表者：ズオン・ヴァン・ビン氏

(ベトナム最高人民裁判所民事部副部長判事)

本発表の目的は、ベトナムにおける民事訴訟分野の今日に至るまでの歴史的経緯と、現在作成中である民事訴訟法草案の要点を、概括的に報告することにある。

1 歴史的経緯

ベトナムは歴史的に中国文化圏に属し、行政と司法との区別のない中国式の法制度であった。フランス植民地時代になり、植民地政策によって、ベトナムは南部、中部、北部に三分割され、それぞれ異なった法体系を有するようになった。南ベトナムでは近代的なフランス法が全面的に採用され、中部ではベトナム王朝の封建的な法制度が維持され、北部ではフランス法制度と封建的法制度とを折衷した制度が採用されたのである。したがって、フランス法の影響が大きく残っている。

1945年にベトナム人民共和国として独立し、1946年に憲法が制定された。1946年憲法の下で、人民権の基本的諸原理、つまり男女平等、宗教・民族の平等、人民主権、民族の独立などの諸原理が採用された。その中で、新政権は1947年の命令によって、これらの諸原理に反しない限り旧体制下の法制度を維持することを確認した。新たな法制度を整備しなかった理由は、当時、国内外における混乱や経済的文化的な困難の渦中にあっただためである。

さらに、1948年にはフランス植民地との抗仏戦争に突入した。この期間に、フランス植民地の多くの官僚が革命勢力と手を結び、新しい社会主義的な法律観を抱くようになった。1954年のジュネーブ条約によって、ベトナムは南北に分割された。南ベトナムは、フランス法とアメリカ法の両者の影響を受けるようになり、北ベトナムは、社会主義法制度を導入した。しかしながら、1945年憲法によって導入された基本的諸原理は、その後の1960年憲法、1980年憲法、1992年憲法でも継承されている。

現在の憲法体制下では、四つの権力体系に大別されている。立法機関としての国会、行政機関としての政府、裁判機関としての裁判所、検察機関としての検察院である。裁判所は、最高人民裁判所を頂点とし、プロヴィンス級人民裁判所、ディストリクト級人民裁判所と続く三級制を採っている。1959年まで、裁判機関と検察機関は司法省の管轄下にあったが、1960年憲法によって、裁判所及び検察院が、司法省から分離され、司法省は、民事訴訟及び刑事訴訟の執行を指導する立場になった。

1970年代には、三者の各機関が独自に民事訴訟手続を整理するようになった。最高人民

裁判所は、民事訴訟手続に関する通達の整理編集を行ったが、その内容としては、例えば、民事訴訟における調査手続の通達、民事紛争の和解に関する通達、民事訴訟における裁判手続の通達、覆審裁判に関する通達などである。この通達の整理、編集は、最高人民裁判所内部にある司法理論研究所が行っている。

通達の整理、編集の過程で、すべてを法典化する動きが出てきたのである。通達などの法運用上の指導は、具体的な事件に対応するための措置であり、民事訴訟の事件数の増加と質的な複雑化には対応することが困難になってきている。より効力の強い「法律」制定を目指した動きの過程で、国会の常任委員会により公布されたものが、1989年の「民事訴訟解決手続に関する法令」である。「法令」は国会の議決を経た「法律」に次ぐ効力をもった法規範と位置づけられている。この「民事訴訟解決手続に関する法令」は15章88条からなる。以下でその内容を概括的に紹介する。

2 民事訴訟解決手続に関する「法令」

まず、第1章は総則であり、9条からなり、訴訟当事者の権利と義務に関する規定を一般的に規定している。国民の裁判を受ける権利、訴えの取下げや内容変更などの訴訟当事者の自己決定権、自民族の言語を使用する権利などの基本的な権利と、証拠の収集及び提出の義務である。さらに、裁判所の和解に導く責任や判断における独立性、人民参審員の役割、各国家機関や祖国戦線の訴訟への参加などを規定している。

第2章は6条からなり、人民裁判所の権限について規定している。人民裁判所の管轄権、他機関の決定に対する人民裁判所の権限、裁判籍などが定められている。

第3章は裁判合議体の構成に関する諸規定であり、3条からなる。第一審裁判合議体及び初審かつ終審の裁判合議体は、裁判官1名と人民参審員2名によって構成されなければならない。また、覆審の裁判合議体は、3名の裁判官によって構成される。そして、裁判官、人民参審員、検察官、裁判所書記官、鑑定人、通訳の変更についても規定している。

第4章は訴訟参加者に関する規定であり、11条からなる。訴訟当事者、当事者の権利と義務、訴訟能力、訴訟代理人及びその権利と義務、弁護士及びその権利と義務、人民検察院や社会団体の訴訟への参加などが規定されている。

第5章は4条からなる訴訟費用に関しての諸規定である。

第6章は訴訟の提起に関する諸規定であり、4条からなる。訴訟を提起する権利、請求内容を変更する権利、訴状の却下などについて規定している。訴訟を提起する権利は人民の権利であるとともに、社会団体及び人民検察院も公益的な事案に関しては訴訟を提起する権利を有する。例えば、親権者のない未成年者を保護する必要がある場合や、違法な手段により成立した婚姻関係を破棄する場合などである。

第7章は訴訟における調査についての規定であり、3条からなる。和解及び判決の準備として行われるべき裁判所の調査手続及び権限を規定している。

第8章は緊急暫定措置の適用とその手続についての規定であり、2条からなる。

第9章は和解とその手続、訴訟手続の中断及び中止、判決に関する規定であり、5条か

らなる。

第10章は第一審の裁判手続についての規定であり、10条からなる。裁判手続の参加者、裁判手続の開始、尋問手続、口頭弁論、裁判合議体の協議、判決の手続などについて規定している。

第11章は覆審手続についての規定であり、13条からなる。覆審とは第一審の判決又は決定に対する「抗告」又は「抗議」に基づく上訴審である。「抗告」とは訴訟当事者の上訴権であり、「抗議」とは人民検察院が有する不服申立ての権利である。「抗告」又は「抗議」の権利、その期限、内容変更、取下げ、効力、覆審裁判の範囲、期限、準備などについて規定している。さらに、裁判手続によらない覆審裁判所の判決又は決定、覆審裁判の参加者、裁判手続などが規定されている。

第12章は監督審手続についての規定であり、7条からなる。監督審手続による不服申立ての事由、不服申立てを行う権利を有する者、不服申立期間、監督審手続、監督審における裁判合議体の権限などを規定している。

第13章は再審手続についての規定であり、5条からなる。再審手続による不服申立ての事由、その期間、再審手続、再審における裁判合議体の権限などを規定している。

第14章は外国に関わる事件の解決についての規定であり、4条からなる。民事訴訟手続における外国人又は外国法人の権利、外交官特権を有する者に関する事件、ヴェトナム国内の裁判所と外国裁判所との間の司法権限、司法共助に関する国際条約に関わる民事訴訟について規定している。

最後に、第15章は2条からなる附則である。

以上が1989年の民事訴訟解決手続に関する「法令」の概要である。

これ以外にも、裁判所の権限などを規定している「法令」が存在する。1994年から95年にかけて公布された労働事件及び経済事件に関する諸「法令」である。この中には、民事訴訟に関する原則や重要な規定が含まれている。例えば、裁判合議体に関する規定として、裁判官2名と人民参審員1名とする、といった将来的な改革を先取りした形のものもある。このように散発的に公布されている諸「法令」を統一的な「民事訴訟法」にしようという動きが現在の状況である。

また、社会的、経済的な改革と発展に伴って、訴訟の多様化、複雑化が急速に進んでおり、社会的なニーズも高まってきている。民事訴訟の飛躍的な増加への対応が困難になっているのが現状であり、「法律」として制定することが急務となっている。

3 民事訴訟法第6次草案の要点と問題点

1993年に民事訴訟法草案委員会と編纂グループが設置された。早期に国会に提出し「法律」化するために、民事訴訟法第6次草案が作成された。この第6次草案は現在、修正中であり、国内外の有識者の様々な意見を聴いている最中である。基本的な諸原則は変更されることはないが、細かい点での修正を予定している。

この草案は前文と8章453条からなる。第1章は総論、第2章は訴訟の提起、第3章は

民事訴訟手続，第4章は覆審手続，第5章は監督審及び再審，第6章は仲裁，第7章は外国に関わる事件の仲裁，第8章は執行手続について規定されている。以下でその内容を報告するが，大まかな点は日本を含め，どこの国でも同じ様なものであると思われるので，5点に絞って報告したい。

まず，第一に，裁判合議体の構成である。民事訴訟解決手続に関する「法令」では，第一審の裁判合議体の構成は裁判官1名と人民参審員2名とされているが，草案では裁判官2名と人民参審員1名となっている。先に述べたように，1994年及び1995年の経済訴訟及び労働訴訟に関する諸「法令」では，既にこの変更がなされていた。憲法上，「合議体による裁判及び判決」が規定されているが，人員構成については規定されていないので，この改正は憲法に違反することはない。

この人民参審員制度自体について述べておくと，この制度は民主主義の観点からは進歩した制度であると自負している。人民の訴訟への参加によって，判決が人民の感覚から遊離することなく，説得力のある判決を導きやすいのである。また，専門的な知識を要する事件では，専門家を裁判合議体に参加させることが可能であり，専門的な知識と経験を判決に反映させることができる。ただし，その欠点としては，人民参審員が判断の独立性を維持することが難しいということと，他の職業をもった人民参審員を合議体の審理に継続的に参加させることが難しいということが挙げられる。裁判の偏向や長期化といった問題を改善しようという意図も今回の改革には含まれているのである。

第二の要点は和解である。

和解手続は，民事訴訟の過程で裁判所によって進められる。一部に例外はある。例えば，違法な婚姻の取消しなどの事件は和解になじまないことから禁止されている。和解は当事者の合意によって成立する。合意成立後，15日以内に，当事者又は人民検察院，社会団体からの異議申立てがなければ，裁判所はその合意を公認しなければならない。異議があった場合には，裁判となる。公認された和解の内容は確定判決と同一の法的拘束力を有する。

このような和解手続について，草案では，更に詳細に，第一審裁判開始前の和解，覆審裁判開始前の和解，訴訟の請求内容の一部についての和解などを規定している。

第三の要点は略式手続である。

略式手続に関する規定はこれまで命令や「法令」という形で存在してきた。1946年，当時のヴィエトナム民主共和国臨時政府の下で命令により規定された。これは，ディストリクト級裁判所の権限に関して，米60kg相当の価値を基準に，それ以下の金額をめぐる民事及び商事の事件においては，裁判所に「結審する権限がある」と規定していた。さらに，1952年，司法省デクレ32号によって，同様の内容が規定された。これらは基本的に濫訴を防止するためであった。

民事訴訟法第6次草案では，訴えの内容について当事者間に争いのない場合や，定額の事件について略式手続を規定している。この規定は裁判所の活動における新たな変化の一步である。というのは，1992年憲法第131条で規定される合議体による裁判と多数決の制度に反するからである。したがって，略式手続の規定は憲法改正の必要性を含意している。

ただし、憲法改正をせずに、人民裁判所組織法第6条の改正で足りるという見解もあり、2001年から国民へのヒアリング作業を行っている。

第四の要点は民事訴訟解決手続である。

そこには、企業破産宣告手続及びストライキ解決手続に関する規定が含まれている。これらは、経済事件解決手続に関する「法令」及び労働事件解決手続に関する「法令」において規定されている事柄である。

第五の要点は監督審手続に従った不服申立てについてである。

民事訴訟解決手続に関する「法令」では、その申立てを取り下げる権利についての規定が存在しない。取下げが容易になる新しい規定である。

以上が民事訴訟法第6次草案の要点である。

最後に、3つの問題を指摘しておく。

第一の問題点は、民事訴訟法の適用範囲である。

この草案では、民事、経済、労働、企業破産、婚姻など多種多様な事件を対象としている。この点について、民事訴訟法では、共通の原則的な規定だけですませ、具体的な各種の手続は個別の法律として公布すべきだという意見もある。草案どおりの適用範囲を想定した場合、「民事訴訟法」という名称自体を変更すべきだというものである。これまでの用語である「民事訴訟」という概念と適用範囲が一致していないからである。特に、企業破産に関する規定は、1993年の企業破産法とどのような関係に置くかが問題となっている。

第二の問題点は人民参審員制度である。

現状の「法令」と草案とでは、裁判合議体の構成が変更されている。法に従った判決という法治国家的要請は大前提であるが、2名の人民参審員の判断によってそれが困難になるときもある。素人である人民参審員の必要性、つまりどの事件には必要で、どの事件では必要でないのかを考える必要がある。

第三の問題点は監督審手続の不服申立ての制限についてである。

現在の経済発展の動向からみて、今後の民事紛争の増加は必至であるが、現在でさえも最高人民裁判所にとって監督審の多さは重荷となっている。したがって、これを制限する必要がある。制裁措置も含めて、濫訴防止のための方策を考える必要がある。この点、日本の控訴制限の制度や弁護士の役割は非常に参考になる。

(質疑応答)

Q 民事訴訟法草案について。裁判合議体への人民参審員の参加不要と考えているものにはどのようなものがあるのか。

A 第6次草案では、減員は決定しているが、参加なしの単独審理までは想定していない。単独審理でも構わない場合があるのではないかと、という意見として紹介した。

Q 略式手続は、裁判官1名による即決裁判という点で、日本の簡易裁判の手続と同じものだと思う。ヴェトナム法全体の基本理念でもある「人民の参加」という理想を捨ててまで、略式手続を導入する理由は何か。

A 人民参審員が裁判合議体に参加するという点だけが、「人民の参加」ではないと思う。色々な形で参加はあり得る。様々な裁判外手続もある。社会团体や祖国戦線の参加も規定されており、人民がそのような団体を通じて参加しているとも言えるのである。「人民の参加」という理念を捨てるわけではない。単独審理の導入は、単にコスト削減という理由からである。

Q 第一審、覆審、監督審、再審といった形で多くの異議申立ての機会があるが、最終判断はどこで下されるのか。

A 最後は最高人民裁判所内部の裁判官評議会において判断が下される。ただ、実際のところ、上訴の濫用が大きな問題になっている。その点、日本の上訴審の制度や簡易裁判の制度は大いに参考になる。

Q 民事訴訟の全件数のうち、弁護士がつく事件は大体どのくらいあるのか。裁判官一人当たりが1年間に処理する事件数はどのくらいなのか。また、和解に至るケースと判決に至るケースとの割合は大体どのくらいなのか。

A まず、ヴェトナムの弁護士制度は、養成制度もなく、発展途上であり、その数が少ない。したがって、民事事件では約10パーセントといったところか。また、地域的には、南部が多く、北部が少ないし、都市部は多いが、農村部は少ない。和解に至るのは全体の20パーセントぐらいだと思う。

裁判官の抱える年間の案件数については、全般的には言えないが、私の所属する最高人民裁判所民事部では年間100件ぐらいの監督審を抱えている。ヴェトナムでは、民事担当の裁判官の方が、刑事担当の裁判官よりも、抱える案件数が少ない。民事事件の方が解決が困難なため、裁判官は刑事事件を担当したがる傾向にある。

Q 日本ではどうなのか。

A 一般的に、民事事件を担当したいという裁判官が多いと思う。

〈コメント〉

日本とヴェトナムとでは、弁護士の役割の違いが大きいと思う。ヴェトナムでは、刑

事事件は捜査機関による積極的な情報収集作業を利用できるが、民事事件は、弁護士の数も少ない上に職権主義を採用しているため、職権ですべて収集しなければならない。

Q 上訴濫用に対する制裁措置について、私見では、不要だと思う。簡単に却下する制度にすればいいのではないか。

A 確かに、運用面ではそのとおりだと思うが、不服申立ての権利がある以上、すべて審査する必要はある。上訴が頻発している原因は、訴訟費用の安さにあると考えている。費用を引き上げることも一つの方策として考えている。

Q 監督審の不服申立ての権利者について確認したいのだが。最高人民裁判所裁判長及び副裁判長、最高人民検察院長官及び副長官などといった一定の役職にある者に限定されていて、訴訟当事者にはない。すると、当事者としては、職権発動を要請することしかできないということなのか。

A そのとおり。

Q 和解が禁止されている事件について、民事訴訟解決手続に関する「法令」の第43条2項に、「国家の財産に対する損害賠償請求」とあるがその意味は。

A 「国家の財産に対する私人による侵害についての損害賠償請求」という意味である。妥協することは国家全体の損失を意味するからである。したがって、二つの国営企業同士の訴訟も和解を禁じられている。

Q では、「法令」第54条の「裁判手続における命令違背者に対する措置」の規定は、法廷秩序を維持する措置と考えていいのか。

A そのとおり。

民事訴訟解決手続
民事事件解決手続に関する法令（オーディナンス）（目次：仮訳）
1989年11月29日

第Ⅰ章

総則

- 第1条（裁判所に対して法的保護を求める権利）
- 第2条（当事者の決定権）
- 第3条（証拠の提出，収集に関する義務）
- 第4条（当事者間における権利と義務の平等）
- 第5条（和解における裁判所の責任）
- 第6条（裁判官及び人民参審員の独立性と遵法性）
- 第7条（民事訴訟手続における使用言語と文字）
- 第8条（民事訴訟手続における国家機関，社会組織，市民の参加）
- 第9条（民事訴訟手続における順法性についての監督）

第Ⅱ章

人民裁判所の管轄権

- 第10条（人民裁判所の管轄権に属する事案）
- 第11条（各種裁判所の管轄）
- 第12条（他の機関又は，組織の決定に関する裁判所の権限）
- 第13条（管轄裁判所）
- 第14条（原告が裁判所の選択権を有する事案）
- 第15条（他の裁判所への訴訟事案の移送と管轄問題）

第Ⅲ章

裁判合議体の構成

裁判官，人民参審員，検察官，裁判所書記官，鑑定人，通訳の変更

- 第16条（裁判合議体の構成）
- 第17条（裁判官，人民参審員，検察官，裁判所書記官，鑑定人，通訳の変更）
- 第18条（裁判官，人民参審員，検察官，裁判所書記官，鑑定人及び通訳の変更に関する問題の解決）

第Ⅳ章

訴訟手続の参加者

- 第19条（当事者）
- 第20条（訴訟手続における当事者の権利と義務）
- 第21条（当事者の訴訟能力）
- 第22条（当事者の委任を受けた代理人）
- 第23条（訴訟手続における委任を受けた代理人の権利と義務）

- 第24条 (当事者の権利を擁護する弁護士)
- 第25条 (当事者の利益を擁護すべき弁護士の権利と義務)
- 第26条 (訴訟手続におけるその他の参加者)
- 第27条 (訴訟手続における権利と義務の承継)
- 第28条 (訴訟手続における検察院の参加)
- 第29条 (訴訟手続における社会組織の権利と義務)

第 V 章

訴訟費用

- 第30条 (訴訟費用)
- 第31条 (費用の予納義務者, 費用負担者)
- 第32条 (費用の免除, 費用予納の免除)
- 第33条 (鑑定人に対する費用)

第 VI 章

訴訟の提起

裁判所に対する訴状の提出

- 第34条 (訴訟の提起)
- 第35条 (訴訟を提起する者がその請求内容を変更する権利)
- 第36条 (訴状の却下)
- 第37条 (裁判所に対する訴訟事案の付託)

第 VII 章

訴訟事案に関する調査

- 第38条 (和解又は判決に先立つ調査前置主義)
- 第39条 (調査権限の委任)
- 第40条 (相手方当事者により虚偽である旨の主張がなされた証拠についての取調べ)

第 VIII 章

保全処分

- 第41条 (保全処分の適用)
- 第42条 (保全処分の適用手続)

第 IX 章

和解, 訴訟手続の中断, 訴訟手続の中止, 判決事項

- 第43条 (和解)
- 第44条 (和解手続)
- 第45条 (裁判所による訴訟手続の中断)
- 第46条 (裁判所による訴訟手続の中止)
- 第47条 (判決審理のための準備期間)

第 X 章

裁判所による第一審の裁判手続

- 第48条 (裁判手続の参加者)
- 第49条 (裁判手続の開始)
- 第50条 (裁判手続における尋問手続)
- 第51条 (裁判手続における口頭弁論)
- 第52条 (訴訟手続の中断及び中止, 訴訟手続において達成された当事者間における合意内容の認定)
- 第53条 (合議の非公開)
- 第54条 (裁判手続における命令違背者に対する措置)
- 第55条 (判決及び決定の変更と更正)
- 第56条 (訴訟記録)
- 第57条 (判決及び決定内容の抄本及び謄本(正本)の交付)

第 XI 章

上訴手続

- 第58条 (上訴権者)
- 第59条 (上訴又は抗議のための期間)
- 第60条 (上訴又は抗議の内容に関する変更と更正, 上訴又は抗議の取下げ)
- 第61条 (控訴又は抗議の通知及びこれらの申立期限)
- 第62条 (上訴又は抗議の効果)
- 第63条 (上訴審における審理の範囲)
- 第64条 (上訴審の審理期日)
- 第65条 (上訴審における審判の準備)
- 第66条 (裁判手続によらない上訴裁判所の判決又は決定)
- 第67条 (上訴審の参加者)
- 第68条 (上訴審の裁判手続)
- 第69条 (上訴裁判所の権限)
- 第70条 (抗議がなされた第一審裁判所の決定に関する上訴審での裁判手続)

第 XII 章

監督審手続

- 第71条 (監督審手続による不服申立事由)
- 第72条 (監督審申立権者)
- 第73条 (不服申立ての期間, 不服申立ての告知)
- 第74条 (監督審における裁判管轄)
- 第75条 (監督審の審理期日)
- 第76条 (監督審の範囲, 監督審の裁判手続)
- 第77条 (監督審における裁判合議体の権限)

第 XIII 章

再審手続

第78条 (再審手続による不服申立事由)

第79条 (不服申立てのための期間, 不服申立ての告知)

第80条 (再審手続に従って不服申立てを行う権利を有する者)

第81条 (再審における裁判能力, 再審の審理期日)

第82条 (再審における裁判合議体の権限)

第 XIV 章

外国人又は, 外国法人に係る訴訟事案の解決

第83条 (民事訴訟手続における外国人又は外国法人の権利)

第84条 (外交特権を有する外国又は外国人に係る訴訟事案)

第85条 (ヴェトナムの国内裁判所と外国裁判所相互間における司法権限)

第86条 (司法共助に関する国際条約に関する民事訴訟手続関係条項の適用)

第 XV 章

附則

第87条 一省略一

第88条 一省略一

ヴェトナム社会主義共和国 国家評議会 主席

VO CHI CONG

1989年11月29日 ハノイ

経済訴訟解決手続
経済事件解決手続に関する法令（オーディナンス）（目次：仮訳）

第Ⅰ章

総則

- 第1条（裁判所に対して合法的な権利及び法益の保護を求める権利）
- 第2条（当事者の決定権）
- 第3条（立証責任）
- 第4条（証拠の特定，収集）
- 第5条（平和的な訴訟解決手段を適用する上での裁判所の責務）
- 第6条（当事者の権利及び義務の平等）
- 第7条（公開裁判）
- 第8条（使用言語）
- 第9条（権限の委任）
- 第10条（裁判所の判決，決定の法的効力）
- 第11条（訴訟手続における法令の遵守に関する監督）

第Ⅱ章

裁判所の管轄

- 第12条（裁判所の管轄における経済訴訟）
- 第13条（各種裁判所の管轄）
- 第14条（管轄裁判所）
- 第15条（原告が裁判所の選択権を有する事案）
- 第16条（他の裁判所への紛争事案の移送と管轄問題）

第Ⅲ章

審判合議体の構成

裁判官，人民参審員，裁判所書記官，検察官，鑑定人，通訳の変更

- 第17条（審判合議体）
- 第18条（裁判官，人民参審員，検察官，裁判所書記官，鑑定人，通訳の変更）
- 第19条（裁判官，人民参審員，検察官，裁判所書記官，鑑定人，通訳の変更手続とその権限）

第Ⅳ章

訴訟手続の参加者

- 第20条（当事者）
- 第21条（訴訟手続における当事者の権利と義務）
- 第22条（当事者の委任を受けた代理人）
- 第24条（鑑定人）
- 第25条（証人）

第26条（通訳）

第27条（訴訟手続における権利と義務の承継）

第28条（訴訟手続における検察院の参加）

第 V 章

訴訟費用

第29条（訴訟費用）

第30条（訴訟費用の予納義務者，訴訟費用負担者）

第 VI 章

訴訟の提起

裁判所に対する訴状の提出

第31条（訴訟の提起）

第32条（訴状の却下）

第33条（裁判所における訴訟の係属）

第 VII 章

事実審前の準備

第34条（事実審前の準備期日）

第35条（証拠の特定及び収集）

第36条（和解）

第37条（審理手続の決定）

第38条（訴訟手続の中断）

第39条（訴訟手続の中止）

第40条（審理手続の決定内容の送達）

第 VIII 章

保全処分

第41条（保全処分の適用）

第42条（保全処分）

第43条（保全処分の変更又は不適用）

第44条（保全処分の適用に対する不服申立て）

第 IX 章

第一審の審理手続

第45条（訴訟関係者）

第46条（審理手続の開始）

第47条（審理手続における尋問手続）

第48条（審理手続における口頭弁論）

第49条（審理手続の延期）

第50条（訴訟手続の中断及び中止）

第51条（裁判合議体の決定）

- 第52条 (判決内容)
- 第53条 (判決の宣告)
- 第54条 (決定及び決定の内容)
- 第55条 (判決又は決定の変更又は追加)
- 第56条 (訴訟記録)
- 第57条 (判決又は決定の抄本及び謄本 (正本) の交付)
- 第58条 (審理手続における命令違背者に対する措置)

第 X 章

上訴手続

- 第59条 (上訴又は抗議を行う権利)
- 第60条 (上訴又は抗議の内容)
- 第61条 (上訴又は抗議のための期間)
- 第62条 (上訴及び抗議の手続)
- 第63条 (上訴又は抗議に関する告知)
- 第64条 (上訴又は抗議の効果)
- 第65条 (証拠の収集)
- 第66条 (上訴審の審理期日)
- 第67条 (上訴又は抗議の取下げとその効果)
- 第68条 (上訴審の参加者)
- 第69条 (上訴審の審理手続)
- 第70条 (上訴裁判所の権限)
- 第71条 (原判決又は決定に関する変更の根拠)
- 第72条 (上訴裁判所の判決及び決定)
- 第73条 (原裁判所の決定に関する抗議手続)

第 XI 章

監督審手続

- 第74条 (監督審手続によって不服申立てを行う権利)
- 第75条 (監督審手続による不服申立ての根拠)
- 第76条 (不服申立てとその告知)
- 第77条 (監督審手続及びその期限)
- 第78条 (監督審における管轄権限)
- 第79条 (監督審の審理手続)
- 第80条 (監督審における裁判合議体の権限)

第 XII 章

再審手続

- 第81条 (再審手続による不服申立て)
- 第82条 (再審手続による不服申立ての根拠)

- 第83条 (不服申立てのための期間とその告知)
第84条 (再審における審理期日)
第85条 (再審手続に従った審理手続における裁判所の権限)
第86条 (再審における裁判合議体の権限)

第 XIII 章

附則

- 第87条 (外国人又は外国法人との間での経済紛争の解決)
第88条 (裁判所の判決又は決定の執行)
第89条 (本法令の効力)
第90条 -省略-

1994年3月16日 ハノイ

ヴェトナム社会主義共和国 国会常任委員会議長

NONG DUC MANH

～ @閑話 ～

～ @閑話 ～

ヴェトナム語は面白い(3)

法整備支援において、ヴェトナム語通訳として活躍しておられる方に初鹿野マイさんがいます。このマイという名前も漢字表記でき、「梅」となります。なお、梅の花は、「Hoa Mai」となり、形容詞は後ろから掛かりますので、「華梅」と書けるのです。「華」はホァーであり、中国語の「中華」(チュンホァー)と似た発音です。

日本語は発音が簡単なのですが、読み書きが難しいのです。漢字文化圏の人でも、一つの漢字に音読みと訓読みがあり、多数の読み方があるというのが一つの原因のようです。その典型例は「生」でしょう。せい、しょう、じょう、なま、き、う(む)、い(きる)、は(える)、などと読み方が変わりますが、ヴェトナム語になると「生」を意味するのは「シン」としか読みません。外国人にとって日本語が難しいと感じるはずですが、これを使い分けられる日本人が天才というわけではなく、言語とはそういうものです。

～ 国際協力の現場から ～

カンボディアに行ってきました

前法務総合研究所教官 山 川 景 逸

国際協力部がJICA、国内支援委員等と協力して行っているカンボディア民法・民事訴訟法起草支援プロジェクトの関係で、法総研職員、JICA職員、国内支援委員等で構成される調査団の一員として、本年3月上旬、カンボディアに行ってきました。調査団の目的は、カンボディア側と合同で、同プロジェクトのこれまでの実施プロセスについての評価をし、同プロジェクトの今後について協議した上、その結果についての合意をカンボディア側と交わすというものでした。調査団が任務を遂行したその詳細については、別途作成される正式な報告書を見ていただくこととして、本稿は、思い切り肩の力を抜いて、私たち（主に私）がカンボディアで一体どのような食生活を送ったかという、人間の生存の根源に迫る部分を中心に紹介させていただきます。しかし、このような焦点の当て方では、まるで遊んでばかりいたように誤解されることを恐れますが、昼間は協議などで忙しい思いをしたことを念のため付言しておきます。

カンボディアには日本からの直行便がないため、まず、3月2日の夕方、タイの首都バンコクのドンムアン国際空港に到着しました。私たち7人は、空港のすぐ近くにあるアマリ・エアポートホテルにチェックインした後（ホテルはクーラーがめっちゃめっちゃ利いていました。）、バンコクの繁華街に行ってみようと相談し、タクシーで行くことにしたのです。見かけるタクシーは、車体の上半分が青色、下半分が赤色というタクシーと、車体の上半分が黄色、下半分が緑色というタクシーの2種類であり、通訳のラオさんのお話によると、前者は会社が経営するタクシー、後者は個人経営のタクシーで、後者のほうが運転手が自分の車として大切に扱おうとする気持ちがあるので安全運転であるとのことでした。私たちはもちろん個人タクシーにしました。

バンコク市内のシェラトンホテルにある「バジル」というタイ料理店で夕食をとりました。この店は、カンボディアの観光ガイドブックにも掲載されています。天井がとても高く、きれいな造りで、大変感じの良いお店でした。ビール、タイ野菜のサラダ、かに身入りの揚げ物、トムヤンクン（香草が利いていました。）、スズキを煮た料理（香草が利いていました。）、海老料理、デザート、コーヒー（orティー）で、一人約1000バーツ（1バーツ約3.3円）で、おなか一杯でホテルに帰ったのです。

3月3日（日）の朝、バンコクを発って、カンボディアの首都プノンペンのポチェントン国際空港に到着しました。タイもカンボディアも確かに暑かったのですが、予想していたほどのひどい暑さではなく、4月から本格的に暑くなるということです。宿泊先であるプノン

ペン市内のホテル・カンボディアーナに行き（ホテルはまたまたクーラーがめっちゃめっちゃ利いていました。）、調査団の一員として1週間前からプノンペン入りして調査をしていたコンサルタントの源さんと落ち合って、ホテル内の会議室を借りて打合せとなります。昼食をホテル内のブラッセリー「メコン」でとりましたが、この店は、屋内部分と屋外部分に分かれていて、後者はホテルの屋外プールのプールサイドに造られており、明るい太陽の下、そのプールサイドでの食事となりました。カンボディアの国産ビールであるアンコールビール、オーストラリアからの輸入と思われる柔らかいフィレ肉の料理、果物のマンゴスチン、モンキーバナナ、マンゴーなどを飲食し、大満足で、源さんとの午後の打合せに入ったのです。

夕方、JICA長期専門家として現地に滞在されている坂野さん、安田弁護士と落ち合い、お二人の案内で、プノンペン市内のタイ料理店「**Khmer Surin**」に行きました。エスニック風の店内で、1階はテーブル席、2階は座敷であり、2階に陣取りました。照明は天井のランプと卓上のキャンドルランプだけで、風に吹かれて食事ができるという趣のあるお店です。タイガービール、バナナの皮入りスープ、生春巻き、なすとひき肉の炒め物、ご飯などで、7人で合計60ドル弱であり、とても気持ちよくなってホテルに帰ったのです。

3月4日（月）、朝食は泊まっているホテルの前記「メコン」にしました。バイキング方式となっており、調査団のメンバーである矢吹弁護士のお勧めにより、カンボディア料理である「クイチャウ」を食べました。薄味で淡泊なスープの中に、米で作った細いめんが入っていて、他に具として、いか、海老、ささみ、もやし、ねぎなどが入っており、とてもおいしく、大好きにならないはずがありません。

それから、JICAカンボディア事務所に行って同事務所の松田所長と打合せをし、カンボディア日本国大使館を表敬訪問して、篠原公使、後藤二等書記官にごあいさつをし、カンボディア開発協議会を訪れて調査団の目的について説明をしました。

この日の昼食はプノンペン市内の3階建てか4階建ての大きな中華料理店です。たこ焼きのような形をしたおいしい豆腐料理、海老料理、パイナップル、すいかなどを食べて、一人5ドルと安かったのです。

午後は司法省に行って司法大臣にごあいさつし、司法省の会議室で司法省の幹部の人たちと協議をしました。

夜、JICAカンボディア事務所職員との夕食会が、プノンペン市内にある中華料理店「オールドプレイス・シーフードレストラン」で開かれました。鶏の足、すっぽんの肉、スペアリブ、しゃこ、青斑（大きな海の魚です。体に青い斑点があり、同店では1キログラム当たり20ドルの値段です。）の刺身と身を煮た料理、チャーハン、りんご、マンゴー、ドラゴンフルーツを頂きました。このときに、ゴルフはヴェトナムでは3000円くらいでできるが、カンボディアでは50ドルか55ドルほどかかること、カンボディアでは特別ルールとして打ち直しあり (!)、代打もある (!!) ことを教えてもらいました。また、カンボディアでゴルフをしたとき、ティーショットの後でキャディーを見ると、キャディーは木の下で寝ていたというほほえましい (?) 体験談も伺いました。

ところで、私たちの泊まっているホテルの近くに遊園地があり、メリーゴーラウンドや観覧車などがありました。メリーゴーラウンドは日本のそれよりも回る速度が速いように感じられ、観覧車に至っては日本の観覧車の3倍くらいの速さで回っており、日本人が乗ったら目を回すと思われました。故に、これには一度も乗ってはいません。

3月5日（火）、泊まっているホテルの「メコン」で朝食をとりました。バイキング形式であることに気を良くし、クイチャウのほかにもあれこれ手を出し、つい食べ過ぎてしまいます。

午前中司法省の会議室で司法省の幹部の人たちと協議をし、昼食はプノンペン市内のフランス料理店「トパーズ」に行きました。海老などの入ったサラダ（orメロンのクレープ）、ポークチョップ（or魚のすり身の料理）、デザート（タルトorプディング）、コーヒー（orティー）で一人15ドルでした。この店は、日本国大使館の方やフランス人弁護士などが利用されており、人気の店です。

午後司法省の会議室で司法省の幹部の人たちと協議をしました。

夕食は、司法省職員と共に、トンレ・サップ川に架かる橋（日本が造ったということから、通称「日本橋」）を渡った所にある中華料理店「HENG LAY」に行きましたが、この店内にはステージとカラオケ用の映像幕があります。アンコールビール、赤ワイン、ウィスキー、豚の耳料理、香辛料の利いた牛肉料理、魚料理などを頂きました。司法省の方々は、皆さん陽気で、カラオケと踊りとアルコールを得意とし、カラオケを歌いまくり、ステージに出て踊り、また、グラスを片手に「カンパイ!!」、「イッキ（一気）!!」を繰り返していました（「カンパイ」も「イッキ」も完全にカンボディアの言語になっていました。）。私も乗せられてカラオケを1曲歌い、皆さんのまねをして踊り、ウィスキーのストレートを何杯もお代わりしてしまいました。

3月6日（水）

午前中は、司法省内に設けられた坂野さんと安田弁護士の執務室で、それまでの司法省幹部との協議内容をまとめた議事録の案を作成し、昼食はホテル内の「メコン」でおとなしくスパゲティを食しました。一人9ドルでした。

午後は、同執務室で、司法省幹部の人たちと議事録案の点検をしました。

夕方、司法省の中庭にテントが張られ、丸テーブルといすが用意されて、司法省主催のパーティーとなりました。これは、3月8日が国際女性の日であるので、それを記念しての催しのように、司法大臣夫妻、司法省職員・その家族というような方々が集まっておられました。氷入りのビール、あひるの水かき（こりこりした食感でした。）、雷魚の丸焼き（淡泊な味でおいしかったです。）、海老のスープ（香辛料が利いていて美味でした。）、チャーハンなどを頂きました。中庭に止められた軽トラックの荷台には人の背丈ほどもある大きなスピーカーが2段重ねで8台ほど積まれていて、そこから音楽がパーティーを祝って大音響で流されており、途中にはピンクとキラーズの「恋の季節」も聞こえてきたから驚

きです。パーティーが盛り上がり行くに従って、参集者の皆さんが中庭で輪になって踊り始め、私も司法大臣の奥様を誘って踊りの輪に加わるという大胆かつ無謀なことをしてしまいました。

その後、私たちは、プノンペン市内の超高級ホテルである「ル・ロイヤル」に行き、同ホテル内の「エレファント・バー」でブランデー、赤ワインなどを飲んで語り合ったのです。6人で54ドルでした。

3月7日（木）、朝食はホテル内の「メコン」でクイチャウだけにしました。

午前中、司法省内で、前記議事録と法整備支援を1年間延長する旨の合意書に、我が調査団の長澤団長又は松田JICAカンボディア事務所長とカンボディアの司法大臣がサインするセレモニーが厳かに執り行われました。

昼食は、プノンペン市内のインターコンチネンタル・ホテルにある中華料理店に行き、北京ダックを含め中華料理をおなか一杯食べてしまいました。一人25ドルでした。

その後、長澤団長、斎藤副部長、中川専門官、通訳のラオさん、私は、プノンペン市内の地方裁判所を訪ね、中を見学させてもらい（法廷は、大小二つの法廷がありました。）、裁判官からいろいろ説明を受けました。この裁判所には裁判官は14人おり、一人当たり刑事事件と民事事件を計100件くらい持っているとのことで、民事事件の記録も見せてもらいました。カンボディアには裁判官と検察官合わせて約170人いるとのことでした。

夜、JICAカンボディア事務所主催のレセプションが、トンレ・サップ川の日本橋を渡った所にある中華料理店「レインボー」で行われ、司法大臣、司法省幹部、日本国大使館の二等書記官、カンボディアの弁護士会長等多数の方が出席されました。

その後、私たちは、司法省幹部の方々に誘われ、プノンペン市内のレストラン「パシフィック・キス」に行きました。この店は日本のディスコに大変よく似ていて、生バンドが大音響で演奏しており、アルコールをたしなむとともに、みんなで踊りまくってしまいました。

3月8日（金）、朝食はホテル内の「メコン」でクイチャウだけにしました。

午前中、JICAカンボディア事務所にごあいさつに伺い、続いて日本国大使館を訪問して調査団の任務遂行の成果を小川大使に報告しました。

その後、時間的に余裕ができたので、プノンペン市内にある国立博物館に行きました。アンコール遺跡から発見された彫刻などが展示されており、彫刻の精密さ・巧緻さには驚きました。

昼食は、プノンペン市内のサンウェイ・ホテルにあるレストラン「サンカフェ」でバイキング料理を食べました。5人で赤ワイン1本を飲み、魚料理、肉料理、サラダなどのほか、ミルクフルーツ、ジャックフルーツという果物も食しました。バイキングであることに気を許し、またまた食べ過ぎてしまいました。5人で91ドルでした。

それから、プノンペン市内にあるツール・スレーン博物館と王宮に見学に行き、ロシア

ン・マーケットとセントラル・マーケットに買物に行きました。ツール・スレーン博物館は、ポル・ポト政権が学校の建物を監獄に使って、数多くの罪なき人々を投獄し、拷問し、処刑したという悲惨な事実を後世に伝えるため、その建物を博物館として公開しているもので、教室を改造した独房・集団房、拷問器具、殺害された人たちの写真、拷問の様子を描いた凄惨な絵などを見てきました。殺害された人のうち320人の頭蓋骨を並べてカンボディアの国土をかたどった約4メートル四方の地図も展示されており、この博物館では、人間の残酷さに心が重くなりました。しかし、ロシアン・マーケットとセントラル・マーケットでは、明るい熱気と活気が感じられ、生き生きとしたカンボディアの人たちの表情に接することができて、ほっとしました。

カンボディアは、長らく法学教育が中断され、裁判官などの法律家の多くが虐殺されるという悲惨な歴史を持っています。そのため、法整備の課題は、極めて重要である一方、多くの困難を抱えています。

しかし、カンボディア関係者との協議の場でも、新生カンボディアの民法や民事訴訟法といった基礎法を自分達の手で作りたいという意気込みがひしひしと伝わってきましたし、街の人々にも活気がありました。調査団の一員として法整備支援活動に参加し、この国の明日にかかわることができ、大変幸せに思っています。

私の印象——悲惨な歴史を持つ国だが、現在のカンボディアの人たちはとてもまじめで元気、陽気であり、この国の将来は明るいと感じました。カンボディアに幸あれ!!



(プノンペン市内にて)

(プノンペン市内の風景)



～ 国際協力の現場から ～

縁がありまして再び

国際協力専門官 田 中 正 博

このたび、坂井一郎所長、大岡玲子教官（研修2部教官）と共にタイ・ラオスに出張いたしました。

ところで、私は本来矯正職員で、2001年4月に国際協力専門官となりましたが、実は法務省に入る前に2年間バンコク日本人学校で勤務していたことがあるのです。タイに派遣されたのは偶然だったのですが、日本に帰国後、「どうしてタイに行ったの？」と何度も聞かれました。そのたびに「縁がありまして」と答えていました。今回の出張は、またまた「縁がありまして」ということになるのです。

私がいた1993年から1995年までは、タイは経済成長真っ只中でありまして、街は活気にあふれていました。建設中のビルがいたるところで見られ、大半の労働者はイサーン（タイの東北部）から来ていました。タクシーの運転手も同様にイサーン出身者がかなりいます。イサーンは、その昔ラオス王国の一部だったところで、日常はラオス語が話されているのです。

今回、タイを訪れると、なんとバンコク市内の高速道路が完成しており、この高速道路を走っていると、忘れかけていたタイの音楽や、夢にも出てきた風景が目の前に広がる感じがしました。そして、1997年の経済危機から立ち直りかけた風景が広がっています。まさに感無量とはこのことです。

実は、前回、バンコクにいるときも「コン・ラオ」（ラオス人）という言葉はよく耳にしていたのですが、これといった印象はありませんでした。しかし、今回、ラオスに行くと、これまた違った印象を受けたのです。私はラオスにも縁があったのでしょうか。

国際協力部では1998年からラオス研修を実施していますが、私にとっては2001年10月が初めてのラオス研修であり、ラオス研修員と言葉を交わすことができました。タイとラオスの言葉は非常に似ているとは聞いていたのですが、タイ語で意思疎通が可能なものですから、たちまち親しみを覚えました。懐かしい限りでした。研修員もまさかタイ語を話す職員がいるとは思わなかったのでしょうか。喜んで日頃の思いを話してくれました。通訳を使わないで話せる特権のようなものを感じたのです。

個人的なことで恐縮ですが、2001年12月に子どもが生まれ、「遼」という文字を入れて命名しました。意図して付けたわけではないのですが、「遼」とは偶然にも「ラオス」を漢字表記したときに使用する字でした。まさに、このころにラオスへの出張の話がありまして、何か運命的なものを感じました。

さて、本題の出張の印象記に入ります。タイではシリントン少年院、バンコク中央女子刑務所、ナーサリーセンターを見学しました。矯正職員といえども、外国の施設を見る機会はなかなかあるものではなく、もちろん初めての経験でした。シリントン少年院は日本の援助で建てられたものです。その名前は、日本の協力に感謝し記念とする意味で、タイ王室のシリントン王女の名前に由来します。しかし、このような国際協力の常ではありますが、2002年3月で法務省から派遣される方も最後になったということでした。坂井所長は矯正局総務課長、矯正局長時代からシリントン少年院建設に向けて関わられたとのことでした。私が感じたところは、シリントンでは少人数教育で教官はよく生徒を見ているということでした。当たり前のことではありますが、実際短い視察の間でも教官が生徒に落ちたゴミを拾うよう指示をしているのを見ると、「和やかな雰囲気」の中にもけじめのある情景として感じられました。

ナーサリーセンターは孤児院です。孤児となったのは、母親が隣の女子刑務所に収容されたからです。ここでは18名の子供たちが生活をしていました。ここにいる子どもたちは3歳までです。体は小さいのですが保母さんの言うことを良く聞いていました。

大凶教官が、母親らしい配慮で、お土産になんとおもちゃを用意しており、これを配り始めると、子供たちは整列してあいさつをして受け取っていました。どこかの国のようにふざけ合う子どもはいません。小さいころからしつけには厳しいのではないかと推察されました。厳しい中にも母親代わりとなって愛情豊かに接する保母さんの姿を垣間見ることができたのです。

訪問協議先は、法務省、検察庁、最高裁判所でしたが、特に最高裁判所長官でありますサンティ氏に福沢諭吉の「学問のすすめ」の話題を持ち出され、タイ語に翻訳して2万部発行し、学校などの機関に配ったという話を熱心にされておりました。

また、アジ研（国連アジア極東犯罪防止研修所）同窓生有志による夕食会が開かれ、法務省、検察庁といった機関で活躍されている方々がアジ研研修での思い出や日本やタイの国情について、お互い家族のように親しく話すことができ、これも国際協力の成果であろうと感じたのです。

前回、バンコクにいたころは、ラオスは田舎だという先入観を植え付けられていたせいも、当時は行く機会がありませんでした。しかし、ラオスを訪れる日がついに来ました。初めてのラオスでしたから飛行場に着くときは、期待に胸を躍らせていたのです。ラオスには国際協力部の丸山教官が調査のため滞在しており、渡邊JICA専門家と共に活動している時期でした。

ここでの訪問協議先は、司法省、検察院、最高裁判所ですが、なかでも最高裁判所長官であるカミー氏は今年2月に来日しており、坂井所長とは旧知の仲であり、会ったときからまるで親友のような対応です。また、カミー長官は、昼食会の際に、尾崎部長、工藤教官の名前を出し、大阪での思い出話に花を咲かせていました。

視察先はラオス国立大学，ヤパック小学校，シクタボン郡裁判所，ビエンチャン特別市裁判所であり，シクタボンでは実際の刑事裁判を傍聴することができました。ラオス国立大学では日本での研修に参加した若手の講師を見かけ，非常に懐かしい思いがすると同時に，活躍されている姿を見ることができ，思わず笑みがこぼれてしまいました。

出張中は多くの人に触れ合い，今後の法整備や日本の研修等の支援活動の成果などについて話しました。およそ70名に会ったのではないかと思います。短期間でこれだけの人に会うことはないでしょう。法整備支援に関わっている現場の人に会ったわけで，現場を見るという体験はとても貴重でした。反対に，彼らも日本に来て数え切れないくらいの人と会い，研修以外にも何かをつかみ，何かを感じて帰国しているのだろうと実感できた次第です。

もう来ることはしばらくないと思っておりましてタイに再び来ることができた感動，そして前は近くにいながら訪れなかったラオスで得た経験は，今後もずっと大切にしておきたいと思います。



クワイ川に架かる橋からの風景（タイ）



ナコンパトム寺院（タイ）

— 編集後記 —

- 平成14年1月に創刊したICD NEWS—Law For Development—の発刊は順調に進み、今回第3号をお届けすることになりました。

本号では、まず、法務省特別顧問三ヶ月章先生（東京大学名誉教授，元法務大臣）から「法律家の叡智結集の新たな場」と題する巻頭言をいただきました。三ヶ月先生は、ローエイシア，日本法律家協会，国際民商事法センターなどを中心に，長年にわたり国内外の法律家の相互の意見・経験の交流に尽力されておられます。御指摘の中にあるように，本誌が叡智結集の場の一つとなるよう努力したいと思っております。

- 研究報告では，ラオスとインドネシアの司法制度概要（憲法和訳を含む），そして竹内努JICA長期派遣専門家（裁判官出身）のヴェトナムにおける外国仲裁判断と外国判決の承認・執行の実情についての各報告を掲載しました。

ラオスの司法制度概要は，法務総合研究所教官による調査結果や研修時に得た情報をまとめたものです。このように詳細な情報が得られるような関係をラオスの法律家との間に築き得たことは，実に大きな成果だと思えます。

ヴェトナムで活躍中の竹内専門家の報告は，ヴェトナム現地の法律家と交流しなければ判明しない内容を多々含む貴重なものですので，是非御一読ください。

インドネシアは，これまで法整備支援の対象国であった市場経済への移行国とは趣が異なりますが，法制度上は類似点もあることが分かり，この報告は，今後の支援活動のための基礎資料として役立つことと思われます。そして，最新の憲法改正までフォローした島田弦氏のインドネシア共和国憲法和訳は他にはない貴重な資料であり，改めて御礼申し上げます。

- ヴィエトナムでは法整備，司法改革がますます進んでおります。その中で，事件の種類別に解決手続令で対処してきたものを，民事訴訟法として制定しようとしております。今回のカントリーレポートには，民事訴訟法の起草過程において，ヴィエトナムが抱える課題が端的に現れており，今後の支援において参考になるものです。

- 「国際協力の現場から」は，当所研修第二部前教官山川氏のカンボディア出張と当部田中正博専門官のタイ・ラオス出張の際の，肩の力を抜いた楽しいお話です。

- @閑話は当部山下輝年教官の作であり，お楽しみいただければ幸いです。

- 当部は，法整備支援に関する多くの新鮮な情報を皆様にできるだけ早く御提供するため，本年度もICD NEWSの定期的な発行を予定しています。また，より一層充実した情報誌としたいと考えていますので，今後とも御支援のほどよろしく願いいたします。

（国際協力専門官 外尾健一）